

令和2年度

主要施策の成果に関する説明書

令和3年度滋賀県議会定例会  
令和3年9月定例会議提出

目 次

	頁
1 知事公室部門	1
2 総合企画部門	9
3 総務部門	59
4 文化スポーツ部門	67
5 琵琶湖環境部門	107
6 健康医療福祉部門	173
7 商工観光労働部門	307
8 農政水産部門	371
9 土木交通部門	443
10 警察部門	473
11 教育部門	493

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 知事公室部門 ]

# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	該当なし
II 経 済	該当なし
III 社 会	1
IV 環 境	該当なし

### III 社 会

#### 未来を支える 多様な社会基盤

事 項 名	成 果 の 説 明													
<p>1 わかりやすく、タイムリーな広報・広聴の実施</p> <p>予 算 額      268,049,000 円</p> <p>決 算 額      265,057,787 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 広報事業</p> <p>ア 広報刊行物の発行</p> <table border="1" data-bbox="752 549 2080 762"> <tr> <td data-bbox="752 549 1077 652">(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 549 2080 652">隔月発行（年6回） 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架</td> </tr> <tr> <td data-bbox="752 652 1077 762">(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版</td> <td colspan="2" data-bbox="1077 652 2080 762">隔月発行（年6回） 各回431部（音声版268部、点字版163部） 視覚障害者等へ配布</td> </tr> </table> <p>イ 県政番組の放送</p> <table border="1" data-bbox="752 834 2080 1018"> <tr> <td data-bbox="752 834 1077 943">(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)</td> <td data-bbox="1077 834 1550 943">テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ</td> <td data-bbox="1550 834 2080 943">20分間 年間30回（隔週金曜日） 10分間 年間20回（日曜日） 5分間 年間364回（毎日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="752 943 1077 1018">(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)</td> <td data-bbox="1077 943 1550 1018">滋賀プラスワンインフォメーション</td> <td data-bbox="1550 943 2080 1018">5分間 年間24回（第2・第4金曜日）</td> </tr> </table> <p>ウ 新聞広告の掲載 6紙（朝日・毎日・読売・産経・中日・京都） 滋賀県版 記事下半5段 年3回</p> <p>エ ホームページの運営</p> <ul data-bbox="714 1198 1173 1299" style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの全体管理</li> <li>・運営支援業務を外部委託（1人常駐）</li> <li>・ウェブアクセシビリティ試験の実施</li> </ul>		(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」	隔月発行（年6回） 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架		(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版	隔月発行（年6回） 各回431部（音声版268部、点字版163部） 視覚障害者等へ配布		(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)	テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ	20分間 年間30回（隔週金曜日） 10分間 年間20回（日曜日） 5分間 年間364回（毎日）	(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)	滋賀プラスワンインフォメーション	5分間 年間24回（第2・第4金曜日）
(ア)広報誌 「滋賀プラスワン」	隔月発行（年6回） 各回484,000部 A4判16ページ カラー刷り 新聞折込による配布、公共施設・商業施設での配架													
(イ)広報誌 「滋賀プラスワン」 音声版・点字版	隔月発行（年6回） 各回431部（音声版268部、点字版163部） 視覚障害者等へ配布													
(ア)テレビ放送 (びわ湖放送)	テレビ滋賀プラスワン 手話タイムプラスワン しらしがテレビ	20分間 年間30回（隔週金曜日） 10分間 年間20回（日曜日） 5分間 年間364回（毎日）												
(イ)ラジオ放送 (エフエム滋賀)	滋賀プラスワンインフォメーション	5分間 年間24回（第2・第4金曜日）												

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>オ 滋賀の戦略的県外PR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用したニュース配信（年間30回）</li> <li>・メディアへの働きかけ</li> <li>・テレビ番組や雑誌特集記事等の誘致</li> </ul> <p>カ 新型コロナウイルス感染症対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビCM、ラジオCMの制作、放送</li> <li>・ウェブ用動画の制作、配信</li> <li>・啓発チラシの制作、配布</li> <li>・知事メッセージ動画の制作、放送</li> </ul> <p>(2) 広聴事業</p> <p>ア 県政世論調査の実施 標本数3,000人、有効回収率56.1%</p> <p>イ 県民と知事との対話事業 「こんにちは！三日月です」6回（うち2回をウェブ開催）、参加者73人 （新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数を縮減）</p> <p>ウ 知事への手紙、県民相談等 （ア）知事への手紙の受付数9,638通 （新型コロナウイルス感染症の影響により例年の約10倍に増加） （イ）県民相談の件数780件</p> <p>エ 県政モニター 定員400名、アンケート調査回数28回、年間平均回答率86.5%</p> <p>オ 青少年広報レンジャー 委嘱6名、活動回数17回 （新型コロナウイルス感染症の影響により委嘱期間を短縮）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>カ しがwebアンケート 調査実施回数8回（県内6回、県外2回） （新型コロナウイルス感染症の関連で調査回数を追加）</p> <p>キ L I N Eアンケート 調査実施回数1回 （新型コロナウイルス感染症の関連で調査を実施）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 広報事業</p> <p>広報誌、テレビ、ラジオ、ホームページのほか、ツイッターやフェイスブック等SNSを活用することにより、タイムリーに分かりやすく県政情報を情報発信することができた。</p> <p>ア 広報誌 閲読割合（県政世論調査で「読んでいる」と回答した人）が、令和元年度57.5%から令和2年度55.4%に減少した。</p> <p>イ 県政番組 テレビ滋賀プラスワンの視聴割合（県政世論調査で「見ている」と回答した人）が、令和元年度14.6%から令和2年度17.4%に増加した。</p> <p>ウ ホームページ 年間閲覧数が、令和元年度45,881,736件から令和2年度131,101,146件に増加した。</p> <p>エ 滋賀の戦略的県外PR メディア掲載件数が令和元年度2,217件（ウェブ記事2,072件、雑誌・新聞119件、テレビ26件）から2,803件（ウェブ記事2,734件、雑誌・新聞57件、テレビ12件）に増加した。</p> <p>(2) 広聴事業</p> <p>県政世論調査、県民と知事との対話事業、知事への手紙、さらにウェブやSNSを用いたアンケート等を実施したことにより、多くの県民の声を把握し、関係部局につなぐことができた。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 広報事業</p> <p>ICTの進展に伴い、世代によって情報の入手方法が異なる中、情報伝達手段の高度化・複雑化への対応や、情報が届きにくい方に対する発信を行う必要がある。また、自治体間競争が激化する中、広報に関する庁内の連携を図ることにより、効果的に滋賀の魅力等を発信していく必要がある。</p> <p>(2) 広聴事業</p> <p>より広く県民の意見・意向の収集に努めるとともに、寄せられた意見や提言等が県政に反映されるよう、庁内でのさらなる情報の共有化と活用を促していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 広報事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による県民意識の変化、情報伝達手段の高度化・複雑化、自治体間競争の激化といった社会情勢の変化に即応しながら戦略的な広報を展開するため、本県広報の基本的な方針となる「(仮称)滋賀県広報戦略」を策定し、全庁で実践していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「(仮称)滋賀県広報戦略」に基づき、県民に「届く」効果的な情報発信を戦略的に行っていく。</p> <p>(2) 広聴事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>県民と知事との対話事業や、新たな県民アンケート調査「しがwebアンケート」「LINEアンケート」等も積極的に活用し、より広い県民の声の収集に努めるとともに、ビッグデータの活用などにより、声として届きにくい県民の意向把握に努める。また、収集した県民の声を分析・可視化し、庁内に情報共有することで、速やかな施策への反映、政策判断への活用を目指す。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き県民の意向把握に努め、施策立案・政策判断への活用を目指すとともに、広報事業との連携により、応答性を備えた対話と共感による広報サイクルの構築に努める。</p> <p style="text-align: right;">(広報課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災力の向上</p> <p>予 算 額        602,866,000 円</p> <p>決 算 額        591,309,016 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危機管理機能の強化</p> <p>ア 危機管理センターの管理運営 <span style="float: right;">42,511,368円</span></p> <p>（ア）施設・設備の維持管理（消防設備、給排水設備、中央監視自動制御システム等の保守点検）</p> <p>（イ）1階諸室の県民などへの貸し出し、希望者の見学受入れ  施設1階の利用実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日） 計139件（3,711人）  来館者数（令和2年4月1日～令和3年3月31日） 計5,312人</p> <p>イ 危機管理体制の強化のための会議等の開催</p> <p>（ア）防災会議（1回）※書面開催</p> <p>（イ）地域防災監会議（1回）、危機管理員会議（2回）</p> <p>（ウ）市町防災力強化研修の実施（2件、参加者44人）</p> <p>ウ 総合防災訓練の実施 <span style="float: right;">980,000円</span></p> <p>日 時：令和2年9月20日（日）7時00分～11時00分</p> <p>場 所：東近江地域（東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町）、滋賀県庁</p> <p>参加者：約2,100人</p> <p>エ 原子力防災対策の強化 <span style="float: right;">211,017,683円</span></p> <p>（ア）地域防災計画（原子力災害対策編）の修正</p> <p>（イ）原子力防災専門会議（1回）、原子力安全対策連絡協議会（2回）の開催</p> <p>（ウ）リスクコミュニケーションの推進</p> <p>研修会・講習会の開催（参加者 計328人）</p> <p>・放射線実験教室、防災関係研修会（10回）、出前講座（4回）の開催</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(エ) 原子力防災訓練の実施</p> <p>【原子力総合防災訓練】  日 時：令和2年11月15日（日）13時00分～16時00分  場 所：高島B&amp;G海洋センター（高島市）  参加数：8 機関69人  内 容：避難中継所設置運営訓練（スクリーニング、除染方法の確認）</p> <p>【災害対策（警戒）本部事務局運営訓練・緊急時モニタリング訓練】  日 時：令和2年11月19日（木）9時00分～16時30分、令和2年11月20日（金）8時45分～16時00分  場 所：滋賀県危機管理センター、湖北合同庁舎、高島合同庁舎、長浜市内、高島市内等  参加数：36機関167人  内 容：災害対策（警戒）本部事務局運営訓練、広報訓練、緊急時モニタリング本部運営訓練、空間放射線量率測定訓練、環境試料採取訓練、環境試料分析訓練、情報伝達訓練</p> <p>(オ) 環境放射線モニタリング関連システムの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト（固定・可搬型、電子式線量計）の運用</li> <li>・モニタリングポスト（可搬型）に衛星伝送設備を追加整備（12局）</li> <li>・モニタリング情報共有システム（RAMISES）の運用</li> </ul> <p>(カ) 原子力防災ネットワークシステムの運用</p> <p>(キ) 原子力防災資機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線測定器、防護服、防護マスク等の購入</li> <li>・安定ヨウ素剤の整備</li> <li>・一時集合場所等への資機材整備</li> </ul> <p>オ 消防力の強化 <span style="float: right;">11,545,000円</span></p> <p>(ア) 地域消防組織の強化・活性化を図るため、公益財団法人滋賀県消防協会の実施する事業に対し補助</p> <p>(イ) メディカルコントロール協議会の開催（1回）※書面開催</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>カ 防災航空体制の整備 279,147,849円  ・防災ヘリコプターの運航  活動実績：救助42件、救急23件、広域応援17件、市町等との連携訓練7件、自隊訓練168件、その他26件、計283件</p> <p>キ 滋賀県地震防災プランの推進 1,071,840円  ・市町向け災害時受援計画策定に向けた説明会の開催  ・受援資機材の整備（発動発電機、リエゾンセット等）</p> <p>ク 被災者生活再建支援事業 500,000円  ・平成30年台風第21号により、住家に被害を受けた被災者を支援した高島市に対する補助</p> <p>ケ 新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策 38,550,248円  ・「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン」の策定  ・避難所運営実地研修・訓練の実施（令和2年7月28日、高島市安曇川ふれあいセンター）  ・避難所の感染症対策に必要な資機材を県有施設に備蓄（県内8箇所）  19体育館分（段ボールベッド1,634台、自立型簡易テント190組、パーティション418セット）</p> <p>(2) 自助・共助による地域防災力の向上</p> <p>ア 地域防災力の向上 312,310円  ・災害から子どもを守る研修会（1回、参加者54人）  ・消防団応援の店（県内全市町、455事業所（令和3年3月31日現在））  ・消防団についての啓発パンフレットの配布  ・自主防災組織リーダー・防災士養成講座（2回、参加者141人）  ・防災と保健・福祉の連携モデル（滋賀モデル）構築のための意見交換会の開催  （意見交換会3回、個別避難計画作成の推進に向けた取組スキームである「滋賀モデル」を構築）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p data-bbox="672 304 2060 336">イ 防災・減災意識の醸成 <span style="float: right;">5,672,718円</span></p> <p data-bbox="672 339 1151 371">(ア) 防災カフェ (11回、参加者248人)</p> <p data-bbox="672 375 1126 406">(イ) メディア連携総合防災訓練事業</p> <p data-bbox="672 410 1256 442">(ウ) 地震防災出前講座 (9回、参加者約545人)</p> <p data-bbox="672 445 1180 477">(エ) 研修・交流プログラムの作成と実施</p> <p data-bbox="672 480 1740 512">(オ) 生活防災プラットフォーム「しが防災ベース」(フェイスブックグループ)の構築</p> <p data-bbox="622 555 779 587">2 施策成果</p> <p data-bbox="645 590 2072 730">危機事案に関する様々な情報を収集・処理・分析し、関係機関で共有しつつ災害対応を行うとともに、総合防災訓練、原子力防災訓練等の訓練実施、受援資機材の整備などにより、危機管理機能の強化を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が限定的になったものの、オンラインでの各種研修会や出前講座など研修・交流プログラムを実施することにより、防災意識の高揚を図る機会を提供し、自助・共助による地域防災力の向上を推進した。</p> <p data-bbox="622 770 806 802">3 今後の課題</p> <p data-bbox="645 805 2072 911">人口減少・少子高齢化の進展、就業形態の変化などにより、地域防災を担う人材が不足しており、消防団員、防災士をはじめ、地域防災の担い手の育成を進める必要がある。また、全国各地で大規模災害が発生し、高齢者をはじめとした避難行動に支援を要する災害時要配慮者に被害が集中しており、的確な避難対策の実施が求められている。</p> <p data-bbox="622 951 913 983">4 今後の課題への対応</p> <p data-bbox="667 986 994 1018">①令和3年度における対応</p> <p data-bbox="701 1021 2072 1086">令和3年4月に危機管理室を設置し、司令塔としての情報の一元管理と対策の総合的な企画・調整機能を強化した。</p> <p data-bbox="701 1090 2072 1195">新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインも活用しながら各種研修等を開催する。また、地域防災の担い手となる防災士や避難所運営リーダーの養成に取り組むとともに、モデル地域における地区防災計画の策定支援等を通じ、地域防災力の向上を図る。</p> <p data-bbox="701 1198 2072 1264">また、高齢者や障害者など、災害時要配慮者の個別避難計画の策定が全県で進むように、モデル地域における実証を行い、横展開していく。</p> <p data-bbox="667 1303 913 1335">②次年度以降の対応</p> <p data-bbox="723 1339 1751 1370">災害対応の検証や訓練の結果を踏まえた計画・マニュアルの不断の見直しを継続する。</p> <p data-bbox="1854 1374 2060 1406" style="text-align: right;">(防災危機管理局)</p>

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 総合企画部門 ]

# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人 . . . . .	9
II 經 濟 . . . . .	17
III 社 会 . . . . .	27
IV 環 境 . . . . .	53



Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 滋賀県基本構想の推進</p> <p>予 算 額            6,267,000 円</p> <p>決 算 額            5,274,360 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀県基本構想審議会の開催  平成31年4月からの新たな滋賀県基本構想の1年目の実施状況について審議するとともに、今後の県の施策のあり方について意見交換を行った（8月17日開催）。</p> <p>(2) 滋賀県基本構想普及啓発事業  ア 基本構想タウンミーティングの開催  滋賀県基本構想に対する県民の理解を深めるとともに、多様な主体との連携・協働を促進するため、「基本構想タウンミーティング」を開催した。  タウンミーティング2回（草津会場およびオンライン開催で延べ14人が参加）</p> <p>イ 子ども若者向け情報発信調査事業  滋賀県基本構想が目指している将来の姿を、子どもに分かりやすく伝えるため、子ども向け啓発資材の調査研究を成安造形大学に委託し、製作した啓発資材を用いて、小学生に対する普及啓発を行った。</p> <p>(3) SDG sを活用した持続可能な滋賀づくり事業  ア SDG s実践創出事業  県民のSDG sの実践を促すため、「SDG sプロジェクト創出ワークショップ」を開催し、SDG sへの理解を深めるとともに、実践に向けたプロジェクトの創出に取り組んだ。  ワークショップ3回開催 延べ55人参加</p> <p>イ 「滋賀×SDG s交流会」の開催  SDG sに関心のある多様な主体がつながる場を提供することを目的として、「滋賀×SDG s交流会」を開催した（「SDG sプロジェクト創出ワークショップ」3日目と同時開催）。  2月14日開催 47人参加（ワークショップ参加者17人を含む）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 県・市町SDG s 勉強会の開催 SDG sに係る県、市町の取組について情報共有を図るため、市町担当職員を対象とした勉強会を開催した。 2回開催 延べ22人参加</p> <p>2 施策成果 滋賀県基本構想の内容や身近な生活の中での関わりについて、SDG sの考え方と関連付けながら、県民に広く発信することができた。 また、多様な主体による交流の場を提供するとともに、新たに、具体的なSDG sの実践事例の創出に向けたワークショップや市町担当職員を対象とした勉強会を開催することにより、SDG sについての理解促進や実践に向けた機運醸成を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題 引き続き、滋賀県基本構想の内容を県民に広く周知するとともに、一人ひとりの実践に繋げていく必要がある。 また、コロナ危機を経験したことによる大きな社会の変化を見据えた政策形成や多様な主体との連携・協働を着実に推進することが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 令和4年度の次期滋賀県基本構想実施計画策定に向け、施策の方向性を探るための県民との対話の場を設定するほか、成安造形大学と連携して作成した子ども向け啓発資材を活用し、小学生をはじめとする将来世代への滋賀県基本構想の内容の普及啓発に取り組む。 また、国や他のSDG s未来都市とも連携しつつ、SDG sに関する県の取組を更に情報発信していくとともに、県民のSDG s実践に向けた取組を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 コロナ危機を経験したことによる社会変化を見据えた政策形成と多様な主体との連携・協働により、基本構想を推進していくとともに、引き続き、「変わる滋賀」の実現に向け、自ら行動する県民の裾野拡大や実践に向けた取組を進める。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 県民の社会貢献活動の促進</p> <p>予 算 額      48,624,000 円</p> <p>決 算 額      48,435,095 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進</p> <p>ア 特定非営利活動促進法および特定非営利活動促進法施行条例の運用</p> <p>(ア) 特定非営利活動法人設立認証      16件</p> <p>(イ) 特定非営利活動法人定款変更認証      30件      (参考)</p> <p>(ウ) 特定非営利活動法人の合併認証      0件      令和2年度末法人数 589 法人</p> <p>(エ) 特定非営利活動法人の認証取消      7件</p> <p>(オ) 特定非営利活動法人認定      1件</p> <p>(カ) 特定非営利活動法人特例認定      0件</p> <p>(キ) 特定非営利活動法人条例個別指定      1件</p> <p>イ 多様な主体との協働推進</p> <p>(ア) 県、企業、NPO等が様々な取組等の情報発信を行うことが可能なウェブサイト「協働ネットしが」の運用 アクセス数 90,912 件</p> <p>(イ) 企業等との包括的連携協定の締結に基づく連携の実施      新規締結 5件、全取組項目 227 項目</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業      45,152,438 円</p> <p>ア (公財) 淡海文化振興財団運営事業費補助金の交付</p> <p>(ア) 情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交流誌「おうみネット」の発行      年3回発行 10,000部/回</li> <li>・未来ファンドおうみ通信の発行      年4回発行 2,300部/回</li> <li>・メールマガジン「おうみネットe～マガジン」の配信      配信回数 36回 読者数 895 人</li> <li>・ウェブサイト・ブログによる情報発信      ホームページアクセス数 53,123 件</li> </ul> <p>(イ) 組織基盤強化事業・市民活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務      来訪22件 電話・メール24件 訪問面談25回</li> <li>・NPO向け講座      開催回数 3回 参加者数 30人</li> </ul> <p>(ウ) 人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おうみ未来塾のカリキュラムの見直し、コロナ後の地域人材育成のあり方を検討（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、おうみ未来塾の第16期生募集を延期）</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(エ) 未来ファンドおうみ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おうみNPO活動基金」、「びわこ市民活動応援基金」、「びわ湖の日基金」、「積水化成品基金」、「笑顔あふれるコープしが基金」、「ナカザワNEOフレンドシップ基金」、「げんさん食育NPO基金」、「湖国文学活動応援むらさき基金」および「びわ湖源流の木遣い応援もえぎ基金」助成事業 助成団体数 12 団体</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱える人々の支援に取り組むため「淡海いのちをささえる困窮者支援基金」の創出 助成団体数 1 団体</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進</p> <p>ア 県民の主体的な活動の支援を行い、16法人について設立を認証するとともに、認定および条例指定を各々1法人について行った。また、事業報告書を提出しない7法人について認証取消を行い、NPO法人に対する信頼性の向上を図った。</p> <p>イ 企業等との包括的連携協定の締結により、企業等のネットワークやノウハウを活用した連携を実施した。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業 (公財)淡海文化振興財団の運営に必要な支援を行い、社会貢献活動に関する情報提供や基金事業により、NPO法人の基盤強化につながった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進 NPO法人の指導監督や相談対応を適切に行い、NPO法人の活動基盤の強化を図る必要がある。また、認定制度や条例個別指定制度により、NPO法人への寄附を促し、財政基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業 新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民活動に大きな影響を及ぼしており、コロナ禍における市民活動を今後どのように展開していくのか、その支援を財団や他の団体等と連携して取り組んで行く必要がある。財団は引き続き、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直しに適宜取り組むとともに、一層の自主財源の確保に努める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 県民活動支援の総合推進</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア ウェブサイト「協働ネットしが」を活用し、NPO法人に関する情報の共有化と情報発信に取り組み、活動の活性化を図っている。さらに、認定NPO法人等への寄附について、多くの人が関心を寄せて寄附につながるよう情報発信を工夫していく。</p> <p>イ NPO法人の事業報告書等の公表や、事業報告書を提出しないNPO法人に対しての設立認証の取消し等の処分を行うことで、NPO法人の信頼性向上を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア NPO法人は、組織基盤が脆弱で、人材面、資金面および情報発信面での課題を抱える法人が多いことから、引き続き情報の共有化と情報発信に取り組み、活動の活性化を図る。</p> <p>イ NPO法人の活動基盤強化を図るため、他団体と連携して個別相談に対応する。</p> <p>(2) 淡海ネットワークセンター支援事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>財団においては、「未来ファンドおうみ」助成金事業などの実施のため、寄附の受入れに向けた企業等への訪問活動や、NPO活動団体への「社会的成果（インパクト）評価」手法の普及を図っている。</p> <p>また、「おうみ未来塾」については、コロナ後の地域人材育成のあり方を検討し、第16期生の募集を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>事業成果を可視化するとともに、事業見直しに取り組み、コロナ禍における市民活動への支援について、他の団体等と連携して取り組んで行くよう財団に対し、助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 公文書の適正な管理・活用</p> <p>予 算 額        26,618,000 円</p> <p>決 算 額        26,265,054 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理  令和2年4月1日に滋賀県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）が施行されたことに伴い、職員による同条例に基づく適正な公文書管理が徹底されるよう、階層・役割別の研修資料を作成するとともに周知を行った（所属長向け、文書取扱主任者向け、一般職員向け、新規採用職員向けの各資料を作成）。</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用</p> <p>ア 公文書館の開館  令和2年4月1日に、本庁舎内に県立公文書館を開館した。</p> <p>イ 歴史的に重要な公文書の公文書館への移管の実施  令和2年度からの公文書館の設置および公文書管理条例の施行により、保存期間が満了した現用公文書のうち歴史的な価値を有するもの（歴史公文書等）を公文書館に移管して永久に保存する仕組みが整備されたことを受け、次の事業を実施した。</p> <p>(ア) 附属機関の意見を聴いて具体的な選別手法を決定するとともに、本庁文書庫に歴史公文書等の専用区画を設けた。</p> <p>(イ) 令和元年度末で保存期間が満了した全ての公文書等を対象として選別を行い、歴史公文書等の公文書館への移管を実施した。</p> <p>令和2年度追加資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度末保存期間満了文書等 6,184 冊</li> <li>・民間からの寄贈文書 1 点</li> <li>・行政資料（冊子等） 34 点</li> </ul> <p>ウ 公文書館の運営</p> <p>(ア) 所蔵資料の効率的な整理・管理および利用者の利便性向上のため、次の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史公文書管理システム（公文書館ホームページ、データベース機能等）の導入</li> <li>・所蔵資料の文書目録（インターネット上で検索できる目録）の整備</li> <li>・デジタルアーカイブ（インターネット上で一部の所蔵資料の画像を閲覧できる機能）の整備</li> </ul> <p>(イ) 公文書館の認知度および県民等の歴史公文書等への関心を高めるため、次の普及事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展示の開催（「感染症との闘いの歴史」など計4回）</li> <li>・情報紙「滋賀のアーカイブズ」の発行（2回）</li> </ul> <p>(ウ) 閲覧、レファレンス等の利用者数 延べ 1,673人（開館初年度）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理 新条例の運用に関し、職員に対して職階に応じた必要な対応等の周知を行うことができた。</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用 選別から移管に至る具体的な方法を決定し実施したことにより、今後、制度的に歴史公文書等の移管が行えるようになった。令和2年度においては6,184冊と35点の資料を公文書館の管理に移し、新たに公の施設としての利用に供することができた。</p> <p>また、歴史公文書管理システムの導入や企画展示の報道等により、インターネットを利用した利便性の向上や公文書館が保有する歴史公文書への県民等の関心を高めることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 683 1850 746"> <thead> <tr> <th>県立公文書館の年間利用者数 (開館準備)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>令4</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,673人</td> <td>2,000人</td> <td>3,000人</td> <td>3,000人</td> <td>55.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理 全ての職員が新たな条例に沿った公文書の適正な管理を行えるよう、引き続き、集合研修に代わる方法を取り入れながら運用等の内容を職員に対し周知徹底する必要がある。</p> <p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用 特定歴史公文書の更なる利用促進を図るため、公文書館の認知度の向上、非来館型の利用拡大を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 現用公文書の適正な管理</p> <p>①令和3年度における対応 公文書管理条例の運用等の内容を職員に周知徹底するため、引き続き、職階別の研修や説明等を随時実施するとともに、現用公文書の管理に係るコンプライアンスに関する職員のセルフチェックを通じて、現用公文書の適正な管理を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、現用公文書の管理に係る職員のセルフチェックを通じて、現用公文書の適正な管理を確保する。</p>	県立公文書館の年間利用者数 (開館準備)	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率			1,673人	2,000人	3,000人	3,000人	55.8%
県立公文書館の年間利用者数 (開館準備)	令元	令2	令3	令4	目標値	達成率									
		1,673人	2,000人	3,000人	3,000人	55.8%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 特定歴史公文書等の保存・活用</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>県立公文書館において、引き続き、特定歴史公文書等の閲覧対応や企画展示の実施・広報等を行うほか、インターネットを通じた利用の拡大を図るため、検索用目録やデジタルアーカイブ等のサービスを拡充する。併せて、教育機関での活用等に向けた連携を進めることにより、特定歴史公文書等のより幅広い活用を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>県立公文書館において、引き続き、特定歴史公文書等の閲覧対応や企画展示の実施・広報等を行うほか、インターネットを通じた利用の拡大を図るため、検索用目録やデジタルアーカイブ等のサービスを拡充する。併せて、図書館、博物館その他の施設や教育機関での活用等に向けた連携を進めることにより、特定歴史公文書等のより幅広い活用を図る。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>



## II 経 済

### 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 高等教育の充実</p> <p>予 算 額 5,918,000 円</p> <p>決 算 額 5,140,358 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 大学等連携推進事業</p> <p>ア 環びわ湖大学連携推進事業 県内14大学等、6市と滋賀県、滋賀経済同友会を構成員とする（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムが行う各種連携事業に対して、その経費の一部を負担した。</p> <p>(ア) 大学地域連携事業 ・15テーマの地域課題について、6大学と県および5市が連携して、課題解決に向けた取組を提案。</p> <p>(イ) 学生支援事業 ・各大学等におけるSDGs関連事業の実施および発信を行い、また大学間連携イベントにおける発表を実施。</p> <p>(ウ) 就職支援事業 ・県内企業による合同企業説明会を開催。参加企業総数 241社 参加学生等総数 447人 ・県内大学就職・進路担当者として県内企業人事担当者との情報交換会を開催。参加企業総数 20社</p> <p>(エ) 単位互換事業 ・新型コロナウイルス感染症に伴う対応として、実施を見送った。</p> <p>イ 大学連携政策研究事業 「県内大学等におけるリカレント教育振興のための政策研究事業」として、県内大学等におけるリカレント教育の振興に向け、前年度の基礎的な研究（現状と課題の分析）をもとに、社会ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発を行った。</p> <p>ウ 県内大学学生等SDGs活動支援事業 県内大学等の学生が主体となって取り組むSDGsの普及促進に向けた事業に対して支援を行った。 2大学・4事業</p> <p>エ 環びわ湖大学・地域コンソーシアムSDGs活動支援事業 （一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムに加盟する複数大学の学生が一体的に取り組むSDGsの情報発信および交流推進に係る事業に対して補助し、大学の垣根を越えたSDGsの普及促進を支援した。 情報発信：県内のSDGs実践事例を紹介する冊子およびマップを制作。 交流推進：立命館大学および滋賀県立大学のイベントにおける交流と事例発表を実施。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業  滋賀県の高等専門人材育成機関の設置に向け、庁内検討会での課題整理を行うとともに、企業ニーズ把握のためのアンケート調査、経済団体を交えたシンポジウムを実施し、これまでの検討経過を「中間まとめ2020」として取りまとめた。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 大学等連携推進事業</p> <p>ア 環びわ湖大学連携推進事業  (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアムを通じて、県内大学等の連携を深め、大学等、学生、企業および地域住民等がともに地域課題の解決や活性化に向けた取組を検討し、実施することができた。</p> <p>イ 大学連携政策研究事業  (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアムが有するシンクタンク機能を活用し、大学等によるリカレント教育を促進していく上で参考となるプログラム開発を行った。</p> <p>ウ 県内大学学生等SDG s 活動支援事業  SDG s の普及啓発および達成に向けた取組に対して支援を行い、学生および地域住民等がSDG s について理解を深め、行動につなげることができた。</p> <p>エ 環びわ湖大学・地域コンソーシアムSDG s 活動支援事業  SDG s 紹介冊子およびSDG s マップの制作や、県内大学のイベント等における学生の情報発信に対して支援を行い、大学の垣根を越えた学生同士の交流とSDG s の啓発につなげることができた。</p> <p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業  「専門の力」「実践の力」「価値創造の力」を持つ高等専門人材を育む最も有効な教育機関として、今後の検討の方向性を高等専門学校に絞り込むことができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 大学等連携推進事業  (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアムへの支援などを通じ、更に大学連携による地域活性化を積極的に進める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業  令和の時代の新たな高等専門学校の姿を描くため、育成すべき人材、学科・カリキュラム編成、設置・運営に求められる設備や費用の整理、産業界との共創など、更に具体的な検討を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 大学等連携推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  地域でのパートナーシップ推進のための政策研究を（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムに委託し、地域の「知」の拠点としての大学等の特徴や強みを活かした機能強化等を推進する。  また、次世代を担う若者が、大学等の枠を越えて一体的にSDGsに取り組む活動を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応  大学等が、（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアムを通じて連携を強化し、地域課題解決等を通じた地域社会への貢献が進むよう、引き続きコンソーシアムの活動を支援する。</p> <p>(2) 高等専門人材育成機関設置検討事業</p> <p>①令和3年度における対応  有識者懇話会での意見、専門コンサルタントの支援、入学者ニーズや採用ニーズ把握のための調査などを踏まえ高等専門学校設置に向けた具体的な項目の検討を行い、年度内に「構想骨子」として取りまとめる。</p> <p>②次年度以降の対応  構想骨子をもとに検討をより具体化させ、令和の時代の新たな高等専門学校の「構想」を取りまとめる。</p> <p style="text-align: right;">（企画調整課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 首都圏における滋賀の魅力発信</p> <p>予 算 額        5,249,000 円</p> <p>決 算 額        4,630,992 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 首都圏ネットワーク活用事業  首都圏において、本県ゆかりの人や企業、店舗等との多様なネットワークの拡充・強化を図りながら様々な取組を実施するとともに、各種情報媒体を活用した情報発信により、滋賀の認知度向上を図った。</p> <p>ア 首都圏から滋賀を応援する取組</p> <p>(ア) 本県ゆかりの企業・店舗等との連携  定期的な情報提供等により滋賀ゆかりの企業、店舗等との関係構築を図った結果、本県のPRなどの取組において支援を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県PR資材の設置（160箇所）</li> <li>・イベントへの積極的参加による情報発信（神宮外苑「絆の森 森の職人展」への参加等）</li> <li>・県内公立図書館・特別支援学校に対する絵本等電子書籍の寄付</li> </ul> <p>(イ) 滋賀応援コミュニティの構築  首都圏に居住する滋賀県出身者や滋賀県に関心がある人などを掘り起こし、今後滋賀にかかわる活動につなげる「滋賀応援コミュニティ」を、SNSを活用して新たに立ち上げるとともに、コミュニティ構成員を対象としたオンラインによるワークショップを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ参加者数：153人</li> <li>・ワークショップ開催数：4回（延べ75人参加）</li> </ul> <p>イ 首都圏において滋賀を発信する取組</p> <p>(ア) 情報誌を活用した情報発信  情報誌の特集記事において、首都圏における滋賀ゆかりの地や滋賀の産品に触れることができる店舗などを「東京で出会う滋賀」として紹介するとともに、県内観光地等のPRも行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「月刊江戸楽」2021年3月号（2月20日発行）に特集記事を掲載</li> <li>・掲載記事を小冊子として印刷し、広報資材として活用</li> </ul> <p>(イ) SNSを活用した情報発信  FacebookなどのSNSを活用して、本県に関する様々な情報を発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発信回数：135回</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>従来の滋賀ゆかりの企業や店舗等との関係構築に加え、「滋賀応援コミュニティ」を立ち上げたことにより、首都圏におけるネットワークの拡充・強化の面において新たな展開を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏におけるイベントの開催等が大きく制約を受ける中、情報誌やSNSを活用しながら、滋賀の魅力を積極的かつ幅広く発信することにより、滋賀の認知度向上につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>首都圏における関係人口の創出を目指し、滋賀の認知度を一層向上させていくため、更なるネットワークの拡充・強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な制約を受ける中、「ここ滋賀」との連携の下、より効果的な手段を模索しながら情報発信を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、滋賀ゆかりの企業への訪問や各種交流会の開催、滋賀応援コミュニティの拡充などを通して、ネットワークの更なる拡充・強化を図るとともに、滋賀ゆかりの地域や企業等の協力を得ながら、より効果的なイベントの実施などを通して、首都圏における滋賀の魅力発信に取り組んでいくことにより、首都圏における滋賀ファンや関係人口の創出を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、様々な機会を活用し、首都圏における人・企業ネットワークの拡充・強化を図るとともに、「ここ滋賀」との緊密な連携を図りながら、より効果的な情報発信の手法を検討し、滋賀の魅力発信に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 新しいエネルギー社会づくりに向けたエネルギー政策の推進</p> <p>予 算 額 128,650,000 円</p> <p>決 算 額 127,511,964 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業  地域主導による再生可能エネルギーの導入促進等を図るため、セミナーの開催等により、事業化に向けて取り組もうとする個人や企業・団体等へ情報発信するとともに、新しいエネルギー社会の実現に向けた機運の醸成を図った。</p> <p>ア 新しいエネルギー社会づくり関連セミナー（県民向けセミナー） 参加者数：53名</p> <p>イ しが水素エネルギー研究会2021キックオフセミナー 参加者数：76名</p> <p>ウ 県市町エネルギー研究会 開催回数：1回</p> <p>エ 「しがエネルギームーブメント！」による啓発 動画制作：4本  動画視聴回数：26,948回（令和3年3月31日現在）</p> <p>オ ビジョン改定調査業務委託</p> <p>(2) スマート・エコハウス普及促進事業  家庭における創エネ・省エネ・スマート化を促進するため、（公財）淡海環境保全財団を通して、個人用既築住宅におけるスマート・エコ製品（太陽光発電システム、蓄電池、高効率給湯器等）の設置に対して助成を行った。  補助金額 53,300,289円 補助件数 856件</p> <p>(3) 省エネルギー推進加速化事業</p> <p>ア 省エネ診断支援事業  事業所における計画的な省エネ行動を支援するため、（公財）滋賀県産業支援プラザが行う省エネ診断のための専門家派遣に対して助成を行った。  補助金額 13,563,248円 診断支援件数 79件</p> <p>イ 省エネ設備導入加速化事業  事業所における計画的な省エネ行動を支援するため、中小企業者等が実施した温室効果ガスの排出抑制に資する設備改修に対して助成を行った。  補助金額 33,942,000円 補助件数 42件</p> <p>(4) 分散型エネルギーシステム導入加速化事業  事業所における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、中小企業者等が実施した再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーシステムの設備導入に対して助成を行った。  補助金額 7,629,000円 補助件数 8件</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 地域エネルギー活動支援事業  新しいエネルギー社会の実現に向けて、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動に対して助成を行った。  補助金額 765,000円 補助件数 2件</p> <p>(6) スマートコミュニティ検討支援事業  地域の特性に応じた効率的なエネルギー利用を図る分散型エネルギーシステムを構築することにより、災害等のリスクに強い安全・安心な社会や低炭素な社会の実現、地域内経済循環につなげるため、再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの構築に向けた取組に対して助成を行った。  補助金額 4,539,000円 補助件数 1件</p> <p>(7) エネルギー活用型地域活性化プロジェクト支援事業  地域の活性化や課題解決等に向けた地域内経済循環を促進するため、民間事業者による再生可能エネルギーを活用したプロジェクトの推進に資する再エネ設備の導入に対して助成を行った。  補助金額 4,000,000円 補助件数 1件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業  県民向け各種セミナーの開催や動画「しがエネルギームーブメント！」の活用等により、事業化に向け取り組もうとする個人や企業・団体等への情報発信および交流機会の拡大につながった。</p> <p>(2) スマート・エコハウス普及促進事業  太陽光発電システムをはじめ、2019年11月からの固定価格買取期間の順次満了を迎え、自家消費のための蓄電池等の自立分散型エネルギーシステムの導入が進み、自家消費型モデルの普及につながった。</p> <p>(3) 省エネルギー推進加速化事業  中小企業者等の計画的な省エネを進めるため、診断から設備導入まで切れ目のない支援を行い、エネルギー使用量の削減、温室効果ガスの排出抑制につながった。</p> <p>(4) 分散型エネルギーシステム導入加速化事業  中小企業者等による再生可能エネルギー等の導入を促進するため、設備の導入に対して支援を行い、再生可能エネルギーの利用拡大に伴う温室効果ガスの排出抑制、災害時における代替エネルギーの確保につながった。</p> <p>(5) 地域エネルギー活動支援事業  地域団体等の主体的な活動を通じて、地域における再生可能エネルギー導入や省エネ推進に向けた意識の醸成につながった。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																								
	<p>(6) スマートコミュニティ検討支援事業            湖南省内における電力供給において、点在する防災拠点を面的にカバーできるよう、電気自動車（EV）を電力輸送の手段として位置付け、コストと効果の最適化により、エネルギー拠点を最適配置するスマートコミュニティ構想の立案につながった。</p> <p>(7) エネルギー活用型地域活性化プロジェクト支援事業            未利用地を活用した自家消費型太陽光発電による全自動水耕栽培の取組を支援し、地域活性化や課題解決に向けた地域内経済循環の促進に資する先導的な取組モデルの形成につながった。</p> <p>目標とする指標（しがエネルギービジョン（2020年度））</p> <table border="1" data-bbox="705 622 2072 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>平29</th> <th>平30</th> <th>令元</th> <th>令2目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・電力消費量削減（2014年度比）</td> <td>△2.4% (△3.6億kWh)</td> <td>△4.5% (△6.7億kWh)</td> <td>△3.4% (△5.0億kWh)</td> <td>△4% (△5.9億kWh)</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>・再生可能エネルギー導入</td> <td>67.3万kW</td> <td>73.7万kW</td> <td>82.2万kW</td> <td>113.3万kW</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>・天然ガスコージェネレーション・ 燃料電池導入</td> <td>19.3万kW</td> <td>22.8万kW</td> <td>25.0万kW</td> <td>28.6万kW</td> <td>87%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業            新しいエネルギー社会づくりに向け、県民総ぐるみで連携・協力しながら取組を展開していくため、各種施策の「見える化」を進め、更なる浸透を図っていく必要がある。            セミナー等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要がある。            「しがエネルギービジョン」が策定から5年を経過しており、この間の社会情勢や国等の動向を踏まえ、改定を進める必要がある。</p> <p>(2) スマート・エコハウス普及促進事業            固定価格買取制度（FIT）の買取価格の低下に伴い、太陽光発電システムの導入件数は鈍化傾向にあることから、卒FITを見据え、蓄電池、高効率給湯器等の導入を促進するなど自家消費型モデルを普及するための効果的な支援策を検討する必要がある。</p>		平29	平30	令元	令2目標値	達成率	・電力消費量削減（2014年度比）	△2.4% (△3.6億kWh)	△4.5% (△6.7億kWh)	△3.4% (△5.0億kWh)	△4% (△5.9億kWh)	85%	・再生可能エネルギー導入	67.3万kW	73.7万kW	82.2万kW	113.3万kW	73%	・天然ガスコージェネレーション・ 燃料電池導入	19.3万kW	22.8万kW	25.0万kW	28.6万kW	87%
	平29	平30	令元	令2目標値	達成率																				
・電力消費量削減（2014年度比）	△2.4% (△3.6億kWh)	△4.5% (△6.7億kWh)	△3.4% (△5.0億kWh)	△4% (△5.9億kWh)	85%																				
・再生可能エネルギー導入	67.3万kW	73.7万kW	82.2万kW	113.3万kW	73%																				
・天然ガスコージェネレーション・ 燃料電池導入	19.3万kW	22.8万kW	25.0万kW	28.6万kW	87%																				



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 省エネルギー推進加速化事業  制度はもとより、施策がもたらす効果や導入事例の周知に努めることで、一層の制度利用を促すとともに、中小企業者等の省エネ行動が一過性のものとならないよう持続的な取組を促す必要がある。</p> <p>(4) 分散型エネルギーシステム導入加速化事業  近年多発する大規模災害等のリスクに対応するため、引き続き中小企業者等の代替エネルギーとなり得る再生可能エネルギー等の導入促進を図る必要がある。</p> <p>(5) 地域エネルギー活動支援事業  地域における再生可能エネルギー導入等の機運は高まりつつあるものの、実際の活動は一部の地域にとどまっておき、他地域への広がりまでには至っていないことから、こうした活動をより多くの県民に紹介し、地域と連携した取組を一層強化する必要がある。</p> <p>(6) スマートコミュニティ検討支援事業  地域の取組が促進されるよう、先導的な取組モデルの県内他地域への波及展開を図る必要がある。</p> <p>(7) エネルギー活用型地域活性化プロジェクト支援事業  地域の取組が促進されるよう、形成した先導的な取組モデルの県内他地域への波及展開を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 新しいエネルギー社会づくり総合推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  県民向けのセミナー等の開催と併せ、動画「しがエネルギームーブメント！」等のコンテンツを活用しながら、引き続き各種施策の浸透を図っていく。  セミナー等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催方法等を検討する。  気候変動への対応を成長の機会と捉える観点から、「エネルギー政策」と「温暖化対策」を一体的かつ効果的・効率的に進めるため、「しがエネルギービジョン」と「低炭素社会づくり推進計画」を一本化して改定する。</p> <p>②次年度以降の対応  昨年1月に宣言した“しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ”の実現に向け、引き続き各種施策の浸透を図っていく。</p> <p>(2) スマート・エコハウス普及促進事業</p> <p>①令和3年度における対応  ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に向けて、補助要件を見直し、より効果的な支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、太陽光発電単体だけでなく、自家消費型モデルの普及に向けて、より効果的な支援策を検討していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 省エネルギー推進加速化事業</p> <p>①令和3年度における対応        専門家による省エネ診断の実施から省エネ・再エネ設備の整備までをワンストップで支援する。</p> <p>②次年度以降の対応        引き続き、施策がもたらす効果や導入事例の周知に努め、持続的な中小企業者等の取組を支援していく。</p> <p>(4) 分散型エネルギーシステム導入加速化事業</p> <p>①令和3年度における対応        専門家による省エネ診断の実施から省エネ・再エネ設備の整備までをワンストップで支援する。</p> <p>②次年度以降の対応        引き続き、施策がもたらす効果や導入事例の周知に努め、持続的な中小企業者等の取組を支援していく。</p> <p>(5) 地域エネルギー活動支援事業</p> <p>①令和3年度における対応        引き続き、地域団体等への支援を継続するとともに、動画「しがエネルギームーブメント！」による周知を図るなど、県内における地域エネルギー活動の促進を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応        上記①に同じ</p> <p>(6) スマートコミュニティ検討支援事業</p> <p>①令和3年度における対応        先導的な取組モデルの県内他地域への波及展開や新たな取組モデルの掘り起こしを図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応        上記①に同じ</p> <p>(7) エネルギー活用型地域活性化プロジェクト支援事業</p> <p>①令和3年度における対応        形成した先導的な取組モデルの県内他地域への波及展開や新たな取組モデルの掘り起こしを図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応        上記①に同じ</p> <p style="text-align: right;">(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明						
	<p>ウ 中部圏開発整備対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部圏知事会議において、新型コロナウイルス感染症対策および地方行政に関する課題について協議するとともに、国に対し提言を行った。また、中部圏開発整備地方協議会において、社会資本整備に関する提案を行った。</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>中部圏知事会議</td> <td>5月18日（WEB開催）</td> <td>17項目の提言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月20日（WEB開催）</td> <td>17項目の提言</td> </tr> </table> <p>エ 近隣府県連携推進費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県・福井県知事懇談会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策について意見交換を行うとともに、広域観光、生物多様性保全等4つの項目における連携促進について合意した。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">滋賀県・福井県知事懇談会 7月30日（福井県で開催）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 関西広域連合への参画と取組の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">構成府県等と連携した防災訓練、獣害対策、京滋ドクターヘリの安定運航等を実施するなど、広域防災や広域環境保全などの分野において、広域的課題に対する取組を効果的かつ着実に進めることができた。</p> <p>(2) 広域行政の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">全国知事会、近畿ブロック知事会、中部圏知事会等を通じて、本県の抱える諸課題について、国に対し、提案、提言等を効果的に行うことができた。</p> <p>(3) 広域連携による新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">新型コロナウイルス感染症対策について、医療物資等の調達や広域での患者受入、府県をまたぐ往来の制限や国に対する提言活動について、大きな成果が得られた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p style="margin-left: 20px;">関西広域連合や全国知事会、各知事会においては、県民益の確保につながるよう、本県の提案・主張を適時適切に行うとともに、中部圏・北陸圏との広域連携については、「広域連携推進の指針」を踏まえ、効果的・効率的な連携を行っていく必要がある。</p>	中部圏知事会議	5月18日（WEB開催）	17項目の提言		10月20日（WEB開催）	17項目の提言
中部圏知事会議	5月18日（WEB開催）	17項目の提言					
	10月20日（WEB開催）	17項目の提言					

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>関西広域連合の取組を着実に推進するとともに、県民益の確保につながるよう、本県の提案・主張を行う。また、中部圏・北陸圏との連携については、既存のプラットフォームの中で実施してきた事業の見直しを行うなど、より効果的・効率的な連携を進める。引き続き、圏域にとられない課題ごとの広域連携についても進める。</p> <p>岐阜県との知事懇談会を通じて、両県の好事例や課題の共有を図るとともに、連携した事業の実施等につなげる。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、関西広域連合や全国知事会、各知事会の活用や隣県との連携により、効果的・効率的に本県の抱える諸課題の解決を図っていく。</p> <p>「広域連携推進の指針」の計画期間が令和4年度末までとなっていることから、前回策定時からの状況・情勢の変化を踏まえ、令和5年度の指針策定に向けた検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">(企画調整課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 多文化共生を目指す</p> <p>予 算 額            28,477,000 円</p> <p>決 算 額            27,607,720 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p>ア 多文化共生地域人材等育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい日本語講座（オンライン開催） 令和2年11月11日 参加者：23人</li> <li>・災害時外国人サポーター養成講座（オンライン開催） 令和3年2月6日 参加者：33人</li> </ul> <p>イ 多文化共生推進事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談窓口の運営 対応言語：12言語（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語、他） 相談件数：1,603件</li> <li>・多言語による情報提供 外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行：年4回、10言語、1回につき20,000部（全言語合計）</li> <li>・みみタロウキャラバン隊派遣事業 活動回数169回 多言語情報資料配布数2,425部</li> </ul> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症多言語翻訳業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳言語：8言語 （ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、ベトナム語、中国語、韓国語、インドネシア語）</li> <li>・成果物ページ数（全言語合計）：40,741頁</li> </ul> <p>エ 外国人県民等生活支援事業補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する外国人県民等を対象に含む、生活支援事業を実施する団体に対して補助金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額306,395円 補助件数2件</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p>ア 多文化共生地域人材等育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語が十分に理解できない外国人にとっても分かりやすい「やさしい日本語」の活用方法の普及を図り、地域において「やさしい日本語」での情報伝達やコミュニケーションを実践できる人材を育成した。</li> <li>・災害時の外国人支援を行うサポーター（ボランティア）の育成を行い、新たに10人の登録につながった。</li> </ul> <p>イ 多文化共生推進事業補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症をはじめとする、1,603件の相談に対応するとともに、多言語での感染症予防関連の情報、各種生活支援に関する情報等の提供を通じて、外国人県民等が抱える問題の解決や不安の払拭につなげた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="728 699 1809 762"> <tr> <td>・外国人相談窓口での支援件数</td> <td>平30（基準）</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>789件</td> <td>950件</td> <td>1,603件</td> <td>790件</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症多言語翻訳業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に係る情報、県民向けお知らせ、各種支援制度などの情報を多言語化し、（公財）滋賀県国際協会のHP等を通して情報発信を行った。HPでは、22,579人の外国語ユーザーに情報を届けることができた。</li> </ul> <p>エ 外国人県民等生活支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民等への食糧提供事業を実施した2団体の活動を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活が不安定な状況にある外国人県民等291人を支援した。</li> </ul> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響が生活全般におよぶ中、労働、社会保障、医療、教育等の分野において、多くの主体と連携・協働し、部局を越えて対応していく必要がある。</li> <li>・災害発生時に日本語が十分に理解できない外国人県民等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識・意識向上のための取組や、やさしい日本語や多言語による情報提供などの外国人支援活動を行うボランティアの確保・育成を進めていく必要がある。</li> </ul>	・外国人相談窓口での支援件数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率		789件	950件	1,603件	790件	100%
・外国人相談窓口での支援件数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率								
	789件	950件	1,603件	790件	100%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 多文化共生推進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「しが外国人相談センター」において、新型コロナウイルス感染症に関する相談など、外国人県民等からの様々な相談に12言語で対応するとともに、多言語での情報提供を行う。</li><li>・災害時に外国人支援に協力するサポーター養成のための講座や情報伝達訓練を実施し、ボランティアの確保・育成に取り組む。</li></ul> <p>②次年度以降の対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえながら、引き続き、「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」に基づき、関係部局や多様な主体との連携の下、実効性のある施策展開を図る。</p> <p style="text-align: right;">(国際課)</p>





事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 土地利用推進事業  滋賀県国土利用計画および土地利用基本計画は土地利用に関する上位計画であるため、県の各個別計画が両計画を基本として運用されるよう、引き続きその適正な管理運営に努める必要がある。  また、大規模開発は、地域の環境保全、住民の生活環境等の様々な面に影響をもたらすため、引き続き、県土の適正な利用が行われるよう指導調整に努める必要がある。</p> <p>(2) 地価対策推進事業  地価動向を把握し、情報提供することについては、それが土地取引の指標等となることから、引き続き行う必要がある。また、市町における事務の円滑な実施のための支援についても、引き続き行っていく。</p> <p>(3) 国土調査事業  引き続き、地籍調査の進捗率の向上を図るため、地籍調査の認知度の向上、休止市の解消、防災対策事業としての位置付け、災害リスクの高い地域の優先実施、国土調査法第19条第5項に基づく指定の促進等の取組を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 土地利用推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  第五次滋賀県国土利用計画の進捗状況の把握に努めるとともに、各個別規制法に基づく諸計画の変更に先行する土地利用基本計画図の変更手続きを厳格に行う。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、県国土利用計画および土地利用基本計画の適正な管理運営に努める。</p> <p>(2) 地価対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  地価調査の実施により、土地取引の指標等となる情報を提供するほか、国土利用計画法に基づく届出事務の処理等のために市町が要する経費に対して、土地利用規制等対策費交付金を交付し、当該事務の円滑な実施に努める。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、地価調査の実施による情報提供や、土地利用規制等対策費交付金の交付による届出事務の円滑な実施に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 国土調査事業</p> <p>①令和3年度における対応 市町が必要とする事業費確保の取組として、全国国土調査協会から国へ要望活動を行う。また、地籍調査の認知度向上のため、市町と連携し、パネル展示および出前講座を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 第七次国土調査事業十箇年計画を踏まえ、効率的な調査手法の導入を促進するとともに、市町の策定する防災計画において地籍調査の重要性と推進を位置付けることを促すことにより、更なる事業促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 自立した消費者の支援・育成</p> <p>予 算 額        43,388,000 円</p> <p>決 算 額        41,693,280 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 消費生活相談</p> <p>ア 消費生活相談 滋賀県消費生活センターで、消費者被害の未然防止と迅速かつ適正な救済を目的として相談対応を行った。 相談件数 3,928件</p> <p>イ 消費生活相談員の資質向上 消費生活相談員等パワーアップ研修会    3回 参加者数 延べ 105人 相談事例研修会、情報交換会            2回 参加者数 延べ 45人</p> <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <p>ア 消費生活情報の発信・啓発</p> <p>(ア) 消費生活情報の発信 新型コロナウイルス関連相談事例等の消費生活情報をタイムリーに発信 ハッピーライフ25回、しらしがメール46回、ツイッター53回</p> <p>(イ) 啓発イベントの開催 消費者月間（5月）における啓発や「消費生活フェスタ」（10月4日）を開催</p> <p>(ウ) 関係団体や事業者と連携したチラシ等の配付による啓発 宅配事業を行っている事業者等と連携した高齢者に向けた啓発の実施 配付対象 19,200世帯</p> <p>イ 消費者教育・学習の推進</p> <p>(ア) 子どもや青少年のための消費者教育の推進 学校教育関係者と連携して、小学5年生から中学3年生で使用する副教材を作成し、小学5年生に配付。 小中学生版 16,000部 高校生のための消費生活講演会（弁護士会との共催）高校・特別支援学校 9校 参加者数 延べ 941人</p> <p>(イ) 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進 令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、学校教育関係者等とともに消費者教育検討会を開催。検討会の内容を踏まえ、保護者向けのパンフレットを作成し、高校等の入学オリエンテーション時等に配付 配付部数 20,000部</p> <p>(ウ) 出前講座の開催 くらしの一日講座 14回 参加者数 延べ 376人</p> <p>(エ) エシカル消費の推進 エシカル消費の普及・啓発のため、（一社）滋賀グリーン活動ネットワークおよび滋賀県生活協同組合連合会と協働で消費者リーダー育成講座の開催や普及啓発キャンペーンを実施</p>

事 項 名	成 果 の 説 明						
	<p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="667 341 1375 368">ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）</td> <td data-bbox="1420 341 1603 368">3 生活協同組合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 376 1099 403">イ 特定商取引法に基づく行政指導</td> <td data-bbox="1420 376 1576 403">文書指導 1 件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 411 1308 438">ウ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導</td> <td data-bbox="1420 411 1576 438">口頭指導 2 件</td> </tr> </table> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金） <span style="float: right;">27,900,044円</span>  国の地方消費者行政強化交付金を財源として、市町へ交付金を交付 18市町</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 消費生活相談  消費者からの相談に対し、専門的な立場から助言やあっせんを行い、消費者被害の未然防止と救済を行うことができた。また、インターネット相談窓口の設置により、消費者の利便性の向上を図った。  県内市町の消費生活相談員の資質向上を図ることができた。</p> <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者ホットライン 188（いやや）」の周知により、消費者からの早期相談を促し、被害の未然防止につなげることができた。</li> <li>・事業者等と連携して、高齢者への啓発に努めた。令和2年度から消費者教育コーディネーターを設置し、教育委員会や市町と連携を図りながら、教員など消費者教育の担い手の育成と支援に努めた。</li> <li>・成年年齢引下げに伴う消費者トラブル防止のため、保護者向けの啓発資料を配付し、家庭での消費者教育の支援に努めた。</li> <li>・エンカル消費については、協働提案事業の関係団体と連携することで、より一層、県民に周知することができた。</li> </ul> <p>(3) 消費者関連法の適正な運用  法令違反が疑われる事業者への指導等により、消費者被害の拡大防止を図ることができた。</p> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金）  各市町における相談窓口の機能強化や地域の実情に応じた教育啓発事業の実施により、県内全域で消費者行政を推進することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 消費生活相談  広域的、専門的な相談への対応能力を向上させるため、より一層消費生活相談員の資質向上を図る必要がある。</p>	ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）	3 生活協同組合	イ 特定商取引法に基づく行政指導	文書指導 1 件	ウ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導	口頭指導 2 件
ア 消費生活協同組合への指導検査（消費生活協同組合法）	3 生活協同組合						
イ 特定商取引法に基づく行政指導	文書指導 1 件						
ウ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく行政指導	口頭指導 2 件						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <p>ア 高齢者や障害者など、見守りが必要な消費者の被害防止に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>イ 成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育を充実させていく必要がある。</p> <p>ウ エシカル消費の推進のための取組を充実させていく必要がある。</p> <p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <p>国や他都道府県、市町消費生活相談窓口等と連携した悪質事業者への指導強化が必要である。</p> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金）</p> <p>国の交付金の活用期間終了後における、各市町での消費生活相談体制や教育・啓発の持続可能な仕組みづくりを検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 消費生活相談</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>増加しているインターネット関連のトラブルや成年年齢引き下げに対応した相談員（市町の消費生活相談員、担当職員を含む。）向けの研修を実施し、消費生活相談員の資質向上を図る。併せて、相談員のメンタル研修を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>成年年齢引き下げ後の若年者の被害拡大防止を図るため、相談窓口の周知に努める。また、相談員の資質向上等について、研修会の充実に努める。</p> <p>(2) 消費者教育・啓発の推進</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 事業者等と連携して高齢者等への消費者被害防止の啓発を行うとともに、市町における高齢者等の見守り活動の支援に努める。</p> <p>イ 高校等への出前講座を引き続き実施するとともに、学校で使える教材を提供するなど学校における消費者教育の支援・コーディネートに取り組む。消費者教育や消費者問題に携わる関係者が連携し、若年者の消費者被害の防止・救済に向けた環境整備に取り組む。また、成年年齢引下げを見据え、学校全体で消費者被害防止に取り組むことができるよう、高校教員向けの研修を実施する。</p> <p>ウ エシカル消費について、継続的に取り組む人や事業者を増やすことを目的として、啓発冊子を作成するとともに関係課や関係団体等と連携して啓発活動を実施し、広くエシカル消費の普及・啓発を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 高齢者等見守りが必要な消費者は年々増加すると考えられるため、市町における見守り活動の支援に努める。</p> <p>イ 若年者への効果的な消費者教育や、今後の消費者教育の進め方について、教育関係者等と連携した取組を進める。</p> <p>ウ 関係団体等と連携し、引き続きエシカル消費の普及・啓発に努める。</p> <p>(3) 消費者関連法の適正な運用</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>消費者被害の拡大防止を図るため、引き続き国や他都道府県等とも連携し、より効果的で迅速な事業者指導等を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>消費者被害の拡大防止を図るため、悪質商法の手口等に関する最新の情報を収集するとともに、引き続き国や他都道府県等とも連携し、より効果的で迅速な事業者指導等を実施する。</p> <p>(4) 市町消費者行政の推進（市町消費者行政活性化交付金）</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>国に対し、必要な財源措置を講ずるよう要望するとともに、自主財源化を実現した自治体の取組紹介等により、各市町における自主財源化を働きかける。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の概算要求の状況等について情報収集に努め、市町へ随時適切な情報提供を行う。また、交付金を有効に活用できるように、市町の意見を十分に聴きながら、市町消費者行政の促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">（県民活動生活課、消費生活センター）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 犯罪の起きにくい社会づくり</p> <p>予 算 額        23,186,000 円</p> <p>決 算 額        21,665,630 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（行政、事業者団体等92団体で構成）開催 1回</p> <p>イ 特殊詐欺被害防止等の啓発活動を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、非接触により実施）</p> <p>（ア）宅配、宅食サービス事業者との連携により、配達時に啓発チラシを配付</p> <p>（イ）県内の大規模小売店において、知事の声によるメッセージ等の店内放送を実施</p> <p>（ウ）テレビ、ラジオやSNSなどのインターネットを活用した啓発を実施</p> <p>ウ 各種広報媒体を活用した地域の犯罪情勢や自主的な活動紹介等に関する広報啓発を実施</p> <p>（ア）安全なまちづくり啓発ポスター（2,300枚）およびリーフレット（20,000部）等の作成・配付</p> <p>（イ）包括的連携協定締結企業等や県の関係機関等の機関誌等に啓発メッセージを掲載</p> <p>（ウ）「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞の表彰 4個人、5団体</p> <p>エ 県公用車による青色回転灯を利用した防犯パトロールの実施 7地域7台運用 パトロール回数 81回</p> <p>オ 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成機関・団体への犯罪情勢等の情報提供 14回</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>ア 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に各種啓発活動を実施 モリーブ等大規模小売店での啓発、県庁、甲賀市役所、滋賀医科大学でのパネル展、県広報誌「滋賀プラス1」での広報（11・12月号）</p> <p>イ （公社）おうみ犯罪被害者支援センターへ犯罪被害者総合窓口業務を委託 2,566,000円 令和2年度相談支援件数 1,748件</p> <p>ウ （公社）おうみ犯罪被害者支援センターへ犯罪被害者等支援コーディネート事業を委託 3,776,000円 令和2年度支援計画策定件数 41件</p> <p>エ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）の業務委託 13,703,427円 （ア）24時間ホットラインによる相談、産婦人科医療、警察などへの付添支援、必要な場合の証拠採取などを実施 令和2年度相談支援件数 1,407件</p> <p>（イ）SATOCO関係者の人材育成のための研修会の開催 1回 参加者数40人</p> <p>オ 相談員の心理的負担を軽減するため、臨床心理士による心理カウンセリングを実施 543,000円</p>



事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 令和2年の刑法犯認知件数の目標値「6,000件以下」は未達となったが、7年連続で減少し、昭和34年以降最少の件数となった。 令和2年 6,039件（前年比△732件）</p> <p>イ 令和2年の特殊詐欺被害は88件となり、目標値「100件以下」を達成した。 令和2年 88件（前年比△56件） 被害額約1億5,100万円（前年比△約1億9,800万円）</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>犯罪被害者総合窓口および性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）で相談支援を実施し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うことができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="694 718 1971 829"> <tr> <td>・刑法犯認知件数</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,771件</td> <td>6,039件</td> <td>「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>ア 令和3年の数値目標「刑法犯認知件数 5,500件以下」、「特殊詐欺被害 80件以下」、「住宅侵入窃盗被害150件以下」達成に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>イ 刑法犯認知件数は減少しているが、体感治安の改善に向けた取組を推進する必要がある。 県政モニターアンケート（令和2年11月）：犯罪が増えていると感じる 36.9%、変わらない 50%</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>ア 相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化に対応する必要がある。</p> <p>イ 財政基盤が脆弱な民間の犯罪被害者等支援団体が安定的に運営できるよう支援を継続するとともに、市町との連携強化を図る必要がある。</p> <p>ウ 犯罪被害者総合窓口および性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）の認知度向上に継続して取り組む必要がある。</p>	・刑法犯認知件数	令元	令2	目標値	達成率		6,771件	6,039件	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成	—
・刑法犯認知件数	令元	令2	目標値	達成率							
	6,771件	6,039件	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり 実践県民会議で定める目標の達成	—							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「県民総ぐるみ運動」による安全なまちづくりの取組</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 自主防犯団体、行政、警察等による県民総ぐるみ運動による防犯活動を継続して実施する。</p> <p>イ 宅配事業者や生協、包括的連携協定締結企業との連携により、特殊詐欺被害防止の啓発を実施する。</p> <p>ウ 体感治安の改善に向けて、より身近な犯罪である特殊詐欺被害や住宅侵入窃盗被害の防止等に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 高齢者に身近な場所や関係団体等との連携により、特殊詐欺被害防止に努める。</p> <p>イ 各種団体への犯罪情報の提供や自主的な活動の紹介等を継続して、体感治安の改善を図る。</p> <p>(2) 犯罪被害者等支援施策の取組</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 滋賀県犯罪被害者等支援推進計画の成果と課題を踏まえ、第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画の策定に取り組み、一層の犯罪被害者等支援施策の充実を図る。</p> <p>イ 民間犯罪被害者等支援団体への支援と身近な生活支援施策を行っている市町との連携強化を促進する。</p> <p>ウ 犯罪被害者週間を中心に啓発活動を実施し、犯罪被害者総合窓口等の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、犯罪被害者等に寄り添った犯罪被害者等支援施策を実施する。</p> <p>イ 民間犯罪被害者等支援団体と市町との連携強化を図るとともに、民間犯罪被害者等支援団体の自主財源獲得活動（自動販売機の設置等）への協力など、安定的な法人運営に対する支援に努める。</p> <p>ウ 警察、民間犯罪被害者等支援団体および関係機関の連携を強化するとともに、安心して相談できる窓口の周知、犯罪被害者等が置かれている状況への理解の促進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(県民活動生活課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 人権啓発活動の推進</p> <p>予 算 額      45,522,000 円</p> <p>決 算 額      42,379,487 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <p>ア メディアミックス啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビスポット（びわ湖放送） 30秒 4種（スマホ、同和問題、人権週間、新型コロナウイルス感染症） 計 217回（8月～9月、12月）</li> <li>・新聞広告（一般紙6紙滋賀版） 全5段 1種類（同和問題） 1回（9月） 全5段 1種類（人権全般） 1回（12月）</li> <li>・ポスター（B2版・B3版） 1種類（同和問題啓発強調月間） 3,050枚を配布・掲示 1種類（人権週間） 3,000枚を配布・掲示</li> <li>・街頭啓発配布物（メモ帳） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発を縮小し、商業施設等の協力を得て配布 1種類（同和問題啓発強調月間） 16,000冊 1種類（人権週間） 9,770冊</li> <li>・ふれあい啓発 人が多く集まる商業施設等において、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」や紙芝居を活用し、県民と直接対面による啓発を実施 4回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替事業（ラジオ番組（5分）を制作し、FM滋賀で放送）を実施 4回</li> <li>・地域情報誌広告（レイクスマガジン） 1種類（同和問題）1回（9月）</li> <li>・インターネット広告 スマホ向け広告 スマホアプリ「Yahoo! Japan」「Yahoo! ニュース」およびスマホ版WEBサイト「Yahoo! Japan」のタイムライン等に啓発広告を掲載 1種類（同和問題啓発強調月間）（9月）、1種類（人権週間）（12月）</li> <li>・YouTube広告 YouTube Japanに動画広告を掲載 3種類（同和問題啓発強調月間、人権週間、新型コロナウイルス感染症）（11月～1月）</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 広報誌「ふれあいプラスワン」 年3回 県広報誌「滋賀プラスワン」に合冊、各4ページ</p> <p>ウ インターネット人権啓発事業 ・研修会の開催（2月5日 参加者44人） ・啓発リーフレット「ジンケンダーと3つの約束」の配布（令和3年3月 令和3年度新中学1年生全員）</p> <p>エ 人権啓発活動ネットワーク協議会事業（スポーツ組織との連携事業） ・滋賀レイクスターズホームゲームにおける人権啓発広告の掲出・ブース出展 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人権スポーツ教室を中止し、代替事業（人権啓発動画制作・配信（3回））を実施</p> <p>オ 人権啓発活動委託費（19市町） 委託料額 4,166,836円</p> <p>カ 差別事象対策会議等への参加および関係機関等との連絡調整</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止啓発事業 ・テレビスポット（びわ湖放送） 30秒、1種、12月、44回（再掲） ・ラジオスポット（FM滋賀） 60秒、2種、6月、30回、10月～11月、56回 ・YouTube 動画広告 30秒、12月 ・広報誌「ふれあいプラスワン」（9・10月号）で特集記事を掲載（再掲）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権に関する県民意識調査（H28年度実施）」の結果より、これまでの人権啓発が徐々に浸透してきていると考えるが、依然として誤解や偏見を持つ人や「人権が尊重される社会の実現」に消極的な考えの人がいることから、インターネットを活用した啓発や、多くの人が集まる商業施設等に出向き、親しみやすくわかりやすい啓発イベントを新型コロナウイルスの感染状況に即して実施するとともに、開催が困難な場合については代替事業を実施した。</li> <li>・「ふれあい啓発」「スポーツ組織との連携事業」での参加者アンケート結果では、「人権について考えるきっかけになった」「人権への関心・理解が深まった」「今後も実施した方がよい」のいずれの回答も過去5年連続して90%を超えており、高い啓発効果が見られた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人権侵害が発生したことから、啓発活動を実施するとともに、人権侵害対応チームを設置し、人権侵害を受けた方に寄り添った対応ができた。</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権が尊重される社会の実現に向けての考え方」と「啓発活動への接触状況」には相関性が見られることから、消極的な考え方を持つ人に対し、様々な人権課題に触れ、考えてもらうきっかけを提供できるよう、社会の状況や国の動向等を踏まえた内容を検討し、啓発手法を工夫するなど、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、人権意識向上の取組を粘り強く推進していくことが必要である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害については、様々な事例が発生していることから、今後も状況を注視しながら、時宜に適った啓発を実施するとともに、人権侵害を受けた方に寄り添った対応が必要である。</li> </ul> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 人権啓発活動の推進</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>自ら人権啓発に触れる機会の少ない人や親子などに対し、人権について考えていただくきっかけを更に提供することや、若年層向けの啓発に引き続き取り組むことが必要である。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から従来型の啓発事業の実施が困難であるため、インターネットやY o u T u b e の活用、令和3年度から新たに取り組んでいる人権啓発床シールやじんけんミニフェスタなど啓発方法を工夫して実施していくとともに、感染症に関連した人権侵害防止の啓発についても、状況に応じた対応を適宜適切に行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、自ら人権啓発に触れる機会の少ない人が人権啓発に触れ、より身近な人権課題について考え、主体的な行動につなげていただくきっかけを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も考慮しつつ、啓発手法を更に工夫し、市町や関係機関・団体と連携して効果的な人権啓発に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(人権施策推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 情報通信技術の活用</p> <p>予 算 額      206,518,000 円</p> <p>決 算 額      203,797,632 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策  マイナンバー制度による全国との情報連携を安全に行い、最近の巧妙化するサイバー攻撃から庁内情報資産を守るため、L G W A N とインターネットを分離したセキュリティ対策等を引き続き講じるとともに、平成28年度に整備した「自治体情報セキュリティクラウド」（県および市町のインターネット接続箇所を集約し、高度な対策を共同で利用する仕組み）の適正な維持管理・運用を行った。</p> <p>(2) 情報システムサーバ統合基盤の運用・管理  各情報システムのサーバ機器を仮想化技術を用いて集約し管理を一元化するため、令和元年度に構築した「第二次情報システムサーバ統合基盤」の適正な運用・管理を行った。</p> <p>(3) しらせる滋賀情報サービスの運用  防災・防犯等（気象情報、河川水位情報、光化学スモッグ注意報、地震情報、防犯・交通安全情報、食品衛生情報、お知らせ等）の情報を直接かつ迅速に県民に提供するため、電子メール、L I N E、地上デジタル放送のデータ放送により情報配信を行う「しらせる滋賀情報サービス（しらが）」の運用・管理を行った。  ・しらが登録者数 約 66,000 人（令和3年3月時点）</p> <p>(4) 県域無料W i - F i の整備促進  官民連携組織である「滋賀県無料W i - F i 整備促進協議会」に参画して設置事業費の補助金を設ける等、県域無料W i - F i である「びわ湖F r e e W i - F i」の更なる普及促進に努めた。</p> <p>(5) 滋賀県 I C T 推進戦略の推進  I C T やデータを課題解決に向けた有効な手段として積極的に活用していくこととし、I C T の進歩に的確に対応しながら、計画的にI C T やデータの活用施策を推進していくためのビジョンとして策定した「滋賀県 I C T 推進戦略」の普及促進・進捗管理を行った。</p> <p>(6) 産学官によるデータ活用推進体制の整備  I C T およびデータ利活用の普及促進を図るため、滋賀県地域情報化推進会議を活用し、研究会等の開催、データ利活用および分析、検討内容の発表等を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策  コンピュータウイルス対策ソフトによるコンピュータウイルス検出のうち、インターネットを原因とするものが平成29年4月から12月までの間に37件あったが、L G W A N とインターネットの分離後、平成30年1月から令和3年3月までの間のL G W A N 側におけるコンピュータウイルス対策ソフトによるコンピュータウイルス検出は0件となっている。（インターネット側では1件）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>(2) 情報システムサーバ統合基盤の運用・管理  令和2年度末時点で計34システムを統合基盤で一元管理することにより、システム運用保守業務の効率化・省力化を図ることができた。さらに、耐災害性とセキュリティ対策を備え、24時間365日のシステム運用に耐えられる県データセンターに統合基盤を設置することで、各システムの安定稼働が確保され、サーバの障害監視、データバックアップ、セキュリティ対策等の質的向上も図れた。</p> <p>(3) しらせる滋賀情報サービスの運用  スマートフォン、携帯電話等や地上デジタル放送、LINEを利用して、県民に防災・防犯等の緊急情報を迅速に配信することにより、地域社会の安全・安心に貢献することができた。</p> <p>(4) 県域無料Wi-Fiの整備促進  令和2年度末時点で、びわ湖FreeWi-Fiに接続できるアクセスポイント(AP)数は1,186箇所となっている。また、びわ湖FreeWi-Fiポータルサイトにおいて、Wi-Fiアクセスポイントの位置情報だけでなく、地域のイベント情報やニュースを掲載し、利用者の利便性向上等を図った。</p> <p>(5) 滋賀県ICT推進戦略の推進  「滋賀県ICT推進戦略」に基づき県が取り組む施策を具体化し、着実に進めていくため、各施策における事業の内容や目標等を明らかにした「令和2年度滋賀県ICT推進戦略実施計画」を策定し、「滋賀県情報化推進庁内連絡会議（現デジタル社会推進本部）」において状況把握・進捗管理を行った。  また、産学官連携組織である「滋賀県地域情報化推進会議」等の様々な場面で、ICTおよびデータの利活用について意見・情報交換を行うことを通じて、今後の取組推進に向けた機運を醸成することができた。</p> <p>(6) 産学官によるデータ活用推進体制の整備  研究会において、データ分析内容等を検討し、令和3年3月にデータ利活用および分析の研究発表会をオンラインで開催した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="719 1129 1742 1198"> <thead> <tr> <th>産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3件</td> <td>累計9件</td> <td>33%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策  セキュリティ対策の充実強化により、ネットワークを介した攻撃や情報流出の防止は強化できるが、人的要因による事故・事件を完全に防止することは困難であるため、職員に対し、メール訓練等による情報セキュリティの意識啓発など、人的側面からの対策についても引き続き徹底を図る必要がある。</p>	産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数	令2	目標値	達成率		3件	累計9件	33%
産学官連携によるICTおよびデータの活用提案件数	令2	目標値	達成率						
	3件	累計9件	33%						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 情報システムサーバ統合基盤の整備・運用  統合基盤の日々の稼働状況を確認し、予防保全に努める必要がある。</p> <p>(3) しらせる滋賀情報サービスの運用  平成31年からLINEによる配信を開始したが、令和3年度3月時点で利用者は4,780人に留まっているため、しらせる滋賀情報サービスの認知度向上や利用者増加に努める必要がある。</p> <p>(4) 県域無料Wi-Fiの整備促進  「滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会」を活用し、びわ湖FreeWi-Fiの更なる普及拡大への取組を継続する必要がある。</p> <p>(5) 滋賀県ICT推進戦略の推進  平成29年度に「滋賀県ICT推進戦略」を策定し、平成30年度から令和4年度までの予定で、ICTやデータを、課題解決に向けた有効な手段として積極的に活用するための施策を推進してきたが、近年のIoT、AI、ロボット、ビッグデータ、5Gなど、技術の進化・革新の速度は日進月歩であり、戦略の陳腐化を避けるため内容の見直しが求められている。  また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行による「新たな日常」の到来は、ICTが県民生活や経済活動の維持に必要不可欠な技術であることを改めて認識させる契機となっており、国においても令和3年5月に、デジタル社会形成の指令塔となる「デジタル庁」の創設を盛り込んだデジタル改革関連6法が成立するなど、これまでデジタル化が進まなかった行政をはじめとする領域においても遅れを取り戻す動きが加速しており、本県においてもこれまで以上の推進が必要となっている。</p> <p>(6) 産学官によるデータ活用推進体制の整備  令和3年度は「健康」分野でデータ活用の普及啓発を実施することとし、産学双方の協力を得て、当該分野のデータ分析・研究活動に取り組んでいく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策</p> <p>①令和3年度における対応  引き続き、メール訓練、ネットワーク遮断訓練および庁内情報誌（ICTお役立ち情報）等により啓発を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  上記①に同じ。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 情報システムサーバ統合基盤の整備・運用</p> <p>①令和3年度における対応 サーバ統合基盤を利用する所属との打ち合わせを行い、システムの新規導入や再構築に伴うサーバ統合基盤利用に係るスケジュール等の認識の共有を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 サーバ統合基盤を利用するシステムの移行および移行完了したシステムの安定稼働を実現する。</p> <p>(3) しらせる滋賀情報サービスの運用</p> <p>①令和3年度における対応 LINEの利用を中心にホームページをはじめ、県の各種広報（広報誌、Facebook等）により情報発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①の広報を継続して実施し、利用者増加に努めるほか、情報連携している各種システムの改修方針等を確認しつつ、本サービスにおける対応を検討する。</p> <p>(4) 県域無料Wi-Fiの整備促進</p> <p>①令和3年度における対応 「滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会」において、ポータルサイトを活用し、利用者の利便性の向上およびエリアオーナーの活性化を図っていく。 また、各種団体に対して「びわ湖FreeWi-Fi」ポータルサイトへのリンクやロゴの掲載を依頼するなど、びわ湖FreeWi-Fiの知名度向上と利用者増加を目的とした広報・啓発活動に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 上記①に同じ。</p> <p>(5) 滋賀県ICT推進戦略の推進</p> <p>①令和3年度における対応 令和3年2月にDX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進するための庁内組織として設置した、副知事（最高デジタル責任者：CDO）を本部長とする「滋賀県デジタル社会推進本部」での議論のほか、最新の技術動向、国の動き、有識者の提言等を踏まえつつ、現行「滋賀県ICT推進戦略」（平成30年度～令和4年度）を継承する形で、令和3年度中に「（仮称）滋賀県DX推進戦略」を策定する。 また、戦略を推進するためのプラットフォームとしての「滋賀県地域情報化推進会議」の取組の充実を図り、先進事例や好事例を収集・発信していく必要がある。また、有識者からなる「滋賀県ICT推進懇話会」等において、事業の進捗や最新の動向について意見を聴取し、次年度以降の施策につなげていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 上記①の後段に同じ。</p> <p>(6) 産学官によるデータ活用推進体制の整備</p> <p>①令和3年度における対応 データの提供協力者の掘り起こしを行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 分析協力者と連携を密にし、データ分析内容を検討する。</p> <p>(情報政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 証拠に基づく政策立案（E B P M）の推進</p> <p>予 算 額            4,994,000 円</p> <p>決 算 額            4,893,977 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業  オープンデータやビッグデータの利活用がビジネスの分野で進み、行政においてもデータに裏付けされた政策立案が求められる中、滋賀大学データサイエンス（D S）学部と連携し、E B P Mに必要なデータ分析スキルの向上やE B P Mの手法等を庁内で共有するための研究事業を実施した。</p> <p>ア 専門統計研修の実施  滋賀大学D S学部教員が、県・市町職員を対象に、あるデータを元に別のデータの動きを予測する回帰分析やアンケート調査の実施・結果の分析に役立つ標本調査法、専門的な分析手法等に関する講義・グループ演習を行った。  2回実施 43人受講</p> <p>イ E B P Mモデル研究事業の実施  庁内から提出があった課題について、課題提出所属、統計課および滋賀大学D S学部で研究会を設置し、E B P Mの進め方や分析手法等を学びながら、課題解決を目指した。  1件（テーマ「滋賀県における観光客の周遊分析等について」観光振興局）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業  専門統計研修については、受講者への事後アンケートで回答者（活用する機会がなかった者を除く。）の85.7%が「研修内容を業務に活用している」と答えており、分析スキルを備えた職員の養成につながった。  また、モデル研究事業については、特定の目的を持って観光地を回る「目的周遊」の件数が多いことが分かり、新たな周遊ルートの構築が検討されるなど、研究成果が活用されるとともに、E B P Mの進め方や分析結果等を報告会で説明して、データ利活用の有用性等について庁内への周知・共有化を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）推進事業  専門統計研修については、将来的に職員が日常業務においてデータの利活用ができるよう、受講者の拡大や、職員のニーズや業務に応じた研修内容の見直しについて検討する必要がある。  モデル研究事業を3年間実施した結果、E B P Mを進める上で、最も高いハードルはデータ分析であることを改めて確認したところであり、今後ともデータ分析力の向上を図っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）推進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>事業内容を見直し、より実務的な研修内容とする「データ分析実践セミナー」の開催や総務省が開催するデータサイエンスに係るオンライン講座の受講支援を行うほか、庁内各所属からのデータ分析に係る課題等に、統計課および滋賀大学DS学部が助言等を行う「EBPMに係るデータ分析・研究支援検討会」を開催し、引き続き、職員の統計スキルの向上および庁内におけるEBPMの推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>データ分析スキルを身に付けた人材の育成およびEBPMの定着には一定の期間が必要であると考えられることから、継続してEBPMの推進に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(統計課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標  節電・省エネ提案会の実施</p> <table border="1" data-bbox="1227 341 1688 408"> <thead> <tr> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20回</td> <td>年20回の実施</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 温室効果ガス排出量実態調査  滋賀県域からの温室効果ガス排出実態が明らかになり、温暖化対策の成果を把握できるとともに、環境審議会への報告や県ホームページへの掲載等を通じて、広く県民に現状等について発信することができた。また、本調査結果を基に、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の進行管理を行った。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標  県域からの温室効果ガス排出量（万t - CO<sub>2</sub>）</p> <table border="1" data-bbox="1352 663 1715 730"> <thead> <tr> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,128</td> <td>1,240</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題  (1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援、省エネ・節電行動実践促進  特に家庭における温室効果ガスの削減に向け、地球温暖化防止活動推進員等と協力をしながら、効果的な普及啓発活動を引き続き行う必要がある。また、県で推進する“しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ”ムーブメントについて、引き続き県民に対して周知を図るとともに、令和3年度に改正・改定を予定する条例や計画については、県民の声が反映されるよう意見を積極的に収集していく必要がある。</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量実態調査  今後も温暖化対策の成果を把握し、対策を検討するために継続的に算定が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応  (1) 地球温暖化防止活動推進センター活動支援、省エネ・節電行動実践促進  ①令和3年度における対応  改正・改定を予定する条例や計画について県民の声を反映させるために、意見交換の場の設定やインターネットによる意見収集サイトを運営し、積極的に県民の意見を収集する。また、“しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ”ムーブメントの取組について県民に周知を図るとともに、ロゴマークや啓発資材を作成する。  ②次年度以降の対応  引き続き、温室効果ガスの排出削減に向け、効果的な啓発方法を検討して実施する。</p>	令2	目標値	達成率	20回	年20回の実施	100%	令2	目標値	達成率	1,128	1,240	100%
令2	目標値	達成率											
20回	年20回の実施	100%											
令2	目標値	達成率											
1,128	1,240	100%											

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 滋賀県低炭素社会づくり条例推進事業</p> <p>予 算 額            1,492,000 円</p> <p>決 算 額            1,459,627 円</p>	<p>(2) 温室効果ガス排出量実態調査</p> <p>①令和3年度における対応 令和元年度における県内の温室効果ガス総排出量の算定および特徴の解析ならびに市町別の二酸化炭素排出量の算定を実施し、環境審議会への報告や県ホームページへの掲載等による情報発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 温室効果ガス排出量の算定は、法律および条例で毎年の公表が義務付けられているとともに、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の進行管理に用いる指標となることから、継続して実施する。 <span style="float: right;">(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課)</span></p> <p>1 事業実績 平成23年3月に制定した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づく計画書制度を運用しており、事業者から提出された計画書等について、その概要を取りまとめ、県ホームページにおいて公表することにより、事業者の自主的な取組の推進および低炭素社会づくりの機運の醸成を図った。 また、事業所訪問調査を実施し、取組状況等に課題がある事業所に対する助言を行った。</p> <p>報告書の提出事業所数    事業者行動報告書    411 事業所、自動車管理報告書    30事業所 訪問調査件数    6 事業所</p> <p>2 施策成果 報告書の提出義務がある全ての事業者から報告書が提出された。また、事業所訪問調査により取組状況等に対する指導助言を実施する等、条例の円滑な運用を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」でも、計画書制度の運用による温室効果ガス排出量削減の推進を掲げており、県内事業所の取組水準のレベルアップが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組を推進していく必要があり、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロみらい賞を創設し事業者の積極的な取組を推進するとともに、これまでの訪問調査や表彰の優良事例を基に事業者向けの普及啓発を行うことで、県内事業者全体のレベルアップを図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 低炭素社会実現に貢献する事業者 評価推進事業</p> <p>予 算 額            1,308,000 円</p> <p>決 算 額            1,116,266 円</p>	<p>②次年度以降の対応 しがCO<sub>2</sub>ネットゼロみらい賞の表彰や事業者向けの支援等を実施することで取組の推進を図る。 (CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課)</p> <p>1 事業実績 省エネ・創エネ製品の生産等により、使用段階での温室効果ガス削減に貢献する事業活動を評価する「貢献量評価制度」の普及のため、事業者行動報告書から県内の製品等を通じた貢献量の合計を試算した。(15事業所の合計 約39.8 万 t) また、県内事業者に公募を行い、CO<sub>2</sub>の削減に貢献すると認められた2製品をしが発低炭素ブランドとして認定し、ガイドブック等で紹介した。</p> <p>2 施策成果 本県独自の貢献量評価について、県内事業者による貢献量の総量を集計し、県ホームページで公表することにより、貢献量評価制度の普及を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題 引き続き、貢献量集計結果の広報等により、貢献量評価制度の普及を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 貢献量評価に取り組む事業所のメリットを向上させ、事業者行動報告書への記載を促すため、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロみらい賞を創設し、貢献量評価に取り組む事業所の製品・サービスを表彰するとともに、受賞製品等の積極的な情報発信に取り組む。 ②次年度以降の対応 削減貢献量の増加に向け、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロみらい賞の表彰等を実施することで取組の推進を図る。 (CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>(4) 気候変動適応推進事業</p> <p>予 算 額            7,946,000 円</p> <p>決 算 額            7,917,607 円</p>	<p>1 事業実績  県民やステークホルダーとの意見交換を通じて、県内で生じている気候変動影響情報を収集し、影響の評価を進め、シンポジウム等を通じて発信を行うとともに、気候変動適応策に関する啓発動画を作成し、県民・事業者へ啓発を行った。また、関係各課の講じている関連事業の進行管理を図るなど気候変動適応策を推進した。</p> <p>2 施策成果  これまでの気象観測結果の統計解析や県内で生じている気候変動影響事例を整理し、滋賀県気候変動適応推進懇話会（有識者意見交換会）を開催し、科学的裏付けを確認するとともに、今後の適応策の方向性について議論を行った。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="672 654 1478 734"> <thead> <tr> <th>検討会・シンポジウムの開催</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題  引き続き、適応策を推進するために、分野ごとのニーズや課題を収集し、国や関係機関と情報共有していくことで、気候変動影響に関する調査研究を推進する必要がある。また、収集した知見を基に情報発信や啓発を強化していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応  これまでの県民等との意見交換結果や有識者による滋賀県気候変動適応推進懇話会において収集した気候変動影響に関する知見を基に、滋賀県低炭素社会づくり推進計画を見直し、気候変動適応法に基づく気候変動適応計画としての位置付けを行う。</p> <p>②次年度以降の対応  県民とのリスクコミュニケーションや気候変動影響情報の取得が不十分であり、知見の充実を進める。</p> <p style="text-align: right;">（CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課）</p>	検討会・シンポジウムの開催	令元	令2	目標値	達成率		2回	2回	2回	100%
検討会・シンポジウムの開催	令元	令2	目標値	達成率							
	2回	2回	2回	100%							

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 環境学習等の推進</p> <p>(1) 低炭素社会づくり学習支援事業</p> <p>予 算 額            2,695,000 円</p> <p>決 算 額            2,695,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進するため、「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」である公益財団法人淡海環境保全財団に委託し、県内の小・中学校等において低炭素社会づくり授業を24回実施するとともに、地域の団体に対し低炭素社会づくり講座を38回実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>学校や地域において、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践行動など、低炭素社会づくりに向けた取組を推進することができた。新型コロナウイルスの影響により、学校や地域での活動の場の確保が困難になり講座数は縮小したが、代替事業として、出前講座動画（3件）の作成および配信による啓発活動や、出前講座を実施する推進員向けにオンライン講座人材育成研修の実施や動画マニュアルの作成等、オンラインでの講座を実施する体制を強化した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>地域によって講座実施回数に偏りがあるため、県全域でCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの取組を上げられるよう周知方法を工夫するとともに、今後も学校や地域と一層連携し、継続的に幅広くCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>より効果的な出前講座となるよう、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携の上、事業をブラッシュアップする。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、効果的な環境学習を実施できるよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課)</p>

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 総務部門 ]

# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	59
II 経 済	該当なし
III 社 会	62
IV 環 境	該当なし

I 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明																								
<p>1 私学教育の振興</p> <p>予 算 額 5,378,474,000 円</p> <p>決 算 額 5,350,768,265 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 私学経営安定事業 <span style="float: right;">3,449,668,000円</span></p> <p>ア 私立学校振興補助金 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対して、人件費等の経常的経費の助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般補助（加算を含む）16法人           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高等学校（全日制・定時制）</td> <td style="padding-left: 20px;">10校</td> <td style="padding-left: 20px;">2,666,155,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高等学校（通信制）</td> <td style="padding-left: 20px;">2校</td> <td style="padding-left: 20px;">33,800,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中等教育学校</td> <td style="padding-left: 20px;">1校</td> <td style="padding-left: 20px;">43,073,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中学校</td> <td style="padding-left: 20px;">6校</td> <td style="padding-left: 20px;">415,740,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小学校</td> <td style="padding-left: 20px;">1校</td> <td style="padding-left: 20px;">10,180,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幼稚園</td> <td style="padding-left: 20px;">7園</td> <td style="padding-left: 20px;">207,868,000円</td> <td style="text-align: right;">計3,376,816,000円</td> </tr> </table></li></ul> <p>・教育改革推進特別補助 21法人35校（園） <span style="float: right;">72,852,000円</span></p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業 <span style="float: right;">1,901,100,265円</span></p> <p>ア 高等学校等就学支援金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、年収の目安が 910万円未満の世帯を対象に、所得区分に応じて、国の就学支援金を交付した。 高等学校12校、中等教育学校（後期課程）1校、専修学校（高等課程）2校、各種学校（外国人学校）1校 支給人数：7,600人 支給額：1,626,095,980円</p> <p>イ 私立高等学校等特別修学補助金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、国の就学支援金の支給額が低額に留まる年収の目安が 590万円から 910万円未満の世帯を対象に、県の特別修学補助金を上乘せして交付した。 支給人数：2,970人（うち家計急変分13人） 支給額：154,336,335円</p> <p>ウ 私立高等学校等奨学のための給付金 私立高等学校等の授業料以外の教育費を支援するため、年収の目安が 270万円未満の世帯を対象に、世帯状況に応じて、奨学のための給付金を支給した。 支給人数：980人（うち一部早期給付27人、家計急変分24人） 支給額：120,667,950円</p>	高等学校（全日制・定時制）	10校	2,666,155,000円		高等学校（通信制）	2校	33,800,000円		中等教育学校	1校	43,073,000円		中学校	6校	415,740,000円		小学校	1校	10,180,000円		幼稚園	7園	207,868,000円	計3,376,816,000円
高等学校（全日制・定時制）	10校	2,666,155,000円																							
高等学校（通信制）	2校	33,800,000円																							
中等教育学校	1校	43,073,000円																							
中学校	6校	415,740,000円																							
小学校	1校	10,180,000円																							
幼稚園	7園	207,868,000円	計3,376,816,000円																						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 私学経営安定事業          私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減が図られた。また、体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組が促進された。</p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業          令和2年度から国の就学支援金により年収の目安が590万円未満の世帯では授業料実質無償化となる一方で、590万円から910万円未満の世帯への支給額が低額に留まったが、県の特別修学補助金を上乘せし、私立高等学校等の授業料負担の軽減を図ることで、私立を含めた学校選択の幅を広げることにつながった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 私学経営安定事業          私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校に対して重点配分をしているが、今後更に社会情勢の変化や教育改革の達成度に応じた助成を検討するなど、公立にはない魅力ある私立学校の教育を支援する必要がある。</p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業          今後も私立高等学校等への生徒の修学を促進するため、中間所得世帯層を含め、引き続き授業料負担の軽減を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 私学経営安定事業</p> <p>①令和3年度における対応          令和2年度から国の私立高等学校等の授業料実質無償化に併せて見直した補助単価について、令和3年度も前年度の近畿平均の水準以上に引き上げることとした。</p> <p>②次年度以降の対応          社会情勢の変化や保護者のニーズを踏まえ、魅力ある学校づくりにつながるよう、引き続き支援の充実や助成制度の見直しを検討していく。</p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業</p> <p>①令和3年度における対応          令和2年度からの私立高等学校等の授業料実質無償化など、現在の支援制度の十分な周知を図るとともに、適切な運用を行っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 授業料実質無償化等の影響により県外校への流出が懸念されるため、私学関係者に対して、滋賀の私学の魅力向上や情報発信などに積極的に取り組むよう働きかけていく。</p> <p>(私学・県立大学振興課)</p>



### III 社 会

#### 未来を支える 多様な社会基盤

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 高等教育機関における専門性の高い人材育成</p> <p>予 算 額 3,686,657,000 円</p> <p>決 算 額 3,337,490,944 円</p> <p>(翌年度繰越額 343,510,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>県立大学の振興 3,337,490,944円</p> <p>県立大学の運営に必要な経費として運営費交付金を交付し、地域に貢献できる人材の育成や研究、地域貢献活動について支援するとともに、施設更新計画に基づいて行う空調設備や排水処理設備等の更新工事に要する経費に対して補助金を交付し、施設整備を支援した。</p> <p>また、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免に要する経費に対して補助金を交付し、学生の学修環境の確保を支援したほか、新型コロナウイルス感染症対策として、授業環境の整備、保健衛生用品の購入等に要する経費に対して補助金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金 2,502,343,000円</li> <li>・ 公立大学法人滋賀県立大学施設・設備整備費補助金 424,391,000円</li> <li>・ 公立大学法人滋賀県立大学授業料等減免補助金 131,620,500円</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策環境整備等補助金 279,136,444円</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>第3期中期目標期間の3年目となる令和2年度においては、授業料等の減免や新型コロナウイルス感染症拡大を受け実施した遠隔授業の環境整備など、大学における感染症拡大防止対策の徹底を推進した。</p> <p>また、平成30年4月に開講した大学院副専攻「ICT実践学座」では、ICTを駆使できる高度な数理・情報専門人材を育成し、2年間の履修期間を経て18人の修了者を輩出した。</p> <p>持続可能な地域コミュニティを支える人材の育成に向けては、学生主体の地域活動である「近江楽座」において、感染症予防のための指針に基づき、地域住民の理解を得た上での活動を行ったほか、オンラインで開催した「キャンパスSDGsびわ湖大会」では、県外からも視聴されるなど、SDGsにかかる普及啓発において成果が得られた。</p> <p>地域人の登録人数については、コロナ禍で地域での教育活動に制限があったことなどにより、新規登録者はなかったが、SDGsの視点に立った地域教育プログラムや連続講座等を通じ、地域人の登録要件の1つである「近江環人地域再生学座」の修了者を4人輩出するなど、地域コミュニティを支える人材育成を進めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明															
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C T 関連副専攻修了者数</td> <td>20人</td> <td>18人</td> <td>15人／年</td> <td>達成</td> </tr> <tr> <td>地域人（※）の登録人数</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>10人／年</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域活動を主体的に実践している者で、県立大学の地域教育プログラム履修者に対して指導および助言を行う者</p> <p>3 今後の課題  新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、引き続き、学生により良い学修環境を提供できるよう努めていく必要がある。また、コロナ禍による社会の変化も踏まえつつ、県立大学がこれまでの教育研究の成果を活かしながら、地域に貢献する人材の育成や地域課題の解決に向けた研究を推進できるよう支援を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症対策として、県立大学が行う感染症拡大防止対策や授業料等の減免に対し、引き続き支援を行う。また、「I C T 実践学座」の運営やS D G sに関連した取組への支援、さらには施設の長寿命化にかかる更新への支援も行う。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、県立大学において必要な感染症拡大防止策等を支援していく。また、コロナ禍による社会の変化を見据えつつ、I C T 人材や地域コミュニティに貢献する人材の育成も含め、地域への貢献に向けて必要な取組に対し支援を行っていく。さらには、施設の長寿命化をはじめとした教育研究環境の整備にかかる支援に努める。</p> <p style="text-align: right;">（私学・県立大学振興課）</p>		令元	令2	目標値	達成率	I C T 関連副専攻修了者数	20人	18人	15人／年	達成	地域人（※）の登録人数	4人	0人	10人／年	0.0%
	令元	令2	目標値	達成率												
I C T 関連副専攻修了者数	20人	18人	15人／年	達成												
地域人（※）の登録人数	4人	0人	10人／年	0.0%												

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>2 移住・交流の推進</p> <p>予 算 額        38,693,000 円</p> <p>決 算 額        37,238,896 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>移住・交流の推進</p> <p>滋賀県への移住や交流の促進のため、県外への積極的な情報発信と、移住者の受入体制の充実を図るための取組を行った。</p> <p>ア 「しがI J U相談センター」の運営</p> <p>イ 移住セミナー・相談会の開催（オンライン5回、対面1回）</p> <p>ウ ふるさと回帰フェアへの出展（オンライン1回）</p> <p>エ J O I Nフェアへの出展（オンライン1回）</p> <p>オ オンライン全国移住フェアへの出展（オンライン2回）</p> <p>カ 地方の暮らしフェアへの出展（オンライン1回）</p> <p>キ 滋賀ぐらし魅力体験発信事業の実施（17組19名が参加）</p> <p>ク “Connect-Shiga”創出事業の実施（のべ 278名が参加）</p> <p>2 施策成果</p> <p>都市からの移住・交流等をサポートする移住支援団体や滋賀県立大学、市町と連携し、滋賀移住・交流促進協議会を通じ、地域の魅力を県外へ情報発信する取組を展開することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="680 916 1951 983"> <tr> <td>移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数</td> <td>平30（基準） 117世帯</td> <td>令2 168世帯</td> <td>目標値 200世帯</td> <td>達成率 61.4%</td> </tr> </table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="680 1023 1951 1090"> <tr> <td>地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数</td> <td>平30（基準） —</td> <td>令2 2件</td> <td>目標値 9件</td> <td>達成率 22.2%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>これまで、市町や移住支援団体等と連携し、滋賀の暮らしの魅力を都市部へ発信して移住・交流の促進が図られるよう事業を進めてきたところであるが、新型コロナウイルスの影響が世界に広がり、人の移動やいわゆる「3密」を回避することが求められ、事業推進にあたり課題となっている。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響を受けた地方への移住ニーズのさらなる高まりを受けて、テレワーク等による都市部での仕事を持ったままの移住や、首都圏だけでなく関西圏もターゲットとするなど、社会や人の意識の変化に即して対応していく必要がある。</p>	移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数	平30（基準） 117世帯	令2 168世帯	目標値 200世帯	達成率 61.4%	地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数	平30（基準） —	令2 2件	目標値 9件	達成率 22.2%
移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数	平30（基準） 117世帯	令2 168世帯	目標値 200世帯	達成率 61.4%							
地域課題に対する先導的な取組モデルの形成数	平30（基準） —	令2 2件	目標値 9件	達成率 22.2%							

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 個性を活かした活力ある地域づくりの推進</p> <p>予 算 額      463,006,000 円</p> <p>決 算 額      462,688,000 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 新型コロナウイルスの今後の動向を注視しながら、対面を伴わないオンラインでの移住相談の実施等の工夫をしながら慎重に事業を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き滋賀への移住促進や関係人口の創出を進め、市町や移住支援団体等と十分連携を図り、事業目的の達成を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(市町振興課)</p> <p>1 事業実績 自治振興交付金 市町が地域の実情に応じて選択した事業（市町向け県単独補助金を交付金化した、48事業のメニュー）に対し、交付金を交付した。（選択事業 435,607,000円） また、人口減少社会における課題に対応するため市町が提案した「若者がとどまる」・「外から移り住む」・「子どもを育む」ことにつながる事業に対して交付金を交付した。（提案事業 27,081,000円）</p> <p>2 施策成果 市町の自主性・主体性を発揮した施策の展開を支援することができた。また、全ての市町において、提案事業を活用した事業が実施され、地域特性や課題に応じた、各市町のきめ細やかな施策に対して支援をすることができた。</p> <p>3 今後の課題 市町の地域特性や課題に応じた支援内容の検討を継続していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 引き続き、庁内関係各課と連携しながら適切に執行するとともに、市町の地域特性や課題に応じた支援内容を検討する。また、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、「外から移り住む」特別枠を設けることで、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた移住施策を積極的に進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 令和3年度の結果を踏まえ、庁内関係各課と連携しながら適切に執行する。</p> <p style="text-align: right;">(市町振興課)</p>

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 文化スポーツ部門 ]

# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	67
II 経 済	該当なし
III 社 会	該当なし
IV 環 境	該当なし

I 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 子どもの文化芸術体験の充実</p> <p>予 算 額      20,010,000 円</p> <p>決 算 額      19,639,065 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助体験      9,800,000円</p> <p>文化施設、芸術家と学校を結び、子どもたちが文化芸術を体験する連携授業を実施。 実施件数 79件    学校数 17校    児童・生徒数 3,903人</p> <p>育成 文化ボランティア数 28人</p> <p>研修 スタッフ、ボランティア研修会等の実施。 令和2年9月29日    参加者数 10人</p> <p>(2) みんなで音楽会へ出かけよう事業      7,801,065円</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止により失われた音楽の鑑賞機会を創出するため、びわ湖ホール声楽アンサンブルOB等が県内各地域の文化施設で公演を実施。 びわ湖ホール公演はYouTubeでオンラインおよびアーカイブ配信を行い、公演の様様を広く一般に公開。 公演数：7日間 11公演（令和2年12月20日、令和3年1月17日、1月24日、1月31日、2月7日、2月11日、2月21日の午前または午後、もしくはその両方） 会 場：県内文化施設7か所（ガリバーホール、木之本スティックホール、八日市文化芸術会館、みずほ文化センター、あいこうか市民ホール、守山市民ホール、びわ湖ホール） 参加者数：小学生をはじめとする県民等 3,260人</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業      2,038,000円</p> <p>多様な環境下にある子どもたち（別室登校・不登校児童生徒等）を対象に、若手芸術家を本事業の講師である「美ココロ・パートナー」として派遣し、様々な芸術に触れ、豊かな心を育む文化芸術体験プログラムを提供した。 学校数 16校    児童・生徒数 延べ215人、 派遣した美ココロ・パートナー 陶芸家5人、打楽器奏者7人、茶道家1人</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助  滋賀次世代文化芸術センターが行う連携授業により、多くの子どもたちが文化芸術に触れ、創造する機会を提供することができた。また、講師、スタッフ、ボランティアの細やかな対応により、子どもたちに文化芸術の楽しさや感動を伝えることができた。</p> <p>(2) みんなで音楽会へ出かけよう事業  コロナ禍において、小学生をはじめとする県民が無料で、かつ遠方に出向かなくても身近に「生」の演奏を楽しめる機会を創出し、より多くの県民の方々に文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えることができた。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業  多様な環境下にある子どもたちが、文化芸術に触れることで、自己を育て感動や安らぎを感じることができる機会を提供することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助  文化芸術を体験する連携授業に参加する学校は県南部に多いことから、それ以外の地域から参加する学校を増やす必要がある。</p> <p>(2) みんなで音楽会へ出かけよう事業  感染症予防の観点から、学校の文化活動が自粛されている状況を踏まえ、感染症対策を徹底した「生」の体験機会を引き続き提供する必要がある。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業  様々な事情により、学校が実施するプログラムに参加しにくい状況にある子どもたちを対象としている事業であり、事業実施までの調整等に手間がかかることから、より多くの学校で事業を実施することができるよう、「美ココロ・パートナー」として取り組む若手芸術家を育成・派遣する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 滋賀次世代文化芸術センターの運営費補助</p> <p>①令和3年度における対応  教員や学校関係者に向けた研修等を通じて、センターの活動内容について検証し、発信するとともに、県南部以外の地域にも事業の周知や参加の呼びかけを行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 文化振興施策の総合的な推進</p> <p>予 算 額        88,622,897 円</p> <p>決 算 額        81,465,906 円</p>	<p>②次年度以降の対応 引き続き、県内美術館・博物館・劇場・音楽堂等・民間団体等との連携を深め、多く子どもたちが文化芸術に触れ、創造する機会を提供するとともに、県内全域に事業の周知を図る。</p> <p>(2) みんなで音楽会へ出かけよう事業</p> <p>①令和3年度における対応 びわ湖ホール舞台芸術体験事業（「ホールの子」事業）、滋賀県芸術文化祭開催記念イベント、舞台芸術地域協働事業の開催など、感染症対策を徹底した「生」の体験機会を提供する。</p> <p>②次年度以降の対応 感染症対策を徹底した「生」の体験機会を引き続き提供できるよう、既存事業において検討する。</p> <p>(3) 美ココロ・パートナーシップ事業</p> <p>①令和3年度における対応 民間団体等と連携し、新たな若手芸術家を発掘して「美ココロ・パートナー」として育成し、派遣する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き研修等の充実を図り、「美ココロ・パートナー」として取り組む若手芸術家を育成し、派遣する。 (文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布 <span style="float: right;">5,971,000円</span></p> <p>「湖国文化情報『れいかる』」の発行 <span style="float: right;">年間5回 30,000部/回</span> 総合文化誌「湖国と文化」の図書館、教育機関等への配布 <span style="float: right;">年間4回 430冊/回</span></p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援</p> <p>ア 未来へつなぐしが文化活動応援事業 <span style="float: right;">38,355,478円</span> 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し、支援を行った。 補助金交付件数 223件      交付額 34,100,000円</p> <p>イ 文化芸術公演支援事業 <span style="float: right;">10,414,828円</span> 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催制限が示されているなか、感染症対策を実施しながら文化芸術公演を行う利用者に対し、施設使用料の支援を行った。 補助金交付件数 123件      交付額 8,566,000円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 近江文化発見・発信事業 <span style="float: right;">4,144,600円</span>  司馬遼太郎氏の作品の中で、滋賀県ゆかりの人物や土地が登場する『国盗り物語』を題材とした朗読会を、  国宝という特別な空間で開催した。  実施時期：令和2年10月17日（土）  実施場所：総本山三井寺金堂内  参加者数：45名（抽選による）</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催 <span style="float: right;">22,580,000円</span>  主催事業  公募展（美術展覧会、写真展覧会、文学祭）の開催 応募点数：1,643点  参加事業  開催期間中（令和2年8月～令和3年1月）に文化団体等が行う事業を参加事業として承認し、支援した。  参加事業数：142事業  参加者数：延べ198,247人  第50回記念事業  滋賀県芸術文化祭50回記念賞の贈賞  あわうみ若鮎俳句コンクールの開催  表彰式：令和2年11月8日（日） 応募数：186人（321句、16校（県内高校））  記念講演会の開催  実施時期・場所：令和2年11月8日（日） 県立図書館 参加者数：40人  芸術文化祭に関連する図書資料の公開  実施時期・場所：令和2年11月5日（木）～29日（日） 県立図書館  令和2年12月3日（木）～17日（木） 県庁県民情報室  滋賀県芸術文化祭50回記念誌の発行</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布  県域の文化芸術情報を網羅した総合的な情報誌「湖国文化情報『れいかる』」を発行し、県内の文化施設や市町、  商業施設等へ配布することにより、文化情報を効果的に発信できた。  また、滋賀の歴史や自然、芸術などについて幅広く掲載した総合文化誌「湖国と文化」を県内外の図書館や教育  機関等に配布し、滋賀の魅力を広く発信することにより、滋賀の文化への興味・関心を高めた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																				
	<p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援  個人および団体等の様々な分野の文化活動の再開・継続を支援できた。コロナ禍においても、劇場等における公演のほか、オンライン上での音楽コンサートや「3密」を避けたお祭り体験など、多様な文化活動が展開されただけでなく、県のホームページで動画等を紹介することで、滋賀で活躍する活動者を県内外の人々に知ってもらう機会を提供できた。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業  滋賀ゆかりの人物や土地が多く登場する作品の朗読会を、登場人物とも関係のある国宝を会場として実施し、県内外から参加者があった。当日は、障害者の方も楽しめるよう、手話や文字による情報保障を行い、滋賀の魅力を再発見してもらう機会を提供できた。</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催  公募展の応募点数は、令和元年度と比較して微減となったが、県民の芸術文化への関心はコロナ禍であっても高く、一定の応募件数を確保することができた。</p> <table border="0" data-bbox="734 770 1525 837"> <tr> <td>公募展の応募点数</td> <td>平 29</td> <td>平 30</td> <td>令元</td> <td>令 2</td> </tr> <tr> <td>(単位：件)</td> <td>1,804</td> <td>1,693</td> <td>1,698</td> <td>1,643</td> </tr> </table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="734 914 2051 981"> <tr> <td>市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数</td> <td>令元</td> <td>令 2</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)</td> <td>248 件</td> <td>194 件</td> <td>290 件</td> <td>0%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布  県の文化情報をより効果的に周知する方策について検討する必要がある。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援  様々な機会をとらえて広報を行うとともに、相談会を開催するなど、より多くの方々に申請いただけるよう制度の周知を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業  滋賀ならではの豊かで魅力ある文化を再発見し、また県外に対しても発信する取組を引き続き展開する必要がある。</p>	公募展の応募点数	平 29	平 30	令元	令 2	(単位：件)	1,804	1,693	1,698	1,643	市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数	令元	令 2	目標値	達成率	(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)	248 件	194 件	290 件	0%
公募展の応募点数	平 29	平 30	令元	令 2																	
(単位：件)	1,804	1,693	1,698	1,643																	
市町や民間団体等と連携した文化芸術事業実施数	令元	令 2	目標値	達成率																	
(滋賀県芸術文化祭参加事業数および美の資源を活用した取組事業数)	248 件	194 件	290 件	0%																	

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催 出品者の高齢化が進んでおり、若年層など、より幅広い年齢層の県民が公募展へ参加できるよう、募集・実施方法等を工夫していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 文化情報誌等の発行・配布</p> <p>①令和3年度における対応 新たな配布先の確保に努め、様々な文化情報を網羅し、迅速に発信するなど充実した誌面づくりを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、配布先の拡大に努めるとともに、新規読者の獲得につながるよう、より充実した誌面づくりを行う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る文化芸術活動への支援</p> <p>①令和3年度における対応 ホームページやSNS、チラシによる地域の文化団体や文化施設への広報とともに、多くの方に申請いただけるよう、相談会を実施するなど、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 県民、文化団体、民間団体など、多様な主体の文化芸術活動が自立的に継続していく方策を検討していく。</p> <p>(3) 近江文化発見・発信事業</p> <p>①令和3年度における対応 司馬遼太郎氏没後25年を記念し、滋賀県の魅力をさらに県内外に発信するとともに、若い世代が滋賀への愛着を深め、発信してもらう方策として、滋賀県高校生俳句コンクールを開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 文学作品等を通じた滋賀の魅力について、県内外に対して発信する取組を引き続き展開する。</p> <p>(4) 滋賀県芸術文化祭の開催</p> <p>①令和3年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮した上で、若年層をはじめ幅広い年齢層の参加を促す。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、若年層を含め、幅広い年齢層の参加を促す。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
3 「美の滋賀」づくりの推進  予 算 額      1,271,857,000 円  決 算 額      1,114,589,478 円  (翌年度繰越額    151,896,000 円)	1 事業実績 (1) 「美の滋賀」プロジェクト推進事業 <span style="float:right">7,874,376 円</span> 県内で多様な主体が実施する美の資源を活用して地域を元気にする取組を支援し、ネットワーク化を促進するとともに、これらの取組を一元的に発信した。 ・ネットワーク化事業実施団体（1団体）＜委託＞ ・活動振興事業実施団体（8団体）＜補助＞ ・連携推進会議 令和2年10月2日、令和2年11月12日、令和3年2月24日 ・成果発表展示「美の滋賀 BACKSTORY」展 令和3年2月8日～2月28日（チカ守山） ・オンライン成果発表会 令和3年2月24日（Zoom） ・ホームページ「美の滋賀 trip!」での情報発信 (2) アール・ブリュットの魅力発信事業 <span style="float:right">2,868,893 円</span> 民間施設等で作品展示を行い、アール・ブリュットの魅力発信に努めた。また、海外での調査や専門家交流の成果を国内へ発信する取組に対して支援を行った。 ・民間施設等での作品展示 11箇所 ・インドネシアおよびミャンマーでの調査および専門家交流の成果等を国内へ発信するための事業に対する補助 (3) アール・ブリュット振興事業 <span style="float:right">875,830 円</span> 関係者間の交流を促進するため、平成25年2月に発足した全国ネットワークの事務局として運営を担った。 ・フォーラム（新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催）1回 令和3年3月30日 視聴回数 延べ1,858回 (4) 美術館整備事業 <span style="float:right">1,097,755,464 円</span> 美術館の再開館に向けて老朽化対策を引き続き実施し、美術館の収蔵庫から搬出した作品を一時保管場所にて適切に保管を行った後、収蔵庫へ再搬入した。 ア 近代美術館老朽化対策工事 建築工事 460,803,000円 機械工事 201,080,000円 電気工事 308,308,000円 イ 滋賀県立近代美術館整備工事に伴う作品一時保管業務（平成29年度～令和2年度） 収蔵庫から搬出した作品を一時保管場所で保管した後、収蔵庫へ再搬入した。 ・委託先：日本通運(株)大津支店 ・契約金額：197,260,742円（うち令和2年度執行分 49,486,004円） ・令和2年度作業内容：作品一時保管業務 1,182点

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 「美の滋賀」発信検討業務 387,550 円  「美の滋賀」発信方策検討懇話会を開催し、議論を土台に「美の魅力発信プラン」を令和3年3月に策定した。  ・「美の滋賀」発信方策検討懇話会 3回開催</p> <p>エ 美術館再開館関連  美術館の再開館に向けて、ロビー等の来館者用空間の構築とプロモーションを行った。  ・委託先：有限会社デコラティブモードナンバースリー  ・契約金額：87,490,910円（うち令和2年度執行分 77,690,910円）</p> <p>(5) みんなで創る美術館プロジェクト事業 5,214,915円  美術館の長期休館中に地域の施設や学校・団体等と連携し、子どもをはじめ多くの県民が美術の魅力に出会い、楽しむことができるワークショップや講座などを、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、県内各地で実施した。</p> <p>ア 「美の糸ローアートにどぼん！2020」  新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。</p> <p>イ 美術館地域連携プログラム事業  ・学校出前授業プログラム 71回実施、参加者 3,627人  ・地域出前プログラム 32回実施、参加者 4,064人  ・たいけんびじゅつかん 3回実施、参加者 499人  ・月刊学芸員 3回実施、参加者 50人</p> <p>ウ 若手作家作品制作展示等地域交流事業「滋賀近美アートのスポットプロジェクト Vol.3 《エンドレス・ミトス》展」  ・開催期間：令和2年9月19日（土）～10月18日（日）  ・会 場：東近江市垣見町776  ・入場者数：1,301人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「美の滋賀」プロジェクト推進事業  県内の9団体が事業を展開し、琵琶湖や各地域の産業・風景等、地域の資源をより効果的に結び付け、広域で連携して魅力的な発信を行うことができた。</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業  民間施設等でのアール・ブリュットの作品展示を通じて、県民に身近なところでアール・ブリュットや作品の魅力を紹介することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(3) アール・ブリュット振興事業            新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施しているフォーラムをオンラインで実施し、美術、福祉、医療、行政等異なる立場の方々に延べ1,858回視聴していただいた。            令和2年度会員数 797件（団体 199件、個人 598件）</p> <p>(4) 美術館整備事業            一時保管場所において作品を安全に保管した後、収蔵庫へ再搬入することができた。</p> <p>(5) みんなで創る美術館プロジェクト事業            新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施していた「美の糸ローアートのどぼん！」の開催を中止することとなったが、感染状況を注視しながら実施した美術館地域連携プログラム等を通じて、約8,000人に事業に参加いただき、子どもをはじめ多くの県民に美術の魅力に触れていただくとともに、事業の実施を通して関係の団体・施設等の協力・参画を得たことで、今後につながる連携関係を築くことができた。</p> <table border="0" data-bbox="734 730 1684 799"> <tr> <td>美術館地域連携プログラム参加者数</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> </tr> <tr> <td>(単位：人)</td> <td>10,281</td> <td>12,798</td> <td>10,976</td> <td>8,190</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「美の滋賀」プロジェクト推進事業            「美の滋賀」プロジェクト推進事業を発展させ、多様な美やアートを通じた人と地域、社会のつながりや、新たな創作活動への刺激を生み出すとともに、美の魅力を県民自らが発信していく必要がある。</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業            美術館の再開館を受けて、美術館で開催する展覧会と連携しながら、アール・ブリュットの魅力を効果的に発信していく方法を検討する必要がある。</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業            新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、フォーラムや会員交流会の活性化に向けて、企画や手法を検討する必要がある。</p> <p>(4) 美術館整備事業            美術館の再開館に向け、新たに判明した屋根の雨漏り対策の追加工事を着実に進めるとともに、その影響で繰越となった動画コンテンツの撮影・制作を進める必要がある。</p> <p>(5) みんなで創る美術館プロジェクト事業            美術館の休館中に、地域と美術館との結びつきを深め、再開館後の来館を促す目的で実施してきたが、美術館が再開館すること、また新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、これまでの事業を通じて蓄積したノウハウやネ</p>	美術館地域連携プログラム参加者数	平29	平30	令元	令2	(単位：人)	10,281	12,798	10,976	8,190
美術館地域連携プログラム参加者数	平29	平30	令元	令2							
(単位：人)	10,281	12,798	10,976	8,190							



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ネットワークを生かして、地域の拠点となるよう活動していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「美の滋賀」プロジェクト推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 さらなる相互連携を進め、地域での活動を再開した美術館で紹介するなど連携を一層強化し、滋賀をみんなの美術館にするための取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、各団体の連携調整や美術館との連携、一体的な発信を通じて、新たな取組の創出や地域を越えた連携の創出を目指す。</p> <p>(2) アール・ブリュットの魅力発信事業</p> <p>①令和3年度における対応 アール・ブリュットの認知度をより一層高め、理解を深めるため、映像による展示を実施する等、新たな取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降の対応 令和2年度の結果も踏まえ、より効果的な手法について、学芸員や福祉施設等の関係者を交え検討する。</p> <p>(3) アール・ブリュット振興事業</p> <p>①令和3年度における対応 さらなる活動の広がりや関係者間の交流を促進するため、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、会員交流会を開催するほか、令和4年2月にフォーラムを開催する。また、アール・ブリュットに関するメールマガジンを発行するなど、情報発信を積極的に行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、アール・ブリュットに関する情報発信を積極的に行い、ネットワークに関わる人や団体の広がりや活動の充実を図り、アール・ブリュットの魅力発信を行う。</p> <p>(4) 美術館整備事業</p> <p>①令和3年度における対応 新たに判明した屋根の雨漏り対策の追加工事を着実に実施した。また、その影響で繰越となった動画コンテンツの撮影・制作を進め、順次公開を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 来館者数や寄附等で実績を上げ、みんなで美術館を支えていく機運を醸成しつつ、さらなる施設機能の向上について検討する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 滋賀県立文化産業交流会館の管理運営 (指定管理)</p> <p>予 算 額            336,308,000 円</p> <p>決 算 額            336,307,500 円</p>	<p>(5) みんなで創る美術館プロジェクト事業</p> <p>①令和3年度における対応 美術館の再開館を受けて、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、びわこ文化公園内で定期的に開催するイベントに衣替えして実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの事業を通じて蓄積したノウハウやネットワークを生かしながら、美術館が多くの県民に親しんでいただけの、地域の拠点となるよう活動を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>主催事業 計 55公演 延べ入場者数 8,925人</p> <p>公演制作事業 2公演 入場者数 436人 (主な公演) 芝居小屋「長栄座」</p> <p>人材養成事業 2公演 入場者数 1,689人 (主な公演) 次世代育成ユースシアター事業</p> <p>普及啓発事業 41公演 入場者数 3,510人 (主な公演) 次世代創造発信事業「アートのじかん」</p> <p>協働連携事業 4公演 入場者数 424人 (主な公演) 県民協働企画事業</p> <p>鑑賞事業 5公演 入場者数 2,353人 (主な公演) おかあさんといっしょコンサート</p> <p>産業振興事業 1公演 入場者数 513人 (主な公演) 近江のあたらしい伝統産業展</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による公演の中止 7公演</p> <p>貸館事業 貸館利用件数 計 698件 入場者数 26,145人</p> <p>2 施策成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止を余儀なくされた公演もあったが、感染症対策を徹底し、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供した。また、びわ湖ホールとの連携のもと、県北部における文化振興の拠点として、幅広い世代を対象とした事業を展開した。特に、邦楽・邦舞の公演では、芝居小屋「長栄座」を制作し、滋賀県をテーマにしたオリジナル邦楽作品を湖国の風景映像とともに上演するなど、より親しみやすい公演を県民に提供した。さらに、県民の方々に直接出演いただく公演を実施するなどの人材養成事業にも取り組んだ。</p> <p>入場者数 (主催事業)                    平29            平30            令元            令2 (単位：人)                                14,691        18,468        13,814        8,925</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題            広報や公演内容等について、びわ湖ホールとの連携をさらに進めながら、特色のある事業を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応            ①令和3年度における対応            びわ湖ホール声楽アンサンブルによる公演を文化産業交流会館でも実施するなど、びわ湖ホールとの連携をさらに強化するとともに、「長栄座」をはじめ古典芸能分野で特徴的な事業展開を行い、県北部の文化拠点として賑わいを創出する。令和3年度は、若手の邦楽演奏家を小中学校に派遣し、児童・生徒に古典芸能を体験していただく「和のじかん」を新たに実施する。            また、新型コロナウイルス感染症の状況に対応した公演を工夫しながら事業を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応            新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、県民に文化芸術に触れる機会を提供し、県北部における文化振興の拠点として事業を展開する。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>
<p>5 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの管理運営（指定管理）</p> <p>予 算 額            951,890,000 円</p> <p>決 算 額            951,889,500 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>主催事業            オペラ、オーケストラ、室内楽、ダンス、演劇、古典芸能等の公演を開催。            46事業、129公演、入場者数 31,798人、有料公演平均入場率 73.3%            新型コロナウイルス感染症の影響による中止 29事業 180公演            新型コロナウイルス感染症に対応した配信事業も積極的に実施。            5事業、7公演、視聴者数 855人</p> <p>専属声楽アンサンブル運営            オペラへの招待、プロデュースオペラ、定期公演、ふれあい音楽教室などに出演。</p> <p>広報営業            広報活動 公演チケット情報「Stage」（年11回発行、各20,000部）、舞台芸術情報誌「湖響」（年4回、各11,000部）の発行、ホームページの運用、公演プログラム発行、新聞寄稿、雑誌、テレビ・ラジオ等</p> <p>営業活動            チケットの企業・団体向け組織販売、インターネットによるチケット購入システム、民間助成金等の確保、友の会運営（一般会員 2,849人 サポート会員 357口 特別会員 155口）等</p> <p>観客創造            劇場サポーター 122人、シアターメイツ 1,122人、ロビーコンサート、リハーサル公開等</p>

事 項 名	成 果 の 説 明															
	<p>ホール施設および駐車場の管理運営 各ホール貸館利用件数 95件 入場者数 22,112人 駐車場利用台数 31,321台</p> <p>2 施策成果          コロナ禍においても感染症対策を徹底しながら、多彩なジャンルで国内外の優れた公演を開催するとともに、国際的水準の舞台芸術を制作し公演を実施するなど、県民文化の向上に貢献する事業を展開した。          また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場できない方のために公演映像を配信するなど、より多くの方が文化に触れる機会を提供した。</p> <table border="0" data-bbox="705 622 1556 837"> <tr> <td>主催事業入場者数 (単位：人)</td> <td>平29 120,068</td> <td>平30 112,722</td> <td>令元 93,979</td> <td>令2 31,798</td> </tr> <tr> <td>貸館事業入場者数 (単位：人)</td> <td>平29 141,209</td> <td>平30 140,751</td> <td>令元 72,903</td> <td>令2 22,112</td> </tr> <tr> <td>貸館件数 (単位：件)</td> <td>平29 227</td> <td>平30 228</td> <td>令元 158</td> <td>令2 95</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題          新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き国際的水準の舞台芸術を県民に提供し、それを国内外に発信していく必要がある。また、オペラの制作など積極的な事業展開を行うため、公演チケットをはじめとする事業収入の拡大、国や民間助成金等の収入の拡大、貸館利用の拡大、積極的な寄附獲得など歳入確保に向けた取組が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応          ①令和3年度における対応          新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、令和2年度は中止した「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」やびわ湖ホール声楽アンサンブルの学校巡回公演等を実施した。今後も、感染状況に対応した公演を工夫しながら実施し、文化芸術公演の鑑賞機会を創出する。          ②次年度以降の対応          新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、より多くの県民に文化芸術に触れる機会を提供する。また、積極的な広報活動による事業収入の拡大のほか、国や民間助成金や寄附のさらなる獲得に向けて取り組む。  <div style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</div></p>	主催事業入場者数 (単位：人)	平29 120,068	平30 112,722	令元 93,979	令2 31,798	貸館事業入場者数 (単位：人)	平29 141,209	平30 140,751	令元 72,903	令2 22,112	貸館件数 (単位：件)	平29 227	平30 228	令元 158	令2 95
主催事業入場者数 (単位：人)	平29 120,068	平30 112,722	令元 93,979	令2 31,798												
貸館事業入場者数 (単位：人)	平29 141,209	平30 140,751	令元 72,903	令2 22,112												
貸館件数 (単位：件)	平29 227	平30 228	令元 158	令2 95												

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 美術館における事業の推進</p> <p>予 算 額      23,923,000 円</p> <p>決 算 額      20,854,688 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 美術品の収集と保全 <span style="float: right;">13,799,568円</span></p> <p>    作品収集      22件（購入 4件、寄贈 18件）</p> <p>    作品修復      13件</p> <p>(2) 展覧会の開催準備 <span style="float: right;">7,055,120円</span></p> <p>    令和3年6月の再開館に向けて、作品調査や出展交渉、作家への作品制作依頼など、再開館後の展覧会の開催準備を行った。</p> <p>    常設展準備      3件</p> <p>    企画展準備      3件</p> <p>2 施策成果</p> <p>    平成29年度からの長期休館中も継続的に作品や作家の調査研究を行い、作品の収集や重要な作品の修復を行ったほか、滋賀県ゆかりの若手作家を積極的に紹介する展覧会の開催に向けて、作家との調整を行うなど、再開館以降に県民に優れた美術に触れていただくための準備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>    令和3年6月に、滋賀県立美術館と名称も新たに再オープンしたところであり、今後も継続的に、収蔵品の価値や滋賀の文化の魅力を県内外の多くの方に知っていただける展覧会や、子どもを始め多くの県民が美術の楽しさに触れることができるプログラムなどの充実に努める。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>    ①令和3年度における対応</p> <p>        令和3年度以降の展覧会等の開催に向けて、企画内容の検討や関係先の調査、交渉等を行い、準備を進める。</p> <p>    ②次年度以降の対応</p> <p>        展覧会を開催するとともに、積極的な広報活動を展開し、来館者と美術館サポーターの増加に努める。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術振興課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																								
<p>7 希望が丘文化公園の管理運営（指定管理）</p> <p>予 算 額     384,232,000 円</p> <p>決 算 額     364,499,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>青少年育成事業等 56事業、参加者総数 18,616人</p> <p>3つのゾーン（青少年宿泊研修所、野外活動施設、スポーツ施設）のそれぞれの特色を生かした事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験                      四季のハイキング、自然観察会など</li> <li>・ふれあい交流イベント      紅葉祭、ふれあい祭など</li> <li>・野外活動・宿泊体験        冬の林間スクールなど</li> <li>・スポーツ振興                スポーツフェスティバル、ディスクゴルフ大会など</li> </ul> <p>施設の運営管理                      来園者総数    502,915人</p> <p>施設の利用状況</p> <table border="0"> <tr> <td>・青少年宿泊研修所（青年の城）</td> <td>利用件数</td> <td>98件</td> <td>利用者数</td> <td>5,443人</td> </tr> <tr> <td>・野外活動施設</td> <td>利用件数</td> <td>175件</td> <td>利用者数</td> <td>3,792人</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ施設</td> <td>利用件数</td> <td>2,582件</td> <td>利用者数</td> <td>73,675人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>利用件数</td> <td>2,855件</td> <td>利用者数</td> <td>82,910人</td> </tr> </table> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用の取り止め 1,388件</p> <p>2 施策成果</p> <p>恵まれた自然環境を生かした憩いの公園として、安心安全、快適な施設提供に努めるとともに、県民文化の向上、健康の維持や体力の向上、青少年の健全育成のための各種事業を実施した結果、新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用者は減少したものの、多くの来園者があり、県民に身近な親しまれる公園としての機能を果たした。</p> <p>また、地元関係機関や団体等との連携・協働を深める取組を重視しつつ、魅力的な公園づくりに努めたほか、3月～9月の休園日（月曜日）の開園や、夏期における利用時間の延長を行うなど、利用者サービスの向上に努めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>来園者総数</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> </tr> <tr> <td>（単位：人）</td> <td>892,052</td> <td>903,290</td> <td>934,116</td> <td>502,915</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> </tr> <tr> <td>（単位：人）</td> <td>238,476</td> <td>260,408</td> <td>224,096</td> <td>82,910</td> </tr> </table>	・青少年宿泊研修所（青年の城）	利用件数	98件	利用者数	5,443人	・野外活動施設	利用件数	175件	利用者数	3,792人	・スポーツ施設	利用件数	2,582件	利用者数	73,675人	計	利用件数	2,855件	利用者数	82,910人	来園者総数	平29	平30	令元	令2	（単位：人）	892,052	903,290	934,116	502,915	施設利用者数	平29	平30	令元	令2	（単位：人）	238,476	260,408	224,096	82,910
・青少年宿泊研修所（青年の城）	利用件数	98件	利用者数	5,443人																																					
・野外活動施設	利用件数	175件	利用者数	3,792人																																					
・スポーツ施設	利用件数	2,582件	利用者数	73,675人																																					
計	利用件数	2,855件	利用者数	82,910人																																					
来園者総数	平29	平30	令元	令2																																					
（単位：人）	892,052	903,290	934,116	502,915																																					
施設利用者数	平29	平30	令元	令2																																					
（単位：人）	238,476	260,408	224,096	82,910																																					

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 希望が丘文化公園基本計画の推進</p> <p>予 算 額      865,924,000 円</p> <p>決 算 額      558,082,337 円</p> <p>(翌年度繰越額   251,976,000 円)</p>	<p>3 今後の課題  平成30年3月に策定した希望が丘文化公園基本計画において、公園の役割を「広大なフィールドを活かした交流・憩いの場」「多世代でのスポーツ・健康づくりの推進」「貴重な自然を体験し楽しみながら学ぶ場」としており、今後は同基本計画に沿って、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、公園の役割を果たす事業展開や、安心・快適に利用できる施設の整備などを進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  利用者へ安全・快適に利用していただけるよう新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応をしつつ、公園運営を継続することに努める。  ②次年度以降の対応  基本計画に定めた(1)公園の役割を果たす事業展開、(2)安心して快適に利用できる施設の整備、(3)公園の役割・魅力のPR、(4)利便性の向上、(5)管理運営のあり方の5つの項目について、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮した管理運営に努める。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p> <p>1 事業実績  (1)希望が丘文化公園の活性化の検討  希望が丘文化公園活性化等検討懇話会の開催 1回(令和2年5月25日)  (2)スポーツゾーン施設整備の推進  滋賀県ラグビーフットボール協会、滋賀陸上競技協会等へヒアリングを実施し、陸上競技場、球技場、スポーツ会館の整備工事を進めた。</p> <p>2 施策成果  (1)希望が丘文化公園の活性化の検討  希望が丘文化公園活性化等検討懇話会において、学識経験者等の5人の委員に、野外活動ゾーンと文化ゾーンの取り得る方向性を議論いただき、「園路整備、安全対策、上下水道整備など、インフラ整備を公共側で行って、ポテンシャルを引き出す民間投資を促すことが重要」、「指定管理をスポーツゾーンとそれ以外の2つに分ける案が現実的かと考える」などの意見をいただいた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進  整備工事について、球技場は令和3年3月17日に完成した。また、スポーツ会館、陸上競技場は令和2年度に工事着手し、令和3年度中の完成を予定している。国民スポーツ大会開催も見据え、着実に施設整備を進めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討  文化ゾーン、野外活動ゾーンだけでなくスポーツゾーン、東西のアクセスも含めた公園全体の活性化方針の策定に向けた検討を行う。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進  改修工事を確実に実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 希望が丘文化公園の活性化の検討</p> <p>①令和3年度における対応  活性化方針の策定に向けた整備基本調査委託を実施し、整備内容、概算費用、事業収支等を調査する。</p> <p>②次年度以降の対応  活性化等検討懇話会や地元市町等、幅広く意見を聞いた上で、活性化方針の策定を行う。</p> <p>(2) スポーツゾーン施設整備の推進</p> <p>①令和3年度における対応  スポーツ会館、陸上競技場整備工事を着実に行うとともに、令和4年度に予定している球技場への照明設備新設に係る実施設計を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  必要な調整を行いながら、球技場の工事を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(文化芸術振興課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
<p>9 文化財の保存と継承</p> <p>予 算 額 1,211,087,000円</p> <p>決 算 額 1,009,594,658円</p> <p>(翌年度繰越額 189,318,000円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 指定文化財の保護 346,858,702円</p> <p>ア 県指定文化財の新指定 9件(有形文化財 6件、民俗文化財 2件、名勝(追加) 1件)</p> <p>イ 国指定文化財保存修理等補助 28件(内前年度繰越 2件)</p> <p>ウ 県指定文化財保存修理等補助 12件</p> <p>エ 埋蔵文化財発掘調査等補助 15市町</p> <p>(2) 発掘調査等の実施 297,701,120円</p> <p>ア 公共事業関連緊急発掘調査費 発掘調査等受託 12件</p> <p>イ 試掘・確認調査 試掘調査等件数 22件</p> <p>(3) 史跡等の保存整備 79,563,836円</p> <p>ア 史跡公有化(前年度繰越)</p> <p>イ 県有史跡地の維持管理</p> <p>(4) 文化財保存修理の受託事業の実施 285,471,000円</p> <p>ア 文化財保存修理受託事業費 7件(内前年度繰越 2件)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 指定文化財の保護</p> <p>県指定文化財の新指定や滋賀県文化財保存基金を活用し文化財の保存修理等に対して支援等を行うことにより、次の世代へ引き継ぐべき国民的財産である文化財の保存を図ることができた。</p> <p>また、計画的かつ適切な時期に保存修理を実施するために滋賀県文化財保存基金に原資の積み立てを行うことができた。</p> <p>(2) 発掘調査等の実施</p> <p>埋蔵文化財の試掘・確認調査や国土交通省等からの受託事業を計画的に行うことで、埋蔵文化財の保存と公共事業の円滑な推進を図ることができた。</p> <p>(3) 史跡等の保存整備</p> <p>緊急性の高い土地の公有化や県有史跡地の維持管理等を行うことで、地域の歴史にとって重要な価値を持つ史跡を適切に保存することができた。</p> <p>(4) 文化財保存修理の受託事業の実施</p> <p>国や県指定の文化財建造物について、社寺等の所有者から委託を受けて保存修理工事を行うことで、破損の著しい建造物を計画的に修理することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>本県には、国指定等文化財が 1,404件、県指定文化財が 515件あり、重要文化財の指定件数は全国第4位（令和2年度末時点）である。これら数多くの優れた文化財を次の世代に良好に引き継いでいくため、国、市町、所有者等と連携し、計画的な保存・修理に努めていく必要がある。</p> <p>平成30年度および令和元年度の文化財保存修理工事において、職員が官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害により逮捕・起訴され、令和2年11月に有罪判決が確定した。今後、不適切事案を発生させないよう、第三者による検証会議を設置し、組織の構造的な課題も含めて検討を行い、「文化財保護課不適切事案に係る検証を受けた再発防止策」を取りまとめた。これらを踏まえ「組織の改編」、「業務量の軽減」、「人事異動・交流」、「人材確保・育成」、「コミュニケーションの活性化」の5つの観点から再発防止に取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 指定文化財の保護</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 県指定文化財の新指定のための調査および審議会の開催</p> <p>イ 国指定文化財保存修理等補助予定件数 24件（内前年度繰越 2件）</p> <p>ウ 県指定文化財保存修理等補助予定件数 7件</p> <p>エ 埋蔵文化財発掘調査等補助予定件数 16市町</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き滋賀県文化財保存基金等を活用して計画的に保存修理等のための支援を進める。</p> <p>(2) 発掘調査等の実施</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 発掘調査等受託予定件数 10件</p> <p>イ 試掘調査等予定件数 14件</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>開発事業計画を早期に把握し、中長期的な発掘調査事業量の見通しをたて、発掘調査等の円滑な実施を図る。</p> <p>(3) 史跡等の保存整備</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>緊急性の高い史跡地の公有化（史跡近江大津宮錦織遺跡）を進めるとともに、継続して県有史跡地の適切な維持管理を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>所有者の要望等を考慮し計画的に史跡地の公有化を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>10 文化財の魅力の発信</p> <p>予 算 額        210,575,000 円</p> <p>決 算 額        191,416,227 円</p> <p>(翌年度繰越額    12,750,000 円)</p>	<p>(4) 文化財保存修理の受託事業の実施</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>国および県指定建造物保存修理事業の予定件数 5件（内前年度繰越 1件）</p> <p>不適切事案に係る再発防止策について、事業を所管している係を補助金事務等の管理的な業務を行う係と工事現場を担当する係に分割する組織改編を行った。また、業務量の削減の観点から、工事の難易度に応じて民間団体に協力を得ることにより県としての業務量の軽減を図っている。加えて人事交流の観点から奈良県との人事交流を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国および県指定建造物保存修理事業については、引き続き計画的な修理を実施していく。</p> <p>主任技術者については養成に時間を要することや全国的にも不足している状況であることからすぐに確保することは容易ではないが、他府県との相互支援も視野に入れ継続的かつ長期的な人材育成・確保に努めるなど、再発防止に向けた取り組みを進める。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信 <span style="float: right;">19,914,332 円</span></p> <p>ア 「近江の文化財」魅力発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京シンポジウム 1回 65人</li> <li>・東京講座 1回 22人</li> <li>・移住希望者向けセミナー 1回 15人（オンラインによる実施）</li> <li>・県内文化財探訪・講座 3回 124人</li> </ul> <p>イ 近江の文化財を活用した県民・地域健康増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市紫香楽宮跡 1回 参加者 42人</li> <li>・彦根市彦根城下町 1回 参加者 49人</li> <li>・近江八幡市安土城下町 1回 参加者 43人</li> </ul> <p>ウ 「幻の安土城」復元プロジェクト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤色立体地図の制作</li> <li>・過去の調査成果の整理、屏風調査に関する現状整理、復元に関する方向性・方法の決定</li> <li>・滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画の策定</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>エ 「世界遺産」・「日本遺産」登録推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県に彦根城世界遺産登録推進室を設置</li> <li>・彦根市と彦根城世界遺産登録推進協議会を設置</li> <li>・文化庁に推薦書原案【第2稿】および包括的保存管理計画案を提出</li> <li>・日本遺産「候補地域」の認定に向けて市町からの相談を受けて、文化庁との協議を行うなど認定に向けた支援を実施</li> </ul> <p>(2) 博物館事業の充実 <span style="float: right;">171,501,895円</span></p> <p>ア 安土城考古博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>常設展、特別展 1回、企画展 2回、特別陳列 2回、ロビー展示、回廊展示、屋外展示</li> </ul> </li> <li>・来館者数 32,499人</li> <li>・普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>講演・講座等（城郭探訪含む） 16回 475人</li> <li>体験学習・ワークショップ 1回 14人</li> <li>博学連携事業（生徒・引率者数）37校 1,853人</li> </ul> </li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、博物館のトイレ改修を実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館 令和2年4月11日から5月11日まで</li> </ul> <p>イ 琵琶湖文化館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示事業（休館中のため他の博物館で開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖文化館地域連携企画展の開催 2回 延べ入館者 8,142人</li> </ul> </li> <li>・普及啓発事業 講座「滋賀の文化財講座 花湖さんの打出のコヅチ」6回延べ 498人</li> <li>・（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画を策定</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信</p> <p>ア 「近江の文化財」魅力発信事業</p> <p>首都圏での情報発信については、「戦国の近江」魅力発信事業からの継続的な事業実施の効果により、リピーターが定着してきた。参加者の満足度も94%と高く、県内文化財探訪・講座への参加者も継続してみられ、本県の文化財のファンの定着と拡大に向けて一定の成果を上げることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>イ 近江の文化財を活用した県民・地域健康増進事業 魅力あふれる滋賀の歴史的環境を形作る多彩で豊かな文化財をウォーキングによって巡ることで、滋賀の文化財の魅力の体感と、県民や地域全体の健康増進を図ることができた。</p> <p>ウ 「幻の安土城」復元プロジェクト事業 全国的にも高い知名度を誇る戦国の城であるが、その実像については謎に包まれている部分が多い安土城の復元プロジェクトを行うことにより、安土城や滋賀の歴史等に対して多くの注目を集めることができ、デジタル技術を活用した復元という方向性を決定し、次年度以降の事業展開を整理できた。 また、開館から25年以上経過した安土城考古博物館の常設展示内容のリニューアルに向けて、「滋賀県立安土城考古博物館展示基本計画」を策定することができた。</p> <p>エ 「世界遺産」・「日本遺産」登録推進事業 ・彦根城の世界遺産登録については、滋賀県と彦根市で彦根城世界遺産登録推進協議会を設置し、登録に向けた推進体制を整えた。また、推薦書原案および包括的保存管理計画案を文化庁に提出し、令和6年度の登録に向けて、前進することができた。 ・日本遺産については、「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつき～」と「海を越えた鉄道 ～世界へつながる 鉄路のキセキ～」が新たに認定を受けたほか、「忍びの里」への構成資産の追加についても認められた。</p> <p>(2) 博物館事業の充実 展示および講座等の実施や情報発信により、本県の歴史文化資産の価値や魅力を紹介することができ、近江の優れた歴史文化に対する理解を深めることに寄与することができた。 また、大津市浜大津にて令和9年度の開館を目指すとした「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」を策定することができた。</p> <table border="1" data-bbox="734 1093 1937 1161"> <thead> <tr> <th>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財を活用した県実施事業参加者数</td> <td>2,813人</td> <td>3,017人</td> <td>2,620人</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 (1) 文化財の魅力の発信 本県は豊かな歴史に育まれた豊富な文化財を有しているが、その存在や価値が十分知られていない。このため、県内に所在する文化財の魅力を県内外に発信し、本県の文化財の魅力発信に努めてきたところであるが、まだまだ十分とは言えない状況にあるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行った取り組みが必要となる。</p>	令和4年度(2022年度)の目標とする指標	令元	令2	目標値	達成率	文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,017人	2,620人	100%
令和4年度(2022年度)の目標とする指標	令元	令2	目標値	達成率							
文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813人	3,017人	2,620人	100%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>このため、これまでの取り組みのほか、コロナ対策を行った新たな取り組みにより文化財の魅力を県内外にさらに発信していく必要がある。</p> <p>(2) 博物館事業の充実</p> <p>ア 安土城考古博物館 開館から25年以上が経過し、大規模な設備改修や展示見直しが必要な時期となっている。</p> <p>イ 琵琶湖文化館 (仮称)新・琵琶湖文化館が整備されるまでの収蔵品の適切な保管について検討するとともに、地域連携企画展の開催などによる有効活用を継続して実施する必要がある。また、(仮称)新・琵琶湖文化館の着実な整備に向けて検討等を推し進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 文化財の魅力の発信</p> <p>①令和3年度における対応 講座やイベントの開催等を継続して実施するほか、講座をサテライト会場でオンライン配信することにより地域の会場で分散して講聴できる仕組みや映像を活用した発信など様々な場面で滋賀県の文化財の魅力を県内外に発信する。彦根城の世界遺産登録については、文化庁からの評価や有識者からの意見を参考に推薦書原案の完成に向けて取り組むとともに、機運醸成や情報発信を行う。また、地域の誇りと文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげていく。</p> <p>②次年度以降の対応 本県の豊富な文化財の存在や価値を十分に知っていただくために継続的な取組が必要であり、今後も様々な場面で文化財を活用し、その魅力の発信を行う。</p> <p>(2) 博物館事業の充実</p> <p>①令和3年度における対応 安土城考古博物館については、長期保全計画に基づき計画的に設備の更新を進めていく。琵琶湖文化館については、引き続き地域連携企画展を開催し、P F I 導入可能性調査(詳細検討)を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 安土城考古博物館については、「幻の安土城」復元プロジェクトの一環として展示改修の基本設計を行い、琵琶湖文化館については、P F I 導入可能性調査の結果を受けて方向性を決定し、開館に向けた整備を進めていく。 (文化財保護課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>11 スポーツの総合的な振興</p> <p>予 算 額      73,273,000 円</p> <p>決 算 額      69,623,443 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進 <span style="float: right;">638,471円</span></p> <p>ア 広域スポーツセンターの運営</p> <p>市町巡回指導の実施      回数 104回</p> <p>アシスタントマネージャー養成講習会      新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>地域スポーツ指導者研修会      受講者数 58人</p> <p>広報紙の作成、ホームページの管理・運営</p> <p>イ 運動・スポーツ実施率の向上</p> <p>運動・スポーツ習慣化促進事業      実施回数 35回      参加者数延べ 1,080人</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信 <span style="float: right;">5,854,760円</span></p> <p>ア 「しがスポーツ大使」と県民との交流推進事業      16回実施</p> <p>「しがスポーツ大使」新規委嘱 2者      累計 40者（個人 33者と団体 7者）</p> <p>イ トップスポーツ観戦「しがスポーツの子」事業      1回      参加児童生徒数 179人</p> <p>ウ スポーツ情報発信サイト「しがスポーツナビ！」運営業務委託      アクセス件数 91,618件</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進 <span style="float: right;">12,379,834円</span></p> <p>ア 県内プロスポーツ等4チーム（滋賀レイクスターズ、東レアローズ、MIOびわこ滋賀、オセアン滋賀ブラックス）の試合会場において、横断幕等の掲示や電光掲示板による広告掲出により第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会等のスポーツ大会の周知と機運醸成を図った。</p> <p>試合観戦者      約3万5千人</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、チームの保有するSNS等での広告掲出や運動習慣化を目的とした動画の配信やポスターの掲出により、県民の運動・スポーツ実施率の向上のためのPR事業を実施した。</p> <p>SNS登録者数      約9万6千人</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興 <span style="float: right;">35,336,692円</span></p> <p>ア 滋賀県障害者スポーツ大会・スペシャルスポーツカーニバルの開催</p> <p>開催日      9月20日・11月1日      参加者数 150人（個人2競技のみの実施）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、県大会の9競技とスペシャルスポーツカーニバルを中止。</p> <p>イ 全国障害者スポーツ大会選手派遣</p> <p>開催日      10月24日～26日に鹿児島県で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により大会延期（派遣予定者数 選手 30人）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 滋賀県障害者スポーツ協会運営費の補助            競技力向上委員会 3回、強化委員会 3回、コーチング講座 1回（受講者数 30人）            ※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部を書面開催とした。</p> <p>エ 障害者スポーツ推進事業            障害者スポーツ実践事業 9クラブ 参加者数 延べ 784人            実践クラブへのコーディネーター訪問支援 13回            障害者スポーツ理解促進事業 障害者スポーツ体験イベント・パネル展示の開催 4回 参加者数 延べ8,478人            ※新型コロナウイルス感染症の影響により、教室やイベント等については規模を縮小し実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進</p> <p>ア 身近な地域での核となる総合型地域スポーツクラブについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くのクラブが事業の中止・縮小等をしたものの、広域スポーツセンターを中心にアドバイザーの派遣やオンライン説明会等を実施することにより、クラブの組織運営の助言・指導や登録・認証制度の施行に向けての準備に関する支援を実施することができた。</p> <p>イ クラブのノウハウ等を活用し、子どもから高齢者、障害の有る無しに関わらず運動プログラム等の提供を行うことで、その後の運動をするきっかけを作ることができた。</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>ア 「しがスポーツ大使」を新たに2者委嘱するとともに「しがスポーツ大使」と県民との交流により、スポーツの魅力発信や交流促進を図ることができた。また、滋賀レイクスターズ、東レアローズ、MIOびわこ滋賀、オセアン滋賀ブラックスのプロスポーツ等4チームからコロナ禍における滋賀の子どもたちに向けて応援メッセージを発信した。</p> <p>イ 県内プロスポーツチーム等のホームゲームを生で観戦する機会を提供する「しがスポーツの子」事業を実施し、子どもたちの夢や希望を育むとともにスポーツを応援する機運醸成を図ることができた。</p> <p>ウ 県内のスポーツに関する情報を総合的に発信するポータルサイト「しがスポーツナビ!」を運営し、県民の「する」「みる」「支える」スポーツ活動を支援する情報を発信するとともに、県民がコロナ禍の中で安心、安全にスポーツができるよう新型コロナウイルス感染症対策に関する情報も発信することができた。</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進</p> <p>プロスポーツ等の持つ集客力や発信力等を活用し、試合会場とともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SNS等を活用して県内で開催される大規模スポーツ大会のPRをすることができた。また、運動・スポーツの習慣化に向けた啓発により県民の運動・スポーツのきっかけとすることができた。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(4) 障害者スポーツの振興</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、滋賀県障害者スポーツ大会の大部分を中止したが、次年度の全国障害者スポーツ大会につながる記録会を全国大会に準じて運営したことで、選手の参加意識の高揚につなげることができた。全国障害者スポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。</p> <p>イ 障害者スポーツに取り組む総合型地域スポーツクラブは9クラブであり、新型コロナウイルス感染症の影響により教室を一部中止・規模縮小したものの、感染拡大防止対策を行いながら教室開催することでコロナ禍でも運動・スポーツの機会を提供することができた。障害者スポーツ理解促進事業では、障害者スポーツに関するパネル展示等を図書館や市役所で行うことで多くの方に障害者スポーツを知っていただく機会を提供し、理解促進を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="712 699 1926 762"> <thead> <tr> <th>・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>44.1%</td> <td>48.7%</td> <td>65%以上</td> <td>43.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 生涯スポーツ振興事業の推進</p> <p>ア 総合型地域スポーツクラブは、令和3年4月時点で56クラブ設立されており、令和4年度から導入が予定されているクラブの公益的な取組の促進やガバナンス等の強化を目的とする登録・認証制度の円滑な実施に向けて、クラブの組織運営の強化や地域のクラブを中心としたスポーツ体制の構築について支援していく必要がある。</p> <p>イ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は、国の59.9%に対して、県は48.7%と下回っている。スポーツをしていない理由として、「機会がないから」「したいと思わないから」などの回答が多く、身近な場所でのスポーツ機会の提供やスポーツの魅力発信に努めるとともに、実施率の低い働き盛りの世代や女性に向けた日常生活の中で気軽にできる運動プログラムの提供や啓発が必要である。併せて、コロナ禍で生まれたスポーツに対する欲求や関心の高まりを踏まえ、動画などを活用したスポーツ活動を推進し、新たな生活様式でのスポーツ習慣化へとつなげる必要がある。</p> <p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>ア スポーツの魅力発信を充実するため「しがスポーツ大使」の委嘱を進めるとともに、多くの県民が大使との交流事業を通じて運動・スポーツに興味関心を持っていただけるよう、引き続き交流事例の発信や関連団体等を通じた事業周知を行う必要がある。</p>	・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率	令元	令2	目標値	達成率		44.1%	48.7%	65%以上	43.8%
・成人（男女）の週1回以上のスポーツ実施率	令元	令2	目標値	達成率							
	44.1%	48.7%	65%以上	43.8%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 「しがスポーツの子」事業については、子どもたちがスポーツを「みる」ことを通じて夢や希望を育むとともにスポーツの魅力を感じてもらい取組から、子どもたちがスポーツを「する」ことで運動・スポーツの魅力を感じられる機会の創出を図る必要がある。</p> <p>ウ 「しがスポーツナビ！」について、より一層魅力あるサイトにしていくため、SNSを活用した双方向のサイト構成や話題性の高い情報を発信する必要がある。</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進 県内のプロスポーツ等4チームの試合会場でPRや啓発を実施しているが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、試合会場以外でも実施できる効果的な情報発信の方法について引き続き検討していく必要がある。</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興 ア 滋賀県障害者スポーツ協会をはじめ、福祉・教育・スポーツ分野の関係者や団体と連携し、障害者スポーツ大会等を周知するとともに、参加しやすいきっかけづくりや環境づくりに取り組む必要がある。 イ 総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの実践を広めるため、障害者スポーツを早くから実施しているクラブのノウハウ等の共有を図るとともに、新規に取り組むクラブを掘り起こしていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 (1) 生涯スポーツ振興事業の推進 ①令和3年度における対応 ア 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツコミュニティの核として発展するよう、クラブに対して登録・認証制度の必要性を周知するとともに、クラブアドバイザーによる市町巡回支援や講習会・研修会を継続して実施する。また、総合型地域スポーツクラブの普及啓発として、クラブの活動内容を冊子に取りまとめ、ホームページに掲載するなど継続して広報活動を実施する。 イ 県民のスポーツ実施状況について調査を行い、成人の週1回以上のスポーツ実施率について進捗の確認を行うとともに新しい生活様式の中で県民が取り組んでいるスポーツ習慣について実態把握を行う。 ②次年度以降の対応 ア 広域スポーツセンターを通じて、クラブアドバイザーの派遣や研修会を継続して実施することにより総合型地域スポーツクラブの組織運営の強化や地域のクラブを中心としたスポーツ体制の構築を支援する。 イ 広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用し、総合型地域スポーツクラブの活動内容を発信するほか、関係団体とのつながりを強化する。 ウ 成人の週1回以上のスポーツ実施率がより一層向上するよう、健康や観光等他部局との連携強化に努めるとともに新しい生活様式の中でのスポーツ習慣化の取組を推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) しがスポーツの魅力の総合発信</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 「しがスポーツナビ！」の活用に向け、ワールドマスターズゲームズ2021 関西や東京2020オリンピック・パラリンピック、聖火リレー、国スポ・障スポ大会など県内のイベントの情報発信を充実させるとともに、滋賀県ゆかりのアスリートの紹介やスポーツの魅力発信に関するコンテンツ制作に力を入れる。また、SNSでの情報発信も強化し、各スポーツ事業の機運醸成を図る。</p> <p>イ 「しがスポーツの子」事業では、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら地域のクラブからスタッフ等を派遣し、運動遊びの機会創出を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き滋賀県ゆかりのアスリートやチームの活躍、スポーツイベント等の情報発信を「しがスポーツナビ！」を活用し実施するとともに、健康やツーリズムといった他事業との連携、市町や関係団体の情報についても積極的に発信を行う。</p> <p>(3) プロスポーツを活用した県民のスポーツ推進</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>プロスポーツチーム等の県内で開催される試合会場やSNS等においてスポーツ関連事業のPRをするとともに、プロスポーツ等有する広報媒体も活用しながら、県内で開催されるスポーツ大会等の機運醸成および運動・スポーツ実施率の向上を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続きプロスポーツチーム等の発信力や集客力を活用し県民のスポーツ推進につながる取組を進める。</p> <p>(4) 障害者スポーツの振興</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 県大会等への新たな参加者（特に若年層）を増やすために、県大会に気軽に参加することができる「フェスタの部」を創設するとともに、身近な地域でスポーツを楽しむことができる「スペシャルスポーツの広場」を開催する。また、特別支援学校等との連携を強めるほか、教職員の引率旅費を支援する等の取組により特別支援学校等の生徒が県大会等へ参加しやすい環境づくりを進める。</p> <p>イ 総合型地域スポーツクラブでの障害者スポーツの取組を広めるため、既に取組を実施しているクラブの情報やノウハウ等の共有を進める。また障害福祉とスポーツをつなぐコーディネーターを引き続き設置し、障害者スポーツの裾野拡大を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>12 スポーツ大会の開催・支援</p> <p>予 算 額 270,872,000 円</p> <p>決 算 額 267,828,536 円</p>	<p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 障害者スポーツの理解をより多くの県民に広げるとともに、大会等への参加者が増えるよう、様々な機会を通じて大会の内容や魅力を発信する等、幅広い広報活動に努める。</p> <p>イ 障害者スポーツの体験イベントなどを通して、障害の有る無しに関わらず多くの県民に障害者スポーツを知っていただくことによって、地域での障害者スポーツの機運醸成や共生社会の実現を推進する。 (スポーツ課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出 4,372,213円</p> <p>ア 「ホストタウン滋賀交流推進実行委員会」を組織し、5市とともにホストタウンの交流事業等を展開 滋賀県・大津市ーデンマーク [ボート]、滋賀県・米原市ーニュージーランド [ホッケー]、 滋賀県・守山市ートルコ [ゴールボール、視覚障害者柔道]、 滋賀県・甲賀市ーシンガポール [パラスポーツ]、滋賀県・彦根市ースペイン [ハンドボール]</p> <p>イ 「東京五輪の熱気を琵琶湖に！実行委員会」に参画し、ホストタウンの交流事業等を展開 滋賀県・大津市ーニュージーランド [ボート]</p> <p>ウ 東京オリンピック滋賀県聖火リレーの開催準備 開催が1年延期となったことから、安心・安全にリレーが実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた開催準備を推進</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備 41,880,000 円 新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないことからワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会において令和2年11月に大会の1年延期が決定されたが、開催府県政令市の一員として同組織委員会に参画するとともに、ワールドマスターズゲームズ2021関西・滋賀実行委員会として、県内で競技会を開催する陸上(10kmロード)、軟式野球、ドラゴンボート、ホッケー、ボート、ソフトボールについて、開催市実行委員会および競技団体、関係団体等と連携のうえ準備を進めた。</p> <p>(3) スポーツ大会の開催 34,014,000円</p> <p>ア びわ湖毎日マラソン大会 開催日 2月28日 参加者数 369人</p> <p>イ 滋賀県民総スポーツの祭典 開催期間 4月～3月(競技ごとに随時開催) 参加者数 8,219人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により157種目中108種目中止</p> <p>ウ びわ湖レイクサイドマラソン 開催期間 2月14日～27日 参加者数 2,002人 ※新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインマラソンとして開催</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 県内スポーツ活動再開支援事業 <span style="float: right;">17,172,953 円</span>  プロスポーツチームをはじめとする県内スポーツ団体等が、試合や教室開催等で取り組む新型コロナウイルス感染症防止対策に対し支援を行った。</p> <p>スポーツ少年団等 <span style="margin-left: 100px;">158 件</span>  プロスポーツチーム等 <span style="margin-left: 100px;">4 チーム (滋賀レイクスターズ、東レアローズ、MIO びわこ滋賀、オセアン滋賀ブラックス)</span></p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出  ア 関係市、競技団体、大学等と連携しながら、ホストタウン相手国とオンラインを活用した交流等を実施し、スポーツ、文化、経済等幅広い分野での交流を推進することができた。  イ 東京オリンピック滋賀県聖火リレーの実施に向けて、オリンピック組織委員会や市町と連携を図りながら、沿道警備や式典準備等を着実に推進することができた。</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備  組織委員会等と密に情報を共有のうえ新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、開催市実行委員会へ競技運営等に必要な経費を交付する枠組みを創設するなど、大会開催に向けた準備を着実に進めるとともに、大会の1年延期の決定を受け、開催市実行委員会や競技団体等と延期後の競技日程について調整し、令和3年3月に競技日程を決定のうえ大会ホームページにおいて公開した。</p> <p>(3) スポーツ大会の開催  ア びわ湖レイクサイドマラソンは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインマラソンとして開催し、全国47都道府県の幅広い地域から2,002名の参加があり、滋賀県の魅力を全国に発信することができた。  イ びわ湖毎日マラソン大会、滋賀県民総スポーツの祭典など各種大会を支援し、スポーツ振興の一翼を担うことができた。びわ湖毎日マラソン大会は滋賀県での開催が最後となったものの、日本新記録が出る記憶に残る大会となった。運営においては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典を簡素化し、沿道での観戦自粛を呼びかけ実施した。  ウ 大規模スポーツ大会等の運営に必要なスポーツボランティアの確保・育成を図るため、スポーツ分野における独自のノウハウやネットワークを有する事業者へ業務を委託し、オンラインを活用した研修などコロナ禍における工夫を加えて事業を実施した結果、令和2年度末時点でスポーツボランティアの登録者数は累計3,629名となった。(新規登録250名)</p> <p>(4) 県内スポーツ活動再開支援事業  プロスポーツチームやスポーツ少年団などのスポーツ団体に活用いただき、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、安全・安心にスポーツ教室や試合運営を行うことができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="672 319 1926 399"> <thead> <tr> <th>・スポーツボランティア登録者数</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,379人</td> <td>3,629人</td> <td>2,000人以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出  ホストタウン相手国との交流を一時的なもので終わらせるのではなく、大会後も持続・発展させていく必要がある。</p> <p>(2) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催準備  令和2年2月に大会参加者のエントリー受付を開始したところ、間もなく新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が始まり、参加者の確保に影響が生じている。  また、1年延期となった大会のスケジュールに合わせて、競技運営だけでなく交流、観光、交通、宿泊、ボランティアなど幅広い分野における具体的な準備を進める必要がある。</p> <p>(3) スポーツ大会の開催  ア 各種スポーツ大会を継続発展させるため、各大会の魅力を発信し、県内外から多く参加をいただく必要がある。  イ スポーツボランティアの登録者数は順調に推移しているが、令和4年度のワールドマスターズゲームズ2021関西、令和7年度の国スポ・障スポ大会など大規模なスポーツイベントにおいて登録者がスムーズに活動できるよう、事前に研修やボランティアに参加するなど実践的な経験を積んでいただく必要がある。</p> <p>(4) 県内スポーツ活動再開支援事業  団体支援補助金においては、関係団体への周知が課題となっており、滋賀県スポーツ協会や関係団体を通じて周知に努めるとともに、スポーツ団体やプロスポーツチーム等がより活用しやすいよう、補助金申請の事務簡素化を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックスポーツ交流の創出</p> <p>①令和3年度における対応  ホストタウン相手国との交流を大会後も持続・発展させていくため、関係市や競技団体等と大会レガシーのあり方等の検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応  ホストタウン相手国との交流を大会後も持続・発展させ、地域の魅力発信や共生社会の実現につなげる。</p>	・スポーツボランティア登録者数	令元	令2	目標値	達成率		3,379人	3,629人	2,000人以上	100%
・スポーツボランティア登録者数	令元	令2	目標値	達成率							
	3,379人	3,629人	2,000人以上	100%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催準備  新型コロナウイルス感染症の流行や海外からの渡航制限にかかる状況、東京オリンピック・パラリンピックによるスポーツへの関心の高まり等を見極めながら、国内外における各競技の愛好家に向けたPRを展開し大会参加者の確保に努めるとともに、滋賀実行委員会と開催市実行委員会の役割分担のもと、各分野における具体的な準備を着実に進める。</p> <p>(3) スポーツ大会の開催</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 各種スポーツ大会における参加者数の増加を図るため、それぞれの大会の魅力発信や内容の工夫、広報活動の充実を図る。</p> <p>イ 大規模スポーツイベント等でボランティアの中心として活躍できる人材の養成に向けて、より多くの登録者が研修や活動へ自主的に参加いただけるよう、魅力ある事業を継続して展開できる枠組みを整備する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 各種スポーツ大会における参加者数の増加に向けた取組を引き続き行うとともに、「みる」という視点からも、広報活動の充実を努める。</p> <p>イ 各種大会の開催にあたり「する」スポーツだけではなく、「支える」スポーツの観点から多くの企業や県民の参画を図り、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西などのスポーツイベントにおけるボランティア活動で魅力を感じていただき、本県で開催される国スポ・障スポ大会へつなげる。</p> <p>(4) 県内スポーツ活動再開支援事業</p> <p>①令和3年度における対応  引き続き、プロスポーツチームやスポーツ団体等へ事業活用の呼びかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>13 国民スポーツ大会に向けた競技力向上対策</p> <p>予 算 額 300,132,000 円</p> <p>決 算 額 283,778,001 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト 9,527,772円        県内の運動能力に優れた子どもたちを発掘し、身体能力・知的能力の開発や様々な競技体験を通じて、トップアスリートを目指すジュニア選手の育成を行った。</p> <p>ア 次世代アスリートの発掘（滋賀レイキッズ第7期生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考会の開催 受験者数 239人</li> <li>成績上位者 男子 21人、女子 21人、計 42人を選考</li> </ul> <p>イ 滋賀レイキッズ第7期生 認定証交付式、第6期生 修了証授与式</p> <p>ウ 滋賀レイキッズの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成プログラムの開催 6期生 16回、7期生 2回</li> <li>競技体験プログラム追加体験会（希望者） のべ75回</li> </ul> <p>エ プロジェクト実行委員会の開催 4回</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実 13,414,698円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>《ボート競技》 舵手付クオドルプル艇 1艇、ダブルスカル艇 1艇、シングルスカル艇 1艇</li> <li>《カヌー競技》 スラロームカヤックシングル艇 1艇、スラロームカナディアンシングル艇 1艇</li> <li>《レスリング競技》 マット 1面</li> <li>《ライフル射撃競技》 エアーライフル分析装置 2台</li> <li>ビームライフルターゲット装置 2セット、プリンター装置 2台</li> </ul> <p>（《馬術競技》 競技馬 2頭（競技力向上対策事業にて、競技団体へ定額補助））</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業 260,835,531円        滋賀県競技力向上基本計画に基づき、本県の競技力向上と安定した競技力を維持するため、公益財団法人滋賀県スポーツ協会をはじめとする幅広い主体の参画を得て組織する「滋賀県競技力向上対策本部」が行う各種強化事業および対策本部の運営に要する経費を負担・補助した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト        コロナ禍による育成プログラムの計画変更や第7期生の募集延期などの影響が生じたが、競技団体の協力により第6期生については概ね例年並みの育成プログラムを実施でき、競技体験をきっかけに18名が種目転向または併行を決めた。修了生からは、全国大会で優勝した選手や上位入賞した選手が出てきている。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 特殊競技用具の充実  競技力向上に必要な不可欠な特殊競技用具について、計画的に整備を行った。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業  新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年に開催予定であった鹿児島国体が延期となり、同国体の開催を前提とした目標達成に向けた取組は実施できなかったが、強化拠点校への優秀指導者の配置や企業チームに対する支援が進むなど、令和3年以降開催の国体に向けた強化基盤の構築については一定の進展を見ることができた。  また、滋賀国スポについても令和7年への開催延期が決定されたことを受け、競技団体会長会議を開催するなど、競技団体や影響を受ける選手等への経過説明を行い、士気の維持・向上に努めた。  併せて、この延期への対応を踏まえ、令和3年3月に滋賀県競技力向上基本計画および推進計画を改定し、段階的目標の見直しおよび令和3年から令和6年までの「躍進期」における取組方針の再構築を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト  滋賀国スポ開催年に少年種別での活躍が期待されるターゲットエイジ世代の修了生に対するサポートの機会を確保していく必要がある。加えて、一部の競技を除きターゲットエイジ世代ではなくなる第8期生以降、さらなる運営の合理化を図り、プログラムの質的向上を目指すとともに、本プロジェクトにおいて蓄積されたノウハウや競技団体とのつながりを国スポ後にいかに継承していくかを検討していく必要がある。</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実  各競技の強化学業が効果的に行われるよう、スポーツ振興くじ(toto)助成金等の外部資金も活用しながら計画的に特殊競技用具の整備を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業  競技力向上基本計画に基づく「躍進期」に移行する令和3年度以降、成年種別では確実に入賞が期待できる全国トップレベルの実力を有する選手の積極的な確保が、少年種別では有望選手の県外流出の抑制と選手個人に対する支援の充実が必要である。  障害者スポーツでは滋賀障スポに出場する選手の育成や強化に関わるスタッフの確保が課題である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 次世代アスリート発掘育成プロジェクト</p> <p>①令和3年度における対応  ターゲットエイジ世代である第7期生、第8期生（一部競技）、修了生に対し、適性のある競技への接続の機会を確保するとともに、事業の今後のあり方について検討を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  競技団体と連携を密にし、トップアスリートを目指すジュニア選手の育成・強化を継続的に行うための条件整備について検討を進める。</p> <p>(2) 特殊競技用具の充実</p> <p>①令和3年度における対応  競技力向上に必要な下記の特殊競技用具について整備する。  《ボート競技》 舵手付クオドルプル艇 1艇、ダブルスカル艇 1艇、シングルスカル艇 1艇  《ライフル射撃競技》 スモールボアライフル電子標的 2セット  《セーリング競技》 420級艇 2艇（競技団体への定額補助）  《馬術競技》 競技馬 2頭（競技団体への定額補助）</p> <p>②次年度以降の対応  競技規則の変更や老朽化等により整備が必要な特殊競技用具について、スポーツ振興くじ(toto)助成金等の外部資金も活用しながら計画的に整備を行っていく。</p> <p>(3) 競技力向上対策本部が行う競技力向上対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  段階的目標である天皇杯順位20位台前半への進出を達成するため、入賞数75種目以上を全体の目標として定めるとともに、競技毎に重点強化種別・種目を設定し、ポイントを絞った強化を図る。  併せて、成年種別においては開催年を見据えた選手構想に基づく選手確保につなげるため、企業・大学等との連携強化やSHIGAアスリートナビを活用した県内民間企業への就職支援の充実に加え、県スポーツ協会による「スポーツ特別指導員」の雇用を通じ、トップアスリートの獲得を推進する。少年種別においては重点的に強化してきたターゲットエイジ強化選手の県内高校への進学を促進するとともに、国スポで上位入賞が期待できる選手を指定した強化活動支援の充実を図る。  また、障害者スポーツにおいては開催年に向けた各競技における選手およびスタッフのメンバー構成について構想として具体化するとともに、確保に向けた課題を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応  「第79回国民スポーツ大会における男女総合優勝（天皇杯獲得）」 「第24回全国障害者スポーツ大会に向けた障害者スポーツの普及・競技水準の向上」に向け、基本計画に定める各期の段階的目標を達成できるよう、開催年を見据えて各種事業を戦略的に進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（競技力向上対策課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>14 第79回国民スポーツ大会および第24回 全国障害者スポーツ大会の開催準備</p> <p>予 算 額 1,020,264,000 円</p> <p>決 算 額 902,350,545 円</p> <p>(翌年度繰越額 113,904,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業 353,907,093円  県や市町をはじめとする県内の主要な機関・団体で構成される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」に対して、運営等に必要な負担金を拠出するとともに、市町が行う施設整備に対し、必要な支援を行った。</p> <p>ア 総会（第8回） ※新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ書面開催  会則や募金・協賛推進特別委員会設置規程の改正のほか、常任委員会への委任事項、事業報告、収支決算報告、事業計画、収支予算等について審議し、決定した。</p> <p>イ 常任委員会（第8回、第9回） ※第8回常任委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ書面開催  専門委員会設置規程の改正、関連方針等の改正のほか、専門委員会に付託した事項について審議し、決定した。</p> <p>ウ 専門委員会</p> <p>（ア）総務企画専門委員会  開催準備総合計画（改正案）の決定、両大会会期（案）の決定、文化プログラム実施基本方針（案）の決定、国スポ正式競技会場地市町第六次・第七次内定（案）の決定、国スポ正式競技開催予定施設変更（案）の決定、国スポ正式競技種別の変更（案）の決定、国スポ公開競技会場地市町第二次内定（案）の決定、国スポデモンストレーションスポーツ実施競技選択および会場地市町第一次・第二次内定（案）の決定、障スポ会場地市町第二次・第三次内定（案）の決定、障スポ正式競技開催予定施設変更（案）の決定、障スポオープン競技実施競技選択および会場地市町第一次内定（案）の決定、競技施設整備計画（第2次）（案）の決定、開催基本構想（改正案）の決定、文化プログラム実施基本計画（案）の決定、国スポ競技施設基準（改正案）の決定</p> <p>（イ）広報・県民運動専門委員会  花いっぱい運動における推奨花の決定、イメージソングの決定</p> <p>（ウ）競技運営専門委員会  記録業務基本計画（案）の決定、国スポ競技別リハーサル大会開催基準要項（改正案）の決定</p> <p>（エ）全国障害者スポーツ大会専門委員会  手話・要約筆記ボランティア養成基本方針（案）の決定</p> <p>（オ）式典・会場専門委員会  式典基本方針（案）の決定</p> <p>エ 特別委員会</p> <p>（ア）募金・協賛推進特別委員会  募金推進要綱（改正案）の決定、募金推進計画（改正案）の決定</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(イ) 子ども・若者参画特別委員会（通称：ジュニア・ユースチーム） 「魅力的な啓発グッズを提案しよう！」をテーマにアンケート調査を行い、児童生徒の意見を踏まえた啓発グッズづくりを実施</p> <p>オ 市町競技施設整備費補助金 市町が行う国スポ・障スポの競技会場となる競技施設の整備事業に対する支援制度に基づき、10件 289,374千円を交付</p> <p>カ 市町開催準備事業補助金 市町が行う国民スポーツ大会開催準備事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催年度が変更になったことによって生ずる経費に対して5件 1,988千円を交付</p> <p>(2) (仮称) 彦根総合運動公園整備事業 453,977,900円 滋賀県立彦根総合運動場（彦根市松原町地先）を第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の主会場として、第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するため、事業用地を取得するとともに、これに伴う事務を行った。</p> <p>ア 事業用地取得に伴う委託業務（用地取得事務委託、登記事務委託） 公園整備に伴う事業用地の取得にあたり、円滑に取得するため用地取得事務を彦根市に委託したほか、用地の取得に必要となる登記事務について、土地家屋調査士に委託した。</p> <p>イ 市民体育センター動産移転・保管業務委託 事業用地に所在した彦根市民体育センターの廃止、移転にあたり、当センターの管理する動産の代替施設への移転および代替施設供用までの間の一時保管業務を彦根市に委託した。</p> <p>ウ 主会場所管地管理業務委託 事業用地の適切な維持管理を行うため、除草業務を委託した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業 競技会場の内定をはじめ、開催準備委員会の各専門委員会・特別委員会における所期の活動を行うことができた。</p> <p>(2) (仮称) 彦根総合運動公園整備事業 事業用地を取得するとともに適切に維持管理を行い、支障物件であった彦根市民体育センターの動産について、適切な管理を行うことができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業  開催年が1年延期となったが、競技会場の選定をはじめとする必要な準備を着実に進めるとともに、中央競技団体正規視察で指摘を受けた課題等への対応策の検討をはじめ、競技用具の整備、練習会場の選定、競技役員の編成など、会場地市町および競技団体と連携して開催準備を進めていく必要がある。大会マスコットキャラクターや、愛称・スローガンを活用した様々な広報啓発活動を展開し、県民総参加でつくる大会に向けたさらなる機運醸成を図る必要がある。</p> <p>(2) (仮称)彦根総合運動公園整備事業  令和5年4月に供用開始できるよう工事担当部局、彦根市、地元等関係者と連絡調整を行いながら着実に整備を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 競技会場の選定については、未選定競技に係る市町、競技団体との調整を進めるとともに、一部競技については、県外での開催について、県外施設等との調整を進める。競技会の開催準備については、中央競技団体の正規視察での指摘事項を踏まえ、競技ごとに競技会場施設等の整備状況や競技運営準備状況について会場地市町および競技団体と課題や情報の共有を図り、対応策の検討を進める。</p> <p>イ 各種イベントで啓発を行うことをはじめ、広報物品、メディア、屋外広告など、大会マスコットキャラクターや、愛称・スローガンを活用した様々な広報啓発活動を展開するとともに、イメージソングの普及に着手し、機運醸成を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>ア 中央競技団体正規視察時の指摘事項を踏まえ市町が行う競技施設の整備事業に対する支援を行うとともに、正規視察で明らかとなった課題等への対応を含む開催準備について競技ごとに会場地市町および競技団体との打合せを行い、連携・協力しながら開催準備を進めていく。</p> <p>イ 大会マスコットキャラクターや、愛称・スローガンを活用し、様々な手段で広報啓発活動を展開しつつ、開催決定など開催までの節目でイベントを実施し、効果的に広報するとともに、イメージソングの普及や花いっぱい運動の準備を進め、機運醸成を図っていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>15 スポーツ施設の整備</p> <p>予 算 額 1,936,464,000 円</p> <p>決 算 額 1,809,729,082 円</p> <p>(翌年度繰越額 120,806,000 円)</p>	<p>(2) (仮称) 彦根総合運動公園整備事業</p> <p>①令和3年度における対応 公園整備の全体スケジュールに遅れが生じないよう、引き続き工事担当部局や彦根市との連携を強化し、着実に整備を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 陸上競技場の公認取得に向け必要な備品等の整備を行うとともに、事業用地の管理や、工事担当部局、地元等関係者と調整し、大会開催に向けて着実に整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課、国スポ・障スポ大会課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 滋賀アリーナ整備 <span style="float: right;">794,820,900円</span> 滋賀アリーナ整備について、擁壁の施工等、予定地の造成を完了させ、P F I 方式による事業については、設計を完了し、建物基礎工事に着手した。</p> <p>(2) 琵琶湖漕艇場再整備 <span style="float: right;">648,064,782円</span> コース改修工事および建物改築工事を完了し、令和3年3月に供用開始した。</p> <p>(3) プール整備 <span style="float: right;">30,079,000円</span> 「(仮称)草津市立プール整備・運営事業に関する基本協定書」に基づき、草津市が実施した入札公告の準備等に要する経費に対して財政支援を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 滋賀アリーナ整備 滋賀アリーナの整備について、令和4年12月の供用開始に向け、予定地の造成の完了やP F I 方式による設計完了等着実に進捗が図れた。</p> <p>(2) 琵琶湖漕艇場再整備 再整備の取り組みを着実に進捗させ、利用者の利便性・安全性の向上や、競技会場としての機能強化を図ることができた。</p> <p>(3) プール整備 草津市において、P F I 方式による事業者を決定するなど取組を着実に進めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 滋賀アリーナ整備 令和4年12月に供用開始ができるよう、工程管理を適切に実施するとともに、工程遅延事象が発生した場合は適切に対応していく必要がある。</p> <p>(2) 琵琶湖漕艇場再整備 令和3年度中に仮設ヤードを公園に復旧できるよう、工程管理を適切に実施するとともに、工程遅延事象が発生した場合は適切に対応していく必要がある。</p> <p>(3) プール整備 令和6年6月に供用開始ができるよう、草津市との連携のもと事業を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 滋賀アリーナ整備</p> <p>①令和3年度における対応 P F I 方式による工事等について、各工程の調整を行いながら、着実に整備を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 供用開始に向け、工事の進捗等を適切に把握し、P F I 方式による整備等を着実に実施していく。</p> <p>(2) 琵琶湖漕艇場再整備</p> <p>①令和3年度における対応 公園整備工事について、必要な調整を行いながら、着実に工事を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 再整備事業の完了後も、引き続き適切な管理運営を行っていく。</p> <p>(3) プール整備</p> <p>①令和3年度における対応 P F I 方式による事業等、草津市との連携のもと事業を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応 草津市における事業進捗に合わせて、引き続き、着実に財政支援を実行していく。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ課)</p>

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 琵琶湖環境部門 ]



# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	該当なし
II 経 済	107
III 社 会	115
IV 環 境	124

## II 経 済

### 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 担い手の確保・育成と経営体質の強化</p> <p>(1) 森林・林業人材育成事業</p> <p>予 算 額            31,000,000 円</p> <p>決 算 額            30,864,240 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>近年の自然災害による風倒木処理等への対応や市町を主体とした森林経営管理制度の導入による放置林対策への対応が求められるなか、本県の森林作業を担う林業従事者は年々減少し、高齢化が進むとともに、機械化の進展に伴い高度なスキルが求められている。また、森林経営管理制度を推進するためには、専門技術等を備えた市町職員が求められており、人材育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、これらの課題に対応するため、「既就業者」、「市町職員」、「新規就業者」を対象として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講したところである。</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等作業班 9班受講。のべ48日間実施。</p> <p>(2) 市町職員コース 県内13市町受講。のべ6日間実施。</p> <p>(3) 新規就業者コース 受講者 5名。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等各作業班を対象として、塩津県有林（長浜市西浅井町）内において作業道のルート計画や作設技術の指導をはじめ、立木の伐採から搬出に至る各工程において、作業効率向上のための研修を実施した。 受講者においては、従来自己流で行っていた調査方法を見直したり、従来の仕事のやり方についての改善が見られるなど研修効果が得られた。</p> <p>(2) 市町職員コース 森林の多面的機能をはじめ、林業経営や森林計画についての講義およびワークショップを行った。 特に令和元年度より導入された森林経営管理制度に関する研修に力点を置いた結果、一部の市においては、森林経営管理制度に基づく森林所有者の森林経営に関する意向調査に取り組み始める動きが見られた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 新規就業者コース            年間3期に分けて、林業への就業を希望する者を対象に森林・林業に関する基礎的な知識や技術の研修を実施した。特に、作業現場に対応出来るよう、チェーンソーおよびバックホウの操作実習に重点を置いて実施した。研修後は、森林・林業に関わる業務に就く者もあり、一定の成果があった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 既就業者コース            昨年度の反省を活かし、今年度は研修場所を県有林に固定して実施することとしたが、場所が限定される(県北の福井県境付近で実施)ため、受講者が参加しづらいという意見もあったため、研修場所の選定について改善が必要である。</p> <p>(2) 市町職員コース            昨年度の反省を活かし、経験年数による知識差を解消するために基本的な事項からワークショップへと段階を踏んで実施したが、別途基礎編を設けるなど知識格差の解消にはさらなる工夫が必要である。</p> <p>(3) 新規就業者コース            転職者を対象にいつでも受講でき、即戦力として就業できるよう、年間3回の受講チャンスが得られることを目的に同内容の研修を3回繰り返すこととしたが、受講者が少なくモチベーションの維持や受講者間の交流などの面で課題がみられたため、実施回数や実施方法の改善が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 既就業者コース            県内各地の受講者が参加しやすいように研修場所を県有林だけでなく、県営林や造林公社事業地など県内数箇所に分散できるよう研修場所を確保する。また、当該年度受講者だけでなく、前年度受講者のフォローアップ研修も必要であることから、研修メニューについても検討を加える。</p> <p>(2) 市町職員コース            市町職員の育成には、滋賀もりづくりアカデミーのほか日常的な交流の中での普及指導員による専門的な知識や技術指導などのフォローが必要となる。このため、県と市との1対1の育成支援など側面的な支援により全体的な人材育成を図る。</p> <p>(3) 新規就業者コース            実施回数を前期、後期の年間2回に変更するとともに、一部カリキュラムの内容も修正を行っている。なお、新規講座については、昨年度の受講者の受講も可能としてフォローを行っている。併せて、改善すべき点については受講者からの意見も取り入れて見直しを図っていく。            (森林政策課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業  県内森林組合系統において木材流通部門を牽引できる人材の育成が喫緊の課題である。  特に経験の浅い者が多いために、経験年数が比較的長い者に従う傾向があり、各自が適切に判断できるよう継続的に指導を図る必要がある。  また、「森林評価測定士」としては、木材流通・販売を担う土場業務のみならず立木状態での森林の価値が判断できることが求められるため、さらに知識や技術の習得が必要である。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業  県産材の需要拡大のためには、木材業・製材業を営む経営者およびその従業員に対して、木材とその利活用に関する包括的な知識を得ることのできる場を提供し、人材育成を図る必要がある。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業  林業事業体でも能力評価システムが導入されるよう支援する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業  若手（新人）職員向けの「施業プランナーコース」とベテラン職員向けの「経営プランナーコース」との2本立てによる研修に取り組む。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業  県外派遣研修については、引き続き実施し、複数体制で県産材流通を牽引できる人材を育成する。また、「森林評価測定士」の視野をより一層広げるため、常に最新の流通に関する知識を習得するとともに、従来の土場業務に重点を置いた研修内容から、立木状態で森林を評価する内容を取り込んだ研修カリキュラムに段階的に移行させていく。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業  オンラインでのセミナーの開催等、コロナ禍における感染防止を図りながら、木材とその利活用に関する包括的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業</p> <p>①令和3年度における対応  東近江市永源寺森林組合において能力評価システムの導入を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応  林業事業体で導入されるよう支援を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 滋賀県森林組合変革プラン推進会議が設立されたことを踏まえ森林組合の連携による課題解決を支援する必要がある。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 需要の変化に対応できる効率的な流通体制の整備を進め、有利な価格での販売と出荷量の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 本県を取りまく木材流通の変化に適時適切に対応するとともに、県産材の多様な販路を確保する必要がある。</p> <p>(4) 地域連携型林業モデル構築事業 県内の中小製材工場等の協業化による競争力の強化に加え、県外加工施設との連携により、需要に的確に対応する製品を安定供給する取組が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p> <p>①令和3年度における対応 各森林組合の個別の取組、および滋賀県森林組合変革プラン推進会議の取組に対して経営改善のための指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 森林組合の経営基盤・組織体制の強化を図る。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業</p> <p>①令和3年度における対応 県産材（素材）の需給調整や中間土場の活用などにより、出荷量の増加および流通の効率化に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材（素材）需要の変化に対応できるよう、中間土場の整備などに取り組むことで効率的な流通体制の整備を進める。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業</p> <p>①令和3年度における対応 森林組合および滋賀県森林組合連合会木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加にむけた需給調整などの取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 県内および近隣府県の需要動向を把握するとともに、県産材（素材）の多様な販路を確保することで流通を安定</p>





事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(3) 森の資源研究開発事業  県産材を活用した玩具の開発など、県内事業者による県産材の利用拡大につながる製品開発に結びついた。</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業  びわ湖材として証明した木材量が増加し、県産材の利用の取組が広がった。</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業  未利用材の搬出により、木材チップでのびわ湖材の利用が拡大した。</p> <p>(6) 木育推進事業  イベントや展示会出展、冊子の作成等により木育の普及啓発が図れた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="672 662 1758 742"> <thead> <tr> <th>びわ湖材証明を行った素材生産量</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>64,750 m<sup>3</sup></td> <td>64,940 m<sup>3</sup></td> <td>68,600 m<sup>3</sup></td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題  びわ湖材の利用については、県民や事業者の間に着実に浸透してきているが、これらを一過性のものでなく、持続的なものにする必要がある。そのため、県産材を加工して利用することが、地球温暖化対策などの環境面と林業・木材産業の振興などの経済面の両面で多くの波及効果があることについて、この事業を通じて県民や事業者になお一層周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応  住宅、非住宅建築物、木塀、木製玩具などの木製品の利用促進について支援を引き続き行うとともに、木育などの情報発信や研修会の開催などの機会を通じ、木の良さや木を使う意義などについて普及啓発することで、びわ湖材の利用を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、びわ湖材の利用促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">（森林政策課）</p>	びわ湖材証明を行った素材生産量	令元	令2	目標値	達成率（令2）		64,750 m <sup>3</sup>	64,940 m <sup>3</sup>	68,600 m <sup>3</sup>	95%
びわ湖材証明を行った素材生産量	令元	令2	目標値	達成率（令2）							
	64,750 m <sup>3</sup>	64,940 m <sup>3</sup>	68,600 m <sup>3</sup>	95%							



事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 市町が実施する汚水処理施設の整備事業への助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。</p> <p>雨天時浸入水対策については、市町の不明水対策調査に対する補助制度により、市町の不明水対策を促進した。</p> <p>目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="683 486 1668 587"> <thead> <tr> <th></th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令7目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>98.9%</td> <td>99.0%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>(うち下水道処理人口普及率</td> <td>91.1%</td> <td>91.6%</td> <td>94.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を行う高度処理施設の維持管理に助成を行うことにより、琵琶湖の富栄養化防止に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金</p> <p>下水道施設整備の普及促進については、引き続き市町が計画的に進める未普及地域解消に向けた事業実施が必要である。市町が行う汚水処理施設整備については、効率よく施設整備が進むよう、交付金の一層の活用促進を図る必要がある。</p> <p>雨天時浸入水の発生源対策については、更に市町が主体的に実施するよう促す必要がある。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金</p> <p>琵琶湖の富栄養化を防止するため、単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を目的とした高度処理を導入し、水質保全に努めていることについて、引き続き助成を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>市町が行う汚水処理施設整備について、効率よく施設整備が進むよう、市町の整備状況を踏まえた助成を行う。</p> <p>雨天時浸入水の発生源対策について、より対策が促進されるよう、市町の対策状況を踏まえた助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>汚水処理人口普及率の向上および雨天時浸入水問題の解消に向けて、引き続き助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進および雨天時浸入水の発生源対策の促進を図る。</p>		令元	令2	令7目標値	汚水処理人口普及率	98.9%	99.0%	99.8%	(うち下水道処理人口普及率	91.1%	91.6%	94.7%)
	令元	令2	令7目標値										
汚水処理人口普及率	98.9%	99.0%	99.8%										
(うち下水道処理人口普及率	91.1%	91.6%	94.7%)										

事 項 名	成 果 の 説 明																																										
<p>(2) 補助治山事業</p> <p>予 算 額 3,485,672,000 円</p> <p>決 算 額 1,931,088,493 円</p> <p>(翌年度繰越額 1,499,229,000 円)</p>	<p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金</p> <p>①令和3年度における対応 単独公共下水道の終末処理場を有している市に対して、琵琶湖の富栄養化の防止が図れるよう、高度処理施設における維持管理費の助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 琵琶湖の富栄養化の防止に向けて、引き続き助成を行うことにより、継続して窒素やリンを除去する高度処理を実施し、水質保全に努める。</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">復旧治山</td> <td style="width: 10%;">19カ所</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>山地治山（復旧治山を除く）</td> <td>6カ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源地域等保安林整備等</td> <td>8カ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業</td> <td>18カ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td>51カ所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 施策成果 災害復旧や保安林機能を高める事業により、保安林内で88haの機能向上区域を確保した。また、山地災害危険箇所1,270カ所を整備済みとした。（前年度末1,254カ所確定→1,270カ所確定）</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">山地災害危険地区整備箇所数</td> <td style="width: 10%;">令元</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 10%;">達成率（令2）</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,254</td> <td>1,270</td> <td>1,275</td> <td>90%</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 今後の課題 近年の集中豪雨災害等による被災箇所の復旧や施設の老朽化に伴い長寿命化対策が必要となること、および土砂流出や流木による災害発生の恐れが高い溪流において治山事業を緊急的に進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 近年の局所的な集中豪雨に起因する土砂災害および流木災害が多発し、県民の生命や財産が脅かされていることか</p>	復旧治山	19カ所					山地治山（復旧治山を除く）	6カ所					水源地域等保安林整備等	8カ所					農山漁村地域整備交付金事業	18カ所					計	51カ所					山地災害危険地区整備箇所数	令元	令2	目標値	達成率（令2）			1,254	1,270	1,275	90%	
復旧治山	19カ所																																										
山地治山（復旧治山を除く）	6カ所																																										
水源地域等保安林整備等	8カ所																																										
農山漁村地域整備交付金事業	18カ所																																										
計	51カ所																																										
山地災害危険地区整備箇所数	令元	令2	目標値	達成率（令2）																																							
	1,254	1,270	1,275	90%																																							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ら、荒廃地や荒廃危険地などの対策を優先しつつ、施設の長寿命化や流木対策等の治山事業を計画的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国庫補助金の確保に努め、災害復旧および施設の長寿命化や流木対策に重点を置いた治山事業の実施を進める。</p> <p>(森林保全課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>2 災害に強い地域づくり</p> <p>(1) 災害廃棄物処理体制強化事業</p> <p>予 算 額            4,209,000 円</p> <p>決 算 額            4,208,500 円</p>	<p>1 事業実績 平成29年度に策定した「滋賀県災害廃棄物処理計画」の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る各主体の対応能力および連携体制の向上等を目的とした、図上訓練を実施した。（参加人数：市町、関係団体等から38名）</p> <p>2 施策成果 市町の担当職員を対象とした研修会の開催や図上訓練への参加を促した結果、6市町において災害廃棄物処理計画の策定に繋がった。</p> <table border="0" data-bbox="705 630 1825 699"> <tr> <td>市町災害廃棄物処理計画の策定率</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値（令7）</td> </tr> <tr> <td>（市町災害廃棄物処理計画の策定数）</td> <td>42.1%（8市町）</td> <td>73.7%（14市町）</td> <td>100%（19市町）</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題 「滋賀県災害廃棄物処理計画」をもとに、市町への災害廃棄物処理計画の策定支援や図上訓練の継続的な実施等により、災害廃棄物対策を強化していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 災害廃棄物処理に係る研修会やセミナー、図上訓練の実施等により、滋賀県災害廃棄物処理計画の適正な運用を図るとともに、災害廃棄物処理計画未策定の市町職員を対象とした勉強会の開催等により処理体制の構築を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 計画未策定の市町に対して個別指導を行う。また、研修会やセミナー、図上訓練を継続的に実施し、市町・県・関係団体等各関係者の連携強化や仮置場の設置・運営など、災害廃棄物処理体制の強化に向けて取り組む。 (循環社会推進課)</p>	市町災害廃棄物処理計画の策定率	令元	令2	目標値（令7）	（市町災害廃棄物処理計画の策定数）	42.1%（8市町）	73.7%（14市町）	100%（19市町）
市町災害廃棄物処理計画の策定率	令元	令2	目標値（令7）						
（市町災害廃棄物処理計画の策定数）	42.1%（8市町）	73.7%（14市町）	100%（19市町）						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>予 算 額            31,790,000 円</p> <p>決 算 額            30,554,752 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 <span style="float: right;">14,478,176 円</span>  前年度に引き続き、「やまの健康」を実践するモデル地域を令和2年度は3地域選定し、地域資源を活用した農山村活性化に向けた取組体制の構築や活動計画の策定について、部局間での連携を図りながら支援した。令和元年度選定の2地域を含め、県内5地域のモデル地域に対して、活動計画の実現に向けた取組を支援した。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 <span style="float: right;">5,123,876 円</span>  スポーツチームに委託することで、その特性を生かし、選手出演の動画作成や、試合会場での展示・グッズ作成を通じた県民向けの「やまの健康」普及啓発を実施したほか、東近江市における木地師文化の発信事業に対して支援した。  また、木育製品の貸出を10施設に実施した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 <span style="float: right;">10,952,700 円</span>  長浜市北部地域をモデルに、交流体験イベントなどによる山村情報の発信や、カエデ樹液シロップなどの山村資源発掘、山村地域における就労支援などの森林山村振興対策に取り組んだ。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業  「やまの健康」モデル地域について、令和元年度分と合わせて5地域の選定が完了した。モデル地域における活動計画の策定、活動を担う地域住民の体制づくりへの支援を行い、継続的な活動に向けた基盤を築くことができた。令和元年度選定のモデル地域では、都市と農山村の経済循環に向けた各種取組の芽出しが継続して実施された。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業  選手出演の動画をきっかけに、県産材を活用したスポーツ「レイクッド」を開発した。撮影動画は、累計約1,600回再生、試合会場では来場者約1,500人に対して「やまの健康」啓発資料・グッズ配布を行い、スポーツを通じて、「やまの健康」の啓発を実施できた。  木育製品の貸出によって木に触れる機会の創出ができ、木の良さを感じ木に親しんでもらうことで木育の魅力を発信できた。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業  都市部への山村地域の魅力発信や、新たな山村資源の発掘を行い、就労や移住につなげることで、山村振興対策を行うことができた。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標  「やまの健康」に取り組むモデル地域数  （累計）</p> <table border="1"> <tr> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値</td> <td>達成率（令2）</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業  モデル地域については、活動を継続的なものにするための支援が必要である。併せて、モデル地域における活動を通じ、農山村の魅力の認知度向上が必要である。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業  都市部と農山村の経済循環や県民とやまの関わりをつくるため、令和元年度策定の「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」を通じた「やまの健康」認知度向上が引き続き必要である。  より多くの施設に木製品の貸出を行うことで、木育の魅力を県域に発信することが重要である。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業  継続的な情報発信や、発掘した山村資源の活用、山村地域における様々な就労支援の方法など、具体的な方策が必要となる。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  モデル地域への支援を、部局連携する「やまの健康」プロジェクトチームとして各組織の強みを生かして継続する。</p> <p>②次年度以降の対応  モデル地域での活動状況を整理し、都市部とのつながり創出に向けた方策を検討する。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業</p> <p>①令和3年度における対応  モデル地域の活動をはじめ、農山村での活動や魅力を関係部局の事業やSNS、民間事業者等との連携など、多様な手法を用いて発信し、「やまの健康」への県民参加を目指す。また、「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」実践の一環として、引き続き「レイクッド」の普及を実施するとともに、観光や健康づくり等に森林空間を活かす「森林サービス産業」創出に向け、ニーズや森林サービス産業に適した森林資源の把握を行う。また、木製品貸出事業の施設数を増やし、継続して実施する等により、木に触れる多くの機会を提供する。</p>	令元	令2	目標値	達成率（令2）	2件	5件	5件	100%
令元	令2	目標値	達成率（令2）						
2件	5件	5件	100%						



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 取組団体等が事業化に向けた手法等について学習を深めていくために、手引等を活用して、必要に応じて職員や専門家などから指導する機会を設ける。</p> <p>②次年度以降の対応 取組団体の活動が軌道に乗るまでの一定期間、団体への指導や助言等の支援を継続する必要がある。 (森林政策課)</p>

## IV 環 境

### 未来につなげる 豊かな自然の恵み

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>1 琵琶湖の保全再生と活用</p> <p>(1) 「びわ湖の日」活動推進事業</p> <p>予 算 額            7,333,000 円</p> <p>決 算 額            7,300,254 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>びわ湖を美しくする運動や、豊かな琵琶湖を取り戻す取組と併せて、「コロナに負けない！」を合言葉に、身近な自然や暮らしの中で、自分にあった琵琶湖との関わりを見つけていただけるような「びわ活」を呼びかけた。</p> <p>(1) 「この夏！びわ活！ガイドブック」電子書籍を6月に発行（概要版を紙媒体で発行し、県内全小学生に配付）</p> <p>(2) ラジオ番組「教えてびわ湖博士！ラジオで！「びわ活」！」の放送（琵琶湖博物館学芸職員が、琵琶湖に棲む生き物や、湖とつながる人々の暮らしなどを紹介。7～8月、全8回、18時～18時5分に放送）</p> <p>2 施策成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、インターネットを有効に活用するなどにより、民間事業者や大学等との協働・連携を進め、それぞれの強みを生かした「びわ湖の日」の展開を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="678 954 1592 1018"><tr><td>環境保全行動実施率</td><td>令元</td><td>令2</td><td>目標値</td></tr><tr><td></td><td>79.0%</td><td>80.8%</td><td>80%以上</td></tr></table> <p>3 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、「びわ湖の日」をきっかけにより多くの人が琵琶湖と関わる「びわ活」を県内で定着させるとともに、京阪神エリア等への琵琶湖の価値や「びわ活」の発信を強化し、琵琶湖・淀川流域全体で琵琶湖を守る機運を高める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>「びわ湖の日」40周年を契機に、これまでの取組を振り返り、今を見つめなおし、これからを考え、行動するきっかけづくりを進め、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」を目指す。</p>	環境保全行動実施率	令元	令2	目標値		79.0%	80.8%	80%以上
環境保全行動実施率	令元	令2	目標値						
	79.0%	80.8%	80%以上						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 早崎内湖再生事業</p> <p>予 算 額      123,390,000 円</p> <p>決 算 額      123,387,000 円</p>	<p>②次年度以降の対応  環境保全の視点のみならず、食や農、観光や暮らしなど様々な視点から人と自然との関わりを創出できるよう、関係部局との連携を十分に図りながら、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等へいざなうための情報を発信し、琵琶湖に関わるという視点からの取組の裾野を広げていく。  <span style="float: right;">(環境政策課)</span></p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 水管理業務、生物環境調査業務、市民参加型モニタリング調査等 <span style="float: right;">14,255,400円</span>  早崎内湖試験湛水地の適切な水管理と周辺の保全管理等を実施した。</p> <p>(2) 工事等 <span style="float: right;">109,131,600円</span>  20haを対象とした内湖再生を進めるため、北区湖底部の掘削工事等を実施した。</p> <p>2 施策成果  北区湖底部の掘削工事が完了し、内湖再生に向けての事業進捗を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題  事業の完了までには長期を要することから、地元の協力を得ながら、計画的・順応的・段階的施工を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度の対応  内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的施工を進めるとともに、地元の協力を得ながら早崎内湖再生保全協議会による自然観察会を開催することで、地元の早崎内湖再生に対する意識を深める。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的施工を進める。  <span style="float: right;">(琵琶湖保全再生課)</span></p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 湖沼水質保全計画（流出水対策等） 推進事業</p> <p>予 算 額            909,000 円</p> <p>決 算 額            842,640 円</p>	<p>1 事業実績 「第七期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」に位置づけられた「赤野井湾流域流出水対策推進計画」に掲げる目標達成状況を評価するため、赤野井湾内の底質環境および底生生物の生息状況調査を実施した。</p> <p>2 施策成果 赤野井湾流域の関係者（地域住民、NPO、利水関係者等）で構成する「赤野井湾流域流出水対策推進連絡会」において、これまでの取組や現状に対する認識を関係者間で共有し、今後の取組に対する意識高揚を図るとともに、負荷削減の対策などについて協働で検討を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題 赤野井湾に流入する河川の水質は改善傾向にあり、流域でホタルが飛翔する地域数も増加傾向を示していることから、目標に掲げている赤野井湾流域のあるべき姿「赤野井湾流域ではホタルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水環境に改善され、流域に暮らす全ての人々が誇りをもてる地域になっている」に近づいている。引き続き、関係者それぞれが計画に位置づけられた流出水対策の取組を着実に進めていくことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会において、赤野井湾流域流出水対策推進計画の策定を行う。 ②次年度以降の対応 引き続き、事業の進捗確認を行いながら、流出水対策の取組を着実に進める。</p> <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p>
<p>(4) マザーレイクフォーラム推進事業</p> <p>予 算 額            1,789,000 円</p> <p>決 算 額            1,482,100 円</p>	<p>1 事業実績 琵琶湖流域に関わる県民、NPO、行政等の多様な主体が、互いの立場や経験、意見の違いを尊重しつつ、思いや課題を共有し、琵琶湖の将来のために話し合うとともに、「マザーレイク21計画」の進行管理の一部を担い、評価・提言を行うマザーレイクフォーラム「びわコミ会議」を開催した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施日を分散し、オンラインを主体に開催した結果、例年を上回る234人の参加を得た。 また、環境保全に関わる多様な主体が交流することで、分野を超えたつながりを育み、新たな活動への発展を促進するため、ウェブサイトおよびSNSで情報発信を行うとともに、ハッシュタグをつけてSNS上で琵琶湖への思いを投稿してもらい「#びわことのやくそく」を行い、従来にない手法で幅広く意識を喚起することに取り組んだ。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果  「びわコミ会議」の参加者は、オンラインを通じた意見交換を通じて、10年後の琵琶湖に対する思いを「びわ湖との約束」という形で表明した。  この「びわ湖との約束」は、マザーレイクフォーラムの後継となる、琵琶湖の保全再生と活用に関わる多様な主体の自立的な取組を後押しし、様々な形で琵琶湖に関わることができる仕組み（マザーレイクゴールズ）の構築における重要な資料となった。</p> <p>3 今後の課題  令和2年度末のマザーレイク21計画の計画期間終了にともない、マザーレイクフォーラムの後継となる仕組み（マザーレイクゴールズ）を構築する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  令和3年7月1日のびわ湖の日（びわ湖の日40周年）において、琵琶湖版のSDGsであるマザーレイクゴールズを策定した。マザーレイクゴールズを共通の目標とする琵琶湖の保全再生に関する協働の仕組みの円滑な運用に努める。  ②次年度以降の対応  令和3年7月1日のびわ湖の日をもって、マザーレイクフォーラム運営委員会からマザーレイクゴールズ推進委員会へ引き継いだため、マザーレイクゴールズの取組を推進していく。  （琵琶湖保全再生課）</p>
<p>(5) (仮称) マザーレイクフレームワーク構築推進事業</p> <p>予 算 額            1,220,000 円</p> <p>決 算 額            1,026,958 円</p>	<p>1 事業実績  琵琶湖の保全再生と活用に関わる多様な主体の自立的な取組を後押しし、様々な形で琵琶湖に関わることができる仕組み（マザーレイクゴールズ）の構築を進めるため、多様な主体とともに検討を進めた。  ・マザーレイク21計画の今後のあり方検討ワーキング 4回  ・MLGsつくろうワークショップ 6回開催</p> <p>2 施策成果  検討を踏まえ「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ（素案）」を作成することができた。  「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ（素案）」には、取組の目標やターゲット、指標のほか、基本理念や推進体制等を記載しており、多様な主体の自立的な取組を後押しし、様々な形で琵琶湖に関わることができる仕組み</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(6) 南湖湖底環境改善に向けた影響調査</p> <p>予 算 額           1,410,000 円</p> <p>決 算 額           1,343,320 円</p>	<p>(マザーレイクゴールズ) の構築にめどをつけることができた。</p> <p>3 今後の課題  今後とも、県民や事業者等が自発的・意欲的に活動できる環境をつくり、琵琶湖の保全再生に向けた様々なつながりを一層強化していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  令和3年7月1日のびわ湖の日（びわ湖の日40周年）において、マザーレイクゴールズの策定作業を行い、琵琶湖の保全再生に関する協働の仕組みの円滑な運用に努める。  ②次年度以降の対応  マザーレイクゴールズの達成に向けて多様な主体の自立的な取組を後押しする取組を進める。  (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績  南湖に多数存在するくぼ地で生じている貧酸素水塊や無酸素水塊が南湖の湖底環境へ与える影響を把握するため、琵琶湖環境科学研究センターにおいて現状調査を実施し、調査結果を数理モデルに反映すべく整理した。</p> <p>2 施策成果  くぼ地およびその周辺の水温、溶存酸素（DO）等の状況と南湖の水流についてのデータを収集することができた。</p> <p>3 今後の課題  くぼ地の対策は膨大な規模になると考えられることから、本調査で得られた結果等に基づいて優先順位を決めるなど現実的な対応に向けた検討を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  琵琶湖環境科学研究センターにおいて、引き続き影響調査を実施するとともに、数理モデルを用いて、現況再現シミュレーションを行う。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(7) 琵琶湖保全再生計画改定推進事業</p> <p>予 算 額            988,000 円</p> <p>決 算 額            752,551 円</p>	<p>②次年度以降の対応 調査は令和2年度で終了。得られた成果を実際のくぼ地対策につなげていくための検討を行う。 (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により、国民的資産に位置づけられた琵琶湖の保全再生のための施策を国や下流府県市と連携して推進するとともに、令和2年度に終期を迎えた琵琶湖保全再生計画の改定にあたり、琵琶湖保全再生推進協議会および幹事会を開催した。また、環境審議会の開催や関係団体・NPO・県民等との意見交換を実施し、近年の琵琶湖の状況を踏まえて、琵琶湖保全再生計画（第2期）を策定した。</p> <p>2 施策成果 琵琶湖の保全再生にかかる関係省庁や関係府県市と担当者会議を開催するとともに、第4回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会および第2回琵琶湖保全再生推進協議会を開催し、法律、基本方針、琵琶湖保全再生計画のフォローアップを実施することができた。また、法律等のフォローアップ結果を踏まえた計画の改定について環境審議会において審議し、関係団体・NPO・県民等との意見交換や、県民政策コメントを実施し、令和3年3月に琵琶湖保全再生計画（第2期）を策定することができた。</p> <p>3 今後の課題 琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策を推進するとともに、気候変動の影響と考えられる全層循環の未完了等の新たな課題への対応に向けて、関係省庁や関係府県市と琵琶湖の現状や課題を共有し、連携を更に深めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、書面開催となった琵琶湖保全再生推進協議会および幹事会を現地に於て開催できるように調整を図るとともに、琵琶湖保全再生計画（第2期）にかかる施策の推進を行う。 ②次年度以降の対応 琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策の推進を一層進めるため、琵琶湖保全再生推進協議会幹事会等の開催により、引き続き関係省庁や関係府県市との間で琵琶湖の現状や課題について共有し、連携を深めていく。また、令和3年7月1日に策定の琵琶湖版のSDGsである「マザーレイクゴールズ（MLGs）」の推進体制の構築を進め、多様な主体による琵琶湖の保全再生への参画を後押ししていく。 (琵琶湖保全再生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(8) 琵琶湖活用推進支援事業</p> <p>予 算 額            344,000 円</p> <p>決 算 額            52,280 円</p>	<p>1 事業実績 琵琶湖の保全再生と活用との好循環を創出することを目指し、平成30年度に発足した「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」を通じて、多様な主体間の連携・協働による取組を推進した。</p> <p>2 施策成果 「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」に新たに15の企業や団体が加入いただくとともに、企業をはじめとする多様な主体に参画いただくことを目的に、琵琶湖サポーターズ・ネットワーク交流会特別版として「マザーレイクゴールズ（MLGs）つくろうワークショップ」を開催することができた。 琵琶湖サポーターズ・ネットワーク 加盟団体数 105 団体（令和3年3月31日時点）</p> <p>3 今後の課題 「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」を活かした協働により琵琶湖に関わる人を増やすとともに、関わりを通じた気づきを契機に、琵琶湖の保全再生への貢献を拡大する必要がある。また、琵琶湖には立場や価値観の異なる多様な主体が関わっており、活用の推進にあたっては、合意形成への配慮と協働が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 琵琶湖への関わりに関するニーズの把握や情報の収集を行い共有するとともに、多様な主体間のマッチング等を推進する。また、琵琶湖の活用にかかる負担のあり方について、事例検討を進めていく。 ②次年度以降の対応 引き続き、「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」を活かし、より多くの人が琵琶湖の保全再生や活用へと参画できる環境づくりを進める。  <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p> </p>
<p>(9) エコツーリズム推進支援事業</p> <p>予 算 額            2,142,000 円</p> <p>決 算 額            1,988,020 円</p>	<p>1 事業実績 県内市町や庁内関係課と情報共有を行うとともに、琵琶湖や自然を体験・体感できるエコツーリズムモデルコースのパンフレットを作成した。</p> <p>2 施策成果 アンケート調査により県内市町や庁内関係課の意向を把握した上で、滋賀県エコツーリズムモデルコースパンフレット「びわたび」を日本語および英語で作成し、県内の観光協会やイベント、ここ滋賀等に配布・設置するなど、効果的</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
<p>(10) ヨシ群落保全事業</p> <p>予 算 額      12,110,000 円</p> <p>決 算 額      12,105,539 円</p>	<p>な情報発信に活用することができた。</p> <p>3 今後の課題 エコツーリズム関係者間の連携強化とともに、効果的な情報発信やエコツーリズム推進の更なる機運醸成に向けた取組が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 エコツーリズム関係者間の情報交換や交流促進を目的とした「エコツーリズム推進ネットワーク形成会議」のほか、県ホームページ「滋賀にしかないエコツーリズム」の情報更新を実施し、滋賀ならではのエコツーリズムに関する継続的な情報発信を行うことで、琵琶湖や自然の魅力・価値の再発見や地域の活性化に繋げていく。</p> <p>②次年度以降の対応 更なるネットワーク強化や効果的な情報発信等を通じて、引き続きエコツーリズムの推進を図る。 (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" data-bbox="672 861 2083 1021"> <tr> <td>ヨシ群落造成工事</td> <td>消波工 1カ所、仮設工 一式</td> <td>5,500,000円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落育成事業委託</td> <td>ヨシ帯維持管理 1.07ha、ボランティア支援 7団体</td> <td>4,500,000円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落保全審議会等開催</td> <td></td> <td>355,539円</td> </tr> <tr> <td>ヨシ群落維持再生事業委託</td> <td>ヤナギ伐採 54本</td> <td>1,750,000円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果 「ヨシ群落保全基本計画」に基づくヨシ群落造成事業を長浜地区で実施しており、一部の造成工事を実施した。さらに、同計画に基づくヨシ群落育成と維持管理事業を東近江市等5市5地区で実施し、琵琶湖の環境保全のために多様な機能を果たすヨシ群落の保全を図るとともに、ボランティア団体（のべ7団体）が実施するヨシ植栽、ヨシ刈り等を支援することで、県民によるヨシ群落保全の取組を推進した。</p> <p>3 今後の課題 ヨシの自ら伸びる力を生かした自然再生手法による取組であり、ヨシ帯の再生に時間を要するため、モニタリング調査等で変化を確認しながら、長期的な視点で対策を実施していく必要がある。</p>	ヨシ群落造成工事	消波工 1カ所、仮設工 一式	5,500,000円	ヨシ群落育成事業委託	ヨシ帯維持管理 1.07ha、ボランティア支援 7団体	4,500,000円	ヨシ群落保全審議会等開催		355,539円	ヨシ群落維持再生事業委託	ヤナギ伐採 54本	1,750,000円
ヨシ群落造成工事	消波工 1カ所、仮設工 一式	5,500,000円											
ヨシ群落育成事業委託	ヨシ帯維持管理 1.07ha、ボランティア支援 7団体	4,500,000円											
ヨシ群落保全審議会等開催		355,539円											
ヨシ群落維持再生事業委託	ヤナギ伐採 54本	1,750,000円											



事 項 名	成 果 の 説 明																				
	<p>刈り取った水草については、堆肥化を行ったことにより農地等で有効利用が進んだ。なお、令和元年度の堆肥配布時に実施したアンケート調査では、「もう一度利用したい」との回答が9割以上あり、好評であった。</p> <p>これまでに水草等対策技術開発支援事業に取り組む企業が関連して、水草たい肥や水草を色原料に用いたガラス工芸品、ブラックバスの革製品が商品化されるなど一定の成果を上げており、今後も事業を継続する予定である。</p> <p>さらに、体験施設等の水草除去支援事業に係る事業者へのアンケート調査では、「景観が良くなった」等の回答があり、琵琶湖の魅力向上を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="672 574 1388 766"> <thead> <tr> <th>水草刈取面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値（累計）</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,084t</td> <td>1,940t</td> <td>8,120t</td> <td>49.6%</td> </tr> <tr> <th>水草除去面積</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値（累計）</th> <th>達成率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>530ha</td> <td>530ha</td> <td>2,030ha</td> <td>52.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>依然として水草の繁茂による生活環境や生態系への悪影響が発生しており、研究機関等とも情報を共有しながら、更に効果的・効率的に水草刈取・除去を実施する必要がある。</p> <p>また、水草堆肥の高品質化や水草利用のビジネス化を図り、より一層の有効利用を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>水草刈取除去を着実に実施し生活環境や生態系への悪影響の軽減を図る。また、関係機関との会議を継続して開催し、より一層の連携を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>関係機関との連携を強化するとともに、水草等対策技術開発支援事業で得られた技術等を生かし、より効果的・効率的な水草刈取・除去および有効利用を図る。</p> <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p>	水草刈取面積	令元	令2	目標値（累計）	達成率		2,084t	1,940t	8,120t	49.6%	水草除去面積	令元	令2	目標値（累計）	達成率		530ha	530ha	2,030ha	52.2%
水草刈取面積	令元	令2	目標値（累計）	達成率																	
	2,084t	1,940t	8,120t	49.6%																	
水草除去面積	令元	令2	目標値（累計）	達成率																	
	530ha	530ha	2,030ha	52.2%																	

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(12) 琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進</p> <p>予 算 額        17,464,000 円</p> <p>決 算 額        16,567,410 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制</p> <p>ア 航行規制水域の指定 住宅等への騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域や水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制している。</p> <p>イ 指導監視船の運航 33日（指導・警告 84件 停止命令 2件）</p> <p>ウ 琵琶湖レジャー利用監視員の配置 58人</p> <p>エ 航行規制水域監視員の配置 1人 航行規制水域の監視・取締りや違反者への警告指導等を行うため、県警OBの会計年度任用職員を配置し、県警等と連携した湖上監視・取締りを行った。</p> <p>オ 琵琶湖レジャー陸上監視・指導補助員の配置 4人 湖岸巡回により、船上から目の届かない湖岸での啓発や監視船と連携した陸上監視を行った。</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、平成24年10月から4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す県が交付する適合証の表示を義務化している。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止</p> <p>ア 外来魚回収業務 回収ボックス 65基（南湖 47基、北湖 18基） 回収量 7.0 t 回収いけす 25基（南湖 4基、北湖 21基） 回収量 0.5 t</p> <p>イ びわこルールキッズ事業 夏休みを含む期間に、全国の小中学生を対象として「びわこルールキッズ」を募集し、外来魚のリリース禁止への協力を求めた。参加者数 165人（令和2年度は県内の小中学生に限定） 釣り上げ報告数 4,090匹</p> <p>ウ 外来魚駆除釣り大会の開催 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見送った。</p> <p>エ 外来魚釣り上げ隊の募集 外来魚駆除釣り大会を自主開催する企業・団体等を募集し、外来魚のリリース禁止の輪を広げた。 釣り上げ隊による釣り大会 実施団体等 10団体 375人 外来魚駆除量 26kg</p> <p>オ 外来魚釣り上げ名人事業 年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力する釣り人を募集し、釣り上げた重量によって段位を認定した。 参加人数 個人35人 14団体(74人) 計 109人、駆除量 1.6t、段位認定者 個人8人 1団体</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制  プレジャーボートの騒音や危険行為に関する苦情件数は平成15年の条例施行時と比べて減少しており、航行規制は一定の成果を上げている。(苦情件数 平15 117件 → 令和2 27件)</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底  夏季に湖上および陸上からの取締りを実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行は見られず、また、ほぼ全てのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止  外来魚リリース禁止の取組の輪を更に広げるため、日本釣振興会滋賀県支部の協力のもと、同支部加盟の釣具店にリリース禁止を呼び掛けるポスターの掲示を行った。</p> <p>3 今後の課題  悪質な違反行為を行う者に対しては、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視の実施など、違反行為の更なる減少に向けて対応していくことが必要である。  また、依然として外来魚のリリース禁止に理解を示さないバス釣り客が見られることから、引き続き粘り強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を一層広げていくことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応  航行規制水域での違反行為については、警察等の関係機関と連携し、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視・取締りを実施する。また、外来魚のリリース禁止については、引き続き、県内外のバス釣り客が多数訪れる県内の釣り具店に対し、普及啓発のためのチラシの配置やポスターの貼付について働きかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応  継続して、プレジャーボートの航行が盛んな夏季を中心に、警察をはじめとする関係機関と連携した、監視・取締り活動を実施することにより、騒音を減少させる等、周辺における生活環境の保全および琵琶湖の良好な利用環境の確保に努める。また、バス釣り客に対しては、外来魚のリリース禁止に対する理解が得られるよう、様々な機会を通じて引き続き粘り強く働きかける。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(13) 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業</p> <p>予 算 額      12,500,000 円</p> <p>決 算 額      12,455,740 円</p>	<p>1 事業実績  新たに29本のトチノキ等の巨樹・巨木について、県、市、保全団体および森林所有者との間で協定を締結するとともに、看板設置等の周辺環境整備や保全活動に対する支援を行った。  また、トチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全に向けた学術調査を実施するとともに、トチノキ等の地域資源を活用したエコツアーを企画し、試行的に実施した。</p> <p>2 施策成果  豊かな自然環境の象徴であるとともに、地域に根づいてきた暮らしと文化が守り育てた巨樹・巨木林の持続的な保全と活用を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題  長浜市木之本町において多数の巨樹・巨木が確認されており、早期の協定締結による保全が必要である。  今後も巨樹・巨木の保全活動に対する支援を進めるとともに、協定期間終了後においても巨樹・巨木が保全・活用される仕組みづくりが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  長浜市木之本町において、新規の巨樹・巨木保全にかかる協定締結に向け、関係者の合意形成に向けた働きかけを行うとともに、保全活動に対する支援を行う。  また、引き続きトチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全に向けた学術調査を実施するとともに、巨樹・巨木の活用を図るため、エコツアーを試行的に実施する。  ②次年度以降の対応  巨樹・巨木の保全活動に対する支援を継続するとともに、自然環境保全地域の指定による保全やエコツアーの実施による活用を進める。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明						
<p>2 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮</p> <p>(1) 森林境界明確化支援事業</p> <p>予 算 額           14,907,000 円</p> <p>決 算 額           14,906,100 円</p>	<p>1 事業実績</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</td> <td>一式</td> <td>6,484,500 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 森林境界明確化支援事業</td> <td>境界明確化参考図(合成公図)3,987ha</td> <td>8,421,600 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 森林情報アドバイザーを1名配置し、県内全ての市町と森林組合を構成員とする滋賀県森林整備協議会の運営および市町に対して森林境界明確化等についての助言を行うことにより、当協議会の円滑な運営と森林境界明確化等の取組が進んだ。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業 境界明確化参考図(合成公図)を作成し、市町に提供することにより、市町が主体となって取り組む森林境界明確化の基礎資料となる、森林境界情報の整理が進んだ。</p> <p>3 今後の課題 不在村地主の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により、森林所有者の確定や境界明確化がますます困難になってきており、森林経営管理法による放置林対策の一環である境界明確化と所有者の意向調査を積極的に実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 滋賀県森林整備協議会において、森林情報の電子化や共有化のための方法等について、森林情報アドバイザーと連携して検討している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県森林整備協議会において技術情報や問題意識を共有するとともに、森林情報アドバイザーと連携して市町の課題を解決するよう支援していく。</p>	(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業	一式	6,484,500 円	(2) 森林境界明確化支援事業	境界明確化参考図(合成公図)3,987ha	8,421,600 円
(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業	一式	6,484,500 円					
(2) 森林境界明確化支援事業	境界明確化参考図(合成公図)3,987ha	8,421,600 円					

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 水源林保全対策事業</p> <p>予 算 額            10,226,000 円</p> <p>決 算 額            10,212,698 円</p>	<p>(2) 森林境界明確化支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 市町支援として、引き続き森林情報（境界明確化参考図(合成公図)）等の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町が放置林対策を円滑に推進できるように支援するため、境界明確化参考図(合成公図)の提供に加え、境界明確化参考図のほか有効な森林情報についても市町に助言等していく。 <span style="float: right;">(森林政策課)</span></p> <p>1 事業実績 巡視日数延べ 685 日</p> <p>2 施策成果 水源林保全巡視員を各森林整備事務所に配置し、林地開発地の監視・パトロールや森林の調査を行ったことで、違法開発や森林の荒廃状況を早期に発見し、適切な対応に繋げることができた。</p> <p>3 今後の課題 水源林保全巡視員が行う森林調査は、林道沿い等の接近可能な区域に限られるため、巡視する区域が広がるよう安全で効率的な調査方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 各森林整備事務所に配備されているドローンを使用し、効果的かつ安全な調査ができるよう、水源林保全巡視員に対し操作・活用研修を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 ドローンによる調査データの活用等について、水源林保全巡視員のスキルアップを推進する。 <span style="float: right;">(森林保全課)</span></p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 全国植樹祭開催準備事業</p> <p>予 算 額            43,493,000 円</p> <p>決 算 額            43,208,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 全国植樹祭滋賀県実行委員会負担金 <span style="float:right">42,895,000 円</span>  滋賀県での第72回全国植樹祭の開催に向け、平成30年度に設立した実行委員会において、県からの負担金等を財源に開催準備を行った。</p> <p>ア 実行委員会の運営  幹事会および総会を各2回開催した。</p> <p>イ 第72回全国植樹祭実施計画の検討  令和2年度から令和3年度の2か年にわたって作成し、公益社団法人国土緑化推進機構による承認を経て、策定予定。</p> <p>ウ 会場整備  式典会場の測量設計や各招待者記念植樹会場の土壌改良および維持管理等を実施。</p> <p>エ 宿泊・輸送および招待者計画の作成等  宿泊計画や輸送ルートおよび手段等の検討。</p> <p>オ 苗木のホームステイ・スクールステイの実施  苗木のホームステイ：6,726本（218件）、苗木のスクールステイ：4,562本（228校）</p> <p>カ ビワイチぶらす森づくり事業の推進  13市町・団体において機運高揚のための森づくりイベントを開催（実行委員会の補助事業）</p> <p>キ 秋のプレ植樹祭の実施  1年延期により育ちすぎる苗木を活用し、県内企業とも連携して県内各地で植樹に取り組んだ。</p> <p>(2) 県事務費（旅費、需用費、使用料） <span style="float:right">313,000 円</span></p> <p>2 施策成果  滋賀県での全国植樹祭の開催に向けて準備を進めるとともに、インターネットや広報誌、テレビ等で大会の情報発信を行った。また、苗木のホームステイ・スクールステイやビワイチぶらす森づくり事業等に加え、秋のプレ植樹祭や「コロナに負けないぞ！！子ども応援プロジェクト」の一環としての複数の取組の実施を通じて、新型コロナウイルス感染症による1年延期で中だるみすることなく、県民はもとより琵琶湖・淀川流域府県の関係者も巻き込んで、広く大会に向けた機運を高揚させていけるような取組を行った。</p> <p>3 今後の課題  新型コロナウイルス感染症の影響により、開催年が令和3年から令和4年に延期となった。このため、来年度の大会開催に向け、今後も「新しい生活様式」等の基準や社会情勢等を考慮して適切に対応していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明				
<p>(4) 造林公社の運営</p> <p>予 算 額    2,931,462,000 円</p> <p>決 算 額    2,931,461,050 円</p>	<p>4 今後の課題への対応            新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた行事の新たな基準や社会情勢等の情報収集に努めるとともに、先催県の情報収集・分析や、本県での大会にふさわしい行事のあり方等の検討を行い、令和2年度から3年度に作成する実施計画に反映させていく。  <span style="float: right;">(全国植樹祭推進室)</span></p> <p>1 事業実績            一般社団法人滋賀県造林公社の管理運営および森林整備に要する経費について出資により支援を行うとともに、本県が同公社から免責的に引き受けた株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）に対する債務について償還金を支出した。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">公社に対する出資金</td> <td style="text-align: right;">221,304,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">公庫に対する償還金</td> <td style="text-align: right;">2,710,157,050円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果            出資金で公社を支援したことにより、公社林において適切な森林管理が行われ、水源涵養をはじめとした公益的機能を引き続き発揮させることができた。また、分取割合の変更については、「第2期中期経営改善計画」における目標を達成することができなかったが、分取造林事業による木材の生産および販売では、目標を上回る成果があった。</p> <p>3 今後の課題            「第3期中期経営改善計画」の目標が着実に達成されるよう、引き続き公社に対し指導、助言および支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応            ①令和3年度における対応            今年度より「第3期中期経営改善計画」が始まることから、これまでの成果と課題を踏まえて、公社に対して必要な指導または助言を行う。            ②次年度以降の対応            「第3期中期経営改善計画」によって公社の健全な経営が確保されるとともに、公社林の公益的機能が持続的に発揮されるように、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、公社に対して必要な指導または助言を行う。  <span style="float: right;">(森林政策課)</span></p>	公社に対する出資金	221,304,000円	公庫に対する償還金	2,710,157,050円
公社に対する出資金	221,304,000円				
公庫に対する償還金	2,710,157,050円				

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(5) 自然公園等管理</p> <p>予 算 額        75,173,000 円</p> <p>決 算 額        60,878,948 円</p> <p>(翌年度繰越額    13,760,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園施設の修繕        8カ所</li> <li>・自然公園施設の管理委託   41カ所</li> <li>・伊吹山自然再生協議会の開催（総会   2回、入山協力金部会   3回）</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>園地内の老朽化施設の修繕や樹木の風倒木処理等を行い、利用者が安全で快適に自然に親しめる環境を提供することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>地元市町の要望、修繕等の必要性、緊急性、利用者のニーズ等を適正に把握し、選択と集中を行い、計画的に施設の更新、撤去を進める必要がある。</p> <p>特に老朽化した施設については、安全対策を徹底し、管理者責任リスクを低減するために修繕・撤去等を適正に進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>地元市町との情報共有および連携を密にしながら、緊急性の高いもの、危険性の高いもの等について、優先的な対応を行う。</p> <p>また、休憩場所・散策場所等として利用者の利便性を向上させるため、積極的に施設の整備を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き地元市町等との連携を密にしながら、老朽化した施設の修繕・撤去等を計画的かつ適正に行うとともに、利用者の利便性向上を図るため、積極的な施設整備を計画的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">（自然環境保全課）</p>
<p>(6) 生物多様性しが戦略の展開事業</p> <p>予 算 額        1,169,000 円</p> <p>決 算 額        976,160 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県民を対象とした自然観察会や学習会等の普及啓発は実施できなかったが、生物多様性の保全団体等の活動を促進するため、専門家の紹介や技術的助言などの支援を行うとともに、事業者の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に関する活動を評価・認証する「しが生物多様性取組認証制度」を実施し、17者が認証を取得し、制度を開始した平成30年度から3年間の累計で63者となった。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果            生物多様性の保全団体等に対して、生物多様性の重要性等について啓発や支援を行うことで、活動の推進を図ることができた。            また、「しが生物多様性取組認証制度」について、事業者から生物多様性に関する取組についての相談を受けるなど、社会経済活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用の取組を支援し、生物多様性の視点の浸透を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題            生物多様性の保全団体等の活動の推進を図るためには、継続的に支援できる体制を整える必要があるが、継続的な支援体制の構築が十分できておらず、体制を整備する必要がある。            事業者の生物多様性保全活動の評価・認証にあたっては、認証を取得した事業者の業種が製造業に偏っているため、様々な業種の事業者に取得を促すよう、啓発、周知が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応            ①令和3年度における対応            引き続き生物多様性の保全活動等に対して支援を行う。また、「しが生物多様性取組認証制度」を継続して実施し、社会経済活動への生物多様性への配慮を促進する。            ②次年度以降の対応            生物多様性保全活動等に対する支援体制の強化を図り、長期的に生物多様性の普及推進が実施できる体制整備を図る。            「しが生物多様性取組認証制度」の運用等を勘案し、適宜必要な見直しを行い、より効果的な制度の構築につなげる。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p>
<p>(7) 侵略的外来植物の防除</p> <p>予 算 額        208,125,000 円</p> <p>決 算 額        208,099,134 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 <span style="float: right;">207,399,964円</span>            侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウを約17,000㎡駆除するとともに、駆除実施済区域における巡回・監視の徹底や、既存の大規模群落の周辺部の成長や離脱・漂流を防ぐための流出拡大防止フェンスの設置を継続するなど、戦略的な防除を実施した。            また、関係市やNPO等と琵琶湖外来水生植物対策協議会を通じて連携を図り、多様な主体が実施する駆除イベントへ支援を行うとともに、市からは駆除した侵略的外来水生植物の仮置き場の提供、処分の分担等の協力を得た。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 外来生物防除対策事業 <span style="float: right;">699,170円</span>  ボランティアに対して道具の貸出等による支援を行い、侵略的外来水生植物の生育地域における学習会や地元との協働による駆除作業等を実施した。  特定外来生物であるオオキンケイギクについて、国や市町に防除を依頼するとともに、県民にオオキンケイギクの生態や防除方法について啓発するためのチラシを作成した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業  大規模な機械駆除と人力による取り残しのない丁寧な駆除を合わせて実施するとともに、駆除した区域の巡回・監視を実施して再生を抑えることで、令和2年度の最大生育面積は、約 137,000 m<sup>2</sup>（オオバナミズキンバイ 約 72,000 m<sup>2</sup>、ナガエツルノゲイトウ 約 65,000 m<sup>2</sup>）であったが、年度末生育面積は約 56,000 m<sup>2</sup>（オオバナミズキンバイ 約 32,000 m<sup>2</sup>、ナガエツルノゲイトウ 約 24,000 m<sup>2</sup>）にまで縮減させ、令和2年度末に機械駆除が必要な大規模群落のない管理可能な状態とすることができた。</p> <p>(2) 外来生物防除対策事業  学生ボランティア等に対して積極的に駆除活動等の支援を行った結果、環境保全活動に対する参加意欲や意識の高揚を図るとともに、多様な主体との協働による駆除を実施することができた。  また、国や市町等、道路や河川の管理者へオオキンケイギク対策に係る取組について協力依頼を行うことにより、防除体制の構築を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業  琵琶湖南湖では外来水生植物の生育面積は減少しているものの、北湖や内陸水域での新たな生育の確認や広域に及ぶ巡回・監視の実施、石組み護岸や造成ヨシ帯などの駆除困難区域への対応が課題である。このため、引き続き駆除済み個所の巡回・監視と人力による取り残しのない丁寧な駆除を合わせて実施するとともに、多様な主体との連携による駆除後の継続した監視の徹底、効果的な防除手法の検討を行う必要がある。  また、国に対して、直轄事業や財政支援のより一層の拡充を引き続き要請する必要がある。</p> <p>(2) 外来生物防除対策事業  NPOや漁業協同組合、地域住民等多様な主体との連携を一層進め、侵略的外来水生植物の早期発見、早期駆除の仕組みづくりを更に進める必要がある。  オオキンケイギク以外の外来生物についても、生態系に与える影響等を勘案し、実態把握に努める必要がある。</p>





事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(2) ニホンザル対策事業 9,344,850円  ア 甲賀市ほか5市町が実施するニホンザルの調査および捕獲に対して助成した。</p> <p>(3) カワウ対策事業  ア カワウ広域管理捕獲実施事業 7,638,400円  竹生島でカワウの捕獲を実施した。  イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業 3,990,000円  竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの捕獲、植生調査等に対して助成した。  ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 412,000円  協議会および高島市が実施するカワウの捕獲や営巣防止対策に対して助成した。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業  ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 91,484,000円  市町が実施する有害捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）に対して助成した。  イ 森林動物行動圏等調査 5,997,200円  ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの行動圏、生息数等のモニタリング調査を実施した。  ウ イノシシ広域捕獲実施事業 9,000,000円  豚熱まん延防止のための野生イノシシ対策として、ワクチンベルト周辺等でイノシシの捕獲を実施した。  エ ジビエ活用拡大事業 1,802,900円  解体技術講習会の開催および「しがジビエガイド」の発行を行った。  オ 第二種特定鳥獣管理計画推進事業 878,352円  鳥獣種ごとの管理計画を推進するため、検討会や現地確認等を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業  市町が実施する有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカによる農作物被害はピーク時（平成22年度）の約169百万円から令和2年度は約11百万円に低下し、被害の軽減が図れた。また、ニホンジカが滞留している奥山等の高標高域で捕獲を行ったことにより、生息密度の低下を図ることができた。  令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="716 1260 1881 1340"> <thead> <tr> <th>ニホンジカの捕獲頭数(累計)</th> <th>令元</th> <th>令2(暫定値)</th> <th>目標値(累計)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15,803頭</td> <td>16,000頭</td> <td>72,000頭</td> <td>44%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ニホンザル対策事業  市町による加害レベルの高い群れの個体数調整等が進んだことにより、ニホンザルによる農作物被害はピーク時</p>	ニホンジカの捕獲頭数(累計)	令元	令2(暫定値)	目標値(累計)	達成率		15,803頭	16,000頭	72,000頭	44%
ニホンジカの捕獲頭数(累計)	令元	令2(暫定値)	目標値(累計)	達成率							
	15,803頭	16,000頭	72,000頭	44%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(平成22年度)の約99百万円から令和2年度は約18百万円に低下し、被害の軽減が図れた。</p> <p>(3) カワウ対策事業  県や協議会等による捕獲が進んだことにより、カワウの春期生息数は平成20年の約3.8万羽から令和2年には約0.7万羽に減少し、漁業被害や植生被害等の軽減が図れた。特に竹生島では、カワウの糞害や枝葉の折損による植生被害が深刻であったが、枯れたと思われたタブノキから芽吹きが確認され、下層植生の回復も進んでいる。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業  市町による有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農作物被害が減少した。このうちイノシシの農作物被害はピーク時(平成23年度)の約201百万円から令和2年度は約32百万円に低下した。ジビエについては、解体技術講習会の実施により参加者の安全衛生意識や技術の向上が図れた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業  ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の目標生息頭数の達成に向け、より一層捕獲を推進する必要がある。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業  ニホンザルの生息数は減少しているが、県下の平均加害レベルが増加しており、特に出現回数レベルの増加が著しいことから、サルの群れが農地や人の居住地域に出没することが増えており、加害レベルが高い群れへの対策が必要である。</p> <p>(3) カワウ対策事業  春期生息数は減少してきたものの、生息地が内陸部の河川等に分散化する傾向にあるため、各地域の状況に応じた速やかな対応が必要である。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業  イノシシについて、農作物被害額は減少しているが、獣種別に占める割合が約半数と最も高いため、引き続き対策を行う必要がある。また、野生動物は生息数や行動域が変化し、それに伴い被害の状況も変化するため、状況に応じた対策を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  狩猟者数の増加が捕獲数の増加につながるため、狩猟免許の取得機会を確保し、狩猟者数の増加を図る。また、市町が実施する有害捕獲への支援や高標高域での捕獲を継続するとともに、先進的な捕獲方法の実証を行い、一般化の検討を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  平成30年度に策定した「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」では、個体数調整の手続きの簡素化および迅速化を図っており、市町による加害レベルが高い群れの個体数調整を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(3) カワウ対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  生息数が急増し、被害が発生している新規コロニーについて、市町や漁業関係者等と生息状況等の情報を共有し、専門家からの助言も得ながら対策の検討を行う。また、竹生島等の大規模コロニーでの捕獲を継続実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  市町とカワウの生息数や被害状況等のモニタリング調査結果を共有し、新規コロニーの拡大防止を推進する。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、引き続き市町が実施する有害捕獲への支援を行う。また、ニホンジカ、イノシシについて、行動圏、生息数等のモニタリング調査を実施し、その結果と専門家や関係者の意見を踏まえて、第二種特定鳥獣管理計画の改定を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p style="text-align: right;">（自然環境保全課）</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 水質保全対策事業</p> <p>予 算 額            32,563,400 円</p> <p>決 算 額            31,743,818 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>水環境の保全回復を図るため、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視指導を行った。</p> <p>(1) 環境基準監視調査</p> <p>琵琶湖15地点：北湖の溶存酸素（DO）、全窒素および全りんが環境基準を達成。  なお、北湖の全窒素は観測開始以来、初めて環境基準を達成した昨年度に引き続き、2年連続で環境基準を達成。</p> <p>瀬田川1地点：水素イオン濃度（pH）、生物学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）およびDOが環境基準を達成。</p> <p>琵琶湖瀬田川流入河川24河川：BODに係る環境基準は、基準達成率100%</p> <p>(2) プランクトン異常発生状況調査</p> <p>赤 潮：発生なし  アオコ：13日間5水域で発生</p> <p>(3) 西の湖・余呉湖水質環境調査</p> <p>西の湖5地点：BOD、化学的酸素要求量（COD）ともに前年度より高く、近年は上昇傾向がみられる。また、夏季にはアオコの発生を確認した。</p> <p>余呉湖4地点：特異な水質変動およびプランクトンの異常発生はなし。</p> <p>(4) 水浴場調査</p> <p>水浴場3カ所（開設中）：適 3カ所、不適 なし（新型コロナウイルス感染症の影響により、5カ所は開設中止）</p> <p>(5) 工場・事業場排水監視</p> <p>排水検査 225事業場：22事業場で排水基準に不適合（改善指導実施）</p> <p>(6) 地下水汚染監視</p> <p>ア 概況調査 56地点：新たな調査対象物質の検出は確認されなかった。</p> <p>イ 検出井戸周辺調査 2地域：工場等の自主調査により2件の基準超過が確認されたため、それぞれ汚染の広がりの有無を確認した。調査結果を踏まえ、うち1件については継続監視調査地域を拡大した。</p> <p>ウ 継続監視調査 24地域：汚染監視調査地域19地域のうち、1地域が経過観察調査へ移行した。経過観察調査地域5地域のうち、3地域が環境基準以下となり調査を終了した。残る2地域は、環境基準を超過したため、汚染監視調査に移行した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>令和2年度の琵琶湖の水質は、南湖でSSの値が過年度より少し高くなっていると同時に、全りんの値が過年度に比</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 循環型社会形成推進事業</p> <p>予 算 額      19,889,000 円</p> <p>決 算 額      19,799,288 円</p>	<p>べて少し高い値となった。水質汚濁に係る環境基準は一部を除き達成できていないが、北湖の全窒素は、初めて環境基準を達成した昨年度に引き続き、2年連続で環境基準を達成した。</p> <p>工場・事業場排水監視の結果、排水基準に不適合となった事業場は、大半が浄化槽等の排水処理施設の一時的な不具合によるものであったが、すべての事業場で改善が行われた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖の水質については、気象の変化や植物プランクトンの消長の影響を大きく受けることから、琵琶湖で起こる様々な現象を正確に捉え、対応していくためには、継続したモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>工場・事業場排水監視については、工場・事業場の環境汚染防止対策事業で実施している工場立入調査の結果等を活用しながら、必要性の高い工場・事業場を選定し、より効果的に排水検査を実施していく必要がある。</p> <p>地下水汚染監視については、環境基準を下回り調査を終了した地域がある一方で、経過観察調査で再び環境基準を超過した地域もあり、継続的な監視が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>公共用水域水質測定計画に基づく水質監視等を行うとともに、プランクトン異常発生への体制を整備する。</p> <p>工場・事業場排水監視については、水質汚濁防止法等に基づく届出に記載された有害物質の使用状況、過去の調査結果、工場立入調査の結果等の関連情報を踏まえながら、優先順位をつけ調査を実施する。</p> <p>地下水汚染監視については、地下水質測定計画に基づき、地下水の水質の測定を実施する。</p> <p>なお、工場・事業場排水監視や地下水汚染監視の実施にあたっては、事業者等との対面を極力避ける等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら調査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視・指導を行う。 (環境政策課・琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業      13,268,560 円</p> <p>県内で排出される廃棄物を再生したりサイクル製品認定事業を実施し、公共事業等での利用促進を行った。</p> <p>また、県内の事業者が実施する産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発や施設整備に対し支援を行った他、「ごみ減量・資源化情報」サイトにより廃棄物削減の取組事例の情報を発信し、事業者等の自発的な取組を促進した。</p> <p>滋賀県リサイクル認定製品数      169 製品</p>

事 項 名	成 果 の 説 明						
	<p>産業廃棄物減量化支援事業補助金交付件数 2件（研究開発1件、施設整備1件）  廃棄物削減の先駆取組事例の情報発信 19件（プラスチックごみ10件、食品ロス9件）</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 <span style="float: right;">6,530,728円</span></p> <p>令和元年度に発出した「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」の取組を具体化し、ごみ削減に向けた実践行動を促進するため、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」と「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定した。</p> <p>買い物に伴って発生するごみ減量の啓発キャンペーンを「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の構成団体を中心とした事業者、県民団体、市町等と協働して実施した他、プラスチックごみ・食品ロス削減に係るシンポジウムや啓発イベント、食品ロス削減優良取組表彰等を実施した。</p> <p>シンポジウム開催回数 2回、参加者数 233名（プラスチックごみ88名、食品ロス145名）  食品ロス削減優良取組知事表彰 2者</p> <p>また、平成25年度から実施している事業者、県民団体、行政による「レジ袋削減の取組に関する協定」に基づくレジ袋の無料配布中止・削減に取り組んだ。</p> <p>協定参加者：無料配布中止事業者 37（店舗数 225）、削減取組事業者 5（店舗数 242）、  県民団体・経済団体 11、市町 18、県</p> <p>マイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）：90.8%</p> <p>加えて、平成29年度から実施している食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品販売店を推奨店として登録する「三方よしフードエコ推奨店制度」の登録店舗数の拡大と普及啓発を行った。</p> <p>登録店舗数：食料品小売店 134、飲食店・宿泊施設 77</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>リサイクル認定製品については、パンフレット・ホームページ等により県内外の事業者へ製品の周知を行った。また、県内事業者の産業廃棄物の減量化や資源化の取組支援や先駆取組事例の情報発信を行うことで取組の水平展開を図り、循環型社会の構築と廃棄物減量の実践取組に繋げた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <p>産業廃棄物減量化支援事業補助金の交付件数（研究開発または施設整備）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">令元</td> <td style="width: 15%;">令2</td> <td style="width: 70%;">目標値（令元～令4累計）</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>4件</td> </tr> </table>	令元	令2	目標値（令元～令4累計）	1件	2件	4件
令元	令2	目標値（令元～令4累計）					
1件	2件	4件					

事 項 名	成 果 の 説 明						
	<p>(2) ごみゼロしが推進事業  「第四次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、リデュースやリユースに重点を置いた3Rの推進、廃棄物の適正処理等を進めた結果、県民1人1日当たりのごみ排出量は全国で3番目に低い水準となった。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標  「三方よしフードエコ推奨店制度」新規登録店舗数</p> <table border="1" data-bbox="1411 478 2004 550"> <tr> <td>令和</td> <td>令2</td> <td>目標値（令和～令4累計）</td> </tr> <tr> <td>16店舗</td> <td>93店舗</td> <td>105店舗</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業  リサイクル製品の認定件数は減少傾向、製品利用は横ばいであり、利用促進に向けた取組を進める必要がある。事業者の研究開発や施設整備への支援は、再生利用の向上や最終処分量の削減効果が高い事業を支援するとともに、様々な優良事例の情報発信等により、廃棄物削減の実践取組を促進していく必要がある。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業  ごみ減量に向けた取組を県民運動として推進する必要がある。コロナ禍による外出抑制等により家庭ごみや使い捨てプラスチックごみが増加傾向にあることから、食品ロスや使い捨てプラスチック製品、容器包装等の一層の削減に向け、消費者・事業者・関係団体・市町等と連携して進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  リサイクル製品の認定件数増加に向けた制度の周知および認定製品の利用促進を行う。また、廃棄物の分別やリサイクル体制の高度化に取り組む事業者の支援について検討するとともに、優良事例の収集と情報発信を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き産業廃棄物の発生抑制や減量化の取組が県内全域に波及していくように取り組む。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  レジ袋削減協定参加事業者および三方よしフードエコ推奨店の増加を図るとともに、発信力ある企業との連携やイベント等を通じた普及啓発を実施する。また、県民や事業者等に対して、滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針や、滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、多様な主体と連携した削減の取組を進めていく。</p> <p>②次年度以降における対応  引き続き多様な主体と連携して、国の動きに対応しながら、普及啓発活動や削減に向けた取組を継続する。</p>	令和	令2	目標値（令和～令4累計）	16店舗	93店舗	105店舗
令和	令2	目標値（令和～令4累計）					
16店舗	93店舗	105店舗					



事 項 名	成 果 の 説 明																																
<p>(4) 散在性ごみ対策事業</p> <p>予 算 額      15,706,000 円</p> <p>決 算 額      15,272,807 円</p>	<p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 散在性ごみ啓発事業 <span style="float: right;">11,142,891 円</span>  環境美化監視員を県庁および各環境事務所に各1人、計7人を配置し、レジャーごみの持ち帰りやごみのポイ捨て禁止について、啓発と監視指導を行った。</p> <p>(2) 環境美化運動の推進 <span style="float: right;">3,893,846 円</span>  「美しい湖国をつくる会」の事業支援を行い、同会や市町とともに県民、事業者および各種団体に呼びかけ、環境美化運動を年3回実施した。  ごみゼロ大作戦（基準日 5月30日）、びわ湖を美しくする運動（基準日 7月1日）、  県下一斉清掃運動（基準日 12月1日）</p> <p>(3) 淡海エコフォスター事業 <span style="float: right;">236,070 円</span>  企業、団体等による公共的場所（湖岸、河川、道路等）の清掃ボランティア活動に対して支援を行うとともに、定期的にごみ拾い SNS「ピリカ」を更新し、活動団体の紹介を行うことにより、参加団体の活動意欲の高揚を図った。</p> <p>2 施策成果  環境美化監視員が行った県内38カ所の散在性ごみ量の定点観測調査では、ポイ捨てごみの個数は、定点観測調査を開始した平成14年度比で約81%減少し、令和2年度においては目標値を達成した。  散在性ごみ定点観測調査（100 mまたは1,000 m<sup>2</sup> 1日あたりのポイ捨てごみの個数 県内38カ所平均）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平14</td> <td>平27</td> <td>平28</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値（令2）</td> </tr> <tr> <td>43個</td> <td>10個</td> <td>12個</td> <td>11個</td> <td>10個</td> <td>10個</td> <td>8個</td> <td>11.3個以下</td> </tr> </table> <p>コロナ禍であったため、参加者が密にならないよう様々な新型コロナウイルス感染症防止の対策を講じて実施した環境美化運動には、例年より参加者は減少したものの、13万人を超える参加があり、全県的な取組が実施できた。</p> <p>環境美化運動参加人数およびごみの量</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>ごみゼロ大作戦</td> <td>（基準日 5月30日）</td> <td>10,917人</td> <td>27t</td> </tr> <tr> <td>びわ湖を美しくする運動</td> <td>（基準日 7月1日）</td> <td>41,987人</td> <td>109t</td> </tr> <tr> <td>県下一斉清掃運動</td> <td>（基準日 12月1日）</td> <td>80,908人</td> <td>428t</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>133,812人</td> <td>564t</td> </tr> </table>	平14	平27	平28	平29	平30	令元	令2	目標値（令2）	43個	10個	12個	11個	10個	10個	8個	11.3個以下	ごみゼロ大作戦	（基準日 5月30日）	10,917人	27t	びわ湖を美しくする運動	（基準日 7月1日）	41,987人	109t	県下一斉清掃運動	（基準日 12月1日）	80,908人	428t	合 計		133,812人	564t
平14	平27	平28	平29	平30	令元	令2	目標値（令2）																										
43個	10個	12個	11個	10個	10個	8個	11.3個以下																										
ごみゼロ大作戦	（基準日 5月30日）	10,917人	27t																														
びわ湖を美しくする運動	（基準日 7月1日）	41,987人	109t																														
県下一斉清掃運動	（基準日 12月1日）	80,908人	428t																														
合 計		133,812人	564t																														

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題  「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」制定から20年以上が経過し、散在性ごみの量は減少したが、近年は減少率が横ばいであり、より一層の意識高揚を図る必要がある。  また、平成14年度以降、毎年度実施している定点観測調査については、車や人の動きなどの状況変化を踏まえ、より実態に即した調査となるよう見直しが必要である。  淡海エコフオスター事業については、近年参加団体数が伸び悩んでおり、今後も継続してボランティア活動が行われるよう参加を呼びかける必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  定点観測調査の見直しとして、まず調査地点の見直しの検討を行う。  また、若年者層への意識高揚を図るため、県内大学生の団体を中心に淡海エコフオスター事業への参加を呼びかける等の方法を検討する。  ②次年度以降の対応  さらに実態に即した定点観測調査となるよう調査時期や回数等、調査方法の見直しを検討する。  また、令和3年度の状況を見ながら、引き続き県内大学生の団体を中心に淡海エコフオスター事業への参加を呼びかける。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p>
<p>(5) 産業廃棄物処理施設等監視指導事業</p> <p>予 算 額            9,410,000 円</p> <p>決 算 額            7,513,289 円</p>	<p>1 事業実績  産業廃棄物等の適正処理を推進するため、処理業者等に対する監督、指導等を行った。</p> <p>2 施策成果  (大津市を除く) 産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設に対し、計画的に立入検査を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めた。  廃棄物処理施設等に対し、県下約400施設の立入検査により、助言や指導を実施するとともに、のべ26施設に関して排ガス等の調査を実施した。</p> <p>3 今後の課題  産業廃棄物等の不適正処理の発生を未然に防止するため、関係する処理施設への全数調査など引き続き徹底した監視指導を行っていく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(6) 産業廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>予 算 額        37,266,000 円</p> <p>決 算 額        36,877,771 円</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 平成21年に制定した「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき立入検査等を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き同要綱に沿った立入検査等に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、早期発見・早期対応のため、民間委託によるパトロールや無人航空機（ドローン）の活用等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール、協力事業者による監視など、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄を許さない地域づくりを推進した。</p> <p>2 施策成果 不法投棄等の早期発見・早期対応に努め、不適正処理の新規発生事案の年度内解決率は86.9%と目標の85%を上回った。</p> <p>3 今後の課題 人目につかない場所・時間帯での不法投棄や解体業者等が建設系廃棄物を積み置きする不適正保管等に対し、早期発見・早期対応を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応 解体現場など排出事業者に対する指導・啓発を図っていくほか、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。 また、県民に対する啓発を通じて不法投棄を許さない地域づくりへの気運を一層高め、不法投棄の発生を抑止するとともに、県民からの積極的な通報や情報提供を促し、早期発見・早期対応につなげる。</p> <p>②次年度以降の対応 排出事業者に対する指導・啓発や、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。また、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄を許さない地域づくりを推進する。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(7) 旧RD最終処分場特別対策事業</p> <p>予 算 額      643,406,000 円</p> <p>決 算 額      640,136,604 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 旧RD最終処分場問題連絡協議会等の開催 <span style="float:right">907,566 円</span>  旧RD最終処分場問題について、二次対策工事の具体的方法、周辺環境への影響確認、二次対策工事の有効性の確認等に関する情報を共有して意見を交換するために、周辺6自治会、栗東市および県で構成する「旧RD最終処分場問題連絡協議会」を平成25年度に設置しており、令和2年度は4回開催した。（6月〈書面開催〉、8月、11月、2月〈書面開催〉）  また、二次対策工事が完了する節目の年度であることから、12月に住民と知事との意見交換会を開催した。</p> <p>(2) 旧RD最終処分場等周辺環境影響調査 <span style="float:right">14,335,200 円</span>  地下水環境基準を超過した浸透水による周辺地下水への影響を把握するため、浸透水および周辺地下水の定期的なモニタリングを年4回行った。（5～6月、9月、11月、1～2月）</p> <p>(3) 旧RD最終処分場水位・水質連続モニタリング <span style="float:right">4,524,300 円</span>  一次対策および二次対策工事における掘削・遮水工事による浸透水への影響を把握し、異常を確認した際に対応策を検討するため常時モニタリングを行った。</p> <p>(4) 支障除去対策工 <span style="float:right">620,369,538 円</span>  ア 二次対策工事として覆土工等を行い、これらを完了した。  イ 二次対策工事において発生した廃棄物（土壌環境基準等を超過した廃棄物土および選別施設で選別された廃棄物等）を場外搬出処分した。  ウ 水処理施設の運転および維持管理を実施した。  エ 二次対策工事の施工監理業務を委託した。</p> <p>2 施策成果  特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく支障除去対策工を進め、計画どおり二次対策工事を完了するとともに、特定産業廃棄物に起因して発生する地下水汚染等の支障を低減した。  また、旧RD最終処分場問題連絡協議会や住民と知事との意見交換会の開催、浸透水および地下水等のモニタリング結果や二次対策工事の進捗等に関する情報提供を通じて、二次対策工事に対する周辺住民の理解醸成を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題  (1) 実施計画で定めた目標（令和5年3月までに下流側地下水の水質が2年間連続して環境基準を超過しないこと等）の達成や、平成24年に地元自治会と締結した協定に基づく有効性の確認（工事完了5年後（令和8年3月）を目途に実施する必要がある）に向け、対策工の効果を確認するため、環境モニタリングを行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>モニタリングの実施に当たっては、周辺住民の理解を得ながら進める必要がある。</p> <p>(2) 対策工の効果を今後も持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視、水処理等を継続する必要がある。</p> <p>(3) 地元自治会との協定に基づき、工事終了後も、場内の浸透水の水質が安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質が地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続し、周辺住民が安心して生活できるようにする必要がある。</p> <p>(4) 旧RD社および同社元役員3名に対し、毎年度代執行費用の納付命令を行い、令和2年度までに納付を命じた額は約76億円であるが、差押えや定期納付等による回収額は2,170万円余にとどまっており、引き続き粘り強く責任を追及していく必要がある。</p> <p>(5) 現場は県有地であることから、工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで適切に活用する必要がある。</p> <p>(6) 本事案を総括し、一連の対策の実績をまとめたアーカイブ等を作成することにより、同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図るとともに、県民に対する説明を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>旧RD最終処分場問題連絡協議会を定期的に開催し、モニタリング結果や維持管理の状況等について周辺自治会に説明し、理解を得ながら対策を進める。</p> <p>責任追及について、粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用や事案の総括（アーカイブ）について、令和3年度に設置の旧RD最終処分場跡地利用協議会や旧RD最終処分場問題連絡協議会において、住民の意見を聴きながら検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>対策工の効果を確認するため、モニタリング計画に基づきモニタリングを継続する。また、対策工の効果を今後も持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視、水処理等を継続する。</p> <p>モニタリングの結果等については、旧RD最終処分場問題連絡協議会で誠意をもって説明を尽くし、地元住民の理解が得られるよう進めていく。</p> <p>責任追及について、引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>跡地利用については、敷地の維持管理のあり方や法令上の制限事項など前提条件の整理を行うとともに、他の事例を研究し、住民の意見等を聴きながら、段階的に検討を進める。</p> <p>事案の総括についても、対策の効果を見極めつつ、他の事例を研究し、住民の意見を聴きながら進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（最終処分場特別対策室）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(8) クリーンセンター滋賀運営支援事業</p> <p>予 算 額        176,476,000 円</p> <p>決 算 額        176,474,683 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場「グリーンセンター滋賀」を運営する公益財団法人滋賀県環境事業公社の経営状況の改善へ向け、第三者委員会からの報告を基に県が策定した「グリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に則り、同公社の運営上不足する既存借入金償還資金に対し、出えん金の拠出による支援を行うとともに、派遣職員共済組合負担金等に対し、補助金を交付した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>県の基本方針を受け、公社が策定した中期経営計画（平成29～令和3年度）に基づく同公社の経営改善努力と県の出えん金および補助金の効果が相まって、経営状況は改善している。</p> <p>公社中期経営計画における経営指標の達成状況（令和2年度）</p> <p>経常収支：490,455千円の黒字（計画目標：毎年度黒字を継続）</p> <p>自己資本比率：62.2%（計画目標：50.0%以上を継続）</p> <p>借入金依存率：5.8%（計画目標：30.0%以下を継続）</p> <p>3 今後の課題</p> <p>公社において中期経営計画に沿った経営が行われるとともに、今後の産業廃棄物の搬入量の動向を注視しつつ、引き続き搬入廃棄物の量と質の両面からの管理の強化により、安定的な経営基盤の確保と埋立容量の適正管理が行われる必要がある。また、埋立期間終了後は維持管理費等に多額の経費が見込まれることから維持管理に必要な資金を公社が確保できるよう支援していく必要がある。</p> <p>埋立期間終了後における埋立処分場地の返還に向けた対応や長期におよぶと予想される維持管理の適切な管理手法等、今後の公社の在り方を含め、県と公社で十分に検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>県において新たな基本方針を策定し、この基本方針に基づき、公社は令和4年度以降の次期中期経営計画を策定する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>公社は、収入の確保や歳出削減に努めながら、安定した経営に努め、埋立終了後の維持管理に必要な資金の積立を行うとともに、引き続き適切な維持管理手法を検討する。また、県は公社が新たに策定した中期経営計画に掲げた経営指標を着実に達成していくため、支援を継続する。</p> <p>埋立期間終了後のセンターの体制については、公社の在り方も含め県と公社で十分に検討する。（循環社会推課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>4 環境学習等の推進</p> <p>(1) 体系的な環境学習推進事業</p> <p>予 算 額           1,785,000 円</p> <p>決 算 額           1,730,705 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進  幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、幼稚園等の指導者を対象とした実践学習会、過去の参加園が実践している内容や工夫点、課題を参加者同士で共有する学習会を開催した。(計24園39人参加、フォローアップ実践学習会参加者含む)</p> <p>(2) エコ・スクールの推進  児童生徒が、地域の人々の協力を得て、学校全体で環境保全活動を実施している学校を「エコ・スクール」として認定するとともに、認定校の環境実践活動の支援を行った。  エコ・スクール認定校 18校 (小学校14校、中学校2校、高等学校1校、特別支援学校1校)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進  自然体験プログラムの作成等を通じ、身近な自然を活用した環境学習について理解を深めることができた。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進  新型コロナウイルス感染症のため、例年実施している教員を対象とした研修会において、児童生徒による発表はできなかったが、活動事例報告書を商業施設等で展示し、県民へ活動内容を周知した。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table data-bbox="680 1002 1592 1070"> <tr> <td>エコ・スクール認定校数</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21校</td> <td>18校</td> <td>20校以上</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進  指導者自身の自然体験が少なくなっており、指導者の自然体験型環境学習への理解を更に深める必要がある。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進  エコ・スクールの登録校は固定化傾向にあるため、新規認定校をさらに拡大していく必要がある。</p>	エコ・スクール認定校数	令元	令2	目標値		21校	18校	20校以上
エコ・スクール認定校数	令元	令2	目標値						
	21校	18校	20校以上						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(2) 琵琶湖博物館事業</p> <p>予 算 額 1,370,330,000 円</p> <p>決 算 額 1,289,018,474 円</p> <p>(翌年度繰越額 56,451,000 円)</p>	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進</p> <p>①令和3年度における対応 上級コースとして指導者育成・保護者参加型プログラム作成のほか、リスクマネジメントに関する学習を実施する。また参加者の裾野を広げるため、初級コースとして指導員による自然体験プログラムの体験を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 自然体験型環境学習を実践する指導者の育成を通じ、指導者の自然体験型環境学習への理解、実践を一層推進する。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p> <p>①令和3年度における対応 教員の研修と連動させ、参加者に認定校の児童生徒による取組の発表を動画で視聴していただきエコ・スクールを周知するとともに、参加者に各発表校の取組についてアドバイス等をアンケートに記入していただき、各発表校に情報共有する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症に配慮しながら教育委員会と連携し、事業概要や各校の活動内容を周知する機会を設け、取組の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 管理運営事業 <span style="float: right;">614,931,620円</span> 琵琶湖博物館の魅力を発信するため、3期6年にわたるリニューアル完了に伴うグランドオープンを前面に打ち出した広報活動を展開した。 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数 <span style="float: right;">1,199件</span> 琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数 <span style="float: right;">86者</span> 倶楽部LBM（年間会員制度）会員登録者数 <span style="float: right;">6,058人</span></p> <p>(2) 調査・資料収集事業 <span style="float: right;">105,052,741円</span> 「湖と人間」をテーマとした環境史、生態系および博物館学の3つの領域における研究ならびに資料の収集・整理・登録を実施した。 総合研究1件、共同研究12件、専門研究30件 収蔵資料・新規収集資料等の整理、データベースシステムへの登録56,625件</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 展示事業 <span style="float: right;">569,034,113円</span>  常設展示、企画展示、ギャラリー展示等を実施した。  また、平成25年度策定の「新琵琶湖博物館創造基本計画」に基づく、3期6年にわたるリニューアルが完了し、10月10日にグランドオープンを迎えた。</p> <p>開館日数 256日 来館者数 平30：473,014人、令元：462,162人、令2：253,750人（目標59万人）  ※新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年2月28日から6月1日まで臨時休館を実施したことにより、開館日数について280日→256日と減。館内が密にならないよう入館制限を行ったため、来館者数についても、462,162人→253,750人と大幅な減。</p> <p>企画展示（1回）第28回「守りたい！少なくなった生き物たち—未来へつなぐ地域の宝物—」  （10月17日～3月7日 来館者数 49,695人）</p> <p>ギャラリー展示（5回） 第44回 ごはん・お米とわたし 図画の部 滋賀県入賞作品展示  （6月2日～7月19日）  日本農業遺産「琵琶湖システム」（7月22日～9月30日）  伊藤忠商事×琵琶湖博物館 企業の日「近江商人と三方よし」  （10月24日～11月23日）  海と日本プロジェクト in 滋賀県 ～滋賀と海のつながり調査隊～ ポスター展示  （11月24日～12月6日）  トンボ 100 大作戦 ～滋賀のトンボを救え～ （1月23日～2月21日）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 管理運営事業  来館者数は、リニューアル完了に伴うグランドオープンを前面に打ち出した広報活動を展開したが、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、年度初めよりゴールデンウィークを含む6月初旬までの臨時休館や、夏休み等繁忙期をはじめ通年における入館制限等のため、結果として大幅減の253,750人となった。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業  「新琵琶湖博物館創造基本計画」に従い、琵琶湖について様々な角度から研究を進めるとともに、各分野の資料の収集・整理・登録、水族（生体）資料の飼育・繁殖を行い、それぞれの成果を展示や交流事業、グランドオープンに活かすことができた。</p> <p>(3) 展示事業  定期的実施しているアンケートでは博物館に満足したとの回答が9割近くあったところであり、琵琶湖博物館のテーマ「湖と人間」に沿った展示を行い、琵琶湖とそこに暮らす生きもの、湖と人との関わりについて来館者の理解</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>を深めることができた。</p> <p>第3期リニューアルでは、展示の構成について、来館者の視点やユニバーサルデザインの観点から展示評価を実施し、その評価結果を工事に反映した他、定例会議を実施するなど適切な進捗管理を行ったことにより、グランドオープンを迎えることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 管理運営事業</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するとともに、開館25周年を迎えることから、県内外への積極的な広報の他、博物館のリニューアルを最大限に生かした博物館の認知度の向上に向けた効果的な広報メディア戦略を展開することによって、新しい琵琶湖博物館の魅力を発信していくことが求められている。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>館外研究者、地域の人々、関係機関等との協力を一層進め、琵琶湖やその周辺地域の多面的な価値や魅力を探求するとともに、その成果を開館25周年以降の博物館にも活かすことが必要である。</p> <p>(3) 展示事業</p> <p>より魅力的な企画展示とするため、研究成果を基に、引き続き演出にも工夫を凝らした展示づくりを行い、集客力の向上を図る必要がある。</p> <p>また、県民のニーズに応えるため、情報を分かりやすく伝え、子どもも大人も楽しめる常設展示や次代を担う人材を育成する機能を充実させていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 管理運営事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>前年度までのリニューアルに伴うグランドオープンも含め、これまで積み上げてきた成果を活かせるよう、前年度策定した「第三次中長期基本計画」の事業目標に基づき開館25周年を契機として、「すべての世代が楽しめる」「みんなで研究する」といった博物館の魅力を広域的な広報やSNS等で発信することにより、琵琶湖博物館の認知度の向上に努める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>開館25周年以降の琵琶湖博物館の魅力を途切れることなく発信するための広報戦略を策定し、展開する。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>館外研究者や地域の人々、関係機関とともに、開館25周年を迎えて、さらに琵琶湖の多面的な価値や魅力を探求</p>

事 項 名	成 果 の 説 明									
<p>(3) 環境学習センター事業</p> <p>予 算 額            1,010,000 円</p> <p>決 算 額            824,471 円</p>	<p>した研究調査活動や資料収集に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き関係各者の協力のもと研究調査活動や資料収集を進め、その成果を博物館活動に反映させる。</p> <p>(3) 展示事業</p> <p>①令和3年度における対応 企画展示では、はく製などの実物標本の展示やイメージキャラクターを用いた解説パネルを設置するなど、わかりやすく楽しめる展示づくりに努める。 また、常設展示では来館者が密にならないような展示誘導や、展示物の清掃・消毒による新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、ハンズオン展示の一部再開なども行い、次代を担う人材育成機能を充実させていく。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで行ってきた研究の成果や収集してきた標本・資料の活用を基に、オリジナル性を重視した企画展示を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 ウェブサイトやメールマガジンなどにより発信を行うとともに、環境学習推進員による相談や教材の貸出により職場の研修会等の企画づくりなどを支援した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>環境学習情報メールマガジン「そよかぜ」の発行</td> <td>年21回</td> <td>1,047人（登録者数）</td> </tr> <tr> <td>環境学習推進員による相談対応</td> <td>相談件数</td> <td>134件</td> </tr> <tr> <td>環境学習教材の貸出</td> <td>貸出件数</td> <td>18件</td> </tr> </table> <p>(2) 発表と交流の場づくり</p> <p>ア 環境・ほっと・カフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月13日 東近江市立蒲生北小学校4年生社会科「水はどこから」 講師：滋賀県企業庁 参加：2クラス 67名</li> <li>・10月2日 守山市立吉身小学校5年生 総合的な学習「いきいき びわ湖のいいね！をみつけよう」 講師：琵琶湖みらい研究所 山根猛 参加：2クラス 62名</li> <li>・11月11日、11月18日 野洲市立篠原小学校 5年生、6年生 「水の中の小さな生き物」 講師：根来健（エコロシーが登録者） 参加：5年生32名、6年生24名、環境学習指導者1名見学</li> </ul> <p>イ 環境学習活動者交流会 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開催を延期</p>	環境学習情報メールマガジン「そよかぜ」の発行	年21回	1,047人（登録者数）	環境学習推進員による相談対応	相談件数	134件	環境学習教材の貸出	貸出件数	18件
環境学習情報メールマガジン「そよかぜ」の発行	年21回	1,047人（登録者数）								
環境学習推進員による相談対応	相談件数	134件								
環境学習教材の貸出	貸出件数	18件								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ こどもエコクラブ事業  淡海こどもエコクラブ活動交流会  新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、審査および表彰式のみ開催  12月13日 場所：琵琶湖博物館 セミナー室 参加チーム：3チーム  令和2年度から壁新聞を使ったプレゼンテーション形式に発表方法を変更した。  登録数 37クラブ メンバー 4,370人 サポーター 377人</p> <p>2 施策成果  ウェブサイトやメールマガジンで環境学習プログラム・講師などの情報提供を行うほか、環境学習推進員による相談や企画づくり、交流や発表の場づくりなどにより環境学習や活動を行う者を支援することで、県民の環境意識の高揚と環境保全活動の促進につながった。</p> <p>3 今後の課題  環境学習を行う団体等への積極的な活動取材等を通してネットワークの拡大を図っていくなど、環境学習の担い手から求められる支援機能を一層充実させていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策を実施している中での環境学習の進め方として、密を避けて実施できる方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応  ①令和3年度における対応  活動者や指導者、そして環境学習活動を実施している県内大学生とのネットワークの継続的な連携と強化に努めるとともに、環境活動を実施している企業の活動支援を実施する。また、密を避けて環境学習を実施する一つの手法として、ネット環境を活用したリモート学習を、ウェブサイトに登録する活動者に普及する。さらに、校外学習の実施が難しくなった学校向けに学習支援を実施する。なお、企業が所有するビオトープを学習の場として活用させてもらう企業交流会についても継続して実施できるよう努める。</p> <p>②次年度以降の対応  関係者とのネットワーク強化および学校教員への環境学習情報の提供、こどもエコクラブ活動のより一層の推進、企業との連携強化に努める。また、リモート学習における学習コンテンツの充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>(4) 森林環境学習「やまのこ」事業</p> <p>予 算 額        98,043,000 円</p> <p>決 算 額        95,574,267 円</p>	<p>1 事業実績  県内9カ所の森林体験交流施設において、小学4年生を対象に森林環境学習を実施した。  参加小学校 206校 (12,594人)</p> <p>2 施策成果  森林をはじめとする環境について、小学生の理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができた。  森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合 91%</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="678 627 1774 691"> <thead> <tr> <th>森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合(%)</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率(令2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>87%</td> <td>91%</td> <td>80%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題  子どもたちが森林に対する理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができるように、継続的に教員や指導員の知識や技術を高める必要がある。また、コロナ禍で実施に制限がかかる中、参加学校と受入施設の連携が重要となる。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応  コロナ禍において、「やまのこ」の指導員と教員(学校)が連絡を密にし、効果的に実施できるような体制を構築するとともに、安全かつ効果的な学習プログラムを検討する。</p> <p>②次年度以降の対応  「やまのこ」の体験学習について、「うみのこ」「たんぼのこ」ならびに教科との連携がより一層促進されるよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p>	森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合(%)	令元	令2	目標値	達成率(令2)		87%	91%	80%	100%
森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合(%)	令元	令2	目標値	達成率(令2)							
	87%	91%	80%	100%							
<p>(5) ラムサールびわっこ大使事業</p> <p>予 算 額        2,062,000 円</p> <p>決 算 額        2,021,250 円</p>	<p>1 事業実績  県内の小学校5年生および6年生から「びわっこ大使」を8名選定し、琵琶湖や本県の自然環境についての体験や学習を行う事前学習会を3回実施した。兵庫県豊岡市への派遣交流は、兵庫県に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発令されたため中止になったが、事前学習会で学んだことなどについて発表を行った。  また、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使を集めた世代間交流プログラムを実施し、琵琶湖の価値に</p>										

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>についてのグループワークや発表を行うなど、参加者の縦のつながりの構築に努めた。</p> <p>2 施策成果 環境活動の核となる次世代のリーダーとして「びわっこ大使」に選定した小学生に対して、体験して学んだことについての発表の機会を経験させることができたほか、びわっこ大使経験者同士の世代間交流の場づくりを行うことで、リーダー育成を継続的に行うことにつながった。</p> <p>3 今後の課題 次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりを進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 世代間交流プログラムを引き続き実施し、「びわっこ大使」経験者によるその後の活動についての発表や参加者全員での交流事業など、「びわっこ大使」の環境に関する意識の醸成に努めるとともに、世代間のつながりを深める。 ②次年度以降の対応 世代間交流プログラムによって、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使の縦のつながりを一層深め、その自立的な活動を支援するとともに、次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりについて引き続き検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 調査研究・技術開発の推進、国際的な 協調と協力</p> <p>(1) 国立環境研究所連携推進事業</p> <p>予 算 額            92,116,000 円</p> <p>決 算 額            90,676,047 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>国立環境研究所琵琶湖分室（以下「琵琶湖分室」という。）の設置を契機として、地方創生推進交付金を活用し、研究等の成果の活用、実用化を図るため、産学官金の連携の場である、しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（以下「研究・技術分科会」という。）を3回開催し、延べ73人の参加があった。また、情報共有を図るデータベースを運営した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>琵琶湖分室と琵琶湖環境科学研究センターが中心となり、「生態系に配慮した新たな水質管理手法」等に関する共同研究を進めることができた。</p> <p>また、研究・技術分科会を開催し、実用化に向けた技術開発のテーマを設定するとともに、令和元年度から取り組んでいるヨシの活用に関するプロジェクトについて、正式にプロジェクトチームを立ち上げ、技術の実用化に向けて取り組む基盤を形成することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>具体的な対策等に結びつく研究成果を得ることができるよう、琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室との共同研究を更に推進するとともに、研究・技術分科会において実用化に向けた技術開発を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室が連携し、これまでの研究における成果や課題について情報交換しながら、着実に共同研究を進める。</p> <p>研究・技術分科会を通して、共同研究で活用された技術や研究成果、最新の技術的知見等の情報共有を進め、水環境に関する技術等のブランド化などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。また、研究・技術分科会を契機とした技術開発等をより一層進めるため、技術開発等に係る費用の一部に対する補助を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>共同研究の推進に向けて、環境省や国立環境研究所と意見交換を行う。また、関係部局とも連携し、市場のニーズに関する情報も集めながら、研究・技術分科会においてプロジェクトチームによる技術開発や水環境技術のブランドの推進などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">（環境政策課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
(2) 琵琶湖環境科学研究センター事業  予 算 額        127,463,000 円  決 算 額        126,687,391 円	1 事業実績 (1) 試験研究事業 <span style="float: right;">123,676,511円</span> ア 試験研究の推進 琵琶湖と本県の環境に関する課題に対応するため、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」「環境リスク低減による安全・安心の確保」「気候変動に適応した豊かさを実感できる持続可能な社会の構築」の3つを基本的課題に据え、センター第六期中期計画（令和2年度～4年度）に基づき、モニタリングおよび総合解析による試験研究を推進した。また、第五期中期計画（平成29年度～令和元年度）が終了したことに伴い、研究成果に基づく行政施策への提言等を「提言・成果集」として取りまとめ関係課に提示した。併せて、同計画の研究成果を研究報告書として発行するとともに、地域や社会への成果還元のため、ホームページ上で公開した。 学術論文21編、学会等発表33件、研究報告書の発行 イ 多様な機関との連携強化の取組 琵琶湖環境における課題把握から、調査研究の実施や研究成果を踏まえた対策の立案を部局横断的に行う仕組みである琵琶湖環境研究推進機構において、喫緊の課題である在来魚介類の減少に対し、生息環境等のつながりという総合的な視点から、減少要因の解明と在来魚介類のにぎわい復活について、実装に向けた研究を開始した。また、令和元年度の成果について行政部局に報告するとともに、びわ湖セミナーで発表した。 さらに、国立環境研究所琵琶湖分室との連携研究を推進するとともに、大学その他の試験研究機関等との共同研究や研究情報の交換、研修生等の受入等を行い、他機関との連携強化に努めた。 共同研究の実施8件、研修生等の受入2人 (2) 情報管理事業 <span style="float: right;">2,167,966円</span> 琵琶湖と本県の環境に関する情報やセンターの研究成果をホームページで提供した。また、県民、研究者等が環境情報や関連図書を閲覧できる環境情報室を運営した。 令和2年度ホームページ訪問数 28,675回 (3) 広報支援事業 <span style="float: right;">842,914円</span> センターの研究成果等を情報発信するため、センターニュースの発行やホームページへの掲載を行うとともに、県民等の依頼による琵琶湖講習の開催や相談対応等を行った。 なお、センターで取り組む試験研究の成果等を地域に還元するための報告会「びわ湖セミナー」を令和2年12月および令和3年3月に開催した。 センターニュース「びわ湖みらい」の発行（2回 各1,700部） びわ湖セミナーの開催2回（令和2年12月はホームページ上で開催、令和3年3月はYouTube上で開催） 琵琶湖講習の実施14件（のべ537人）（センター内1件：延べ7人、センター外13件：延べ530人） 相談対応17件



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 試験研究事業  センター第五期中期計画の研究成果を研究報告書として発行するとともに、ホームページ上で公開し、県民等に情報提供した。加えて、同計画の試験研究の取組や成果について、行政部局へ政策提言等を行った。  さらに、琵琶湖環境研究推進機構では、令和元年度に実施した「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」について、その研究成果を行政部局に報告した。加えて、びわ湖セミナーで研究成果を発表し、県民や事業者等に情報提供を行った。</p> <p>(2) 情報管理事業  琵琶湖と本県の環境に関する情報を幅広く収集するとともに、調査結果をホームページ等で公開するなどして、県民への情報提供につなげた。</p> <p>(3) 広報支援事業  試験研究の成果について、琵琶湖講習の開催、センターニュースの発行等を通じて、分かりやすく県民等に発信することにより、琵琶湖をはじめとした環境への関心の醸成に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 試験研究事業  琵琶湖等に顕在化している課題は、様々な事象や要因が影響し合い、複雑化・多様化している。また、近年は気候変動による環境への影響が懸念される。こうした課題に対応していくため、琵琶湖環境研究推進機構をはじめ、国立環境研究所琵琶湖分室その他の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や資源を有効に活用していく必要がある。</p> <p>(2) 情報管理事業  センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等がより広く活用されるよう、ホームページ等にわかりやすく掲載していく必要がある。</p> <p>(3) 広報支援事業  センターニュースや研究報告書の発行に加え、センター職員の研究成果をホームページに掲載するなど、引き続き県民ニーズを踏まえながら、広く研究成果の還元を図り、さらなる情報発信機会の拡大に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 試験研究事業  ①令和3年度における対応  琵琶湖環境研究推進機構の「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」について、第3期（令和2年度～4年度）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(3) 水質評価指標としてのTOC等導入に向けた調査研究</p> <p>予 算 額            9,085,000 円</p> <p>決 算 額            8,860,460 円</p>	<p>では、研究成果の実装に向けて研究を進める。また、国立環境研究所をはじめとする研究機関、大学、企業、滋賀県試験研究機関連絡会議を活用した県立試験研究機関との連携を深め、第六期中期計画に基づく研究を進める。</p> <p>②次年度以降の対応        上述の機構研究に加え、国立環境研究所との連携研究を進め、琵琶湖の水・湖底環境の健全性評価や在来魚の生息状況を効率的に把握する調査手法の基盤整備等を行うとともに、滋賀県試験研究機関連絡会議の活用、県庁外の機関との共同研究等を行い、琵琶湖等の課題を解決するための研究を進める。さらに、気候変動の影響を注視しながら各試験研究を進める。</p> <p>(2) 情報管理事業</p> <p>①令和3年度における対応        センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が県民等に活用されるよう、ホームページを随時更新し、わかりやすい情報発信に努めている。</p> <p>②次年度以降の対応        引き続き、センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が広く活用されるよう、ホームページを随時更新するとともに、わかりやすい情報発信に努める。</p> <p>(3) 広報支援事業</p> <p>①令和3年度における対応        センター職員の研究成果については、びわ湖セミナーを実施し、広く還元する。また、センターニュースの発行や、センターホームページ等を活用し、県民にわかりやすい研究成果の発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応        研究成果については、びわ湖セミナーの開催やセンター刊行物の発行、およびセンターホームページを活用し、情報発信の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績        琵琶湖への流入汚濁負荷が削減されているにもかかわらず、琵琶湖のCOD（化学的酸素要求量）が低下していないことについては、湖水中の難分解性有機物が一つの要因であることが明らかとなっている。また、近年は在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化している。これらのことから、令和2年度は内閣府の地方創生推進交付金を活用した「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」を実施した。</p> <p>2 施策成果        「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」により知見を蓄積するとともに、生態系保全を視野に</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>(4) 湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信</p> <p>予 算 額            755,000 円</p> <p>決 算 額            196,800 円</p>	<p>入れた「新たな湖沼水質管理手法の構築に向けた検討への支援と連携」に関して政府提案活動を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題 物質循環の観点を踏まえ、生態系保全に繋げる新たな水質管理手法の構築に向けた目標としての指標の導入については、全国的にも例を見ない新しい概念に基づく先進的な取組であることから、参考となる情報が皆無であり、導入には至らなかった。 今後は、さらに知見の収集、研究に努め、新たな水質管理手法の構築の取組が国において進められ、全国の湖沼生態系保全施策のモデルとなるよう、積極的に国に働きかけていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和3年度における対応 新たな水質評価指標の確立に向けた研究を実施するとともに、新たな水質管理手法について懇話会等での検討や政府提案活動を行う。 ②次年度以降の対応 新たな水質評価指標の確立に必要な研究の更なる推進を図るとともに、国において新たな水質管理の検討が進められるよう関係自治体や国との連携を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、参加を予定していた国際会議が延期となる中で、国際湖沼セミナー（10/27、オンライン）における知事のビデオメッセージの発信、第4回アジア・欧州都市水管理セミナー（11/26・27、オンライン）における琵琶湖保全の取組の発表、滋賀県とミシガン州とのオンライン会議（2/20）における湖沼環境分野での協力についての両県州の知事による合意等を行った。</p> <p>2 施策成果 オンラインでの国際会議等において、琵琶湖での取組を広く発信・PRするとともに、湖沼が世界の水を巡る議論の場における主要課題として位置付けられるように（第17回世界湖沼会議 いばらき霞ヶ浦宣言2018）、湖沼主流化に向けて、湖沼の重要性の発信や、姉妹友好州省等との連携の強化を行った。</p> <p>3 今後の課題 今後とも、琵琶湖の保全や管理を通じて培った知見・経験を世界へ発信し、世界の水・湖沼問題の解決に貢献してい</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>くとともに、関係機関等と連携して、湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく必要がある。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応して、取組の再構築を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、第18回世界湖沼会議等がオンライン開催となる中、琵琶湖での取組や湖沼環境保全の重要性を効果的に発信できるように取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応  令和2年度から延期して開催が予定されている第4回アジア・太平洋水サミット等の機会を捉えて、琵琶湖での取組を世界へ発信するとともに、国際機関等と連携して湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく。  (琵琶湖保全再生課)</p>

令和 2 年 度

主要施策の成果に関する説明書

令和 3 年度滋賀県議会定例会  
令和 3 年 9 月定例会議提出

[ 健康医療福祉部門 ]

# 滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	173
II 経 済	該当なし
III 社 会	303
IV 環 境	該当なし

Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 子どもから大人まで生涯にわたる食育の推進</p> <p>予 算 額            4,669,000 円</p> <p>決 算 額            4,039,815 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食育推進活動事業 <span style="float: right;">3,128,920 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等での食育実践活動</li> <li>・ 生涯を通じた食育推進活動（地域での食育推進活動） <span style="margin-left: 20px;">県内77カ所で実施</span> <span style="margin-left: 20px;">参加者 4,149人</span></li> <li>・ 地域における栄養ケア窓口の設置</li> </ul> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 <span style="float: right;">910,895 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県食育推進協議会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）</li> <li>・ 食育推進研修会（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止）</li> <li>・ 食育「三行詩」募集 <span style="margin-left: 20px;">応募数 2,336作品</span></li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>県内の大学、短期大学、専門学校4校でコロナ禍での学生の食生活実態調査を行い、朝食摂取や野菜摂取量増加に向けた取組を実施した。地域では、全市町でバランスのとれた食事、減塩、伝統料理についての学習会を実施し、幼児から高齢者までを対象に食育活動を実施した。滋賀県栄養士会に地域での栄養ケアを進めるための窓口を設置し、県民や医療介護関係者からの相談を受ける体制を整え、地域住民に対して低栄養予防の出前講座を実施することができた。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>県民への啓発事業として、食育三行詩コンクールを実施した。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食育推進活動事業 生涯を通じた食育推進活動では、子どもから高齢者まで世代ごとの食の課題に応じた食育を実施することが必要である。特に食育活動が届きにくい若い世代への取組を進めるため、さらに大学等との連携強化を図る必要がある。また、県民の生活に寄り添ったきめ細やかな支援を実施できるよう、医療、介護関係者と栄養士が連携し、県民からの相談に応じる体制の充実が必要である。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業 滋賀県食育推進計画（第3次）の推進のため、コロナ禍であっても関係団体が主体的に取り組むことのできる具体的な取組の推進と進捗管理が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食育推進活動事業</p> <p>①令和3年度における対応 世代ごとの食の課題に応じた取組を進める中で、特に若い世代の県民が自分の健康や食生活に関心をもち、「何を」「どれだけ」「どのように」食べたらよいかを具体的に知り、生活習慣として実行できるような取組を行う。加えて、食の自立につながる情報提供を栄養士養成施設3校の協力を得ながら県内大学等において進める。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの取組をさらに充実させるとともに、より多くの大学等に対象を広げ、若い世代の食育推進を図る。</p> <p>(2) 「食育推進計画」推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 滋賀県食育推進計画（第3次）に基づき、特に食育の取組が届きにくい若い世代や働く世代への食育を重点的に推進するため、滋賀県食育推進協議会において関係団体の取組状況や連携の具体的事例の共有等を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 世代ごとの課題に応じた食育の取組内容を協議会で共有し、幼児から高齢者まで生涯を通じた食育推進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業 <span style="float: right;">2,948,278 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の学生を対象に、Webを活用した専門職による健康チェックを実施（望ましい生活習慣の啓発） <span style="float: right;">1 回</span></li> <li>・受動喫煙防止対策（改正健康増進法周知啓発等）</li> <li>・滋賀県たばこ対策推進会議専門部会「受動喫煙のない社会促進会議」の開催 <span style="float: right;">2 回</span></li> </ul> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 <span style="float: right;">13,099,632 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議 <span style="float: right;">1 回</span></li> <li>・糖尿病地域医療連携推進会議 <span style="float: right;">5 圏域</span></li> </ul> <p>(7) がん対策強化事業 <span style="float: right;">5,289,150 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町がん検診個別勧奨・再勧奨促進事業補助 <span style="float: right;">9 市町</span></li> <li>・がん患者の妊孕性温存治療助成 <span style="float: right;">16 人</span></li> <li>・小児がん患者支援事業 <span style="float: right;">専門相談 2 回</span></li> </ul> <p>(8) がん計画推進事業 <span style="float: right;">70,200,348 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県がん対策推進協議会 <span style="float: right;">本会 1 回、専門部会 5 回</span></li> <li>・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助 <span style="float: right;">6 病院</span></li> </ul> <p>(9) がん検診推進事業 <span style="float: right;">2,362,052 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診精度管理事業 <span style="float: right;">部会長会議 1 回、検討部会 5 回、従事者講習会 2 回（149人）</span></li> <li>・がん検診・受診啓発事業 <span style="float: right;">出前講座 1 回、がん教育 1 回、啓発媒体配布</span></li> </ul> <p>(10) がん対策推進基金事業 <span style="float: right;">9,391,184 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体・民間等自主事業費補助 <span style="float: right;">10 団体</span></li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 健康滋賀の推進</p> <p>コロナ禍を踏まえた健康課題も加わる中で、働き盛り世代からの生活習慣病予防対策は重要であり、感染予防対策をはじめとする健康づくり情報を地域・職域に提供することができた。また、地域・職域連携推進会議ワーキング部会を開催し、健康づくりの啓発に役立つ動画作成の検討を行うなど、県内中小企業における健康経営の推進に寄与することができた。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>国民生活基礎調査の個票を用いて、主観的健康寿命に影響を与える要因を分析した結果、女性の中年層の主観的健康寿命への影響として「関節痛」など筋骨格系の疾患が一要因である可能性が考えられた。それ以上に「ストレスや悩み」の割合が増加しており、主観的健康感を改善するために、精神的な対策も重要であることが分かった。（新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、詳細な分析および公表用資料の作成には至らなかった。）</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応で事業が実施できない中、「健康しが」共創会議に参画する団体同士の連携により、健康づくりに資する活動が創出された。また「BIWA-TEKU」の利用促進により、健康に関心が向きづらい人も、楽しみながら健康的な暮らしを送ることのできるきっかけを提供することができた。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>滋賀県たばこ対策推進会議構成団体との連携を図りながら、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響に関する知識の普及および未成年者への健康教育を実施することができた。</p> <p>改正健康増進法の「望まない受動喫煙」をなくすという趣旨に基づき、法施行前に実施した県庁の敷地内全面禁煙に引き続き取り組むことで、県民の受動喫煙防止対策に関する気運醸成を図り、「健康しが」の促進につながった。</p> <p>同法の改正に伴う喫煙と健康をめぐる環境の変化に対応するため、「健康しが たばこ対策指針」を全面改定した。</p> <p>(5) きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初見込んでいた実施回数が減少したものの、健康チェックを実施したほとんどの学生が、健康づくりのための知識の習得に取り組むことができた。また、改正健康増進法の全面施行（令和2年4月）に伴い、県民および施設等への周知啓発や、同法に基づく届出および義務違反(疑い)事案にかかる情報提供への対応など、望まない受動喫煙を防止するための事業を実施することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業  滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議や、各圏域での糖尿病対策支援部会を開催することで、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組を関係機関が連携して実施することができたが、新型コロナウイルス感染症の影響により各圏域での事例検討会や滋賀県糖尿病協会が主催する滋賀県糖尿病療養指導士のフォローアップ研修が中止となった。</p> <p>(7) がん対策強化事業  がん検診受診率向上のために、がん検診未受診者に対して個別に勧奨・再勧奨を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時市町が実施する集団検診が中断されたことや受診控えなどにより、受診率は低下した。</p> <p>(8) がん計画推進事業  滋賀県がん対策推進協議会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響のため1年先送りとなった滋賀県がん対策推進計画（第3期）の中間評価にむけて進捗等の確認を行うとともに、小児がん対策などの取組を進めた。さらに、がん診療連携拠点病院に支援を行い、がん相談支援体制を充実することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標  がんの死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率（人口10万人対））      令元（基準） 64.6      令2 目標値 62.3      達成状況 前年度より減少 達成（前年度より2.3ポイント減少）</p> <p>(9) がん検診推進事業  滋賀県と包括・個別連携協定を締結している企業の社員が県民に対してがん検診の受診勧奨ができるようにするための出前講座を行うなど、県民に対してがん検診推進の取組を進めることができた。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業  がん対策推進基金を活用し、啓発や情報発信等、民間団体が自主的に行う事業に対して補助し、がん対策の「共助」の取組を推進することができた。また、がん患者就労支援サポート事業により、事業所の取組を広報し、がん患者の仕事と治療の両立の促進を図る予定であったが、新型コロナウイルス感染症への対応のため事業を中止することとなった。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 健康滋賀の推進  「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（第2次）」の推進に向け、健康増進、生活習慣病の発症予防・重症化予防が重要であり、令和5年度の評価年度に向けて、特に働き盛り世代については、新型コロナウイルス感染症収束後を踏まえた健康経営の視点を取り入れた職場における健康づくりの取組支援を進める必要がある。職場として新型コロナウイルス感染症対策を進めると同時に、日々の健康づくりへの取組の大切さを効果的に啓発する必要がある。</p> <p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業  健康寿命延伸のための調査・分析を継続する。令和2年度に実施した国民生活基礎調査の結果を活用した主観的健康感のより詳細な分析を行い、公表用資料の作成を行う必要がある。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業  「健康しが」共創会議での意見交換・情報交換等を通じて、参画団体同士の連携は生まれているものの、単発的な取組にとどまっており、継続的、安定的な取組として定着するには至っていない。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、健康づくりへの関心が高まっている状況にあることから、行動変容を促すために、「子ども」や「女性」、「働き盛り世代」、「健康無関心層」など、ターゲットに合わせた働きかけを展開する必要がある。</p> <p>(4) 喫煙対策事業  喫煙率の減少等一定の効果が見られるが、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携し、未成年者や妊婦の喫煙をなくすことや喫煙にかかる健康影響の知識の普及のための街頭啓発、講習会等さらなる取組が必要である。  これら実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら効果的に実施する必要がある。</p> <p>(5) きづいてつなぐ20歳からの健康づくり事業  行動変容を促すための啓発をより効果的に行うために、学生の健康意識向上に関心を持つ大学と連携し、多くの学生が自身の健康改善に興味をもてるよう、取組を周知していく必要がある。また、引き続き受動喫煙対策の適切な実施について周知するとともに、受動喫煙による健康影響が大きい子どもなど、非喫煙者に配慮した受動喫煙対策を周知啓発していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業 糖尿病の予防、早期発見、治療、合併症予防までのネットワーク構築に関して、関係機関の連携した取組をさらに推進する必要がある。</p> <p>(7) がん対策強化事業 がん検診の受診率向上に向けた手法の活用や、患者の悩み等が相談支援につながるような体制や広報の方法などを検討していく必要がある。</p> <p>(8) がん計画推進事業 ライフステージや個々の状況に応じたがん対策を進めるため、進捗を確認して計画を評価し、関係機関や県民の主体的な取組を促進する必要がある。</p> <p>(9) がん検診推進事業 がんの死亡率の減少のため、新型コロナウイルス感染症による影響なども確認しながら、がん検診の受診率向上と精度管理をさらに進めることが必要である。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業 がん対策を効果的に推進するため、民間団体が自主的に行うがん対策事業を引き続き支援する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 健康滋賀の推進</p> <p>①令和3年度における対応 「健康いきいき21—健康しが推進プラン—（第2次）」に基づき、特に働き盛り世代の健康づくりを重点的に推進するために、企業、保険者、各関係団体等と連携しながら、地域・職域ワーキング部会を中心に健康経営の切り口にて健康づくり動画を配信するなど具体的な取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議において健康増進計画の進捗状況を確認しながら、目標に向けて関係機関で連携を図り、取組を進める。また、二次医療圏域の協議会をさらに活性化させて地域特性に即した事業展開を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 健康寿命延伸のためのデータ活用事業</p> <p>①令和3年度における対応  国民生活基礎調査の結果を活用した主観的健康感の相関分析において、主観的健康寿命の算出元データとなっている調査個票を用いて、主観的健康寿命に影響を与える要因を探った。  さらに根拠を得るため詳細な裏付け作業を行うこととしている。</p> <p>②次年度以降の対応  分析結果を「健康しが」共創会議の参画団体、市町、庁内関係課と共有し、健康づくりに向けた新たな取組の創設につなげる。</p> <p>(3) みんなでつくる「健康しが」事業</p> <p>①令和3年度における対応  企業や地域団体など多様な主体による県民の健康づくりに資する継続的な活動創出を促すため、助成の実施や専門家・専門機関による事業化のサポートなど、総合的な支援を実施する。また、健康に関心が向きづらい人も、おのずと健康的な生活を送るきっかけづくりとして、県内の自然や文化、食等の地域資源を掘り起こし、「健康」を切り口としてつなぎ、紹介する。</p> <p>②次年度以降の対応  「健康しが」共創会議を通じた活動創出への支援や「健康しが」ツーリズムの活用促進などにより、引き続き「健康なまちづくり」を官民一体となって推進する。</p> <p>(4) 喫煙対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  5月の世界禁煙デー・禁煙週間では街頭啓発、講習会等は中止し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した啓発を実施した。引き続き同感染症に配慮しつつ、各種啓発等の機会を捉えて、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者への健康教育を実施する。また、昨年度に全面改定した「健康しが たばこ対策指針」により、さらなる取組の推進を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  上記指針に基づき、引き続きたばこ対策推進会議構成団体等と連携しながら、喫煙にかかる健康影響の知識の普及および未成年者や妊婦への喫煙防止教育を効果的に実施する。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) きづいてつなぐ 20 歳からの健康づくり事業</p> <p>①令和 3 年度における対応  新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、大学生を対象とした健康チェック、指導について、学生が積極的に参加できるよう工夫しながら実施する。健康増進法改正に伴う受動喫煙対策の強化について、たばこ対策推進会議構成団体等と連携し周知啓発を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  受動喫煙対策が効果的に展開されるよう周知啓発するとともに、必要に応じて指導等を実施する。また、子どもの健康と安全を守り、受動喫煙のないまちづくりを促進するため「受動喫煙のない社会促進会議」と連携しながら効果的な取組を検討し実施する。</p> <p>(6) 生活習慣病予防戦略推進事業</p> <p>①令和 3 年度における対応  新型コロナウイルス感染症に留意しながら、患者の療養支援を行う関係機関と連携して糖尿病の発症、重症化予防等に係る取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  「滋賀県糖尿病ネットワーク推進会議」において糖尿病の予防、早期発見、治療、合併症予防まで一貫した糖尿病対策のネットワーク構築の推進を引き続き図る。</p> <p>(7) がん対策強化事業</p> <p>①令和 3 年度における対応  新型コロナウイルス感染症の影響で、がん検診や交流、啓発の機会が減少している中で、がんの早期発見に向けて、がん検診受診勧奨を促進するよう市町支援や相談支援を行う。また、がん医療の均てん化を継続して進めるとともに、がんと共生を図るため、生活（就労、生殖、経済、外見等）不安の軽減を図れるよう取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応  滋賀県がん対策推進協議会とその専門部会、またがん診療連携協議会等の協議の場を通じて、課題を明確にし、生活の苦痛が軽減できるように患者家族と関係機関との協働を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(8) がん計画推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  滋賀県がん対策推進協議会とその専門部会において進捗を確認し中間評価を行うとともに、評価で明確になった課題などについて、関係機関で共有しながら取組を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  滋賀県がん対策推進協議会とその専門部会において、中間評価を踏まえた進捗確認を行い、次期計画の策定に向けた検討を行う。</p> <p>(9) がん検診推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  がん検診検討会等において市町の実施する胃・子宮頸・乳・肺・大腸がん検診の精度管理等を引き続き行う。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の影響による検診者数の推移などについて評価・分析をしながら、がん検診の受診率向上に向けた取組について、より一層の推進を図る。</p> <p>(10) がん対策推進基金事業</p> <p>①令和3年度における対応  コロナ禍にあっても民間団体が行う啓発活動等が継続して実施できるよう、感染予防対策等の情報提供を行いながら、実施予定の事業に対して支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  滋賀県がん対策推進協議会やがん患者団体など関係機関の意見を聞きながら、民間団体が自主的に行うがん対策事業の効果的な取組を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 うつ・自殺対策の推進</p> <p>予 算 額           29,387,000 円</p> <p>決 算 額           27,808,095 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 自殺対策推進事業 <span style="float: right;">27,808,095 円</span></p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのほっと相談事業(対面相談)                   相談件数   223件</li> <li>・自殺予防電話相談事業                                相談件数  4,595件</li> </ul> <p>○啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間(9月)における街頭啓発   実施箇所  0カ所(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)</li> <li>・自殺対策啓発資材(サージカルマスク)の配布   配布数   3,500枚</li> <li>・SNS情報発信事業(リスティング広告)    広告表示回数 5,753,213回    広告クリック数 20,609回</li> </ul> <p>○人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー養成研修                            開催回数  9回    養成者数  260人(累計)10,767人</li> <li>・かかりつけ医うつ病対応力向上研修            開催回数  1回    受講医師数  52人</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、民間団体の取組に対する助成               16市町、2団体</li> <li>・県自殺対策連絡協議会の開催                     1回</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、自殺者の増加が懸念されたことから、こころのほっと相談事業(対面相談)を月3回から4回に拡大するとともに、自殺予防電話相談事業についても1回線から一部の時間帯で2回線にするなど拡充し、相談体制の強化に取り組んだ。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は中止としたが、特に女性や若年層の自殺者が増加していることから、産科診療所やマザーズジョブステーション、ハローワーク等を通じて啓発資材(相談窓口ちらし入りサージカルマスク)を配布したほか、SNSを活用した情報発信事業を拡充し、当初、8月後半から9月前半の1か月間の予定を6月中旬から年度末まで実施期間を延長するとともに、ツイッターでの実施予定をヤフー・グーグルに拡大するなど相談窓口の周知を行った。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																													
	<p>県自殺対策連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の変化も踏まえた対策や課題の検討を行い、商工会の窓口等でも自殺予防相談の周知を実施した。</p> <p>滋賀県の自殺者数 <span style="float: right;">【地域における自殺の基礎資料（確定値）：厚生労働省】</span></p> <table border="1" data-bbox="703 411 2085 523"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和元年</th> <th colspan="3">令和2年</th> <th colspan="3">増加数（R2-R1）</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>152</td> <td>79</td> <td>231</td> <td>145</td> <td>81</td> <td>226</td> <td>△7</td> <td>2</td> <td>△5</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="703 596 2085 699"> <thead> <tr> <th>自殺死亡率（人口10万人対）</th> <th>平30（基準） （H29）</th> <th>14.5</th> <th>令元 （H30）</th> <th>14.7</th> <th>令2 （R1）</th> <th>16.2</th> <th>目標値 前年より減少</th> <th>達成状況 未達成 （前年より1.5ポイント増加）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>県内の自殺者数は平成15年をピークに減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、相談窓口の拡充や相談窓口の情報発信の強化を継続することが重要である。</p> <p>特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 自殺対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>対面相談や電話相談について令和2年度に拡充した体制を維持するとともに、新たにSNSを活用した相談窓口（「こころのサポートしが」LINE相談）を設け、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させない体制を作っていくこととしている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信（リスティング広告）を継続して実施している。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>県自殺対策計画の改定を行う中で、自殺者ゼロを目指して、県自殺対策推進センターを中心に、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p>	令和元年			令和2年			増加数（R2-R1）			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	152	79	231	145	81	226	△7	2	△5	自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	14.5	令元 （H30）	14.7	令2 （R1）	16.2	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より1.5ポイント増加）									
令和元年			令和2年			増加数（R2-R1）																																								
男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計																																						
152	79	231	145	81	226	△7	2	△5																																						
自殺死亡率（人口10万人対）	平30（基準） （H29）	14.5	令元 （H30）	14.7	令2 （R1）	16.2	目標値 前年より減少	達成状況 未達成 （前年より1.5ポイント増加）																																						

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 生涯を通じた歯の健康づくり</p> <p>予 算 額           83,360,000 円</p> <p>決 算 額           76,628,567 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 歯科保健対策費 <span style="float: right;">42,537,072 円</span></p> <p>ア 歯科保健啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子でいい歯コンクール事業 <span style="float: right;">(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)</span></li> <li>・口腔衛生啓発推進費補助事業</li> </ul> <p>イ 歯科保健医療体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児巡回歯科保健指導事業 <span style="float: right;">(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)</span></li> <li>・障害児(者)歯科治療事業 <span style="float: right;">延べ患者数     1,417人</span></li> </ul> <p>ウ 生涯歯科保健対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域歯科口腔保健推進事業</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">会議     2回 研修会  6回     86人受講 集団歯科保健指導 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ素でむし歯ゼロ作戦事業 <span style="float: right;">4市町             38人派遣</span></li> </ul> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業 <span style="float: right;">34,091,495 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師等派遣委託事業 <span style="float: right;">8病院</span></li> <li>・在宅歯科医療連携室整備事業 <span style="float: right;">1圏域(湖南圏域)</span></li> <li>・在宅歯科診療機器整備事業 <span style="float: right;">間接補助 24カ所</span></li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、滋賀県歯科医師会、滋賀県歯科衛生士会と連携し、ライフステージに応じた取組を実施することで、体系的な歯科口腔保健医療対策を推進できた。また、保健所単位での地域の課題や実情に応じた歯科口腔保健の推進に取り組むことができた。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>滋賀県歯科医師会では自らの課題として、地域包括ケアシステムの中で歯科医療関係者が担う役割について検討されており、そうした団体の主体的な取組に対して支援することにより、効果的かつ計画的な執行ができた。また、歯科以外の多職種にも事業対象を広げることで、多方面からの在宅歯科医療の推進が図れた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 歯科保健対策費  新型コロナウイルス感染症が流行する中で実施できる歯科保健指導の方法や感染防護策の徹底など、新しい生活様式の中での歯科口腔保健推進に係る取組について、関係者間での認識の共有が必要である。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業  訪問歯科診療の利用は増加傾向にあるが、在宅歯科診療をさらに推進していく上で、新規に訪問歯科診療を実施する歯科診療所への支援と併せて、携わる歯科衛生士の技術向上等への支援も必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 歯科保健対策費</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の予防対策に配慮しながら、必要な治療や口腔管理にかかる事業が進められるよう、関係団体と連携しながら取組を推進していく。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症が歯科口腔保健に対してどのような影響を与えているのかについて、評価・分析をしながら、歯科保健計画に基づく各種施策について、効果的な取組を進める。</p> <p>(2) 在宅歯科医療推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  継続して訪問歯科診療を行っている歯科診療所の状況を周知する取組により、訪問歯科診療を取り入れる歯科診療所数の増加を図る。また、在宅療養支援に携わる歯科衛生士の増加や手技の水準の向上を図り、在宅歯科医療の体制整備をさらに推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  地域課題や、学会等が示す新しい知見、新型コロナウイルス感染症流行下における在宅療養支援の在り方の変化など、在宅歯科医療を取り巻く状況に留意し、柔軟な事業展開を行う。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>5 介護予防の推進</p> <p>予 算 額 7,844,000 円</p> <p>決 算 額 7,724,900 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業 <span style="float: right;">724,900 円</span></p> <p>ア 住民主体の介護予防推進のための市町地域マネジメント力向上支援事業  ・モデル4市町（守山市・甲賀市・竜王町・近江八幡市（新規））  継続的支援（直接研修：3回、個別現地支援：要望のあった市町に対して各1回（甲賀市・近江八幡市））  ・全市町対象 全体研修：1回 参加者数：63人</p> <p>イ 介護予防リーフレットの配布 配布部数 3,988部</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助 <span style="float: right;">7,000,000 円</span>  43カ所の単位老人クラブ・学区連合会等にて、健康づくり・認知症予防等にかかる研修会・講習会等を開催</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業  市町職員等が、先進地（大阪府大東市）の取組を学び、モデル市町として実際にノウハウを習得することで、住民主体の介護予防推進に向けた市町のマネジメント力向上を図ることができた。  また、リーフレットの配布により、県民の介護予防に関する周知および機運の醸成を図った。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助  高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう、高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、県老人クラブ連合会を通じ補助を行うことで、介護予防活動の充実につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業  先進地の事例から学んだ知識を各市町において実効性のある介護予防の取組に繋げることや、県内の他市町へそのノウハウを横展開し、更なる地域マネジメント力の向上を図り、市町における介護予防事業を着実に進める必要がある。  新型コロナウイルス感染症により、外出頻度の減少、生きがい活動や通いの場の運営困難による体力・認知機能の低下、要介護状態の進行が考えられる。また、地域・社会とのつながりの減少による孤立を招く可能性がある。これらの状況を想定した心身の健康づくりや支え合いのまちづくりを日常的に進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助  老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ、実施していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護予防地域づくり促進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>令和元年度から継続事業として、引き続き介護予防の先進的な取組実績がある大阪府大東市のノウハウを活用し、過年度のモデル市町職員に対して、市町のニーズに応じた個別現地支援と全体研修を並行して実施する。</p> <p>また、その取組実績を県内全市町に向けて報告する研修を開催し、情報共有を行う。</p> <p>加えて、モデル事業最終年として、3年間の事業成果をまとめるとともに、次年度以降、モデル市町以外に対しても、地域マネジメント力向上支援を行うための参考資料を作成する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>上記のとおり、今年度作成するまとめ資料を活用して、モデル市町のフォローアップや、モデル市町以外の市町に対してもそれぞれのニーズに応じた個別支援による、地域マネジメント力の向上、介護予防事業の着実な推進に努める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の感染症との共存のために、日常の介護予防事業等を通じた地域の助け合い・見守りの関係づくりと、感染予防のための健康教育、支え合いの多様化（W e bや手紙、広報媒体の工夫）を図り、高齢者を支えていく取組が深化するよう、市町間の情報交換の機会を設けるとともに、好事例の横展開に努める。</p> <p>(2) 老人クラブ等介護予防活動支援事業費補助</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>高齢者が健康で活動的な生活を送れるよう高齢者自らが取り組む介護予防活動に関し、他のモデルとなるような活動を行う老人クラブを対象に活動に必要な経費について支援する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>老人クラブにおいて高齢者自らが取り組む介護予防活動が更に充実したものになるよう、ニーズに応じた支援を滋賀県老人クラブ連合会を通じ実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 質の高い医療サービスの提供体制の整備</p> <p>予 算 額 1,100,683,000 円</p> <p>決 算 額 1,006,849,347 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 181,243,231 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療等協議会（検討部会） 6回</li> <li>・総合周産期母子医療センター運営費補助 2病院</li> <li>・地域周産期母子医療センター運営費補助 2病院</li> <li>・周産期緊急搬送コーディネーター設置 1病院</li> <li>・NICU等長期入院児支援事業費補助 4病院</li> </ul> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 110,569,100 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急医療地域医師等研修の実施 3回</li> <li>・小児救急電話相談の実施 365日、電話相談件数 11,790件</li> <li>・小児救急医療支援事業補助 7地域</li> </ul> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 202,521,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センター運営費補助 3病院</li> </ul> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 37,473,167 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療情報システムの運営 368,675アクセス</li> </ul> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 800,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県総合防災訓練等の訓練ならびに研修の実施 10病院</li> </ul> <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 464,919,925 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療ネットワーク調査研究事業</li> <li>・原子力災害医療人材育成支援事業 1病院</li> <li>・原子力災害拠点病院等施設設備整備補助 5病院</li> <li>・原子力災害医療機器整備</li> </ul> <p>(7) がん在宅医療支援体制整備事業 8,333,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の人材育成補助 2病院</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>(8) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 ・災害医療コーディネーター研修の実施 <span style="float: right;">989,924 円</span></p> <p style="text-align: right;">23人受講</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費  新生児死亡率や周産期死亡率は変動があるものの改善傾向にある。周産期検討部会および地域ブロック検討会において、周産期医療体制の現状と課題を共有し、周産期医療体制にかかる県内施設への状況調査の実施、母体、新生児搬送受入状況の把握や検討を行った。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業  新型コロナウイルス感染症の影響により、小児救急医療地域医師等研修の回数が前年度と比べて減少したが、研修内容をDVDで作成・配布し、会員全体の専門知識習得を図ることができた。  同様に小児救急電話相談の件数も前年度と比べて約6割となったが、電話相談の実施により保護者等の不安を解消するとともに、小児救急医療提供体制の確保を図ることができた。（即受診を薦めなかった割合は66.3%であり、適切な受診等を促し、医療機関の負担軽減を図ることができた。）</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業  救命救急センターの運営に対して助成することで、365日24時間救急医療体制の維持・確保を図ることができた。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業  アクセス数が昨年度からさらに2万件以上増え、多くの県民に医療機関の情報を提供し、県民の適切な医療機関の選択の一助となった。また、消防本部への空床の情報提供により、適切な救急搬送に資することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">救急搬送の重症患者における</td> <td style="width: 15%;">平30（基準）</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 15%;">目標値</td> <td style="width: 20%;">達成状況</td> </tr> <tr> <td>受入医療機関決定までの照会回数4回以上の割合（%）</td> <td>0.1%</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%未満</td> <td>未達成ではあるが、全国で3番目に低い割合を維持</td> </tr> </table> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業  県総合防災訓練等種々の訓練への参加や研修の実施により、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）の技能・知識の維持および向上ならびに消防等関係機関との連携強化を図ることができた。</p>	救急搬送の重症患者における	平30（基準）	令2	目標値	達成状況	受入医療機関決定までの照会回数4回以上の割合（%）	0.1%	0.15%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で3番目に低い割合を維持
救急搬送の重症患者における	平30（基準）	令2	目標値	達成状況							
受入医療機関決定までの照会回数4回以上の割合（%）	0.1%	0.15%	0.1%未満	未達成ではあるが、全国で3番目に低い割合を維持							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療ネットワークおよび原子力災害医療にかかる施設・設備の整備ならびに人材育成により原子力災害医療体制の充実を図ることができた。</p> <p>(7) がん在宅医療支援体制整備事業 がん治療等を担う医療機関について、がん専門医等がん診療に携わる医療従事者の人材育成に対して助成することにより、医療提供体制の充実を図ることができた。</p> <p>(8) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 災害医療コーディネーターの研修受講率は88%であり、災害医療コーディネート体制の標準化を図るとともに、最新の知識の習得に努めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費 今後分娩できる産科の病院・診療所の減少を想定し、安心・安全な分娩場所の確保に向けた地域における分娩の在り方を検討する必要がある。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業 夜間・休日における不要・不急な病院受診を減少させ、小児科医師の負担軽減を図るため、小児救急電話相談(#8000)の認知度向上への取組み、かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診の普及啓発、小児救急電話相談の利用促進に向けた啓発が必要である。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業 引き続き救命救急センターの運営に対して助成を行い、365日24時間いつでも重篤救急患者を受け入れする体制の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業 より信頼性の高い情報を提供するため、適時適切な情報の更新の徹底が必要である。また、「医療ネット滋賀」をより広く県民に周知する必要がある。局地災害システムについてもさらに積極的に活用できるよう周知する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業 関係機関との連携、情報共有を密にするとともに、新たな課題にも対応できるよう、DMAT隊員の資質向上を図っていく必要がある。また、コロナ禍においても必要な訓練・研修を実施できる体制を検討していく必要がある。</p> <p>(6) 原子力災害医療体制整備事業 原子力災害医療マニュアルを適宜見直し、原子力災害医療関係者の研修・訓練の実施を継続していく必要がある。また、原子力災害の特性から本県内での対応にとどまらず、国や他府県との連携の強化、および国の交付金を活用して施設、設備を整備し、体制整備を図っていく必要がある。</p> <p>(7) がん在宅医療支援体制整備事業 がん医療のさらなる充実とがん医療の均てん化を図るため、医療従事者の人材育成に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(8) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業 滋賀県災害医療コーディネーター全員が統括・調整の知識を獲得し、当該体制の標準化を図り、また最新の知識を得るため引き続き研修を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 周産期保健医療対策費</p> <p>①令和3年度における対応 周産期母子医療センターに必要な医師の集約化を図り、地域の病院、診療所との役割分担を明確にし、スムーズな連携が取れるように地域全体で周産期医療を提供できる体制（Biwako Safe Childbirth Network（びわこセーフチャイルドバース ネットワーク））の構築に向け、検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 地域の病院や診療所、助産所で通常の妊産婦を、周産期母子医療センターで比較的风险の高い妊産婦の対応を行うといった役割分担を明確にし、周産期母子医療センターとスムーズな連携が取れるよう、ブロック内のネットワークの充実・強化を図っていく。</p> <p>(2) 救急医療提供体制整備事業</p> <p>①令和3年度における対応 小児救急電話相談（#8000）の認知度を上げるため、啓発資材を作成し、関係機関への配布やイベント等での配布等、機会を捉えて普及啓発を行う。（小児救急電話相談（#8000）の認知度：39.4%（令和2年度県政モニターアンケート））</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  関係機関との連携や広報の機会を捉えて小児救急電話相談事業の普及啓発に努めるとともに、小児救急医療支援事業を継続し小児救急医療体制の確保を図る。</p> <p>(3) 救急医療機関運営費等補助事業</p> <p>①令和3年度における対応  県内すべての重篤な救急患者に対する24時間受入体制を維持・確保するため、救命救急センターの運営費について補助を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  365日24時間体制で重篤救急患者の受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、救命救急センターの運営の支援に努めていく。</p> <p>(4) 救急医療情報システム等運営事業</p> <p>①令和3年度における対応  未報告医療機関に対して督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、未報告医療機関に対しては督促を行い、医療機関の報告率の向上および情報更新の徹底を図るほか、県民に対する広報に努めていく。医療ネット滋賀の機能のうち、「医療機能情報」が令和6年4月から全国統一システムに集約されることに向けて、円滑な移行の準備を進める。</p> <p>(5) 滋賀県DMAT強化研修委託事業</p> <p>①令和3年度における対応  新たに看護師のアドバンス研修として近江塾を実施し、DMAT隊員の更なる資質向上を図るとともに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）操作研修の実施により災害時の円滑な情報共有を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  これまで整備してきた物的、人的資源が円滑に機能するよう、研修や訓練等を充実させ、災害医療関係者の資質向上を図る。また、研修や訓練等を通じて、関係機関・団体との顔の見える関係を構築する等、相互理解や連携強化を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 原子力災害医療体制整備事業</p> <p>①令和3年度における対応  3県（福井県・岐阜県・滋賀県）・内閣府の合同原子力防災訓練等に参加し、原子力災害医療体制の検証を行うとともに、原子力災害医療マニュアルの見直しを行う。  また、国の交付金・補助金制度を活用して、原子力災害拠点病院の設備整備等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  原子力災害医療マニュアルの見直し、研修、訓練の実施により、原子力災害医療体制の充実を図る。  また、広域的な連携を進めるとともに、国の交付金制度を活用して原子力災害拠点病院および原子力災害医療協力機関の施設・設備整備を行い、対応能力の向上を図る。</p> <p>(7) がん在宅医療支援体制整備事業</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症に留意し、状況に対応しながら、がん医療従事者の育成に取り組み、資質向上やがんの医療提供体制の充実を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応  がん医療従事者の育成に引き続き取り組む。</p> <p>(8) 滋賀県災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>①令和3年度における対応  研修の受講率を100%に近づけることが災害医療コーディネート体制の充実につながることから、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、研修実施時期の早期周知など、受講しやすい環境づくりに努める。</p> <p>②次年度以降の対応  研修受講率を向上させるために、これまでの実績を検証しながら研修実施時期や研修日程を工夫する。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課、健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 医師等確保の総合的な対策の推進</p> <p>予 算 額      674,930,000 円</p> <p>決 算 額      652,752,640 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） <span style="float: right;">174,910,211 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手医師、研修医向け研修会等の開催 <span style="float: right;">1 回</span></li> <li>・臨床研修1年目研修医向け研修会の開催補助 <span style="float: right;">1 件</span></li> <li>・医師の復職支援研修事業補助 <span style="float: right;">1 件</span></li> <li>・産科医等確保支援事業補助 <span style="float: right;">15医療機関</span></li> <li>・医学生への修学資金の貸与 <span style="float: right;">51人</span></li> <li>・医師キャリアサポートセンターの運営 <span style="float: right;">修学・研修資金貸与医師の県内病院配置 19件</span></li> </ul> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。） <span style="float: right;">477,842,429 円</span></p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員研修補助 <span style="float: right;">38病院</span></li> <li>・看護職員資質向上推進事業 <span style="float: right;">研修責任者研修 4日間 修了者20人 教育担当者研修 4日間 修了者50人 看護管理者研修 参加者30人 地域看護ネット会議開催 計22回 地域看護ネットワーク合同研修会 73人（7圏域）</span></li> <li>・助産師キャリアアップ応援事業 <span style="float: right;">中堅対象 13日間 修了者4人 新人対象 4日間 修了者16人</span></li> <li>・認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助 <span style="float: right;">7施設 15人</span></li> </ul> <p>イ 看護職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所運営費補助 <span style="float: right;">7校</span></li> <li>・進学課程看護師養成所運営費負担金 <span style="float: right;">1校</span></li> <li>・在宅看護力育成事業補助 <span style="float: right;">訪問看護師コース 受講生6人</span></li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>ウ 看護職員の確保定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院内保育所運営費補助 25病院</li> <li>・看護職員養成施設の在学生への修学資金貸与 201人</li> <li>・県立看護師等養成所の在学生への授業料資金貸与 344人</li> </ul> <p>エ 潜在看護力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースセンター事業 ナースバンク事業 相談件数 21,623件 サテライトの設置運営 相談件数 544件 講習会13回 受講者延べ9人</li> <li>・助産師復職支援事業</li> </ul> <p>オ 在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスタートナース研修事業 3回 修了者31人</li> <li>・リスタートナース職場定着支援事業費補助 1施設 1人</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>平成19年度から総合的な医師確保対策事業に取り組んできた結果、令和2年度の県内病院勤務医師数は1,955人と平成19年度と比較して584人増加した。また、県内の医療機関での就業義務がある修学・研修資金貸与医師数（就業義務年限中の者を含む。）は127人と令和元年度末から9人増加した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">初期臨床研修医採用数（人）の維持</td> <td style="text-align: center;">平30（基準）</td> <td style="text-align: center;">令2</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">達成状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">104人</td> <td style="text-align: center;">119人</td> <td style="text-align: center;">100人</td> <td style="text-align: center;">達成</td> </tr> </table> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>ア 看護職員の資質向上</p> <p>経験年数に関わらず幅広い対象者に各種専門研修を実施することで、看護職員としての専門性を高めることにより、資質向上を図ることができた。</p>	初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令2	目標値	達成状況		104人	119人	100人	達成
初期臨床研修医採用数（人）の維持	平30（基準）	令2	目標値	達成状況							
	104人	119人	100人	達成							



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 看護職員の養成            看護師養成所への運営費補助等により、令和3年4月には598人の入学者を確保するとともに、令和3年3月卒業生606人のうち451人が看護職員として県内に就職した。</p> <p>ウ 看護職員の確保定着            令和2年度は、修学資金貸与者の82.7%、授業料資金貸与者の91.3%が県内医療機関等に就業した。また、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、令和2年度の看護職員離職率は9.4%となり、引き続き目標とする10%前後の維持を達成することができた。</p> <p>エ 潜在看護力の活用            ナースセンターにおいて22,167件の復職等に関する相談に対応し、潜在看護職員220人の復職につなげることができた。</p> <p>オ 在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成            潜在看護職員が不安なく再就業できるよう、研修会の開催等を行うとともに、再就業先に対して研修経費を助成するなど再就業の支援を図ることにより、61人の在宅医療福祉を担う潜在看護職員の就業につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題            (1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）            国が示す「医師偏在指標」では、本県は全国上位33.3%である医師多数都道府県（16位／47都道府県）に位置づけられた。しかし、この医師偏在指標は医師の絶対的な充足状況ではなく相対的な偏在状況（全体における位置関係）を示すものであるとともに、国の推計では令和6年度時点でも全国で約1万人の医師が不足するとなっていることから、本県でも決して医師が充足している状況ではない。また、県内でも二次保健医療圏域や診療科によって医師の偏在があるため、令和2年3月に「滋賀県保健医療計画」の一部として策定した「滋賀県医師確保計画」（計画期間：令和2年度～令和5年度）に基づき、引き続き医師の確保や偏在解消に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）  国が示した算定式に基づき令和元年度に実施した新たな看護職員需給推計において、本県では令和7年において709人～2,097人の看護職員が不足するとの推計結果になった。ただし、この需給推計は、地域医療構想等における令和7年の医療需要に基づき推計したものであり、一定の前提条件の下で算定された需要と供給の今後の大きな方向性を示すものであるため、県内の実情も十分に踏まえた上で今後の看護職員確保対策に取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医師確保総合対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和3年度における対応  滋賀県地域医療対策協議会、滋賀県医師キャリアサポートセンターおよび滋賀県医療勤務環境改善支援センターを中心として、滋賀医科大学や病院協会、医師会等とも連携を図りながら、「滋賀県医師確保計画」に基づき、医師の派遣調整等を通じた偏在対策、医師のキャリア形成支援、医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善および医師の養成過程等を通じた確保対策の4本柱による取組を推進し、医師の確保や偏在解消に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応  「滋賀県医師確保計画」に基づき、令和6年度から始まる医師の時間外労働上限規制への対応も踏まえ、引き続き医師の確保や偏在解消に取り組む。</p> <p>(2) 看護職員確保対策事業（地域医療総合確保事業を含む。）</p> <p>①令和3年度における対応  従前から実施している看護職員の実態調査に加え、関係団体へのヒアリングや、新人看護職員および看護学生へのアンケートを実施し、実態把握の充実に努めている。これらの調査等から得た県内の実情や看護職員需給推計の結果などを踏まえ、看護職員の養成、潜在看護職員の復職支援、勤務環境改善等による定着促進および地域・領域別偏在の調整を新たな4本柱として、現場の声を反映した実効性のある取組を総合的に検討する。</p> <p>②次年度以降の対応  看護職員の安定的な確保に向け、新たな4本柱に基づき量および質の両面にわたる総合的な取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（医療政策課）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>8 感染症対策の推進</p> <p>予 算 額 90,530,000 円</p> <p>決 算 額 81,510,384 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業 <span style="float: right;">12,180,154 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルス検査 <span style="float: right;">受付件数 853 件（保健所、委託医療機関）</span></li> <li>・初回精密検査助成 <span style="float: right;">申請件数 7 件</span></li> <li>・定期検査助成 <span style="float: right;">申請件数 延べ 35 件</span></li> <li>・肝炎医療コーディネーター養成 <span style="float: right;">177 人</span></li> <li>・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 <span style="float: right;">支払件数 11 件</span></li> </ul> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業 <span style="float: right;">57,579,981 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払件数 <span style="float: right;">3,262 件</span></li> </ul> <p>(3) 風しん対策推進事業 <span style="float: right;">11,750,249 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風しん抗体検査 <span style="float: right;">1,136 件（委託医療機関）</span></li> <li>・予防接種助成件数 <span style="float: right;">332 件（15市町）</span></li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>保健所および委託医療機関で検査を実施し、肝炎ウイルス感染者の早期発見に努めた。検査陽性者のフォローアップを実施し、初回精密検査費用を助成することで検査陽性者を早期に医療につなげることができた。定期検査費用を助成することで定期的な病状把握につなげ、肝炎医療コーディネーターを養成することで重症化予防を図ることができた。</p> <p>また、肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費を公費負担し、患者の臨床データを国へ提供することで、国が進める肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進に寄与した。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>医療機関で風しん抗体検査を実施し、必要な人に予防接種を勧奨するとともに、市町への予防接種費用の助成をすることで先天性風しん症候群の発生リスクを軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業  ウイルス性肝炎は症状が顕在化しない場合があるため、引き続き、感染者の早期発見と重症化の予防を推進していく必要がある。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業  公費負担制度について関係者に周知し、肝硬変・肝がんの予防および肝炎の感染防止のため、引き続き、肝炎患者の早期治療を促進する必要がある。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業  国の「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、風しんおよび先天性風しん症候群の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、必要な人に対する抗体検査、情報提供および予防接種の勧奨を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ウイルス性肝炎対策事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>ア 肝炎ウイルス検査の受検者、初回精密検査および定期検査費用助成申請者が少ないため、県内量販店、コンビニエンスストアおよび薬局へのチラシの配布ならびに県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知に努める。</p> <p>イ 肝炎ウイルス検査や定期的な受診等の重要性を患者等に伝える肝炎医療コーディネーターを今年度も養成する。また、昨年度養成した肝炎医療コーディネーターの効果的なフォローアップ研修を企画するため、アンケート調査を行う。</p> <p>ウ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象者が肝がんの通院治療についても適用されたため、要綱改正を行うとともに、県ホームページへの掲載や関係機関への周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応  令和3年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p>(2) ウイルス性肝炎医療費公費負担事業</p> <p>①令和3年度における対応  県ホームページを活用して公費負担制度の周知を図るとともに医療講演会の場等において制度の説明に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p> <p>(3) 風しん対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 市町、県内量販店へのチラシの配布および県ホームページ、広報誌やSNS等各種広報媒体を利用し、制度の周知に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 風しん抗体検査受検者数は増加してきているが、令和3年度に実施した啓発等の内容を検証し、より効果的な啓発等の強化に努める。</p> <p style="text-align: right;">(感染症対策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>9 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>予 算 額 59,139,614,000 円</p> <p>決 算 額 54,416,992,077 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>&lt;医療提供体制&gt;</p> <p>(1) 病床確保事業 18,360,064,000 円  入院病床を確保した医療機関を支援 21病院 332病床（最大確保時）</p> <p>(2) 医療機関等の感染拡大防止に対する支援 5,146,307,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症外来協力医療機関等設備整備事業費補助 82医療機関</li> <li>・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助 14病院</li> <li>・新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急医療等体制確保事業費補助 31病院</li> <li>・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助 2,230施設</li> </ul> <p>(3) コントロールセンターの設置・運営 107,826,556 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症患者の療養先および搬送手段を調整  災害医療コーディネーター（DMAT等）による支援  療養先調整人数：2,852人  医師： 延べ532回  看護師： 延べ470回  業務調整員： 延べ451回</li> <li>外部看護師による支援  看護師： 延べ77回  患者搬送 搬送件数 1,112件</li> </ul> <p>(4) 医療従事者等への支援 5,047,857,434 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等へ慰労金を給付 41,011人</li> <li>・医療従事者勤務環境改善支援事業費補助 19病院</li> </ul> <p>(5) 公費負担制度（入院等医療費） 84,290,842 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院 支払件数 1,036件</li> <li>・宿泊療養および自宅療養 支払件数 26件</li> </ul> <p>&lt;検査体制&gt;</p> <p>(1) 行政検査（PCR検査業務委託を含む） 219,928,194 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生科学センター実施検査 検査数 8,643件</li> <li>・PCR検査業務委託契約 検査数 3,949件（委託数：22者）</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明																																				
	<p>(2) PCR検査センター設置事業 地域外来・検査センターの設置および運營業務委託契約 80,613,546 円 検査数 2,262件(委託数:12者)</p> <p>(3) 公費負担制度(PCR等検査費) PCR等検査 121,280,796 円 支払件数 35,010件</p> <p>&lt;感染拡大防止対策&gt;</p> <p>(1) 宿泊療養体制確保事業 899,725,808 円 ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設を設置 3施設 414室(最大確保時)</p> <p>①ホテルピアザびわ湖 62室 開設日:令和2年4月22日 入所者数 550人 ②東横INN彦根駅東口 209室 開設日:令和2年8月31日 入所者数 474人 ③草津第一ホテル 143室 開設日:令和3年2月1日 入所者数 30人</p> <p>(2) 自宅療養体制整備事業 768,000 円 自宅療養者に対して食料品を支給 45人(64セット)</p> <p>(3) 福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄・配布、かかり増し経費補助、慰労金支援(医療機関除く) 4,782,275,794 円 ア 衛生資材等の具備蓄・配布</p> <table border="0" data-bbox="779 954 1518 1374"> <tr> <td>高齢者福祉施設</td> <td>マスク</td> <td>980,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガウン</td> <td>260,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手袋</td> <td>200,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フェイスシールド</td> <td>15,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エプロン</td> <td>40,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エタノール</td> <td>1,800リットル</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉施設</td> <td>マスク</td> <td>318,280枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フェイスシールド</td> <td>1,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消毒用エタノール</td> <td>2,723リットル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護服</td> <td>3,000着</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴーグル</td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガウン</td> <td>4,500枚</td> </tr> </table>	高齢者福祉施設	マスク	980,000枚		ガウン	260,000枚		手袋	200,000枚		フェイスシールド	15,000枚		エプロン	40,000枚		エタノール	1,800リットル	障害者福祉施設	マスク	318,280枚		フェイスシールド	1,000枚		消毒用エタノール	2,723リットル		防護服	3,000着		ゴーグル	2,000個		ガウン	4,500枚
高齢者福祉施設	マスク	980,000枚																																			
	ガウン	260,000枚																																			
	手袋	200,000枚																																			
	フェイスシールド	15,000枚																																			
	エプロン	40,000枚																																			
	エタノール	1,800リットル																																			
障害者福祉施設	マスク	318,280枚																																			
	フェイスシールド	1,000枚																																			
	消毒用エタノール	2,723リットル																																			
	防護服	3,000着																																			
	ゴーグル	2,000個																																			
	ガウン	4,500枚																																			

事 項 名	成 果 の 説 明																					
	<table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">子ども食堂</td> <td>手指消毒用エタノール</td> <td>352リットル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>器具消毒用エタノール</td> <td>252リットル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゴム手袋</td> <td>32,800枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マスク</td> <td>60,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使い捨て弁当容器</td> <td>35,000組</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">認可外保育施設</td> <td>マスク</td> <td>44,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エタノール</td> <td>768.96リットル</td> </tr> </table> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス感染症対応・再開支援事業  介護サービス事業所等が感染症対策を徹底した上での介護サービス提供に要する経費を補助  ・介護サービス提供（感染症対策）支援事業費補助金 2,567事業所</p> <p>(イ) 障害福祉サービス事業所等の衛生環境改善補助金 1法人  感染者が発生した障害福祉サービス事業所等の建物等の消毒に係る経費を補助</p> <p>(ウ) 日中一時支援事業等の受入れ体制強化事業費補助金 18市町  市町が感染拡大防止に努めながら行う事業に補助</p> <p>(エ) 障害福祉サービス等感染症対応・再開支援事業費補助金 356法人  障害福祉サービス施設・事業所等が感染対策を徹底するための取組に要する費用を補助</p> <p>(オ) 児童養護施設等入所措置費  児童養護施設等に対し、マスク等の消耗品、密集を避けるための個室化改修費用、特殊勤務手当等の経費等の感染症対策のためのかかり増し経費を措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等入所措置費  乳児院：1施設、児童養護施設：4施設、児童心理治療施設：1施設  自立援助ホーム：1施設、母子生活支援施設：1施設  児童自立支援施設：1施設、子ども家庭相談センター：3施設</li> <li>・児童養護施設等における新型コロナウイルス感染防止等対策事業  乳児院：1施設、児童養護施設：4施設、児童心理治療施設：1施設  自立援助ホーム：1施設、病児保育事業：14カ所</li> </ul>	子ども食堂	手指消毒用エタノール	352リットル		器具消毒用エタノール	252リットル		ゴム手袋	32,800枚		マスク	60,000枚		使い捨て弁当容器	35,000組	認可外保育施設	マスク	44,000枚		エタノール	768.96リットル
子ども食堂	手指消毒用エタノール	352リットル																				
	器具消毒用エタノール	252リットル																				
	ゴム手袋	32,800枚																				
	マスク	60,000枚																				
	使い捨て弁当容器	35,000組																				
認可外保育施設	マスク	44,000枚																				
	エタノール	768.96リットル																				



事 項 名	成 果 の 説 明																												
	<p>(カ) 地域子育て支援事業  市町に対して、放課後児童クラブ等がマスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助</p> <table data-bbox="801 411 1489 655"> <tr> <td>利用者支援事業</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>107カ所</td> </tr> <tr> <td>放課後児童健全育成事業</td> <td>341支援単位</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>25カ所</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>51カ所</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業</td> <td>14カ所</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>(キ) 認可外保育あんしん促進事業  認可外保育施設等に対して、マスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助 68施設</p> <p>(ク) 利用しやすい保育所づくり推進事業  市町に対して、認可保育施設等がマスク等の感染防止対策を図るための消耗品等の購入に係る経費のほか、感染症対策の研修受講や消毒・清掃等の感染症対策のためのかかり増し経費を補助</p> <table data-bbox="801 874 1198 1015"> <tr> <td>保育所</td> <td>245カ所</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>86カ所</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業所</td> <td>108カ所</td> </tr> <tr> <td>児童厚生施設</td> <td>9カ所</td> </tr> </table> <p>ウ 慰労金支援</p> <table data-bbox="779 1054 1794 1158"> <tr> <td>救護施設に勤務する職員に対する慰労金の給付</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の給付</td> <td>30,101人</td> </tr> <tr> <td>障害福祉施設に勤務する職員に対する慰労金の給付</td> <td>8,597人</td> </tr> </table> <p>(4) インフルエンザワクチン定期予防接種事業 470,041,000 円  ・インフルエンザ予防接種助成事業費補助 465,015件 (19市町)</p>	利用者支援事業	5カ所	延長保育事業	107カ所	放課後児童健全育成事業	341支援単位	地域子育て支援拠点事業	25カ所	一時預かり事業	51カ所	病児保育事業	14カ所	ファミリー・サポート・センター事業	1カ所	保育所	245カ所	認定こども園	86カ所	地域型保育事業所	108カ所	児童厚生施設	9カ所	救護施設に勤務する職員に対する慰労金の給付	41人	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の給付	30,101人	障害福祉施設に勤務する職員に対する慰労金の給付	8,597人
利用者支援事業	5カ所																												
延長保育事業	107カ所																												
放課後児童健全育成事業	341支援単位																												
地域子育て支援拠点事業	25カ所																												
一時預かり事業	51カ所																												
病児保育事業	14カ所																												
ファミリー・サポート・センター事業	1カ所																												
保育所	245カ所																												
認定こども園	86カ所																												
地域型保育事業所	108カ所																												
児童厚生施設	9カ所																												
救護施設に勤務する職員に対する慰労金の給付	41人																												
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の給付	30,101人																												
障害福祉施設に勤務する職員に対する慰労金の給付	8,597人																												

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 <span style="float: right;">12,386,891 円</span></p> <p>ア 流通にかかる広域調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売販売業者の担当地域の調整：地域担当卸 5 社選定</li> <li>・ワクチン流通のためのコーディネーターの設置（2 名）：医療従事者45,514名分のリスト作成</li> </ul> <p>イ 専門相談窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの副反応など、県民からの医学的見地が必要な相談を受ける専門相談窓口を開設 相談件数417件（3/1～3/31）</li> </ul> <p>ウ 接種に向けた周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副反応等の専門相談窓口の案内にかかる広報：びわ湖放送テレビCM放送（15秒）</li> </ul> <p>&lt;相談体制&gt;</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症相談等対応 <span style="float: right;">96,057,684 円</span></p> <p>相談件数 53,856件</p> <p>(2) 自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業 <span style="float: right;">11,410,688 円</span></p> <p>(ア) 相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策推進センターの機能強化 <span style="float: right;">感染防止対策の強化、W e b 環境整備</span></li> <li>・滋賀いのちの電話相談員相談環境整備事業補助 <span style="float: right;">活動拠点の拡充、相談ブースの隔離など相談環境の改善</span></li> <li>・こころのほっと相談事業(対面相談)【再掲】 <span style="float: right;">相談件数 223件</span></li> <li>・自殺予防電話相談事業【再掲】 <span style="float: right;">相談件数 4,595件</span></li> </ul> <p>(イ) 啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策啓発チラシの配布 <span style="float: right;">配布数 463,000部（新聞折り込み等）</span></li> <li>・SNS 情報発信事業（リスティング広告）【再掲】 <span style="float: right;">広告表示回数 5,753,213回 広告クリック数 20,609回</span></li> </ul> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者に対して、知事メッセージと相談窓口を掲載したリーフレットを送付</li> <li>・医療機関等に対して、相談窓口を掲載したリーフレットを送付</li> <li>・電話相談 36件 面接相談 57件 メール相談 1件 施設支援 12件 合計 106件</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 子どもに関する相談体制の強化 <span style="float: right;">1,310,964 円</span></p> <p>ア 児童虐待防止対策事業  子ども家庭相談センターにタブレット端末を配置し、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化により、テレビ電話やSNS等を介して面談を行う等、子ども家庭相談センター職員と相談者の感染防止を図り、適切なケースワークを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭相談センター3カ所×タブレット端末4台</li> </ul> <p>イ ひとり親家庭総合サポート事業  滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターおよび滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターにICTを活用した相談支援体制を構築するとともに、SNSを活用した相談窓口を開設した。  また、感染予防のため、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員に対してマスクを配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数：79件</li> <li>・配布マスク数：2,070枚</li> </ul> <p>&lt;生活支援&gt;</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付金補助 <span style="float: right;">18,640,000,000 円</span>  新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に伴い、貸付原資を増資するため県社会福祉協議会に原資の補助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付実績 緊急小口資金 14,022件 2,667,911千円、総合支援資金 延べ23,799件 12,588,946千円</li> </ul> <p>(2) 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 <span style="float: right;">22,952,126 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症妊産婦ケア検討会  研修会 75人参加 検討会 66人参加</li> <li>・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業 1,064件</li> </ul> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 <span style="float: right;">12,357,489 円</span></p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業  在宅で生活する障害者の家族等が新型コロナウイルスに感染し障害者が濃厚接触者と認定され、在宅での生活中通常のサービスの提供が困難となった場合に、感染対策を講じた上で必要なサービスを継続して実施することで地域での生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援実施件数：3件3人</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業            家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。            ・滋賀県青年会館における一時保護：1件3人</p> <p>(4) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 91,211,000 円            ア 地域子育て支援事業            ①小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等の対応を行った場合に、追加で生じる費用を支援 396支援単位            ②放課後児童クラブの臨時休業や登園自粛要請に伴い、市町が保護者に返還する日割り利用料を支援 445支援単位 等</p> <p>(5) 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 82,595,160 円            ア 施設型給付・地域型保育給付            市町からの要請に基づき、保育所等を臨時休園等した場合の保育料の日割り減免に係る財政支援：17市町            イ 認可外保育あんしん促進事業            臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免に係る財政支援：6施設 延べ245人</p> <p>(6) 「すまいる・あくしょん」の策定および普及啓発 12,008,105 円            ①アンケート実施：31,320人            ②ポスター設置：314カ所            ③イベント実施：10回</p> <p>(7) ひとり親家庭に対する臨時・特別給付金支給事業 113,723,000 円            ア 児童扶養手当支給費（6町分）            ・基本給付 665世帯            ・追加給付 383世帯            ・基本給付の再支給 665世帯</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>&lt;医療提供体制&gt;</p> <p>(1) 病床確保事業</p> <p>病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じた適切な病床を確保し、症状の重い方や重症化リスクのある方など入院治療が必要な方が入院できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) 医療機関等の感染拡大防止に対する支援</p> <p>陽性患者を受け入れる病院や、症状を有する県民に検査を含めた診療を行う診療・検査医療機関に対して、人工呼吸器や体外式膜型人工肺、HEPAフィルター付き空気清浄機などの必要な設備の整備に対して支援するとともに、酸素投与や呼吸モニタリングが可能な重点医療機関に対して、超音波画像診断装置やCT撮影装置等の整備への支援を行い、新型コロナウイルス感染症に対応できる医療提供体制を整備することができた。</p> <p>また、医療機関や薬局、訪問看護事業所等が実施する感染拡大防止を目的とした取組等に対して支援を行うことにより、コロナ禍においても地域で求められる医療等を提供できる体制を確保することができた。</p> <p>(3) コントロールセンターの設置・運営</p> <p>適切なリスク判断に基づき、適時・適切な入院・搬送調整を実施することができた。また、感染拡大期においても症状に応じた複数の搬送手段を確保し、搬送先の調整後、速やかに搬送できる体制を確保することができた。</p> <p>(4) 医療従事者等への支援</p> <p>医療機関が医師や看護師などの従事者に対して宿泊費用を支給するために要する経費や新型コロナウイルス感染症に対応するため支給する特殊勤務手当に要する経費を補助するとともに、従事者等に対して慰労金を給付することで、新型コロナウイルス感染症の治療に従事する方々を支援することができた。</p> <p>(5) 公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の治療にかかる医療費を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>&lt;検査体制&gt;</p> <p>(1) 行政検査(PCR検査業務委託を含む)  新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査について、検査検体数が増加した場合等、検査需要に応じて柔軟に対応できる体制を整備することができた。</p> <p>(2) PCR検査センター設置事業  新型コロナウイルス感染症にかかる検査が必要と判断された者に対して、地域医師会員からの紹介・予約を受けて円滑にPCR検査をするための体制を確保した。</p> <p>(3) 公費負担制度(PCR等検査費)  新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用を公費負担することで患者の負担を軽減するとともに、重症化予防および感染防止を図ることができた。</p> <p>&lt;感染拡大防止対策&gt;</p> <p>(1) 宿泊療養体制確保事業  新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養できる宿泊施設を設置・運営(病床・宿泊療養施設確保計画に基づき感染状況に応じ適切な部屋数を確保)することにより、家族等への感染の不安なく療養できる環境を整備することができた。また、医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な者に対する病床を確保することができた。</p> <p>(2) 自宅療養体制整備事業  自宅で療養する陽性者に対して、必要に応じて食料品の支給を実施することにより、安心して療養が実施できる体制を確保することができた。</p> <p>(3) 福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄・配布、かかり増し経費補助、慰労金支援(医療機関を除く)</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄・配布  需給ひっ迫に伴い不足する衛生用品について、県で一括購入し、物資が不足する事業所に対して速やかに配布し支援した。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助  施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策にかかるかかり増し経費を支援するとともに、サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>ウ 慰労金支援            新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護・障害福祉サービスの継続に努めた職員等に対して慰労金を支給し、職員の経済的・精神的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) インフルエンザワクチン定期予防接種事業            季節性インフルエンザ流行期と新型コロナウイルス感染症拡大期において、診療所等へ発熱のある方の受診が集中することで混乱が生じることを防ぐため、定期接種者や子ども等を対象に県の助成を実施したところ、インフルエンザワクチン予防接種の接種率が向上した。</p> <p>(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業            市町や医療機関等と連携を図りながら、県民への新型コロナウイルスワクチン接種を安全・安心かつ着実に推進するため、必要な体制整備を行った。</p> <p>&lt;相談体制&gt;</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症相談等対応            看護師等の資格を有する者を配置し、県民等からの受診相談を含む新型コロナウイルス感染症全般の質問に応じることにより、発熱者等を医療機関受診に繋げるとともに、県民等の不安を解消することができた。</p> <p>(2) 自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業            新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、生活への不安や孤立などから自殺者の増加が懸念されることから、こころの健康を保つポイントや生活・経済・こころの相談窓口等を掲載したチラシを作成し、3月の自殺予防強化月間にあわせて、新聞折り込み等を行うことで、自殺予防相談窓口の周知を図ることができた。            また、自殺対策推進センターや滋賀いのちの電話の感染対策を強化し、安心・安全な相談環境を確保することができた。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業            新型コロナウイルス感染症の影響により、感染された方やその御家族、医療従事者等から不安の声が寄せられたことから、こころのケアを目的として、令和2年4月にこころのケアチームを設置するとともに、相談窓口やストレス対処に関するリーフレットを作成・周知し、専用電話等による相談を実施した。その後、クラスターの発生した施設にも対象を拡大するなど、感染者等の不安を解消することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 子どもに関する相談体制の強化</p> <p>ア 児童虐待防止対策事業 子ども家庭相談センターに配置したタブレット端末によって、施設の入所児童や職員、関係市町との連絡等をテレビ電話やSNS等を介して実施し、感染防止に配慮したケースワークを行うことができた。</p> <p>イ ひとり親家庭総合サポート事業 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮のうえ、ひとり親家庭からの相談に対応するため、テレビ電話・SNS等を活用した相談を実施することにより、支援体制の強化を図ることができた。</p> <p>&lt;生活支援&gt;</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付金補助 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少して生活資金でお悩みの方に迅速に貸付を行うことができた。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 研修会や検討会の開催による支援者の資質向上や、ウイルス検査助成事業により、不安を抱える妊婦への支援体制の充実を図ることができた。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し本人が濃厚接触者となった場合においても、地域での生活に必要な支援を実施することができた。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）での一時保護により、子どもが安全に生活できる環境を確保した。</p> <p>(4) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援</p> <p>ア 地域子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター事業の利用増に対応するための財政支援を行うことにより、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保できた。</li> <li>・放課後児童クラブの休業等による利用料返還等に係る財政支援を行うことにより、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図ることができた。</li> </ul>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付 市町からの要請に基づき保育所等を休園したことに伴う、保育料の日割り減免・返還による教育・保育給付費の増加に対して財政支援を行うことで、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業 臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行うことにより、認可外保育施設の安定した運営を支え、継続的な保育の提供を支援した。</p> <p>(6) 「すまいる・あくしょん」の策定および普及啓発 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた子どもたちの意見を聞き、実情を把握するとともに、子ども目線の新しい行動様式「すまいる・あくしょん」を策定した。 また、県内にある13の子育て支援団体からなる実行委員会の協力を得て、学校施設などへのポスター設置や啓発イベントを行うことで、「すまいる・あくしょん」に基づいた子どもや関係者の行動変容を促すことができた。</p> <p>(7) ひとり親家庭に対する臨時・特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費 児童扶養手当受給者等に臨時・特別給付金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮しているひとり親家庭の経済的負担を軽減することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>&lt;医療提供体制&gt;</p> <p>(1) 病床確保事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すと考えられるため、必要な入院医療を提供できる病床を継続して確保する必要がある。</p> <p>また、感染拡大期には陽性者数が著しく増加する傾向にあり、適切な時期に必要な病床を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等に対する通常医療の提供体制を確保することも重要であり、両者のバランスが取れた医療提供体制を検討し、整備する必要がある。</p> <p>(2) 医療機関等の感染拡大防止に対する支援</p> <p>令和2年11月以降の第3波、第4波を受けて県から入院病床の追加を要請し、対応いただいた病院もあることから、更なる支援が必要である。</p> <p>(3) コントロールセンターの設置・運営</p> <p>感染状況に応じて調整・搬送も増減することから、適時・適切な入院・搬送調整を実施し、搬送できるよう必要な体制を維持する必要がある。</p> <p>(4) 医療従事者等への支援</p> <p>感染拡大期を経るたびに1日当たりの最大陽性者数や延べ入院者数が増加しており、医療従事者への負担が蓄積かつ増大している可能性があるため、必要な支援を継続するとともに、さらに医療従事者の負担軽減につながる事業を入院を受け入れる病院からのニーズなどに基づき検討する必要がある。</p> <p>(5) 公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、引き続き、早期治療を促進する必要があることから、制度の一層の周知を図る必要がある。</p> <p>&lt;検査体制&gt;</p> <p>(1) 行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大期あるいは感染拡大する恐れのある状況や重症化リスクのある高齢者等の施設において陽性者が出た場合などに、迅速かつ広く検査を実施できる体制を整備する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) PCR検査センター設置事業 引き続き地域医師会の会員から依頼のあった検査を受け入れる体制を確保するとともに、圏域ごとの検査体制に応じ、PCR検査センターの設置の必要性を検討する必要がある。</p> <p>(3) 公費負担制度(PCR等検査費) 公費負担制度について関係者に周知し、新型コロナウイルス感染症の予防および感染防止のため、引き続き、適切な検査の実施を促進する必要がある。</p> <p>&lt;感染拡大防止対策&gt;</p> <p>(1) 宿泊療養体制確保事業 新型コロナウイルス感染症の感染は引き続き、感染拡大期と小康期を繰り返すことが予想されるため、宿泊療養体制を継続して確保する必要がある。 また、病床ひっ迫時において医療機関の負担を軽減し、特に入院が必要な方に対する病床を確保するためにも、宿泊療養施設において、療養者の症状が急変するなどの緊急時に必要な医療行為を実施できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) 自宅療養体制整備事業 感染拡大による陽性者の増加に伴い、自宅療養者が増加することから、健康観察の外部委託や食料品の支給など、保健所の負担軽減を図りながら安心して自宅で療養できる体制を整備する必要がある。</p> <p>(3) 福祉施設に対する衛生資材等の具備蓄・配布、かかり増し経費補助、慰労金支援（医療機関を除く）</p> <p>ア 衛生資材等の具備蓄・配布 今後の感染拡大に備え、引き続き衛生資材等の具備蓄を行う必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助 引き続き、感染拡大を防止する観点から各施設の衛生資材の購入支援を行うとともに、職員の感染症対策の徹底を図るための必要な経費を支援することにより、継続的な事業実施に向けた環境整備を整える必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) インフルエンザワクチン定期予防接種事業  昨季は全国的にインフルエンザ流行の発生は認められていなかったが、今季のインフルエンザ流行も十分に警戒し、感染予防の周知徹底を図る。</p> <p>(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業  ワクチンの安定供給を国に要望するとともに、県民へのワクチン接種を安全・安心かつ着実に推進するため、特に64歳以下の若い世代に向けてワクチン接種に関する正確な情報を周知する必要がある。</p> <p>&lt;相談体制&gt;</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症相談等対応  相談件数が増加しても、確実に受診相談に繋がる相談体制の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業  新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う社会経済状況等の変化により、今後、自殺者の増加が懸念されていることから、相談窓口の拡充や相談窓口の情報発信の強化を継続することが必要である。  特に、若年層や女性の自殺者が増加していることから、効果的な対策を行う必要がある。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業  特に、クラスターの発生した施設等への周知や相談支援が円滑に進むよう、施設等の意向を確認して実施する必要がある。</p> <p>(3) 子どもに関する相談体制の強化</p> <p>ア 児童虐待防止対策事業  コロナ禍において、子ども家庭相談センターによる保護者面談や子どもの安全確認について感染リスクを理由に拒否されることも想定し、感染防止を踏まえた安全確認や支援を行っていく必要がある。</p> <p>イ ひとり親家庭総合サポート事業  引き続き、コロナ禍による影響等、様々な課題を抱えた相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添ったサポートをする必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>&lt;生活支援&gt;</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付金補助 借受世帯の生活状況や収入状況の把握を行い、資金の貸付のみでは生活の再建が困難な方には、関係機関と連携し生活改善や就労支援等、引き続き行う必要がある。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 安心・安全な妊娠や出産を望む妊産婦にとって、新型コロナウイルス感染症に対する不安は大変な脅威であることから、今後も引き続き妊産婦の不安に対する継続的な支援が必要である。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業 ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業 急な支援の実施が必要になった場合でも適切な対応ができるよう支援人員の確保に努める必要がある。 イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業 家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもについて、引き続き、子どもが安全に生活できる環境の整備が必要である。</p> <p>(4) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援 ア 地域子育て支援事業 引き続き、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保し、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>(5) 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援 ア 施設型給付・地域型保育給付 引き続き、園が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。 イ 認可外保育あんしん促進事業 引き続き、施設が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を継続する必要がある。</p> <p>(6) 「すまいる・あくしょん」の策定および普及啓発 「すまいる・あくしょん」に基づく行動変容を促すよう、引き続き、イベントやホームページ等で普及啓発を図る必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) ひとり親家庭に対する臨時・特別給付金支給事業 ア 児童扶養手当支給費 新型コロナウイルス感染症の長期化により生活に困窮する児童扶養手当受給者等に対して、引き続き、支援を行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>&lt;医療提供体制&gt;</p> <p>(1) 病床確保事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>4月以降の感染拡大を受けて、さらに入院を受け入れる病床が必要となったことから、各病院の意見も踏まえながら、県として必要な病床を確保するとともに、追加で必要となる経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は、必要な時期に適切な入院病床を確保できるよう病院と調整を行うとともに、支援を継続していく。</p> <p>(2) 医療機関等の感染拡大防止に対する支援</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>4月以降の感染拡大を受けて、さらに陽性患者を受け入れる病床が必要となり、各病院の協力のもと県として必要な病床を確保したところであり、そのため、各病院において必要となる設備を確認するとともに、支援に要する経費を確保し、補助金交付に向けた事務を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は病院等のニーズを把握し、県民に新型コロナウイルス感染症にかかる医療を適切に提供できるよう、支援の必要性を検討する。</p> <p>(3) コントロールセンターの設置・運営</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>4月以降の感染拡大を受けて人員を増加することにより、感染拡大状況に応じ必要な人員を確保できる体制を構築した。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況や患者の重症度等に応じた円滑な入院・搬送調整を継続して実施する。</p> <p>(4) 医療従事者等への支援</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>医療従事者、特に看護師の負担軽減を目的とした入院病床の清掃に対する支援事業を創設し、補助金交付等に向けた事務を進めている。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  国の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な場合は医療従事者の負担軽減等にかかる支援の必要性を検討する。</p> <p>(5) 公費負担制度（入院等医療費）</p> <p>①令和3年度における対応  関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p> <p>&lt;検査体制&gt;</p> <p>(1) 行政検査（PCR検査業務委託を含む）</p> <p>①令和3年度における対応  民間検査機関や県内医療機関等において委託契約を締結し、検査を実施できる体制を拡充する。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き確実に検査を実施できる検査体制を維持する。</p> <p>(2) PCR検査センター設置事業</p> <p>①令和3年度における対応  引き続きPCR検査センターにおける検査の受け入れ体制を維持していくとともに、圏域の検査体制に応じて、当該センターの設置または廃止を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染が拡大する恐れのある状況にある場合は、引き続き圏域の検査体制を踏まえつつ、PCR検査センターにおいて検査を実施できる体制を確保する。</p> <p>(3) 公費負担制度（PCR等検査費）</p> <p>①令和3年度における対応  関係団体や医療機関、保健所との情報共有を密にし、公費負担制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続きわかりやすい制度の説明、周知に努める。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>&lt;感染拡大防止対策&gt;</p> <p>(1) 宿泊療養体制確保事業</p> <p>①令和3年度における対応 4月以降の感染拡大を受けて、清掃待ち等により利用部屋数が制限されたことから、宿泊療養体制の実効性を確保するため、清掃方法等の見直しを図るとともに、新たに県内4施設目となる宿泊療養施設を開設した。また、療養者の症状悪化時には医師の判断により必要に応じて医療行為を実施できる環境を整備した。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じた宿泊療養体制を維持し、医療機関の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 自宅療養体制整備事業</p> <p>①令和3年度における対応 保健所の負担軽減を図りながら、安心して自宅で療養できるよう、地域の訪問看護事業所に健康観察業務等を委託し、自宅療養の支援体制の確保に努めた。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じた自宅療養の支援体制を維持していく。</p> <p>(3) 福祉施設に対する衛生資材等の県備蓄・配布、かかり増し経費補助、慰労金支援（医療機関を除く）</p> <p>ア 衛生資材等の県備蓄・配布</p> <p>①令和3年度における対応 福祉施設で感染者が発生した場合に即座に提供できるよう、必要な衛生資材等を購入し、備蓄した。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に対応できるよう、引き続き衛生資材等の備蓄等を継続する必要がある。</p> <p>イ 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>①令和3年度における対応 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている福祉施設が継続してサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染状況の変化に応じて、かかり増し経費の補助を行い、運営継続を支援していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) インフルエンザワクチン定期予防接種事業</p> <p>①令和3年度における対応 マスク着用やアルコール消毒など、飛沫感染や接触感染リスクを下げるための感染予防の周知徹底を図ることとする。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期または感染拡大の恐れのある状況にある場合は、引き続きマスク着用やアルコール消毒など、飛沫感染や接触感染リスクを下げるための感染予防の周知徹底を図ることとする。</p> <p>(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業</p> <p>①令和3年度における対応 接種主体である市町への支援を行うとともに、県広域ワクチン接種センターを設置・運営し、職域単位の接種を実施することで、県民への迅速かつ着実な接種を推進していく。また、ワクチン接種に関する正確な情報を周知していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ワクチン接種に関する正確な情報の周知に努める。</p> <p>&lt;相談体制&gt;</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症相談等対応</p> <p>①令和3年度における対応 相談センターとの打ち合わせを密に行い、相談の現場の状況を把握することにより、確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の流行状況にある場合は、引き続き確実に受診相談に繋がる体制を確保する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 自殺防止体制およびこころのケアチーム支援の強化</p> <p>ア 地域自殺対策強化事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>対面相談や電話相談について、令和2年度に拡充した体制を維持するとともに、新たにSNSを活用した相談窓口(「こころのサポートしが」LINE相談)を設け、これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしっかり寄り添い、こころに悩みを抱える人を孤立させない体制を作っていくこととしている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響を注視するとともに、SNSを活用した相談窓口に関する情報発信(リスティング広告)を継続して実施している。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>県自殺対策計画の改定を行うとともに、県自殺対策推進センターを中心として、市町や関係機関と連携し自殺対策を推進していく。</p> <p>イ こころのケアチーム支援強化事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染された方やその御家族、医療従事者に対するこころのケアを継続して行うとともに、感染症対策課、各保健所等と連携し、クラスターの発生した施設に対する周知や相談支援を強化する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、必要な相談対応を継続していく。</p> <p>(3) 子どもに関する相談体制の強化</p> <p>ア 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>コロナ禍の影響による様々な問題を抱えた家庭に配慮し、令和2年度に配置したタブレットの積極的な活用により、感染防止対策等を図りながら支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き感染防止に配慮した支援を進めながら、コロナ禍の影響を受けた子どもやその家族のケース支援に丁寧に対応していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ ひとり親家庭総合サポート事業</p> <p>①令和3年度における対応          コロナ禍による影響を含む様々な相談に対するサポートを行う。</p> <p>②次年度以降の対応          引き続き、一人ひとりに寄り添ったサポートを実施する。</p> <p>&lt;生活支援&gt;</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付金補助</p> <p>①令和3年度における対応          生活状況や本人の意思を踏まえ、ハローワークが実施している支援訓練制度やトライアル雇用助成金、あるいは生活保護制度につないでいく。</p> <p>②次年度以降の対応          引き続き、借受世帯の生活状況や収入状況の把握を行い、本人の意思を踏まえ、家計改善や就労について必要な支援を行う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業</p> <p>①令和3年度における対応          不安を抱える妊産婦へのウイルス検査事業や寄り添い型支援を継続して実施するとともに、必要に応じて、支援者への研修会等の実施について検討する。</p> <p>②次年度以降の対応          新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、必要な対応を継続していく。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難者支援事業</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者支援事業</p> <p>①令和3年度における対応          引き続き、家族等の新型コロナウイルス感染により在宅において通常の障害福祉サービスの提供が困難となった障害者に必要なサービスの提供体制を確保して、地域での生活の継続に向けて支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応          新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅における通常の障害福祉サービスの提供が困難となった場合の支援体制を確保し、障害者の地域での生活支援に努める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>イ 新型コロナウイルス感染症対策にかかる一時保護事業</p> <p>①令和3年度における対応 引き続き、家族の入院等により在宅での生活が困難となった子どもを滋賀県青年会館（一時保護所のサテライト施設）において一時保護を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、在宅での生活が困難となった子どもが安全に生活できる環境の確保に努める。</p> <p>(4) 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応に係る財政支援</p> <p>ア 地域子育て支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 国庫補助事業を活用し、小学校の臨時休業時における子どもの居場所を確保のうえ、事業者および利用者の財政的負担の軽減を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 国庫補助事業や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>(5) 認可・認可外保育施設の臨時休園に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <p>ア 施設型給付・地域型保育給付</p> <p>①令和3年度における対応 保育所等が安定的な運営を行い、適切な保育が提供されるよう財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p> <p>イ 認可外保育あんしん促進事業</p> <p>①令和3年度における対応 引き続き、臨時休園や登園自粛等に伴い実施する保育料の減免により増加する施設負担分に対し、財政支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、施設の継続的な事業実施に向けた対応を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 「すまいる・あくしょん」の策定および普及啓発</p> <p>①令和3年度における対応  ホームページでの情報発信や各市町域において複数回の啓発イベントを実施するとともに、「すまいる・あくしょん取組宣言企業・団体等」を増やすことで、それぞれの地域での普及を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、ホームページでの情報発信、普及啓発などに努め、県民への浸透を図っていく。</p> <p>(7) ひとり親家庭に対する臨時・特別給付金支給事業</p> <p>ア 児童扶養手当支給費</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮している児童扶養手当受給者等に対して給付金を支給する。</p> <p>②次年度以降の対応  新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮の状況を踏まえ、ひとり親家庭への支援に努めていく。</p> <p>(健康福祉政策課、感染症対策課、健康寿命推進課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 0 難病対策の推進</p> <p>予 算 額 2,253,372,000 円</p> <p>決 算 額 2,204,798,584 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 難病対策費 <span style="float: right;">2,204,049,124 円</span></p> <p>ア 特定疾患治療研究事業</p> <p>(ア) 特定疾患治療研究事業 <span style="float: right;">支払件数 194 件</span></p> <p>(イ) 指定難病特定医療費助成事業 <span style="float: right;">支払件数 135,011 件</span></p> <p>(ウ) 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 <span style="float: right;">支払件数 773 件</span></p> <p>(エ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 <span style="float: right;">支払件数 954 件</span></p> <p>(オ) スモンに対するはりきゅうおよびマッサージ治療研究事業 <span style="float: right;">支払件数 8 件</span></p> <p>イ 小児慢性特定疾病医療費助成事業 <span style="float: right;">支払件数 18,082 件</span></p> <p>ウ 難病医療相談事業（保健所） <span style="float: right;">相談件数 65 件</span></p> <p>エ 難病医療提供体制整備事業 <span style="float: right;">難病医療連携協議会運営会議の開催 1 回</span></p> <p style="padding-left: 150px;"><span style="float: right;">レスパイト入院受入患者数 13 人</span></p> <p>オ 難病相談支援センター事業 <span style="float: right;">利用者数 1,307人</span></p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 <span style="float: right;">749,460 円</span></p> <p>ア 骨髄移植対策推進事業</p> <p>(ア) 骨髄等ドナー助成事業費補助</p> <p style="padding-left: 100px;">ドナーに対する助成 <span style="float: right;">2 市</span></p> <p style="padding-left: 100px;">ドナーが勤務する事業所に対する助成 <span style="float: right;">1 市</span></p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>難病相談支援センター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が年間約1,300人まで減少したが、難病患者等からの日常生活における相談・支援・地域交流活動の促進および就労支援などの様々なニーズに対応し、療養上の日常生活での悩みや不安等の軽減に資することができた。</p> <p>難病医療提供体制整備事業については、県内各地で協議の場を設けて医療関係機関のネットワークを構築し、難病患者を支える医療体制の充実を図ることができた。また、レスパイト入院の受入れを行うことにより難病患者の介護者の休息確保を図ることができた。</p> <p>医療費助成事業については、受給者証を交付することで、療養生活の質の維持向上を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 HLA型が一致したドナーが骨髄等の提供に至るよう、ドナー等の負担の軽減を図り、安心して提供できる環境づくりのため、骨髄等を提供するドナーを支援する市町の取組に対し、令和2年度から補助することとした。 その結果、市町において骨髄等移植ドナー助成制度の創設が進み、令和2年度末では7市で助成制度が実施され、骨髄等提供推進の環境づくりが図られた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 難病対策費 難病患者家族の問題は多岐に渡るため、医療や介護、障害福祉サービス等の様々なニーズに応じた専門的な支援がより効果的に行えるよう、様々な関係機関のネットワークの構築を継続的に進めていく必要がある。</p> <p>(2) 臓器移植・腎不全対策費 ア 骨髄移植対策推進事業 県内のドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、県内の全市町における制度導入について進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 難病対策費</p> <p>①令和3年度における対応 難病医療提供体制の充実のため、難病医療協力病院へのヒアリング調査を行い、現状把握と課題の抽出を行い今後の対応案を作成することで、早期に正しい診断ができる仕組みづくりに取り組む。また、本年度に改正された災害対策基本法をふまえ滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアルの見直しを県防災部局や保健所等とともにを行い、個別避難計画の策定支援等の取組強化をすることで発災時のスムーズな患者支援につなげられるよう努める。就労（両立）支援に関しては、難病相談支援センターやハローワーク等との事例共有を通じて課題共有し、関係機関との連携方法について検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 難病等患者への医療提供体制の充実や適切な障害福祉サービスの活用と社会参加を進めるため、難病医療協力病院等へのヒアリングを通して作成した対応案を保健所等関係機関と共有し、各圏域において取組を進めていく。また、保健所が、市町に対し、難病等患者への個別避難計画の策定支援を進めることで、より実効性の高い災害対策を行っていく。就労（両立）支援に関しては、令和3年度の検討結果に基づき、関係機関との連携強化を図る。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 臓器移植・腎不全対策費</p> <p>①令和3年度における対応 県内の全市町への助成制度導入について取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県内の全市町への助成制度導入後、骨髄等移植推進のためさらに普及啓発を図る。</p> <p>(健康寿命推進課、薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 1 リハビリテーション提供体制の整備</p> <p>予 算 額 130,847,000 円</p> <p>決 算 額 87,330,854 円</p> <p>(繰 越 額 40,475,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費 65,052,942 円</p> <p>ア 福祉用具センターの管理運営委託</p> <p>イ 地域リハビリテーション人材育成事業 研修会 16回 修了者 20人</p> <p>ウ リハビリテーション提供体制整備検討事業</p> <p>エ リハビリテーション専門職員修学資金貸付事業 貸与者 13人 (応募者 13人)</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費 21,097,912 円</p> <p>ア 教育研修事業 (専門研修) 6 コース延べ9回 延べ参加者数 159人</p> <p>イ 県民参画事業 (講演・対談) YouTube上に掲載するための動画を撮影</p> <p>ウ 滋賀県多職種連携学会の開催 特別講演、教育講演をオンライン (YouTube) にて開催 参加申込51人 再生回数216回</p> <p>エ 地域リハビリテーション情報交換会を書面にて実施 1回</p> <p>オ 総合リハビリテーション推進会議のオンライン開催 1回 参加者数 29人 (第1回については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止)</p> <p>カ リハビリテーション相談 (電話、来所) 135人</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践研究事業 1,180,000 円</p> <p>県内の医療機関や介護事業所における農作業活用事例についての情報収集・調査を行い、リハビリテーションにおいて農作業のもつ可能性について検討を行った。また、その結果について情報発信を行った。</p> <p>対象施設数 2施設</p> <p>実践事例集の作成・送付 1,000部</p> <p>滋賀県作業療法士会ホームページでの発信</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費        県内のリハビリテーション提供体制の充実に向け、先進的に取り組んでいる他県の団体から講師を招いて研修会を開催し、地域で行われている地域ケア会議の模擬会議を圏域ごとに行うなど、実践的な知識・技術の獲得を推進した結果、市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に協力できるリハビリテーション専門職が302名人材として登録できた。また、地域における総合リハビリテーションの中核を担う人材を育成するための研修を行った。平成29年度から令和元年度の修了生および令和2年度の受講生へのアンケートでは、地域課題解決に向けた活動に参加したいと考えている者が8割程度、既にこれらの活動に参画していると回答した者が5割程度存在していることから、研修の実施がリハビリテーション提供体制の充実に貢献していることが明確となった。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費        教育研修事業では、子どもに対する支援に関する項目を取り入れ、新たな分野の支援者に対する人材育成を図ることができた。さらに、二次保健医療圏域への支援および専門職や一般の方を対象に研修、啓発を実施し、その際に行ったアンケートや聞き取りをもとに、情報提供等を行い、県民意識の向上や地域リハビリテーション、総合リハビリテーションの推進を図った。また、滋賀県多職種連携学会や総合リハビリテーション推進会議等を開催し、関係機関・団体との協働・連携体制を強化できた。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践研究事業        医療機関や介護事業所において農作業を実践することによる患者や利用者へのリハビリテーションに係る効果について検証した。その結果、農作業を実践することで、幸福感や達成感が得られる他、作業能力が向上することが確認された。        また、作業がもたらすメリットとして、時間や季節を意識した行動となる、主体的に動くことができる等、5つのメリットがあることが分かった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費        リハビリテーション専門職が地域包括ケアシステムの中心的役割を担い、各機関や施設が一体的なリハビリテーションを提供できるよう、人材の確保および中核人材の育成、活躍ができるフォロー体制の構築を進めるとともに、他職種とも効果的な連携が図れるように、リハビリテーション提供体制の再構築を進める必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) リハビリテーションセンター運営費  リハビリテーションが必要な者に必要な支援が地域において適宜提供される体制の構築と、支援者の知識と技量の向上に向けた取組を推進するとともに、地域で活動できるリハビリテーション専門職の育成や、育成された人材を活かした地域リハビリテーション体制の整備をさらに推進する必要がある。</p> <p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践研究事業  令和元年度の事業で実施した調査結果では、医療機関や介護保険に係る事業所の約6割が農作業をリハビリテーションのプログラムに取り入れていないという結果であった。その背景には農作業が患者や利用者にもたらす効果について広く周知されていない点が要因の1つにあると考えられる。本事業のリハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) リハビリテーション提供体制整備費</p> <p>①令和3年度における対応  県リハビリテーション協議会を通じて、令和元年度実施した調査結果をもとに、リハビリテーション提供体制のあり方について検討を続けるとともに、地域リハビリテーション人材名簿登録者数の増加等、「滋賀県リハビリテーション推進指針」の目標達成に向け、専門職人材の確保および効果的な育成を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築に向け、リハビリテーション専門職が高齢者や障害者の生活に目を向け、本人が望む、または、必要とする生活への支援が行えるような地域リハビリテーション提供体制の構築とその実践ができる人材の育成を行うとともに、効率的・効果的な他職種連携を行えるよう取り組む。</p> <p>(2) リハビリテーションセンター運営費</p> <p>①令和3年度における対応  地域リハビリテーション人材育成研修修了者との連携や、市町や圏域の地域リハビリテーション推進に係る課題に合わせたテーマ設定や事業展開を行い、より効果的かつ効率的な基盤形成および従事者の育成等を展開する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、関係機関と連携しながら効果的かつ効率的な基盤形成に向けた事業の実施および人材育成を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 医療・介護分野における農作業活用による地域実践研究事業</p> <p>①令和3年度における対応 本事業のリハビリテーションとしての農作業活用の効果を広く周知するため、病院や介護施設向けの研修を実施する。また、今後農作業を患者や利用者へのリハビリテーションプログラムの一環として取り組もうとする医療機関や介護保険の事業所に対して、実施に向けたサポートを行い、普及展開を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 モデルケースを増やし、施設に応じた農作業の導入方法を検討していくとともに、生活の中での活用や地域との関わりについても検討し、リハビリテーションにおける農作業の活用を促進していく。</p> <p>(健康寿命推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明																																															
<p>1 2 国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定的な運営の推進</p> <p>予 算 額 26,338,769,000 円</p> <p>決 算 額 26,207,193,326 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <table border="0" data-bbox="651 341 2096 552"> <tr> <td>ア 国民健康保険給付対策費補助金</td> <td>19市町</td> <td>174,664,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>3,658,345,413 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）</td> <td></td> <td>13,732,122 円</td> </tr> <tr> <td>エ 繰出金（高額医療費県費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>1,007,182,545 円</td> </tr> <tr> <td>オ 繰出金（都道府県繰出金）</td> <td>県特別会計</td> <td>5,709,774,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <table border="0" data-bbox="651 663 2096 695"> <tr> <td>ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）</td> <td>県特別会計</td> <td>168,553,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <table border="0" data-bbox="651 772 2096 911"> <tr> <td>ア 後期高齢者医療給付費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>12,385,982,035 円</td> </tr> <tr> <td>イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）</td> <td>1 広域連合</td> <td>181,957,068 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金</td> <td>19市町</td> <td>2,077,581,115 円</td> </tr> <tr> <td>エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金</td> <td>1 広域連合</td> <td>829,422,028 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <p>福祉医療波及分および低所得者の保険料軽減分等の負担、また県国保財政を支援するための繰出金により、国民健康保険制度の安定的な運営に資することができた。</p> <p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>市町国保保険者の特定健康診査・特定保健指導事業費の1／3を負担し、市町国保保険者の円滑な事業実施に寄与することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="696 1305 2096 1410"> <tr> <td>特定健康診査受診率（％）</td> <td>平30（基準） （平28）</td> <td>令元 （平29）</td> <td>令2 （平30）</td> <td>目標値 （令2）</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51.0％</td> <td>52.7％</td> <td>56.7％</td> <td>66.0％以上</td> <td>38.0％</td> </tr> </table>						ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	174,664,000 円	イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,658,345,413 円	ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		13,732,122 円	エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,007,182,545 円	オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,709,774,000 円	ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	168,553,000 円	ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,385,982,035 円	イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,957,068 円	ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,077,581,115 円	エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	829,422,028 円	特定健康診査受診率（％）	平30（基準） （平28）	令元 （平29）	令2 （平30）	目標値 （令2）	達成率		51.0％	52.7％	56.7％	66.0％以上	38.0％
ア 国民健康保険給付対策費補助金	19市町	174,664,000 円																																														
イ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	19市町	3,658,345,413 円																																														
ウ 国民健康保険広域化等支援基金運営事業費（積立分）		13,732,122 円																																														
エ 繰出金（高額医療費県費負担金）	県特別会計	1,007,182,545 円																																														
オ 繰出金（都道府県繰出金）	県特別会計	5,709,774,000 円																																														
ア 繰出金（特定健康診査・特定保健指導事業費負担金）	県特別会計	168,553,000 円																																														
ア 後期高齢者医療給付費県費負担金	1 広域連合	12,385,982,035 円																																														
イ 後期高齢者医療財政安定化基金造成事業費（積立分）	1 広域連合	181,957,068 円																																														
ウ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	19市町	2,077,581,115 円																																														
エ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金	1 広域連合	829,422,028 円																																														
特定健康診査受診率（％）	平30（基準） （平28）	令元 （平29）	令2 （平30）	目標値 （令2）	達成率																																											
	51.0％	52.7％	56.7％	66.0％以上	38.0％																																											

事 項 名	成 果 の 説 明					
	特定保健指導対象者の割合の減少率 (2008年度比：%)	平30 (基準) (平28) 11.9%	令元 (平29) 8.9%	令2 (平30) 8.8%	目標値 (令2) 22.0%	達成率 0%
	<p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業            後期高齢者医療給付費の県費負担、低所得者等の保険料軽減措置分の負担、高額な医療費の負担および後期高齢者医療財政安定化基金の造成を行う等、円滑な制度運営を支援した。</p>					
	<p>3 今後の課題</p>					
	<p>(1) 国民健康保険健全化対策費            国保の財政運営の責任主体として、県および市町が行う国保事業の円滑な運営と財政の健全化を図る必要がある。</p>					
	<p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費            特定健診受診率は増加傾向にあるとはいえ目標値から乖離しているため、市町や被用者保険との連携による受診機会の拡充や効率的な受診勧奨の実施等により、さらなる受診率の向上を図る必要がある。            併せて、市町等の従事者の資質向上に努めることにより、効率的・効果的な保健指導の実施を図る必要がある。            また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた事業実施が必要である。</p>					
	<p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業            高齢者の増加や医療の高度化の進展等から、後期高齢者の医療費は年々増加しており、こうした中、後期高齢者医療制度の適正かつ安定、円滑な運営を確保するとともに、医療費の適正化を図る必要がある。</p>					
	<p>4 今後の課題への対応</p>					
	<p>(1) 国民健康保険健全化対策費</p> <p>①令和3年度における対応            第2期国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、国保財政の健全化に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一のあり方について市町との協議を行う。</p> <p>②次年度以降の対応            第3期国民健康保険運営方針（令和6～8年度）の策定に向けて、保険料水準の統一を図るための具体的な道筋を市町と協議していく。</p>					

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 国民健康保険健康づくり推進対策費</p> <p>①令和3年度における対応  特定健康診査については、引き続き被用者保険との合同実施およびがん検診との合同実施による受診機会の拡充を図るとともに、効率的な受診勧奨について検討を行い、受診率の向上を図る。  保健指導については、研修会の開催等により従事者の資質向上を図る。  また適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じて事業が実施できるよう、市町への情報提供や実施についての助言を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、上記の取組により受診機会の拡充等を推進するとともに、新たな取組についても市町と協議・検討する。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度関連事業</p> <p>①令和3年度における対応  安定で円滑な制度運営に向け、後期高齢者医療広域連合に対する必要な支援を実施するとともに、広域連合や市町との業務改善打合せ等の機会を通じ、医療費の適正化の推進や適正事務の実施について助言していく。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、上記の対応を行うことにより後期高齢者医療財政の一層の安定を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療保険課)</p>





事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 医療機関等指導費  訪問看護師の常勤換算数は、令和2年度で776.8人（平成26年度462.5人）となっており、6年間で1.68倍に増加し、人材確保が進んできている。特に新卒訪問看護師の就労数は、平成27年度から累計で7人確保できており、認定看護師による現地指導やキャリアラダー研修の実施など新卒訪問看護師の育成に取り組んできた成果が出てきている。  また、地域支援事業の認知症・医療介護連携・生活支援体制整備事業（以下、「3事業」という）のコーディネーターと市町職員が、各市町が描く地域包括ケアの姿を共有し、各々の活動を理解し、3事業が連動したアクションプランを立てることにより、地域包括ケアの目指す姿に向けた効果的な取組が生み出されるとともに、市町職員が地域資源のマネジメントを行う機会となった。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業  訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備、新たな在宅医療ニーズに対応できる医師、看護師等の育成およびスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援等を通じて、在宅医療を行うための基盤整備や医療と介護の連携を一層推進することができた。  また、在宅医療・看取りに関する県民理解の促進に向けた活動支援を行うことにより、県民意識の醸成を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 941 1836 1021"> <thead> <tr> <th>訪問看護利用者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,540人</td> <td>12,665人</td> <td>13,744人</td> <td>13,097人</td> <td>104.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療機関等指導費  今後増加する在宅療養者への対応と併せて多様な在宅医療ニーズに対応できるよう、質・量の両面で引き続き訪問看護師の育成・確保に取り組む必要がある。  新型コロナウイルス感染症流行の中でも安心安全に訪問看護が提供できるよう、訪問看護師の在宅での感染管理の知識、技術の向上に取り組む必要がある。  また、地域包括ケアシステムを深化させていくためには、地域づくりを担う市町職員に、地域実態把握・課題分析、政策形成、地域づくり企画、多職種多機関など地域資源のコーディネート能力が求められる。市町職員の地域マネジメント力の向上を図るとともに、市町とともに核となって、在宅医療・介護の連携を推進することができる多職種の地域リーダーや地域コーディネート人材を引き続き育成していく必要がある。</p>	訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率		11,540人	12,665人	13,744人	13,097人	104.9%
訪問看護利用者数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率								
	11,540人	12,665人	13,744人	13,097人	104.9%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>新型コロナウイルス感染症流行の中においては、人材育成に当たり、多職種や関係者が集まって研修会等を開催することが困難になってきているが、感染対策を考慮しつつ必要な人材確保・育成の取組を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>在宅療養と在宅看取りの推進を目指し、在宅医療を担う医師や訪問看護師の確保・育成、暮らしを中心に据えた医療・介護連携の推進に向けた市町への支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等に継続的に取り組み、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行の中でも、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援を停滞させずに安心して在宅療養・在宅看取りができる体制づくりを進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療機関等指導費</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>新卒訪問看護師を採用した訪問看護ステーションに対する人材育成と定着に向けた支援や教育担当者等に対する研修や会議等を開催する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行の中でも安心安全に訪問看護が提供できるよう、在宅での感染管理、患者発生時の対応についての理解の促進、圏域内の感染管理認定看護師・保健所との連携強化に向けた研修会を開催する。</p> <p>地域づくりを担う市町職員が地域マネジメント力を発揮できるよう、引き続き地域包括ケアの目指す姿や目標に対する評価指標を定め、PDCAを全ての市町で実践できるよう、医療福祉推進アドバイザーによる現地指導、市町間の情報交換・連絡会議、研修会を開催する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>滋賀県看護協会が設置する訪問看護支援センターと連携した人材育成・定着、資質向上に向けたスキルアップの機会の確保など、訪問看護ステーションの機能強化を推進する。また、各市町の進捗状況とニーズに応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を引き続き行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域医療総合確保事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>各圏域における在宅医療・介護連携の取組の推進やプライマリケア連合学会滋賀県支部による在宅医療を担う医師の確保・育成を目指した研修の開催、訪問看護支援センターによる訪問看護ステーションへの総合的支援の実施、滋賀医大と連携した訪問看護師の確保・育成を行うとともに、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実のための補助を実施している。併せて、在宅療養・看取りに関する県民理解の促進に向けた活動の支援を実施している。</p> <p>また、県内における医療介護連携のさらなる推進を図るため、引き続き医療情報基盤の整備等に対する支援を行うとともに、「びわ湖あさがおネット」の運営主体であるNPO法人との連携により、システムの安定的な運営に向けた検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、新たな在宅医療ニーズに対応するために在宅医療を担う医師を増やし、医師・看護師等の育成とスキルアップ、市町に対する多職種・多機関連携推進の支援、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等の整備・充実等を通じて、本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくりを進めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行の中においても、Webを活用するなど継続的に在宅医療を担う医師確保や多職種等の育成に関する研修や地域の取組の情報発信・情報共有に取り組んでいく。</p> <p>また、医療情報連携ネットワークについては、国のICT化推進戦略等の動きを注視しつつ、システムの運営主体や関係機関と連携してネット環境の低コスト化を図るなど安定運営に向けた取組を進めるとともに、参加施設や登録患者のさらなる拡大を図るため、活用にかかる好事例の収集・発信等を積極的に行うなどシステムの有用性について普及啓発を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(健康寿命推進課、医療福祉推進課)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 若年・軽度認知症者の包括的居場所づくり支援事業 認知症カフェや就労支援事業所、仕事の場の実態と課題を把握し、その結果を踏まえ関係機関と今後の施策の方向性について議論することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 医療・相談支援事業 国において策定された認知症施策推進大綱等に基づき、県内6圏域に設置した認知症疾患医療センターの機能の充実や未整備の湖西圏域への対応が必要である。また、認知症の進行を遅らせ、症状を緩和するため、早期発見・早期対応に向けた体制をさらに充実させるとともに、各認知症疾患医療センターを拠点として地域の関係機関との連携を深め、地域の状況に応じた医療・相談支援体制を充実させていく必要がある。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業 認知症の人の意思を尊重し、本人主体の伴走者としての支援に向けて、医療・介護・福祉・保健関係者が認知症対応力をさらに向上させるとともに、認知症の容態に応じて適時・適切に切れ目なくケアが提供されるよう地域の社会資源の共有化など多職種との連携体制の構築が必要である。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業 若年・軽度認知症者がより身近な地域で適切な支援が受けられるよう、相談窓口や理解ある支援者を更に拡大するとともに、支援者情報について関係機関を含め本人や家族に届くよう普及啓発を継続して行う必要がある。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症者の包括的居場所づくり支援事業 若年・軽度認知症者が社会に参加しながら本人らしい生活を継続できるよう、より身近な地域単位で通いの場等の居場所が充実するとともに、各病期にあった適切な支援が提供されるよう、居場所の質向上に向け、事業所に働きかける必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 医療・相談支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 認知症疾患医療センターの機能強化に向けて、各センターの相談員による情報交換会等を開催し、現状や課題を共有するとともに質の評価を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  認知症疾患医療センターを拠点とした地域における医療・相談支援体制等の充実に向けて、各センターや地域の課題等を関係者と共有し、質の担保を図りながら地域の連携体制を充実させていく。</p> <p>(2) 認知症介護対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  認知症対応力向上研修の受講者に対し、公開が可能な研修修了者名簿の情報を提供するとともに、認知症カフェや家族会など地域の社会資源の情報を収集し、地域の総合的な支援体制の構築を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  県内の好事例の報告など、研修等の機会を通じて情報を共有し、認知症に関する積極的な取組を動機づけ、他の地域の社会資源と有機的な連携を図る施策を検討していく。</p> <p>(3) 若年・軽度認知症総合支援事業</p> <p>①令和3年度における対応  若年認知症支援コーディネーターを中心に支援者のネットワーク構築を図るとともに、居場所や支援事業所の普及・啓発・支援者育成に努める。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、若年・軽度認知症者支援のための啓発を行うとともに、各病期に合わせて適切な対応が取れる支援者の育成につなげていく。</p> <p>(4) 若年・軽度認知症者の包括的居場所づくり支援事業</p> <p>①令和3年度における対応  就労支援事業所等における若年・軽度認知症に関する支援者育成および仕事の調整等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  支援者育成を進めるとともに受入れ先のリスト化を図り、若年・軽度認知症者の社会参加支援等を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 5 介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の確保と向上</p> <p>予 算 額 2,352,056,000 円</p> <p>決 算 額 1,959,736,000 円</p> <p>(繰 越 額 277,320,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 865,948,000 円</p> <p>ア 特別養護老人ホーム 創設4カ所（うち令和元年度からの繰越3カ所） 改築1カ所（うち令和元年度からの繰越1カ所）</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 714,560,000 円</p> <p>ア 地域密着型特別養護老人ホーム 4カ所（うち令和元年度からの繰越2カ所）</p> <p>イ 看護小規模多機能型居宅介護 1カ所</p> <p>ウ 認知症高齢者グループホーム 2カ所（うち令和元年度からの繰越1カ所）</p> <p>エ 小規模多機能型居宅介護 2カ所（うち令和元年度からの繰越2カ所）</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 11カ所 379,228,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 社会福祉法人が行う老人福祉施設の整備に助成を行い、第7期介護保険事業支援計画に基づく老人福祉施設の整備を進めることができた。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町が行う地域密着型サービス施設等の整備に助成を行い、計画的な施設等の整備を進めた。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護施設の開設準備に要する経費に助成を行い、介護施設等の整備を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助 介護人材や建築資材の確保に課題を抱える中、介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助 介護人材や建設資材の確保に課題を抱える中、市町において、介護保険事業計画に基づいた施設整備が計画的に進められるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助 介護人材や建設資材の確保の課題を抱える中、介護施設が円滑に開設できるよう、引き続き支援を行い、介護を必要とする高齢者の福祉向上を図っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 介護施設等施設整備費補助</p> <p>①令和3年度における対応 第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、市町と調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業支援計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援を継続していく。</p> <p>(2) 地域密着型サービス施設等整備費補助</p> <p>①令和3年度における対応 令和3年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の整備について、市町へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援を継続していく。</p> <p>(3) 介護施設等開設準備経費補助</p> <p>①令和3年度における対応 令和3年度に実施予定の地域密着型介護サービス施設等の開設準備について、市町等へ補助金交付を行い、施設整備の支援を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、市町において、令和3年度からの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画に基づいた施設整備が円滑に進むよう、引き続き支援を継続していく。 (医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 6 介護職員の確保・育成・定着の推進</p> <p>予 算 額 294,887,000 円</p> <p>決 算 額 276,093,206 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 25,822,000 円</p> <p>ア 無料職業紹介事業 求人相談 2,868件、求職相談 3,549件 紹介数 92人、採用者数 109人（紹介61人・就職フェア48人）</p> <p>イ 啓発広報事業 求人情報誌の発行 24回</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 57,579,084円</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 申込者数 561人 合格者数 82人</p> <p>イ 介護支援専門員研修の実施 研修修了者数 424人</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 183,723,122 円</p> <p>ア 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会の開催 協議会開催回数 3回 協議会部会開催回数 5回</p> <p>イ 障害者・外国人介護職員養成事業 研修修了者数 37人</p> <p>ウ 介護職員実務者研修等代替職員確保事業 研修受講者数延べ16事業所 46人</p> <p>エ 介護職員研修受講支援事業 研修受講者数延べ96事業所 146人</p> <p>オ 介護・福祉人材確保緊急支援事業 事業実施 6市 資質向上研修等参加者数 174人 フェア開催 7回、参加者延べ 201人</p> <p>カ 介護職員定着等推進事業 研修修了者 12人 登録事業者数 32事業者、登録事業所数 376事業所</p> <p>キ 「滋賀の福祉人」育成事業 研修修了者 128人</p> <p>ク 外国人介護人材受入支援事業 相談件数延べ38件、マッチング支援数 16法人</p> <p>ケ 介護職員職場環境改善支援事業 支援事業所数 96事業所</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 10研修 受講者数 751人 8,969,000 円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 福祉人材センターを設置し、無料職業紹介を通じて社会福祉事業に従事しようとする者と事業者間の雇用のマッチング支援などにより人材確保を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<p>(2) 介護支援専門員養成事業 各種研修を通して、要介護者の心身の状態等にあった的確な自立支援ができるよう、適正なサービス利用計画を作成する介護支援専門員の養成を図ることができた。</p> <p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業 介護職員数は、各種の取組により、目標値には到達しなかったものの前年度から増加するとともに、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等により、介護従事者の負担軽減と介護現場の業務の効率化を進めることができた。 また、障害者や外国人を対象とした介護職員養成研修の実施や、介護職員初任者研修等の受講にかかる事業所の取組の支援、リーダー人材の養成などにより、多様な人材確保、未経験・無資格からの介護職場への参入促進や質の向上を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="719 767 1939 836"> <thead> <tr> <th>介護職員数（前年10月1日時点）</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>19,200人</td> <td>(18,579人※)</td> <td>(20,233人※)</td> <td>21,750人</td> <td>40.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※厚生労働省の統計調査方法が全数調査から標本調査に変更されたことにより、令和元年度（平成30年度調査）から従来とは同じ方法で推計値が出せなくなったため、参考値として記載。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業） 高齢者が認知症になっても尊厳を保ちながら、家族も安心して暮らせる社会づくりに向けて、認知症に関する専門的研修を実施するとともに、介護者等からの相談に応じて適切なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員に対する研修を実施することにより、その専門性の充実を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む） 生産年齢人口が減少する中、福祉人材の確保に向けて、ハローワークや市町等の関係機関と一層の連携強化を図り、未経験者・未就業者の参入促進や潜在有資格者の再就業を促進する必要がある。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業 多職種連携による要介護者等の自立支援に向けた的確なケアマネジメントを行えるよう研修手法を見直すなど、地域包括ケアの担い手となる介護支援専門員を養成する必要がある。また、受講しやすい研修環境となるよう、研修方法を見直していく必要がある。</p>	介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率		19,200人	(18,579人※)	(20,233人※)	21,750人	40.5%
介護職員数（前年10月1日時点）	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率								
	19,200人	(18,579人※)	(20,233人※)	21,750人	40.5%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業  多様な人材の参入促進のため、介護の仕事の魅力発信の取組強化、シニア層をはじめ介護未経験者への研修実施や資格取得支援、国際介護・福祉人材センターを通じた外国人介護人材の受入促進を一層進めるとともに、引き続き、介護現場のICT化や介護ロボットの導入支援等による職場環境改善、定着支援等を進めていく必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業）  高齢化の進展に伴い、認知症ケアやケアマネジメントに携わる者の資質の向上を図っていく必要がある。また、研修受講後も学びを活かせるようフォローアップするための研修を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉人材センター運営事業（福祉人材バンク運営事業含む）</p> <p>①令和3年度における対応  ハローワーク等の関係機関や大学等の教育機関との連携を強化し、学生や未経験者に対する介護・福祉の魅力発信や広報啓発の充実を図るとともに、関係者が参画する同センター運営委員会での意見を踏まえ現場課題の共有・解決につなげていく。またコロナ禍の中においても、感染症対策を講じるほかオンライン等を活用し、求職者と事業所が出会える機会を作っていく。</p> <p>②次年度以降の対応  運営委員会を活用し、求職者や求人事業所にきめ細やかな支援ができるよう継続的な事業検討を行う。</p> <p>(2) 介護支援専門員養成事業</p> <p>①令和3年度における対応  介護支援専門員研修向上検討委員会での意見を踏まえ、より良い研修となるよう研修手法のあり方を検討する。研修実施機関と協議を行い、受講生が受講しやすい研修環境を整え、受講負担の軽減を図る。</p> <p>②次年度以降の対応  常に効果的な研修となるよう上記取組を継続する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) しがの介護人材育成・確保対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  各種媒体やイベントを通じた若者をターゲットにした介護の仕事の魅力発信、介護従事者の負担軽減や離職防止に向けた業務改善への支援やICT化および介護ロボット導入にかかる助成の拡充、市町の取組への支援など、一層、介護人材確保・定着・育成の促進を図る。また、外国人材の育成の仕組みづくりについて、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会に部会を設置し、必要な支援策を検討していく。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会を中心として、市町とも連携を図りながら、関係者一体のもと、効果的施策の継続検討を実施する。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業）</p> <p>①令和3年度における対応  認知症介護実践者研修や認知症介護実践リーダーフォローアップ研修等を実施し、介護従事者の資質向上および研修受講後のフォローアップを図っている。</p> <p>②次年度以降の対応  次年度以降も継続して、介護従事者の資質向上等に資する研修事業を行い、介護人材の育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 7 食品や水道水の安全確保と生活衛生の向上</p> <p>予 算 額 354,206,000 円</p> <p>決 算 額 282,742,024 円</p> <p>(繰 越 額 67,634,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 6,080,000 円</p> <p>ア 飲食店等重点監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品、添加物等の夏期一斉監視 1,037施設</li> <li>・カンピロバクター等食中毒予防対策 79施設</li> <li>・食品、添加物等の年末一斉監視 1,045施設</li> <li>・食品表示一斉監視 259施設</li> </ul> <p>イ 食中毒発生予防のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒注意報の発令（7月～9月） 5回</li> <li>・ノロウイルス食中毒注意報（11月～3月） 6回</li> <li>・食品衛生月間の実施（8月）</li> <li>・食中毒予防講習会 37回</li> <li>・食中毒予防に関する情報提供 25回</li> </ul> <p>(2) 食の安全確保推進事業 9,335,278 円</p> <p>ア 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守、徹底</p> <p>イ 滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視指導 実施施設数 7,939件</li> <li>・試験検査 実施検体数 680件</li> </ul> <p>(3) 食品安全監視センター事業 1,370,216 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生監視員による施設指導や助言</li> <li>・滋賀県食品高度衛生管理認証（セーフフードしが） 新規認証件数 4件（累計209件）</li> <li>・滋賀県食品高度衛生管理認証施設に対する外部検証 実施件数 65件</li> <li>・滋賀県HACCP適合証明 証明件数 2件</li> </ul> <p>(4) 生活衛生推進事業 3,996,988 円</p> <p>循環ろ過方式の浴槽を有し、旅館業または公衆浴場許可を取得している入浴施設に対する重点監視指導 57施設（計画施設66施設）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 動物愛護普及事業 <span style="float: right;">2,346,919 円</span></p> <p>ア 動物の適正飼養の徹底、愛護の普及啓発 啓発事業参加者数 857名</p> <p>イ 飼い主のいない猫の減少および周辺的生活環境の保全を図るための地域猫活動※補助金の交付 19件</p> <p>※「地域猫活動」・・・自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する活動。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 <span style="float: right;">259,612,623 円</span></p> <p>ア 知事所管水道事業の施設に対する定期立入調査 9 水道事業者 19事業</p> <p>イ 広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 3 回開催</li> <li>・水道事業の将来見通しに関する研究会 2 回開催</li> </ul> <p>ウ 水道生活基盤施設耐震化等補助 9 水道事業者</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 食品衛生監視指導計画に基づき、意見交換会、講習会、食中毒注意報の発令および啓発事業を実施し、食中毒の発生予防の推進を図ることができた。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 滋賀県食の安全・安心推進条例の遵守徹底および滋賀県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導および試験検査を実施することにより、生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保に関する取組を進めることができた。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 大規模食品製造施設等に対し、H A C C P に基づく衛生管理の実施状況について外部検証を実施することにより、衛生管理レベルの維持および広域流通食品の安全性が確保できた。</p> <p>(4) 生活衛生推進事業 循環ろ過方式の浴槽を有し、旅館業または公衆浴場許可を取得している入浴施設に対し、監視指導することにより、入浴施設の衛生水準を確保することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 動物愛護普及事業 滋賀県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養の普及啓発を実施したことで動物愛護意識の向上を図るとともに、補助金の交付等により地域猫活動を支援し、周辺的生活環境の保全を図ることができた。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 水道施設の維持管理や施設の状況に応じた適切な対策の指導および補助金活用による水道施設整備の促進により、水道水の安全・安定供給の推進を図ることができた。また、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等において、本県の水道における広域連携について検討を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業 カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒は、全国的にも多発しており、食肉の加熱処理の徹底、従業者の健康チェックや自主衛生管理対策の強化が重要であることから、より効果的で効率的な重点監視を行っていく必要がある。 なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、施設側から対面式の施設立ち入り等監視指導の中止を要請される場合があることが想定される。</p> <p>(2) 食の安全確保推進事業 平成31年3月に、滋賀県食の安全・安心推進条例に基づく「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画(2019年度～2023年度)」を策定したことから、計画に基づき食品業者への監視指導、食品の検査、HACCPに沿った衛生管理の推進、県民とのリスクコミュニケーション等種々の施策を実施し、食の安全・安心の確保を図る必要がある。 なお、食の安全に関する意見交換会や講習会の開催にあっては感染症対策を講じる必要がある。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業 セーフフードしが認証施設に対する外部検証を引き続き実施するとともに、その他の施設については、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業規模、業態、食品の特性等に応じた助言・指導をしていく必要がある。 なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、施設側から立ち入りの延期または中止を要請されることが想定される。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 生活衛生推進事業 生活衛生関係施設における衛生水準の確保・向上を図るため、保健所による監視指導の実施とともに、各業界団体が取り組んでいる自主衛生管理推進事業に対して、より活性化されるよう支援していく必要がある。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業 引き続き終生飼養をはじめとする動物の適正飼養啓発を実施し、地域猫活動を支援することで取り組みを広げる必要がある。また、近年増加している多頭飼育問題に対して、福祉部局、地域住民等との連携を進める必要がある。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進 引き続き安全な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業者に対して、施設管理、水質管理、施設整備および危機管理対応等に関して必要な指導助言を行っていく必要がある。また、平成31年3月に策定した滋賀県水道ビジョンの進捗管理を進めるとともに、水道事業の経営安定化に資する広域連携について、可能な施策から進めていく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえでの事業継続について情報提供および指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 食中毒予防対策事業</p> <p>①令和3年度における対応 カンピロバクター食中毒予防対策として、通年で、生または加熱不十分な鶏肉を提供する飲食店に対し重点的に監視指導を行うとともに、県民に対し食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を行う。 ノロウイルスによる食中毒予防対策としては、従業員の健康管理や適切な手洗い指導および啓発を行う。 また、給食施設における大規模食中毒の発生を防止するため、社会福祉施設に対し重点的に監視指導を実施する。 アニサキス食中毒予防対策として、魚介類販売業者に対する監視指導を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、感染防止対策を講じた上で発生状況や地域の実情に応じた監視指導を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 食中毒発生状況を鑑み、次年度以降も引き続き、重点事業として監視指導や消費者啓発により食中毒予防を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、感染防止対策を講じた上で必要な監視指導を実施していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 食の安全確保推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  平成31年3月に策定した「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画」および各年度に策定する滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき、各事業を着実に実施することにより、生産から流通、消費に至るまでの一貫した食品の安全確保に取り組む。  なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、感染防止対策を講じた上で発生状況や地域の実情に応じた監視指導を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画」の実績および評価や食中毒発生状況、食の安全・安心に係る社会情勢を踏まえ、県民が安全で安心した食生活を送れるよう、食品の安全確保に取り組む。  なお、食の安全に関する意見交換会や講習会の開催については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた開催や集合型開催以外の方法等を検討する。</p> <p>(3) 食品安全監視センター事業</p> <p>①令和3年度における対応  引き続き外部検証等によりHACCPに基づく衛生管理の維持・向上を図るとともに、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認するため、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。  また、HACCPに基づく衛生管理のレベル確保および衛生レベルの高い食品の提供につなげるため、食品等事業者に対して、滋賀県HACCP適合証明制度の活用を促していく。  なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮して、事業者の意向を確認のうえ業務を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  大規模食品製造施設等のHACCPに基づく衛生管理を行う施設に対しては、施設の状況に応じて1～3年に1回以上外部検証を実施し、衛生管理の実施状況を確認するとともに、滋賀県HACCP適合証明制度の活用を促す。  また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う中小食品製造施設に対しては、「衛生管理計画」の作成状況および内容を確認する。  なお、監視・収去検査業務等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しつつ、引き続き施設側との十分な調整を図りつつ業務を実施する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 生活衛生推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条に基づき届出された施設）における衛生的な環境の確保を図るため、施設の空気環境の調整や給水・排水の管理状況等を調査する。  なお、監視指導にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しつつ、効率的に実施できるよう施設側と調整を図っていく。</p> <p>②次年度以降の対応  重点監視は、特に監視の必要な施設を設定し、計画的かつ効率的に各保健所一斉で監視指導しているものであり、過去の重点監視の実施状況やその時点での課題等を鑑み、次年度以降も継続して実施していく。</p> <p>(5) 動物愛護普及事業</p> <p>①令和3年度における対応  地域猫活動補助金を活用することで、引き続き地域の取り組みを推進する。  関係者による多頭飼育対策検討会を開催し、多機関連携に向けた対応マニュアルを作成する。</p> <p>②次年度以降の対応  地域猫活動支援や福祉関係者への多頭飼育対策の周知を継続するとともに、啓発事業により動物愛護意識の醸成を図る。</p> <p>(6) 水道水の安全・安定供給の推進</p> <p>①令和3年度における対応  県内の水道事業者に対する広域連携を含めた指導助言を継続するとともに、「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」等を活用し、滋賀県水道ビジョンの進捗管理や、広域連携の推進方針を定める「水道広域化推進プラン」の骨子案を作成する。  また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、県内水道事業者に対し感染予防対策を講じたうえでの事業継続について情報提供および指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応  滋賀県水道ビジョンに基づき、安全で災害に強く持続的な水道を目指して、事業者に対する指導助言を継続して実施するとともに、県内水道事業者とともに「水道広域化推進プラン」を策定する。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 8 医薬品等の品質確保と適正使用の推進</p> <p>予 算 額            24,998,000 円</p> <p>決 算 額            23,405,980 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 <span style="float: right;">16,886,499 円</span></p> <p>ア レンタルラボ（開放実験室）            試験検査機器の利用状況：18機種、254回</p> <p>イ インキュベーション（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬業ビギナーセミナー            3回（17人）</li> <li>・薬業eセミナー                    6回（71人）</li> <li>・薬業スキルアップセミナー       1回（59人）</li> </ul> <p>(2) 医薬品等の監視指導 <span style="float: right;">824,893 円</span></p> <p>薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して立入検査を実施し、違反施設については指導を行った。（監視指導施設数：904件    違反施設数：82件）</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 <span style="float: right;">5,694,588 円</span></p> <p>ア 「愛の血液助け合い運動」の実施（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県献血功労者表彰式は中止し、表彰状等の伝達・贈呈を実施（知事感謝状贈呈対象 団体20、個人15）</li> <li>・街頭啓発は中止し、啓発資材の配布および献血啓発横断幕の掲示による運動の周知を実施</li> </ul> <p>イ 若年齢層献血推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「はたちの献血キャンペーン」（1月～2月）</li> <li>・献血推進ポスターコンクール       表彰8作品</li> </ul> <p>ウ 献血推進事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献血推進団体による献血へのきっかけづくり、献血PRキャンペーン事業の実施</li> </ul> <p>エ 献血推進費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県献血協会の献血推進事業への補助</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響がある中、医薬品等製造業者に対して、少人数での試験研修やインターネットを併用してのセミナーを開催するなど、製薬技術者の育成や地場製薬企業の支援のための事業を行い、製薬技術の向上支援を図ることができた。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>薬局、医薬品販売業者に対して立入検査等を行い、必要な指導を行うとともに、医薬品製造販売業者、製造業者に対して立入調査を実施し、消費者に有効・安全・高品質な医薬品等の供給を図ることができた。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>啓発資材の配布や横断幕の掲示等により、400ml献血の推進や、若年層への献血思想の普及を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援 日々進歩する製薬技術や法令改正に対応できるよう、各種セミナーの開催等により、技術者育成等の支援に継続して取り組む必要がある。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導 立入検査において違反のあった施設に対して指導を行い、改善措置を講じた。さらに、今後も継続して監視指導を行う必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発 若年層の献血率の低下は全国的な課題であり、本県においても同様の状況にある。高等学校での献血学習を推進するほか、大学生や20代への啓発にも引き続き取り組む必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 製薬技術の向上支援</p> <p>①令和3年度における対応 新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型セミナーの一部を中止したものの、インターネットや少人数での開催により、初任者向けから上級者向けの各種セミナーについて、平成30年度から開始した「薬業スキルアッププログラム」に基づいて、年間を通じて計画的に実施している。</p> <p>②次年度以降の対応 庁舎の設備、機能を活用し、薬業関連団体と連携して、より効果的な製薬技術の向上支援事業の実施に努める。</p> <p>(2) 医薬品等の監視指導</p> <p>①令和3年度における対応 前年に違反を指摘した施設に対して、その改善状況をフォローし、計画的な監視指導に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、有効・安全・高品質な医薬品等の供給のため、計画的な監視指導に取り組む必要がある。</p> <p>(3) 献血思想の普及啓発</p> <p>①令和3年度における対応 若年層献血推進アクションプランに基づき、高校生や大学生を対象とした啓発事業や高等学校、大学における献血の実施に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者と連携を図り、効果的な普及啓発に継続して取り組む。</p> <p style="text-align: right;">(薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 9 薬物乱用対策の推進</p> <p>予 算 額            9,940,000 円</p> <p>決 算 額            8,756,777 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業 <span style="float: right;">442,122 円</span>  「滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、指定薬物を含有することが疑われる危険ドラッグの製品調査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動 <span style="float: right;">4,911,405 円</span>  ア 薬物乱用防止功労者表彰式 <span style="float: right;">団体5、個人6</span>  イ 薬物乱用防止を呼びかける「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 <span style="float: right;">街頭啓発は中止</span>  ウ 麻薬・覚醒剤乱用防止強化運動の実施 <span style="float: right;">年1回</span>  エ 薬物乱用防止啓発活動補助 <span style="float: right;">16少年センター</span>  オ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの開催 <span style="float: right;">中止</span></p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り <span style="float: right;">3,403,250 円</span>  ア 麻薬取扱者、覚醒剤・覚醒剤原料取扱者に対する指導取締り <span style="float: right;">177 業務所</span>  イ 不正大麻・ケシの取締り <span style="float: right;">県内の自生ケシの抜去、焼却処分 15カ所</span></p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業  全国の指定薬物の検出情報を県ホームページに掲載し、県民に該当製品を使用しないよう呼びかけを行い、健康被害の発生を防ぐことができた。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動  新型コロナウイルス感染症の影響により、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「薬物乱用防止啓発キャンペーン」は中止となったが、薬物乱用防止指導員による小中高校生を対象とした薬物乱用防止教室を少人数で複数回に分けて実施するなど、若年層への啓発を中心に実施した。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り  医療機関や薬局、卸売業者の麻薬業務所等に対する立入調査や指導等を実施することにより、麻薬等の適正な取扱いを推進した。また、自生しているケシの抜去処分を行い、不正に使用されないよう努めた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業        新たな危険ドラッグ販売店が県内にできないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発をさらに進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動        近年、全国的に大麻乱用の低年齢化が進んでいるため、若年層への啓発を強化し、関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組んでいく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮した新たな啓発活動を実施していく必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り        不正な麻薬等の取扱いを防止するため、引き続き、監視指導を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 危険ドラッグ等対策事業</p> <p>①令和3年度における対応        危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、関係機関等からの情報収集に努めるとともに、引き続きインターネットで販売されている薬物を買上げ、製品調査（試買調査）を行う。</p> <p>②次年度以降の対応        危険ドラッグの販売が県内で行われないよう、引き続き、関係機関等からの情報収集に努め、県民への啓発をさらに進めていく必要がある。</p> <p>(2) 薬物乱用防止啓発活動</p> <p>①令和3年度における対応        引き続き関係団体と協働して薬物乱用に関する知識を啓発するとともに、薬物乱用防止指導員による地域住民への啓発や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室の実施等により、薬物乱用を許さない社会環境づくりと青少年への予防啓発に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応        関係団体と協働して薬物乱用の撲滅に取り組み、特に、大麻乱用防止を中心とした若年層への啓発活動については、インターネット等を活用して行う必要がある。</p> <p>(3) 麻薬取扱者等に対する指導取締り</p> <p>①令和3年度における対応        前年に違反を指摘した麻薬等取扱者に対して、その改善状況を確認するとともに、無通告立入検査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応        麻薬等取扱者に対し、定期的に無通告立入検査を実施し、不正使用、不正流通の抑止力となるよう努めていく。        (薬務課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明		
<p>20 子どもを安心して育てることのできる環境づくり</p> <p>予 算 額 3,446,862,000 円</p> <p>決 算 額 3,348,395,804 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 988,864,268 円  19市町が実施する乳幼児福祉医療費助成事業に対する補助 支払件数 1,106,616件</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 5,669,974 円  子育て・女性健康支援事業  ・妊娠・出産・子育てに関する健康相談 延べ 1,294件  21回  ・思春期の健康教育 3回  市町母子保健事業への支援  ・情報交換会等</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業 161,782,378 円  ・認定こども園整備事業 2市 3施設  ・幼保連携型認定こども園環境整備事業 16法人 17施設</p> <p>(4) 地域子育て支援事業 1,942,181,000 円  ・利用者支援事業 18市町 27カ所（基本型）  6カ所（特定型）  28カ所（母子保健型）  ・延長保育事業 17市町 204カ所  ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 9市町 797人  ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5市  ・放課後児童健全育成事業 19市町 507支援単位  ・子育て短期支援事業 11市町 606件（ショートステイ）  87件（トワイライトステイ）  ・乳児家庭全戸訪問事業 19市町 8,248件  ・養育支援訪問事業 17市町 5,467件  ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 16市町  ・一時預かり事業 19市町 104カ所（一般型）  127カ所（幼稚園型）  2カ所（余裕活用型）</p>		



事 項 名	成 果 の 説 明		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・病児保育事業</li> </ul>	19 市町 13 市	86 カ所 17 カ所 (病児対応型) 10 カ所 (病後児対応型) 50 カ所 (体調不良児対応型)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て援助活動支援事業</li> </ul>	13 市町	
	(5) 滋賀県保育所等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢児保育保育士等特別配置事業</li> </ul>	16 市町	136施設 153,440,000 円
	(6) 保育士・保育所支援センター運営事業	就労者数 114人 (うち保育士 104人)	21,724,000 円
	(7) 保育士修学資金等貸付事業	貸付者数 215人	16,620,732 円
	(8) 放課後児童クラブ施設整備費	3 市町	5 施設 11,245,000 円
	(9) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェスタ開催</li> <li>・実施団体への補助</li> </ul>	参加者 323人 10団体	5,388,948 円
	(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいはぐプロジェクト応援団事業</li> <li>・めぐりあい創出モデル事業</li> <li>・高校生向けライフデザイン出前講座委託</li> <li>・学生向け「フューチャーマップ」創造支援事業費補助金</li> </ul>	参画企業・団体数 30社・団体 実地イベント開催回数・申込者数 2回・207人 オンラインイベント開催回数・申込者数 4回・87人 実施高校数 5高校 受講者 923人 4大学・1団体 受講者 493人	8,188,504 円
	(11) 多子世帯子育て応援事業 市町が行う第3子以降の保育料および副食費の無料化(R1.10～)に対する補助	19 市町	33,291,000 円

事 項 名	成 果 の 説 明										
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業  小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の保健水準の向上と健やかな育成を図ることができた。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業  母子保健従事者を対象とする健診や産後ケア等についての研修会、情報交換会等を開催し、市町だけでなく医療機関等も巻き込んだ情報提供および啓発を行うことができた。</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業  市町に対して補助を行い、認定こども園等の計画的な整備や保育の質の向上など、子どもを安全・安心に育てることができる環境の整備を促進した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 798 1881 869"> <tr> <td>保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）</td> <td>平 30（基準） 58,562人</td> <td>令 2 60,971人</td> <td>目標値 61,355人</td> <td>達成率 86.3%</td> </tr> </table> <p>(4) 地域子育て支援事業  市町に対して補助を行い、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどの子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることができた一方で、地域子育て支援拠点については、運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかった。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="694 1117 1635 1228"> <tr> <td>地域子育て支援拠点数</td> <td>平 30（基準） 88箇所</td> <td>令 2 87箇所</td> <td>目標値 89箇所</td> <td>達成率 0%</td> </tr> </table> <p>(5) 滋賀県保育所等支援事業  市町に対して補助を行い、低年齢児の受入れに取り組む民間保育所および幼保連携型認定こども園に対する支援を行うことにより、低年齢児保育の質の向上ならびに保育士の業務負担軽減を図ることができた。</p>	保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 2 60,971人	目標値 61,355人	達成率 86.3%	地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 2 87箇所	目標値 89箇所	達成率 0%
保育所・認定こども園等利用定員数（実数） （各年4月1日）	平 30（基準） 58,562人	令 2 60,971人	目標値 61,355人	達成率 86.3%							
地域子育て支援拠点数	平 30（基準） 88箇所	令 2 87箇所	目標値 89箇所	達成率 0%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 保育士・保育所支援センター運営事業  保育士・保育所支援センターの体制を強化し、保育士有資格者登録制度への誘導を兼ねた保育人材バンクによる潜在保育士の再就職や新卒者の県内保育所への就業、現任保育士の就労継続を支援した。</p> <p>(7) 保育士修学資金等貸付事業  保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士に対する就職準備金等の貸付を行い、新規保育士資格取得者の確保や潜在保育士の就労を促進した。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費  放課後児童クラブの設置促進を図る市町に対して、その整備に要する経費を補助することにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めることができた。</p> <p>(9) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト  子ども食堂など、子ども関係団体と農業者がつながることにより、食材の提供や食育、体験活動の充実、農業への関心の高まりなど、子どもを支える地域づくりを進めることができた。</p> <p>(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業  若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、官民協働で若者の結婚を応援する企業や団体等のネットワークを構築し、若者を応援する機運の醸成を図った。更に、令和2年度は結婚を希望する若者の広域的な出会いの場を創出するため、婚活イベントを開催した。また、高校生および大学生にライフデザイン出前講座を実施することにより、人生の早い段階から働き方や生き方について考える機会を提供できた。</p> <p>(11) 多子世帯子育て応援事業  多子世帯にかかる保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進した。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業  平成28年4月から制度拡充（自己負担と所得制限の撤廃）を行い、就学前の子どもの医療費完全無料化を図った。今後も限られた医療資源・財源の中で、現行制度を安定的に維持し、安心して子育てできる環境づくりに寄与していく必要がある。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業  母子保健施策を通じて妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援体制の充実が図られるよう、妊産婦へのメンタルヘルス支援の充実等、引き続き取組を行う必要がある。</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業  市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等に対して支援するなど、引き続き待機児童を解消するとともに、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(4) 地域子育て支援事業  運営に必要な人材が確保できなかったことなどによる廃止により目標を達成できなかったが、第2期市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援により、子育ての不安感や負担感を解消する必要があるとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の実情に応じた市町の取り組みの促進を図っていく必要がある。また、放課後児童クラブ等、子どもたちが多く集まる場所で新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた中での事業推進が求められる。</p> <p>(5) 滋賀県保育所等支援事業  低年齢児保育の質の向上に加え、保育士の負担軽減が図られることにより、喫緊の課題である保育人材の確保にもつながることから、市町での本事業の活用を促す必要がある。</p> <p>(6) 保育士・保育所支援センター運営事業  教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き新任保育士の就職支援、潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就労継続支援に取り組むとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 保育士修学資金等貸付事業 教育・保育施設や地域型保育の量的拡充に伴い、必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、待機児童の解消を図る必要があることから、第2期市町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの施設整備を支援する必要がある。</p> <p>(9) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト 農業者側に子ども食堂についての更なる情報提供を行い、子ども食堂等とのマッチングを図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じながら子どもを真ん中においた居場所づくりを進める必要がある。</p> <p>(10) 「滋賀で家族になろう」推進事業 若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、企業や大学、市町と連携することで、更なる機運の醸成や機会の提供を行う必要がある。</p> <p>(11) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、安心して産み育てられる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業</p> <p>①令和3年度における対応 子どもを安心して育てることのできる環境づくりを進めていくために、制度を安定的に運営する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の制度のあり方について、市町の意見を伺いながら、丁寧な議論をしていく。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援の充実が図られるよう、母子保健情報交換会等を行い、関係者間で情報共有を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応  担当者会議等で各圏域の課題を確認しながら、各市町の母子保健の取組等好事例の横展開が図れるように検討会や関係者に対する研修等を行う。また、医療機関と市町の連携がより円滑に推進するよう支援を行う。</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業  ①令和3年度における対応  地域のニーズを踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援する。  ②次年度以降の対応  市町の認定こども園整備等が着実に進められるよう支援し、引き続き、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進めていく。</p> <p>(4) 地域子育て支援事業  ①令和3年度における対応  地域のニーズを踏まえ、市町が実施する在宅の子育て家庭を含む全ての家庭および子どもを対象とする事業について、他市町事業の好事例などの情報共有により、地域の実情に応じた市町の取組を支援する。  また、放課後児童クラブ等については、マスク等の衛生用品を購入する経費や、感染症対策の研修受講費用等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む。  ②次年度以降の対応  第2期市町子ども・子育て支援事業計画による施策を支援することで、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。引き続き、他市町事業の好事例などの情報共有により、制度の活用などを働きかけていく。</p> <p>(5) 滋賀県保育所等支援事業  ①令和3年度における対応  各市町に対し、本事業のより積極的な活用を促し、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。  ②次年度以降の対応  次年度以降についても、引き続き各市町に対する本事業の積極的な活用を促すことにより、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 保育士・保育所支援センター運営事業</p> <p>①令和3年度における対応        保育人材確保を図るため、引き続きセンターの運営による潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就労継続のサポート等を行うとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う。</p> <p>②次年度以降の対応        必要となる保育士を確保するため、待機児童対策協議会に設けた保育人材確保部会において、更なる実効性のある取組を検討し、実施していく。</p> <p>(7) 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>①令和3年度における対応        必要となる保育士を確保するため、引き続き保育士の新規確保、潜在保育士の再就職支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応        より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費</p> <p>①令和3年度における対応        地域のニーズを踏まえて市町が実施する放課後児童クラブ施設整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援することで、待機児童やその発生の可能性の解消に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応        待機児童やその発生の可能性の解消に資するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備が着実に行われるよう支援し、保護者の子育てと仕事の両立が可能となる環境づくりを進めていく。</p> <p>(9) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト</p> <p>①令和3年度における対応        農業関係者への情報提供を強化するとともに、農業関係者と子ども食堂をつなぐ仕組みづくりのためのコーディネーターを設置し、コロナ禍においても感染防止対策を講じながら開催できるよう助言等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応        地域の様々な関係者と子ども食堂をつなぐための仕組みづくりをさらに進めることにより、子どもを真ん中においた地域づくりを推進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(10)「滋賀で家族になろう」推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、オンラインを活用した出会いの場や、滋賀ならではの出会いの場の創出を行うことで、結婚をしたいという希望を持つ若者の応援をする。また、結婚後のライフデザインを考えるきっかけとなるオンラインライフデザインセミナーの配信および婚姻時等に受けられる支援情報を電子冊子で一元化して情報発信をしていく。さらに、高校生や大学生等に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、企業や大学等と協働して、結婚・子育てへの希望を持つ若者の支援を行う施策を展開するとともに、学生に対して、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て等の将来を見通したライフデザインについて学ぶ機会を提供する。</p> <p>(11)多子世帯子育て応援事業</p> <p>①令和3年度における対応  引き続き、現行のスキームにより市町に対する補助を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応  多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。  (健康寿命推進課、子ども・青少年局)</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 1 子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <p>予 算 額 487,308,000 円</p> <p>決 算 額 464,335,178 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 <span style="float: right;">37,880,742 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 街頭啓発：1回、リボン・チラシ配布 約 55,000 個 賛同企業・団体：88団体、出前講座 21回</li> <li>・「虐待ホットライン」 電話相談 24時間 365日</li> <li>・児童虐待相談等関係職員研修等 7日間</li> <li>・スーパーバイザー派遣 15市町（延べ 127回）</li> <li>・保護者カウンセリング事業 11回</li> </ul> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 <span style="float: right;">16,568,795 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援事業 養育里親の新規登録者数 21家庭 里親等への訪問支援 272回</li> <li>・養育・養子縁組里親研修 3回 延べ 112人</li> </ul> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 <span style="float: right;">402,777,503 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭 給付者 25,141人（月平均）</li> <li>・ひとり暮らし寡婦 給付者 255人（月平均）</li> <li>・ひとり暮らし高齢寡婦 給付者 288人（月平均）</li> <li>・父子家庭 給付者 1,885人（月平均）</li> </ul> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 <span style="float: right;">7,108,138 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談員養成講座開催委託 12回 延べ 184人</li> <li>・弁護士等専門相談 延べ 45人</li> <li>・一時保護委託 23人</li> <li>・子ども家庭相談センター相談受付件数 1,367件 うちDV 548件</li> <li>・一時保護人員 67人 うちDV 47人</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業  11月の児童虐待防止推進月間においては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、被虐待児の保護・ケアおよび家庭への支援を実施した。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業  新規里親の開拓、里親家庭への巡回訪問、里親サロン等の里親への支援を通して、里親の確保と里親家庭における養育の質の向上が図られ、社会的養護が必要な児童を家庭と同様の養育環境の中で育てることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 691 1850 759"> <thead> <tr> <th>養育里親の新規登録者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>累計</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>25世帯</td> <td>21世帯</td> <td>46世帯</td> <td>累計80世帯</td> <td>57.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費  市町が実施する母子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭に係る福祉医療費給付に助成を行い、該当世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業  被害者支援を行う者を対象とした研修の実施により、対応力の質の向上を図り、被害者への相談・一時保護を適切に実施し、DV被害者の自立に向けた包括的な支援を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業  児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化している中、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。  引き続き、コロナ禍において、子ども家庭相談センターによる保護者面談や子どもの安全確認について感染リスクを理由に拒否されることも想定されるため、感染防止に配慮した支援を行っていく必要がある。</p>	養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	累計	目標値	達成率	—	—	25世帯	21世帯	46世帯	累計80世帯	57.5%
養育里親の新規登録者数	平30（基準）	令元	令2	累計	目標値	達成率									
—	—	25世帯	21世帯	46世帯	累計80世帯	57.5%									

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業  令和2年3月に滋賀県児童虐待防止計画を改定し、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費  今後も経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る必要がある。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業  DV相談における様々なニーズに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、コロナ禍による影響に留意しつつ、支援者の対応力の向上と関係機関との連携を強化することが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  国の児童虐待防止対策強化プランに基づく児童福祉司等の増員を計画的に行い、児童福祉司の資質の向上のための体系的な研修を引き続き実施する。加えて、管轄市町数や交通事情等を考慮した県全体の子ども家庭相談センターの体制強化に向けた取組を進める。  市町との連携においては、関係機関との共通理解や円滑な情報提供を図るための共通アセスメント・プランニングシートの活用を進め、適切な役割分担のもと児童虐待への対応と家庭への支援に取り組む。  新型コロナウイルス感染症拡大を理由とした保護者面談や子どもの安全確認の拒否に対応するため、令和2年度に配置したタブレット端末の積極的な活用を進め、ケース支援を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、市町向けの子どもの虐待対応マニュアルと共通アセスメント・プランニングシートの活用を図り、関係機関との協力・連携を深めて細やかな支援の取組を継続していくとともに、国の児童虐待防止対策強化プランに基づき配置された新任の児童福祉司等の資質の向上により、子ども家庭相談センターの体制強化を図る。  また、継続するコロナ禍においても、子どもの最善の利益を最優先に、市町要保護児童対策地域協議会をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待に迅速かつ的確に対応していく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <p>①令和3年度における対応 社会的養護を必要とする子どもに家庭と同様の養育環境を提供するため、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援を包括的に行うフォスタリング業務を委託し、継続的に質の高い里親養育支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 フォスタリング業務を効果的に実施するとともに、里親養育支援のための児童福祉司の配置を計画的に進めるなどの体制強化を図る。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <p>①令和3年度における対応 適切な制度利用が図れるよう、適正な事務執行に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 本給付制度を安定的に維持し、適正な事務執行に努める。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 引き続き、DV相談員の研修により資質の向上を図り、コロナ禍による影響に留意しつつ、配偶者暴力相談支援センター連絡会議や女性相談員連絡会議、市町等DV対策担当者会議により関係機関の情報共有と相互理解を深め、連携強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づいて、児童虐待対応機関を含む関係機関と連携し、被害者への切れ目のない支援を強化するとともに、DVの未然防止やDV被害の拡大・深刻化の防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明										
<p>2 2 子育てをみんなで応援する社会づくり</p> <p>予 算 額 3,633,853,000 円</p> <p>決 算 額 3,616,015,124 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童手当負担金 3,611,827,919 円</p> <p>・延べ支給対象児童数 2,212,517人</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 4,187,205 円</p> <p>・参加企業 2,158 事業所</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童手当負担金 「児童手当」の財源を一部負担し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与することができた。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、子育てを応援するサービスの実施を包括的連携協定を締結している企業等に働きかけ、179企業を新たに「淡海子育て応援団」として登録した。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="696 898 1928 965"> <thead> <tr> <th>淡海子育て応援団等の地域協力事業所数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,795 箇所</td> <td>2,158 箇所</td> <td>2,000 箇所</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童手当負担金 コロナ禍の影響を考慮したうえで、児童手当事務指導監査の方法を検討し、市町における適正な認定事務を支援する必要がある。令和4年10月支給分から制度が改正されるが、市町において児童手当事務の適正な運営が行われるよう支援をする必要がある。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施を働きかけ、「淡海子育て応援団」への登録を促す必要がある。</p>	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令2	目標値	達成率		1,795 箇所	2,158 箇所	2,000 箇所	100%
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	平30（基準）	令2	目標値	達成率							
	1,795 箇所	2,158 箇所	2,000 箇所	100%							

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童手当負担金</p> <p>①令和3年度における対応 過去の児童手当事務指導監査において、多く指摘を行った事項について、市町における適正な認定事務を支援していく。制度の周知など市町へ情報共有を行い、運営の適正化を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町との連携を強化し、適正な認定事務を支援していく。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業</p> <p>①令和3年度における対応 業界団体等への働きかけを強化し、淡海子育て応援団の周知および登録事業所数の拡大を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、事業所や組合に対し働きかけを行い、ポータルサイトの活用や店頭への卓上のぼりやステッカーの掲示等により認知度の向上に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 3 青少年の健全育成</p> <p>予 算 額 77,433,000 円</p> <p>決 算 額 76,240,235 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 <span style="float: right;">70,235 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県ホームページ事業掲載数 146事業</li> <li>・ 新規登録団体募集チラシ 3,000部</li> <li>・ 県ホームページ周知ポスター 1,000部</li> <li>・ 体験活動実施者のスキルアップ研修会 中止（資料送付、オンデマンド配信に変更）</li> </ul> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 <span style="float: right;">1,080,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行防止・環境浄化対策連絡会議の開催 7月、11月</li> <li>・ 啓発活動</li> <li>・ 非行防止・環境浄化活動資料作成・配布</li> </ul> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 <span style="float: right;">17,600,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年センター 16カ所 指導少年数 延べ154人、就職・就学者数 34人</li> <li>・ 無職少年対策連絡会議の開催 中止</li> </ul> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 <span style="float: right;">57,490,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年立ち直り支援センター（あすくる） 9カ所</li> <li>・ 支援少年数 144人（うち就職・就学等 48人）</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>子どもを対象にした県内の体験活動プログラムの情報を集約し、県ホームページを活用して広く広報することで、子どもたちの自主的な体験活動への参加を促すことができた。また、体験活動を提供する者のスキルアップを図るため、研修会の代替として、「安全管理マニュアル作成の手引き」の資料送付やオンデマンド配信を行った。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>協力団体・事業者に対する研修会等の開催により非行防止・環境浄化活動に対する知識の醸成を図り、地域の実情に応じた少年に有害な社会環境の浄化活動を推進するとともに、非接触到配慮した啓発活動の実施により県民の青少年に対する非行・被害防止意識を高めることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 無職少年に対する就労・就学等の支援活動、不良行為少年に対する街頭補導活動、ひきこもり等問題を抱える少年に対する真摯な相談活動等により、少年らを就職・就学させることで非行防止を推進した。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 少年センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能（あすくる）の活用により、市町や学校、関係機関との連携のもと、少年の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、学校復帰等につながった。コロナ禍においては、オンラインによる支援活動や感染予防対策を講じた通所による支援活動を継続し、途切れない支援活動を実施した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども向けの体験プログラムが減少したが、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、感染予防対策をとりながら、プログラムの充実に努めていく必要がある。地域格差の解消のため、新規登録団体の開拓、多様な団体との連携、県ホームページによるさらなる周知を進める必要がある。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 事業主の変更や新規事業者の発生などにより、青少年に適した環境づくりへの意識に差が見られるため、継続して自主規制の働きかけを行う必要があり、また県民の環境浄化意識の底上げを図るために広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、街頭啓発が制限されたため、街頭啓発以外にも効果的に県民に呼び掛けられる啓発活動の実施方法等を検討する必要がある。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 学校や職場などの帰属先のない無職少年や、ひきこもり等自宅から出てこない少年は非行に陥りやすい環境下にあることに加え、実態把握が難しいことから、各関係機関との情報共有等の連携の強化による無職少年等の把握および、就労体験や学習指導、相談活動等を継続して実施する必要がある。 コロナ禍により、就労体験、対面による学習指導、相談活動等が制限されたため、オンラインによる指導、相談活動等、感染リスクに配慮した支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業  非行少年の置かれている環境は様々であり、対象少年の立ち直り支援を進めるためには、対象少年の特性にあった支援プログラムの推進と、支援する者の知識・技術の向上、関係機関との連携強化および情報共有を図る必要がある。また、支援対象少年には不登校・ひきこもりなどの心の問題を抱える者が増加傾向にあることから、専門機関等との情報交換等の連携を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で、体験プログラムを年間通して子どもたちに提供できるように登録団体等へ働きかける。また、県ホームページにつなげるための、事業一覧パンフレットを小学生に配付する。</p> <p>②次年度以降の対応  プログラム数を増やし、地域差を解消させるため、新規団体の開拓に取り組む。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>①令和3年度における対応  関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた有害環境の浄化活動と事業者に対する協力要請、県民の非行防止意識を高めるための広報啓発活動を推進する。コロナ禍においては、感染予防のため、非接触活動を複数回行う等、感染拡大状況に応じた啓発活動を継続的に行う。</p> <p>②次年度以降の対応  有害環境の浄化を目的とした図書販売店等に対する立入りの強化、インターネット環境における安全・安心利用を推進するため、携帯電話等販売店に対する協力要請や広報媒体を利用した啓発等によるフィルタリングの利用促進に努める。</p> <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>①令和3年度における対応  少年補導センターとの連携会議開催による無職少年の現状と問題把握、無職少年対策指導員の指導による就労・就学に向けた支援を実施する。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。  新型コロナウイルス感染症予防対策として、オンライン環境の整備や感染予防対策の機材の導入等を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>②次年度以降の対応 学校、警察、市町等関係団体と連携し、帰属先のない無職少年の把握、就学や就労に向けた無職少年の受け入れ企業の開拓等を推進する。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 再非行防止につながる支援の強化、居場所がないと感じる少年への居場所作りのための施策や、他機関、協力企業との連携を図る。青少年サポーターや支援企業の新規開拓による支援の幅の拡大を図る。また、ひきこもり等心の問題を抱えた少年への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 専門知識を有する識者による講演や専門機関等との意見交換を交えた研修会等を定期的で開催し、立ち直り支援センター職員の知識および意識向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 4 総合的な就業支援の実施</p> <p>予 算 額 74,936,000 円</p> <p>決 算 額 72,883,875 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 6 市 7,224,000 円</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 9,670,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き・暮らし応援センターの設置 7 圏域</li> <li>・相談件数 41,842 件</li> <li>・新規登録者数 367人</li> </ul> <p>(3) 就労移行支援促進事業 3,315,321 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労アセスメント手法研修 2 日間 受講者数33人</li> <li>・出前講座 2 日間 受講者数13人</li> </ul> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 6,302,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業支援ワーカーの派遣 9 事業所 延べ21回</li> <li>・経営スキル向上を図るための研修会 2 回 参加者数24人</li> <li>・販路拡大のための情報提供 37回</li> </ul> <p>(5) 障害者雇用創出事業 23,200,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的事業所 5 カ所</li> <li>・障害者従業者 46人</li> </ul> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業（旧母子家庭等就業・自立支援センター事業） 17,216,054 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談 2,542件（来所 336件、電話 1,986 件、巡回 114件、出張 100件、オンライン 6件）</li> <li>・就業実績 144人</li> <li>・弁護士無料相談 63人</li> <li>・パソコン講習 修了者 7人</li> <li>・介護保険事務講座 修了者 9人</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援プログラムの策定 87件</li> <li>・各種相談支援 585件（来所 107件、電話 334件、メール 95件、訪問 26件、オンライン23件）</li> <li>・情報交換（交流カフェ） 26人（2回開催）</li> </ul> <p>(7) 自立支援給付金事業 5,956,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者 6人</li> <li>・修業修了者 1人：うち資格取得者 1人、うち就職した者 1人</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助 就労継続支援A型事業所の就労支援に係る体制の充実を図ることにより、一般就労への移行促進に寄与した。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業 県内の各センター（7カ所）において、障害者の就労ニーズと雇用ニーズのマッチング、企業での職場定着や就労に伴う生活支援を行い、障害者の職場生活における自立と社会参加が促進された。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業 障害のある方の就労支援を担う職員に対する研修を実施することにより、就労アセスメント能力の向上を図ることができた。また、就労支援に関する課題を抱える障害者就労支援施設等に対し、専門的な知識を有する講師を派遣するなど出前講座を開催し、事業所における支援の指針の見直しなど、就労移行支援を担う職員の育成を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>障害者福祉施設から一般就労への移行者数</th> <th>平30（基準）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>目標値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>166人</td> <td>169人</td> <td>152人</td> <td>216人</td> <td>70.4%</td> </tr> </tbody> </table>	障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率		166人	169人	152人	216人	70.4%
障害者福祉施設から一般就労への移行者数	平30（基準）	令元	令2	目標値	達成率								
	166人	169人	152人	216人	70.4%								

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業  アドバイザーによる個別指導を行うことにより、事業所の商品力強化や業務改善を行うとともに、就労支援事業所の職員向け研修を行うことにより、事業経営に関する知識や技術を習得する機会を提供した。</p> <p>平均工賃 平29 A型：84,750円 平30 A型：84,006円 令元 A型：86,490円 令2 A型：84,601円  B型：18,156円 B型：18,722円 B型：18,516円 B型：17,251円</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業  社会的事業所への支援を行うことで、障害者の就労を促進するとともに、社会的、経済的な自立を図ることができた。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業（旧母子家庭等就業・自立支援センター事業）  就業支援員やプログラム策定員を配置し、ひとり親家庭に対して就業相談や講習会の開催等を実施し、就労による自立へつなげた。またコーディネーターを配置し、ひとり親家庭に寄り添った相談を行い、交流カフェの開催により、ひとり親家庭同士の交流および情報交換の場を設け、生活支援を行った。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業  ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活資金を支給し、ひとり親家庭の就業による自立を支援することができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助  就労継続支援A型事業所は、最低賃金を保障する事業経営が求められており、より効果的な支援が必要となっている。また、重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進する必要がある。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業  令和3年3月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、雇用義務事業者の拡大が実施される中、これまで以上に就業支援・定着支援・生活支援を一体的に行い、総合的な就労支援の強化を図る必要があるとともに、年々増加する働き・暮らし応援センターの登録者の希望に対応し、継続して支援する必要がある。</p> <p>(3) 就労移行支援促進事業  福祉施設から一般就労への移行者は、新型コロナウイルス感染症等の影響により152人と前年度より17人減少となった。このような状況を踏まえ、就労支援を行う障害福祉サービス事業所における訓練等の質の向上を図るため、支援を行う職員の研修等の充実を図る必要がある。  また、今後も新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響により、障害者の一般就労への影響が懸念されるため、関係機関の連携をより一層強化し対応する必要がある。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業  新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベントの中止や企業等からの発注が減少したことにより、就労継続支援事業所等の工賃が前年度より減少したことから、業務改善支援や仕事の創出支援等の強化を図る必要がある。  また、今後も新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響により、生産活動収入が減少する厳しい状況が続くことが懸念されるため、販路拡大や優先調達の推進、民間企業等による発注の促進など、生産活動を支える取組を強化する必要がある。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業  作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業（旧母子家庭等就業・自立支援センター事業） ひとり親家庭は就業だけでなく、家事、児童の教育、養育費、コロナ禍による影響等、様々な課題を同時に抱えたケースが多く、就業以外の相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添った就労支援と総合的なサポートをする必要がある。</p> <p>(7) 自立支援給付金事業 引き続き事業の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得することにより、安定就労につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助</p> <p>①令和3年度における対応 重度障害者の就労継続支援A型事業所の利用を促進するために、平成30年度から新たに実施している重度障害者を多く受け入れている就労継続支援A型事業所への報酬加算を継続している。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、一般就労への移行に向けた、重度障害者の就労継続支援A型事業所での訓練等の機会を拡充するために必要な支援に取り組んでいく。</p> <p>(2) 働き・暮らし応援センター事業</p> <p>①令和3年度における対応 企業や障害者の高いニーズに対応し、総合的に障害者の就労支援を進めていくため、働き・暮らし応援センターを含めた支援機関の連携強化を図るとともに、同センターの運営を継続している。 また、就職後の職場への定着が課題となっていることから、企業等における職場定着の実態や定着支援の状況を把握し、効果的な支援策の検討を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の就労および就労に必要な日常生活・社会生活上の支援に加えて、令和3年度の検討を踏まえた職場定着に向けた支援を行うとともに、教育機関や就労系障害福祉サービス事業所など関係機関との一層の連携の中核としての役割を果たす働き・暮らし応援センターの運営を継続する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 就労移行支援促進事業</p> <p>①令和3年度における対応  障害者の一般就労に向けた適切な就職支援やアセスメントが行える事業所職員を育成するため、事業所の職員を対象に就労アセスメント手法研修および企業等就労現場実習を実施している。</p> <p>②次年度以降の対応  企業ニーズなどの雇用現場の状況を踏まえた適切な訓練・就職支援を継続して実施する。</p> <p>(4) 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業</p> <p>①令和3年度における対応  事業経営に関する知識および技能習得のための研修会の実施や、業務改善指導、品質向上、販路拡大等への助言を行う専門家を1名増員し、事業所を巡回する等、生産性の向上や収益の増加に向けた支援を図っている。また、在宅での仕事を希望する障害者に対し、テレワーク等の活用による就業支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、障害者就労支援施設等での工賃向上を目指し、経営力の向上や品質向上のための支援に取り組む。</p> <p>(5) 障害者雇用創出事業</p> <p>①令和3年度における対応  一般企業に就労できない障害者に雇用の場を継続して確保するため、障害のある人もない人も共に働く「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応  「社会的事業所」を運営する事業に要する経費に対して継続して助成を行う。</p> <p>(6) ひとり親家庭総合サポート事業（旧母子家庭等就業・自立支援センター事業）</p> <p>①令和3年度における対応  就業相談、個別就労プログラム策定、就業情報の提供などひとり親家庭の就業支援を行っている。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関を連携させるコーディネート機能を持った、総合的なサポート体制によりコロナ禍による影響を含む就業以外の生活に関する相談等の支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が交流できる機会を創出する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、一人ひとりに寄り添った就労支援および総合的なサポートを実施する。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 自立支援給付金事業</p> <p>①令和3年度における対応 対象資格等を今年度に限り拡充している。市や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、不安定な就労環境にあるひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、ひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p>(障害福祉課、子ども・青少年局)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 5 高齢者の生きがいがづくりと社会貢献の促進</p> <p>予 算 額      144,840,000 円</p> <p>決 算 額      143,541,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助 <span style="float: right;">10,642,000 円</span></p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助 <span style="float: right;">30,124,000 円</span>  947クラブ 16連合会</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助 <span style="float: right;">1,750,000 円</span>  ア 生活支援サポーター養成講座      5回、参加者 312人  イ 生活支援実践普及事業              5団体</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く） <span style="float: right;">101,025,000 円</span></p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助  ねんりんピックびわこレイカディア県民大会を実施し、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを図ることができた。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助  単位老人クラブ、小規模老人クラブおよび市町老人クラブ連合会に補助を行うことにより、生きがいがづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進することができた。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助  地域の老人クラブを中心に、高齢者による高齢者の生活支援をするためのサポーターを養成することができた。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）  レイカディア大学の運営や、高齢期の地域活動や健康等に関する情報の提供などを行うことにより、高齢者の地域での活動や生きがいがづくりの促進を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助  今後、高齢者が増加することから高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、引き続き取組を進める必要がある。</p> <p>(2) 老人クラブ活動費等補助  高齢者は増加しているが、老人クラブ加入率は低下し、それに伴い活動が困難となっているクラブがあるため、加入率の向上や活動の活性化に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助  高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する必要がある。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）  レイカディア大学のあり方検討の結果を踏まえ見直しの具体的な方策を検討するとともに、レイカディア大学での学びを活かして地域で活躍できる場を広げることや、地域活動の情報収集・発信等による活動に参加していない層の掘り起こしなど、社会参加促進の取組が一層必要である。また、当センターは築20年以上が経過し施設の老朽化が進んでいることから、長期保全計画に基づき、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) レイカディア振興事業費補助</p> <p>①令和3年度における対応  新型コロナウイルス感染症の影響により、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会の実施については、規模を縮小するなど、引き続き実施方法を変更しながら、健康・生きがいつくりの場を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応  高齢者の生きがいつくり、健康づくりに向け、ねんりんピックびわこレイカディア県民大会や全国健康福祉祭への選手派遣を通じて引き続き取組を進める。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 老人クラブ活動費等補助</p> <p>①令和3年度における対応  高齢者の活躍の場やライフスタイルの変化により、老人クラブ加入率は低下しているものの、サークル活動等で活躍している高齢者は多数いるため、加入率の向上に向け、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応  サークル活動（趣味仲間）から単位老人クラブ、小規模老人クラブへの加入・変化を後押しすべく市町に働きかけ、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を推進し、老人クラブ加入率の向上を目指す。</p> <p>(3) 老人クラブ生活支援サポーター養成事業費補助</p> <p>①令和3年度における対応  高齢者の生活支援ニーズの高まりに伴い、高齢者が担い手として更に活躍できるよう、引き続き支援する。</p> <p>②次年度以降の対応  今後も高齢者が高齢者の生活支援の担い手として活躍できるよう支援するとともに、生活支援ニーズの高度化、多様化にも対応できるよう先進的な実践事例をもとに活動の普及を図る。</p> <p>(4) 長寿社会福祉センター管理運営事業（研修事業を除く）</p> <p>①令和3年度における対応  高齢者になっても多様な生き方を選択し生き生きと暮らせるよう、レイカディア大学の開催や地域活動等に関する情報発信など、高齢者の学びや地域活動への参加促進に向けた取組を行う。  また、長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕工事を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  レイカディア大学での学習内容の見直しや、地域活動に資する情報発信等を行い、高齢者の社会参加の促進を図る。  また、継続して安定的な事業運営が行えるよう、施設については計画的な修繕工事を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(医療福祉推進課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 6 障害のある人が地域で暮らし、働き、活動できる環境づくり</p> <p>予 算 額 2,247,356,009 円</p> <p>決 算 額 1,724,740,371 円</p> <p>(繰 越 額 504,823,000 円)</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業 <span style="float: right;">34,529,118 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10回びかつtoアート展の開催 <span style="float: right;">応募作品数 268点</span></li> <li>・障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金 <span style="float: right;">相談支援 61件、研修 6 回、勉強会 2 回</span></li> <li>・ボードレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展の開催 <span style="float: right;">4 回、観覧者数 2,508 人</span></li> <li>・音楽等の表現活動を地域で支援する人材の育成 <span style="float: right;">45人</span></li> </ul> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助 <span style="float: right;">19市町 <span style="float: right;">308,357,000 円</span></span></p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業 <span style="float: right;">202,769,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者地域包括支援事業費補助金 <span style="float: right;">18市町</span></li> <li>・重症心身障害者等施設整備事業費補助金 <span style="float: right;">4 施設</span></li> <li>・重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 <span style="float: right;">相談対応件数延べ 78 件</span></li> <li>・強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 <span style="float: right;">巡回事業 派遣事業所23カ所</span></li> </ul> <p>・重症心身障害児等特別加算事業 <span style="float: right;">加算終了後の事業所コンサルテーション11カ所</span></p> <p>・重症心身障害児等特別加算事業 <span style="float: right;">事例検討・情報交換 2 圏域</span></p> <p>・重症心身障害児等特別加算事業 <span style="float: right;">加算対象者延べ 138人</span></p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業 <span style="float: right;">25,633,496 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援地域協議会の開催 <span style="float: right;">3 回</span></li> <li>・発達障害啓発週間（4月2日～8日）における彦根城ブルーライトアップ <span style="float: right;">6 圏域</span></li> <li>・認証発達障害者支援ケアマネージャーの配置 <span style="float: right;">6 大学へ巡回支援回数144回、研修講師 2 回</span></li> <li>・大学の学生支援・進路担当者支援 <span style="float: right;">地域支援者との合同研修会 1 回（55名参加）</span></li> </ul> <p>・支援者講座 <span style="float: right;">3 回、参加延べ人数 132人</span></p> <p>(5) 障害者 I T 活用総合推進事業 <span style="float: right;">11,299,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域 I T サロン設置・運営 <span style="float: right;">利用者延べ 1,281 人</span></li> <li>・パソコンボランティアの派遣 <span style="float: right;">665 回</span></li> <li>・視覚障害者デジタル機器等相談支援 <span style="float: right;">サポート件数延べ 706 件</span></li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業 <span style="float: right;">13,986,376 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳介助者派遣数 <span style="float: right;">1,211件、延べ2,448時間</span></li> <li>・生活訓練参加者 <span style="float: right;">延べ238人</span></li> <li>・盲ろう者通訳・介助者養成講座修了者数 <span style="float: right;">7人</span></li> </ul> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業 <span style="float: right;">59,623,619 円</span></p> <p>ア 障害者自立支援協議会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイザーの設置 <span style="float: right;">18回</span></li> <li>・相談支援従事者等育成研修</li> </ul> <p>イ 障害者生活支援センター設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークアドバイザーの配置 <span style="float: right;">7圏域</span></li> </ul> <p>ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給人数 <span style="float: right;">100人</span></li> </ul> <p>(8) 精神科救急医療システム事業 <span style="float: right;">90,160,925 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請通報届出件数 <span style="float: right;">281件</span></li> <li>・緊急入院患者数 <span style="float: right;">措置入院70件、医療保護入院等39件</span></li> </ul> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費 <span style="float: right;">961,176,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創設 <span style="float: right;">7施設</span></li> <li>・改築 <span style="float: right;">3施設</span></li> <li>・大規模修繕等 <span style="float: right;">6施設</span></li> </ul> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業 <span style="float: right;">8,705,837 円</span></p> <p>ア 周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例フォーラムの開催 <span style="float: right;">1回、158名参加</span></li> <li>・条例説明・出前講座 <span style="float: right;">44回</span></li> <li>・合理的配慮の助成事業 <span style="float: right;">8件</span></li> </ul> <p>イ 相談・解決のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消相談員の配置 <span style="float: right;">2名</span></li> <li>・地域アドボケートの配置 <span style="float: right;">25名</span></li> <li>・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」の設置</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 <span style="float: right;">8,500,000 円</span></p> <p>ア ネットワークづくり支援 7 圏域</p> <p>イ 訪問支援の実施 3 圏域</p> <p>ウ フォーラム等地域啓発活動 1 回 (参加者 50名)</p> <p>エ 広域相談窓口の設置 (定期電話相談・一斉電話相談) 2 2 6 件</p> <p>オ 家族交流会等家族支援 3 回 (参加者 10名)</p> <p>カ 民生委員・児童委員等の研修強化 1 回 (参加者 35 名)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業  公募展の開催、障害者の芸術文化活動における支援、人材の育成を通じて、芸術等に親しむ障害者の裾野の拡大や社会参加の促進を図ることができた。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助  市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業実施により、障害者および障害児の自立した日常生活や社会生活の促進に寄与した。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業  市町と共同して、重度障害者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ることができた。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業  発達障害者支援地域協議会において、県内の福祉や保健・労働等の各分野における発達障害者支援の現状と課題について協議し、新たな障害者プランに反映させることができた。</p> <p>(5) 障害者 I T 活用総合推進事業  I T 支援センターによる講習会開催や地域 I T サロンの設置・運営等により、障害特性に応じた I T 支援を実施し、障害者の社会参加促進に寄与した。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業  盲ろう者が地域の中で安心して生活が送れるように、生活訓練、コミュニケーション手段の確保および移動支援を行い、社会参加の促進に寄与した。また、支援者の育成を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業  地域で暮らす障害児（者）が相談を受けられる体制を整備するとともに、人材育成のための研修の実施等により、地域における総合的な地域ケアシステムの充実を図ることができた。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業  休日、夜間等においても、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対して、迅速かつ適正に精神科救急医療（治療および保護）を提供することができた。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費  障害児者施設の設置を促進することにより、重度障害児者等の日中活動の場が増加し、障害者の社会参加や自己実現を図ることができた。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業  令和元年度に整備した相談体制のもと障害者差別に関する相談受付、助言、調整を行い、出前講座等の開催や合理的配慮の助成事業を通じて「障害の社会モデル」の考え方の浸透や障害者理解の促進、合理的配慮の取組を進める機運醸成につながった。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業  甲賀圏域における先駆的取組を参考に、新たに湖東圏域において関係機関による連絡会議の設置や研修会の開催、アウトリーチ支援体制の構築を図ることができた。また、広域的な取組として、ひきこもり電話相談の継続実施や家族交流会等の家族支援を実施し、当事者や家族の孤立防止につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業  障害者の芸術文化活動の発表の場や障害者の芸術文化活動を支援できる人材が限られていることから、芸術活動の裾野を拡大する取組や支援する仕組みづくりに対して引き続き支援していく必要がある。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助  障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町が実施する地域や利用者のニーズに応じた事業に対し、引き続き柔軟に支援を行う必要がある。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 重度障害者地域包括支援事業  重度障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、各市町が実施する事業について、市町と意見交換を行い、必要な見直しを行いながら、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業  発達障害のある人が身近な地域で安心して支援を受けながら自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージを見通した支援の実施や分野を超えた関係機関の連携の強化に向けて相談支援体制の整備を図るとともに、支援者の養成や啓発等、県民の理解を深めるための事業に取り組む必要がある。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業  近年のIT化の進展により、障害者の社会生活や職業生活にとってIT機器は不可欠であり、また、障害があることにより生じる情報格差を是正する必要があることから、障害者がITを活用して社会参加し、必要な情報を獲得することができるよう、引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業  盲ろう者の障害特性に関する県民の理解促進や必要な支援の提供に向けて、団体・市町・県が連携した支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業  地域自立支援協議会を中心とした地域のネットワーク構築・高度化に向けて、引き続き相談支援体制の充実およびそれらに携わる人材の育成を図っていく必要がある。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業  精神障害のある人が地域で安定して生活していくため、退院後のフォローアップをきめ細かに行っていく必要がある。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費  各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>(10) 障害者差別解消総合推進事業  「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の理念や「障害の社会モデル」が幅広い層に浸透するよう周知・啓発に取り組む必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 支援機関による会議の開催や家族交流会等の取組を通じて、継続してネットワークの強化を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 障害者芸術・文化活動推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 障害者の芸術文化活動の発表の機会づくり、芸術文化活動に係る相談支援、情報発信、人材育成を通じて、障害者の社会参加の促進を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 障害者の芸術文化活動の発表の場を確保するため、引き続き、障害者の造形作品を広く募集する公募展や表現活動の発表会を実施するとともに、芸術文化活動に係る相談支援の充実、福祉事業所職員や文化芸術関係者を対象にした障害者の表現活動を推進する人材の育成に取り組む。</p> <p>(2) 市町地域生活支援事業費補助</p> <p>①令和3年度における対応 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各市町の地域の特性や利用者の状況に応じた事業に対し補助を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 市町事業への支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。</p> <p>(3) 重度障害者地域包括支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 重度障害者地域包括支援事業に係る担当者会議を開催し、市町と事業内容の見直しを含め意見交換を行いながら効果的な事業運営に向け取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 重度障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、引き続き市町と意見交換を行い効果的な事業運営に向け取り組む。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(4) 自閉症等発達障害支援体制整備事業</p> <p>①令和3年度における対応      県内の発達障害者支援における対応の方向性について、各分野の専門家等の意見を取り入れながらさらに検討を行うとともに、市町や事業所を支える圏域を含めた相談支援体制の重層化に向け取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応      発達障害のある人の支援の充実を図るため、ライフステージを見通した支援や分野を超えた関係機関のさらなる連携強化、周囲の理解の促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実に向け取り組む。</p> <p>(5) 障害者IT活用総合推進事業</p> <p>①令和3年度における対応      障害者の社会参加をさらに促進し、障害の有無により生じる情報格差の是正を図るべく、IT支援センターによる講習会の開催やITサロンの設置・運営を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応      日々進歩する情報技術に対応すべく、引き続き障害者に向けてIT利活用の支援を行う。</p> <p>(6) 盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>①令和3年度における対応      新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ、盲ろう者の実態調査を行い、盲ろう者の支援ニーズ等を把握し、必要な支援に繋げていく。      盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施する。</p> <p>②次年度以降の対応      盲ろう者の生活に欠かせない生活訓練・コミュニケーション手段の確保および移動等を支援する事業を継続して実施するとともに、実態調査を引き続き行い、調査結果を踏まえた支援制度を構築し、盲ろう者の社会参加の促進を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(7) 障害児（者）地域生活支援等事業</p> <p>①令和3年度における対応 ネットワークアドバイザーを設置し、地域の事業者および関係団体への支援等を行うことで、相談支援体制の充実および人材の育成を図っている。</p> <p>②次年度以降の対応 障害児（者）が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、相談支援体制の整備および各種研修等を行う。</p> <p>(8) 精神科救急医療システム事業</p> <p>①令和3年度における対応 国のガイドラインに基づき、措置入院者退院後フォローアップ事業を実施している。また、退院後のフォローアップ支援を通じて、措置入院等のハイリスク者に対して、退院後支援計画の策定などを行い、再度の入院に至らないよう支援体制の整備を図っている。 措置入院に係る事前調査等において新型コロナウイルス感染症の疑い例等が出た場合、コントロールセンター等に相談を行い、県立精神医療センター等3病院において受入を行う体制を構築している。</p> <p>②次年度以降の対応 精神障害のある人が住み慣れた地域で本人が望む生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等が連携し、安定した生活を継続するための支援を推進する。</p> <p>(9) 障害児者施設等整備助成費</p> <p>①令和3年度における対応 各市町に対して障害児者施設等の整備計画の調査を行い、障害福祉計画に定めるサービス見込量等を考慮して必要な調整を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応 各圏域において障害児者が必要とするサービスが提供されるよう、整備の必要性が高い事業に対して、計画的に支援を行う。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(10) 障害者差別解消総合推進事業</p> <p>①令和3年度における対応        県民の皆さんに障害者差別に関して共通した認識を持ってもらえるよう、条例施行後の取組や相談対応の状況等を取りまとめ公表する。また、テレビCMの活用等により、条例の内容や「障害の社会モデル」の考え方について、周知・啓発を行っている。</p> <p>②次年度以降の対応        「障害の社会モデル」の考え方や条例の内容について、県民や事業者への周知に努めるとともに、障害者差別に関する相談体制等の実効性を確保するため、研修機会の確保や関係機関との連携を深める。</p> <p>(11) ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業</p> <p>①令和3年度における対応        特に、東近江圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、本人が他の人とつながりを持てる居場所、家族同士で交流の持てる場を提供するなど取組を進めている。</p> <p>②次年度以降の対応        引き続き、各圏域におけるネットワークの強化を図るとともに、ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている本人や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進める。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 7 地域共生の仕組みづくり</p> <p>予 算 額           1,000,000 円</p> <p>決 算 額           900,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業 <span style="float: right;">900,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整会議の開催     3回</li> <li>・アドバイザー派遣       19回</li> <li>・情報提供・連携事業     アンケート実施、意見交換実施（W e b）1回</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>しが住民参加支え合い活動連絡会の開催、好事例の収集やアドバイザーの派遣により、地域の生活課題の解決に取り組む県内の地域活動団体の交流を図ることができた。また、コロナ禍の状況を把握し、次期滋賀県地域福祉支援計画の策定に反映した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>活動範囲を福祉に限定せず、環境、交通、農林、商工関係を含めたまちづくりに関わる団体等が連携し、地域の生活課題を解決する自主的な助け合い活動に共に取り組む仕組みづくりや人づくりが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <p>アドバイザー派遣、地域の支え合い活動を実施するにあたって相談対応できる人材を配置するとともに、しが住民参加支え合い活動連絡会において、コロナ禍においても活動している事業所等のノウハウを共有し、地域の課題を自ら解決しようとする活動を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>滋賀県地域福祉支援計画に基づき、地域の様々な分野の人の参画と協働による支え合いの関係を拡大し、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会づくりを進める。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 8 地域支え合いの体制づくり</p> <p>予 算 額 53,192,000 円</p> <p>決 算 額 51,611,807 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業 17,923,900 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東近江および湖東健康福祉事務所に生活困窮者自立支援のための主任相談支援員を設置 2名</li> <li>・郡部における生活困窮者への相談支援および就労支援のための総合相談窓口を各町社会福祉協議会に設置</li> <li>・郡部において、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業を実施</li> <li>・郡部において、544件の相談があり、相談者の生活状況や課題を把握し、31件について支援プランを策定</li> <li>・郡部における住居確保給付金の支給 27件</li> </ul> <p>(2) 再犯防止推進事業 32,767,907 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設に入所中の高齢者や障害者の帰住先の調整と福祉サービスの利用支援を実施 27件</li> <li>・刑事手続段階にある人の中で、高齢または障害により福祉的支援が必要な場合、検事、弁護士、家族、支援者等からの相談に応じて、必要な支援および助言等を実施 新規相談24件</li> <li>・非行・犯罪行為のある高齢者・障害者等の支援で困っている方に対して、専門職チームがアドバイスを実施</li> </ul> <p>(3) 無戸籍者支援事業 920,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口開設 延べ40日間 相談件数 延べ11人</li> <li>・滋賀県無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会を開催 2回</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により自立相談支援窓口への新規相談件数が急増したが、各町、各町社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援事業者、健康福祉事務所が連携し、適切な機関や制度利用に繋げるなど、生活困窮者の自立を支援することができた。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>司法と福祉の関係機関が連携して包括的な体制を整備し、必要な支援の情報共有を行うことで、刑務所を出所する高齢者・障害者の帰住先調整と安定した地域生活への移行、刑事手続段階にある高齢者・障害者を地域の福祉サービスにつなげるなど、社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることができた。</p> <p>(3) 無戸籍者支援事業</p> <p>相談窓口を設けるとともに、関係団体等との連絡協議会を開催するなど、戸籍がない人を支援する体制を整えることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者が急増しており、就労支援や家計改善支援の強化を図り、自立に向けたきめ細やかな支援を実施する必要がある。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業 国、地方公共団体、民間など多機関の協働による「息の長い支援」が不可欠であり、関係機関が一丸となって対応できるよう連携体制を確保する必要がある。 各市町の地方再犯防止推進計画策定を進め、再犯防止の取組の裾野を広げる必要がある。</p> <p>(3) 無戸籍者支援事業 相談窓口を幅広く周知するとともに、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 就労支援と家計改善支援体制の強化を図るとともに、生活困窮者支援に従事する支援員を対象とした研修を拡充して開催する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、研修の開催や市町など生活困窮者自立支援事業の実施機関や関係団体との連絡会議の開催などにより、支援員のスキルアップを図り、生活困窮者への適切な支援の実施に向けて取り組む。</p> <p>(2) 再犯防止推進事業</p> <p>①令和3年度における対応 令和2年度で終了した国のモデル事業を継承し、再犯防止地域支援員の設置など県事業として継続実施するとともに、国・市町・民間協力者等と連携して取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの事業実績を踏まえ、引き続き関係機関との連携を深め、適切な支援を行う。</p>



事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無戸籍者支援事業</p> <p>①令和3年度における対応 大津地方法務局に事務局を引き継ぎ、引き続き、関係機関と連携しながら、無戸籍者への支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの取組を踏まえ、引き続き、関係機関との連携を深め、無戸籍者への適切な支援を行う。</p> <p>(健康福祉政策課)</p>

### III 社 会

#### 未来を支える 多様な社会基盤

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 ユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>予 算 額           12,771,000 円</p> <p>決 算 額           12,558,675 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業 <span style="float: right;">12,558,675 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証 <span style="float: right;">累計発行数 9,417枚</span></li> <li>・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例「施設整備マニュアル」の改定</li> <li>・車椅子利用者等によるバリアフリー調査事業 県内の公共交通機関122駅 ホテル・旅館70施設</li> <li>・社会福祉審議会ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会の開催 4回</li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす駐車場等を優先的に利用できる人を明確にし、使いやすい駐車場の仕組みづくりを図ることで、歩行が困難であるため移動に配慮が必要な方の社会参加を促すことができた。</li> <li>・「施設整備マニュアル」について、バリアフリー法の改正等を踏まえ、事業者や設計者、行政関係者が活用しやすいものに改定した。</li> <li>・県内の駅やホテルなどの多目的トイレやエレベーターの設置状況など、施設の整備状況やサービスを滋賀県脊髄損傷者協会と協働して調査し、専用のホームページを開設した。</li> <li>・ユニバーサルデザイン行動指針の改定に向け、専門分科会を開催し、学識者や障害当事者等による議論を行った。</li> </ul> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定について、「障害の社会モデル」や新たな知見を取り入れ、取組の裾野の拡大、具体的実践や目標の設定など、指針をより実効性のある内容に改定する必要がある。</li> <li>・滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を図る必要がある。</li> </ul>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業</p> <p>①令和3年度における対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引き続き専門分科会での議論等を踏まえ、「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定に向けた検討を進める。</li><li>・手引きの改正や対象事業者への個別の働きかけ等を通じて、滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の周知を進める。</li></ul> <p>②次年度以降の対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」改定を契機として、県内のユニバーサルデザインの普及や、福祉のまちづくり推進に努める。</li></ul> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 災害への備えある地域づくり</p> <p>予 算 額            6,571,000 円</p> <p>決 算 額            6,418,000 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備 <span style="float: right;">1,215,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営協議会の開催 <span style="float: right;">2回 13人</span></li> <li>・県災害ボランティアセンター機動運営訓練の実施 <span style="float: right;">1回 18人</span></li> <li>・市町災害ボランティアセンター設置運営訓練の支援 <span style="float: right;">1市</span></li> <li>・災害ボランティアセンターコーディネーター基本研修の開催 <span style="float: right;">1回 20人</span></li> </ul> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備 <span style="float: right;">5,203,000 円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（学習会）の開催 <span style="float: right;">1回 109人</span></li> <li>・災害派遣福祉チーム養成研修の開催 <span style="float: right;">4回 109人</span></li> <li>・災害派遣福祉チームフォローアップ研修の開催 <span style="float: right;">2回 31人</span></li> </ul> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>災害ボランティアセンターの運営に関する実践的な訓練等を実施し、災害時における地域支援のための人材育成や発災時への対応能力の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>県災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体を対象に会議を開催し、災害時支援の実践報告、実態調査結果報告等、情報提供を行い、理解を深めることができた。</p> <p>災害時における要配慮者の状況、DWA T（災害派遣福祉チーム）の機能と実際の支援展開にかかる研修や、災害時のDWA T派遣を想定した訓練を実施し、109名の登録につなげた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>3 今後の課題</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備  近年の災害において、災害ボランティアセンターの役割の重要性が高まっていることから、発災時に適切に機能するよう、より実践的な災害ボランティアセンター機動運営訓練を実施するなど、更なる活動推進体制の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備  一般避難所における福祉的配慮を進めるよう市町に働きかける必要がある。  各社会福祉施設で実効性のある避難確保計画の作成と訓練が実施されるよう、庁内関係課および市町防災部局と連携して検討していく必要がある。  DWA T研修・訓練の実施やチーム員の確保、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等、体制整備を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 災害ボランティア活動推進体制の整備</p> <p>①令和3年度における対応  近年の大規模災害における災害ボランティアセンターの業務を参考に、新型コロナウイルス感染症対策についても想定しつつ、より実践的な訓練を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き災害ボランティアセンターに期待される役割を果たせるよう検討を進め、訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害時要配慮者支援体制の整備</p> <p>①令和3年度における対応  要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施が進むよう、庁内関係課と検討を進める。  DWA T研修・訓練の実施やチーム員の確保、協定締結団体の拡充、市町への説明・協力依頼等に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応  引き続き、庁内関係課および市町防災担当部局との連携を強化し、要配慮者支援体制の整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉政策課)</p>